

資 料 編

目 次

資 料 編

総則編

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

【資料1】関係機関連絡先	資料- 1
--------------	-------

第4節 防災面からみた千曲市の概要

【資料2】過去の災害	資料- 4
------------	-------

【資料3】長野県地震被害想定調査概要	資料- 17
--------------------	--------

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

【資料4】水防警報河川	資料- 19
-------------	--------

【資料5】洪水予報河川	資料- 20
-------------	--------

【資料6】水位周知河川	資料- 20
-------------	--------

【資料7】重要水防区域	資料- 21
-------------	--------

【資料8】ため池	資料- 29
----------	--------

【資料9】土砂災害警戒区域等	資料- 32
----------------	--------

【資料10】山地災害危険地区	資料- 56
----------------	--------

第3節 情報の収集・連絡体制計画

【資料11】千曲市災害屋外告知放送システム設置状況一覧	資料- 62
-----------------------------	--------

第4節 活動体制計画

【資料12】千曲市防災会議条例	資料- 65
-----------------	--------

【資料13】千曲市防災会議委員名簿	資料- 67
-------------------	--------

【資料14】千曲市災害対策本部条例	資料- 69
-------------------	--------

【資料15】千曲市災害対策本部規程	資料- 70
-------------------	--------

第5節 広域相互応援計画

【資料16】災害対策関連協定一覧	資料- 83
------------------	--------

【資料17】目的別災害対策関連協定一覧	資料- 87
---------------------	--------

【資料18-1】長野県消防相互応援協定	資料- 93
---------------------	--------

【資料18-2】長野県消防相互応援協定実施細則	資料- 96
-------------------------	--------

【資料18-3】長野県市町村災害時相互応援協定	資料-100
-------------------------	--------

【資料18-4】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	資料-104
-----------------------------	--------

【資料18-5】緊急消防援助隊の運用に関する要綱	資料-107
--------------------------	--------

【資料18-6】災害時の情報交換に関する協定	資料-121
------------------------	--------

【資料18-7】長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	資料-123
---------------------------------------	--------

【資料18-8】一般廃棄物処理の相互協力に関する協定	資料-127
----------------------------	--------

【資料18-9】災害時の相互応援協定（富山県射水市）	資料-130
----------------------------	--------

【資料18-10】災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定（千曲郵便局）	資料-132
---------------------------------------	--------

[資料 18-11]	災害時の医療救護についての協定（千曲医師会）	資料-134
[資料 18-12]	災害時の歯科医療救護についての協定（埴科歯科医師会）	資料-136
[資料 18-13]	災害時の歯科医療救護についての協定（更級歯科医師会）	資料-138
[資料 18-14]	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （ながの農業協同組合）	資料-140
[資料 18-15]	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （生活協同組合コープながの）	資料-143
[資料 18-16]	震災時における緊急設備支援に関する協定（株式会社セレスポ）	資料-146
[資料 18-17]	災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協定 （株式会社信州ケーブルテレビジョン）	資料-148
[資料 18-18]	災害時における飲料水提供に関する協定 （北陸コカ・コーラボトリング株式会社）	資料-149
[資料 18-19]	災害時の相互応援協定（千葉県横芝光町）	資料-151
[資料 18-20]	災害時における緊急支援に関する協定（千曲市建設業協会）	資料-153
[資料 18-21]	災害時における応急対策業務に関する協定 （長野県建設業協会更埴支部）	資料-155
[資料 18-22]	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定 （千曲市清掃組合）	資料-157
[資料 18-23]	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （株式会社ベイシア）	資料-159
[資料 18-24]	災害時における応急対策業務に関する協定（千曲市電気工業会）	資料-161
[資料 18-25]	災害時の医療救護に関する協定（更埴薬剤師会）	資料-162
[資料 18-26]	災害時における応急対策業務に関する協定 （株式会社アクティオ）	資料-165
[資料 18-27]	災害時における応急対策業務に関する協定（千曲清流会）	資料-166
[資料 18-28]	災害時における生活物資の供給協力に関する協定 （株式会社カインズ）	資料-167
[資料 18-29]	災害時における電気の保安に関する協定 （一般財団法人中部電気保安協会長野支店）	資料-169
[資料 18-30]	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定 （社団法人長野県建築士会埴科支部）	資料-171
[資料 18-31]	長野県千曲市及び岩手県山田町の災害時における 相互応援に関する協定（岩手県山田町）	資料-173
[資料 18-32]	災害時における飲料水等の提供に関する協定 （サントリービバレッジサービス株式会社）	資料-175
[資料 18-33]	災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定 （長野県タクシー協会更埴支部）	資料-177
[資料 18-34]	災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定 （長野県タクシー協会更埴支部）	資料-179
[資料 18-35]	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 （長野県石油商業組合）	資料-181
[資料 18-36]	災害時における応急対策業務に関する協定 （長埴建設労働組合）	資料-184
[資料 18-37]	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定 （長野LP協会長野支部・長野県LPガス協会）	資料-186

- [資料 18-38] 災害時等における妊産婦及び乳児とその母親の
緊急受入れに関する協定（株式会社信毎販売センター） … 資料-189
- [資料 18-39] 災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定
（日本ケーブルテレビ連盟信越支部） …… 資料-191
- [資料 18-40] 災害時における物資供給に関する協定
（NPO 法人 コメリ災害対策センター） …… 資料-193
- [資料 18-41] 災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定
（一般社団法人 日本福祉用具供給協会） …… 資料-196
- [資料 18-42] 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） … 資料-199
- [資料 18-43] 災害時における居宅要配慮者避難受け入れに関する協定
（千曲・坂城地域自立支援協議会） …… 資料-201
- [資料 18-44] 災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ） … 資料-204
- [資料 18-45] 千曲市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー
篠ノ井営業所の災害時における相互協力に関する協定
（中部電力パワーグリッド株式会社長野支社） …… 資料-207
- [資料 18-46] 洪水時等における避難者の受け入れに関する協定
（長野電子工業株式会社） …… 資料-209
- [資料 18-47] 災害時等における避難者の受け入れに関する協定
（医療法人 長野寿光会） …… 資料-212
- [資料 18-48] 災害等緊急時における出動協力に関する協定
（千曲市水道工事業協会） …… 資料-214
- [資料 18-49] 災害時の応急活動の連携に関する協定
（長野県企業局） …… 資料-215
- [資料 18-50] 洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定
（アズサイエンス株式会社） …… 資料-217
- [資料 18-51] 洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定
（株式会社モリカワ） …… 資料-220
- [資料 18-52] 覚書（災害用緊急救護物資備蓄倉庫の使用）
（日本赤十字社長野県支部） …… 資料-223
- [資料 18-53] 洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定
（医療法人財団大西会） …… 資料-224
- [資料 18-54] 災害時における相互協力に関する協定
（東日本電信電話株式会社） …… 資料-226
- [資料 18-55] 災害時における物資の供給に関する協定
（レンゴー株式会社長野工場） …… 資料-228
- [資料 18-56] 災害時におけるバス利用に関する協定
（共和観光バス株式会社） …… 資料-230
- [資料 18-57] 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に
係る連携協定
（長野日産自動車株式会社・日産プリンス長野販売株式会社・
日産自動車株式会社） …… 資料-232
- [資料 18-58] 千曲市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定
（千曲市社会福祉協議会） …… 資料-237
- [資料 18-59] 災害時における被災者支援に関する協定
（長野県行政書士会長野支部） …… 資料-239
- [資料 18-60] 災害時における物資供給に関する協定（株式会社旭フーズ） 資料-241

〔資料 18-61〕	災害時等での施設利用の協力に関する協定 (株式会社ダイナム)	資料-243
〔資料 18-62〕	災害時における電動車両等の支援に関する協定 (長野三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社)	資料-246
〔資料 18-63〕	霞堤内(埴生地区)における浸水被害軽減のための大型土のう 設置応急対策業務に関する協定 (飯島建設株式会社千曲支社)	資料-249
〔資料 18-64〕	霞堤内(八幡地区)における浸水被害軽減のための 大型土のう設置応急対策業務に関する協定 (市川総業有限会社)	資料-251
〔資料 18-65〕	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (市内 17 社会福祉法人)	資料-253
〔資料 18-66〕	災害時等における避難者の受け入れに関する協定 (大和ハウス工業株式会社)	資料-256
〔資料 18-67〕	災害時等における避難者の受け入れに関する協定 (長野広域連合・ちくま環境サービス株式会社)	資料-258
〔資料 18-68〕	災害時における相談業務に関する協定(長野県弁護士会)	資料-260
〔資料 18-69〕	災害時における避難者の受け入れに関する協定 (株式会社ユニオンプレート)	資料-262
〔資料 18-70〕	災害時における避難者の受け入れに関する協定 (戸倉上山田温泉旅館組合連合会)	資料-264
〔資料 18-71〕	災害時における相互応援に関する協定(神奈川県松田町)	資料-266
〔資料 18-72〕	千曲市と株式会社ジーシーシー自治体サービスとの包括連携 に関する協定 (株式会社 ゴーシーシー自治体サービス)	資料-268
〔資料 18-73〕	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定 (千曲資源リサイクル事業協同組合・千曲市清掃事業協同組合 株式会社平林軽金属工業所・有限会社鳥昭商店)	資料-270
〔資料 18-74〕	千曲市と株式会社富士薬品との包括連携協定 (株式会社富士薬品)	資料-272
〔資料 18-75〕	災害時における避難者の受け入れに関する協定 (アピックヤマダ株式会社・戸倉地区区長会)	資料-274
〔資料 18-76〕	災害時における避難者の受け入れに関する協定 (株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所)	資料-279

第7節 消防・水防活動計画

〔資料 19〕	消防資機(器)材の現況	資料-283
〔資料 20〕	消防団の現況	資料-288
〔資料 21〕	消防水利の現況	資料-291
〔資料 22〕	水防資機材の現況	資料-292
〔資料 23〕	洪水、内水における浸水時・土砂災害時に避難の必要が認められる 要配慮者利用施設一覧	資料-294

第8節 災害時における要配慮者支援計画

〔資料 24〕	要配慮者利用施設等	資料-300
〔資料 25〕	医療機関	資料-313

第9節	緊急輸送計画	
【資料26】	緊急交通路交通規制対象予定道路等	資料-316
【資料27】	災害対策用物資輸送拠点	資料-318
第11節	避難の受入れ活動計画	
【資料28】	指定緊急避難場所	資料-319
【資料29】	指定避難所	資料-331
【資料30】	指定福祉避難所	資料-340
【資料31】	災害用マンホールトイレ	資料-341
第13節	食料品・生活必需品の備蓄・調達計画	
【資料32】	備蓄倉庫・備蓄品	資料-343
第14節	給水計画	
【資料33】	給水用資機材	資料-358
第15節	危険物施設等災害予防計画	
【資料34】	危険物施設の現況	資料-360
第22節	災害広報計画	
【資料35】	千曲市メール配信サービス・千曲市LINE公式アカウント 登録状況	資料-361
第25節	建築物災害予防計画	
【資料36】	文化財	資料-362
第33節	自主防災組織等の育成に関する計画	
【資料37】	自衛消防団・自主防災組織	資料-367
第2章	災害応急対策計画	
第1節	災害直前活動	
【資料38】	気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等	資料-369
【資料39】	水防法に基づく警報・注意報等	資料-372
【資料40】	避難指示等に係る発令の判断基準	資料-373
【資料41】	消防法に基づく通報・警報等	資料-377
【資料42】	キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	資料-378
第2節	災害情報の収集・連絡活動	
【資料43】	被害等の認定基準	資料-379
【資料44】	直接即報基準	資料-381
第3節	非常参集職員の活動	
【資料45】	千曲市地域監視対象雨量観測所一覧	資料-383
【資料46】	災害対策本部等の標識等	資料-384
第16節	保健衛生、感染症予防活動	
【資料47】	防疫資機材	資料-386
第18節	廃棄物の処理活動	
【資料48】	廃棄物処理施設	資料-387
【資料49】	廃棄物処理業許可業者	資料-389

【資料 50】し尿処理施設……………資料-391

【資料 51】し尿収集運搬業者・浄化槽汚泥収集運搬許可業者……………資料-392

第37節 災害救助法の適用

【資料 52】災害救助法による救助の程度、方法及び期間……………資料-393

第3章 災害復旧計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【資料 53】千曲市罹災証明書等交付要綱……………資料-398

震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

【資料 54】地震の震度階級……………資料-404

様 式

- 【様式 1】被害状況報告等様式……………様式- 1
- 【様式 2】災害救助様式……………様式-28
- 【様式 3】罹災証明申請書兼罹災届出書兼罹災届出証明申請書様式……………様式-47
- 【様式 4】罹災証明書兼罹災届出証明書様式……………様式-49

総則編

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

【資料1】関係機関連絡先

1 千曲市

機関の名称	所在地	電話番号
千曲市	千曲市杭瀬下 2-1	026-273-1111

2 長野県

機関の名称	所在地	電話番号
長野県	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111
長野地域振興局	長野市大字南長野南県町 686-1	026-233-5151
千曲建設事務所	千曲市大字屋代 1881	026-273-1720
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田 98-1	026-223-2131
川中島水道管理事務所	長野市川中島四ツ屋 100	026-284-1700
上田水道管理事務所	上田市諏訪形 613	0268-22-2110

3 自衛隊

機関の名称	所在地	電話番号
自衛隊（陸上自衛隊第13普通科連隊）	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766

4 千曲警察署

機関の名称	所在地	電話番号
千曲警察署	千曲市大字栗佐 1548-1	026-272-0110

5 消防署

機関の名称	所在地	電話番号
更埴消防署	千曲市大字杭瀬下 84	026-274-0119
戸倉上山田消防署	千曲市大字磯部 1221	026-276-0119

6 指定地方行政機関

機関の名称	所在地	電話番号
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123
関東農政局長野支局	長野市旭町 1108	026-233-2500
東京管区気象台長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-3773
信越総合通信局	長野市旭町 1108	026-234-9963
中部森林管理局	長野市栗田 715-5	026-236-2720
北陸信越運輸局長野運輸支局	長野市西和田 1-35-4	026-243-5355
長野労働局	長野市中御所 1-22-1	026-223-0550
北陸地方整備局千曲川河川事務所戸倉出張所	千曲市大字戸倉 2222	026-275-0133
〃 長野出張所	長野市松岡 2-1-26	026-221-4882
関東地方整備局長野国道事務所長野出張所	長野市大字稲葉 2137-5	026-251-1904

7 指定公共機関

機関の名称	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道株式会社長野支社	長野市栗田源田窪 992-6	026-226-7555
日本貨物鉄道株式会社関東支社長野支店	長野市栗田源田窪 992-6	026-266-7230
東日本電信電話株式会社長野支店	長野市大字南長野新田町 1137-5	026-225-4389
日本郵便株式会社千曲郵便局	千曲市大字栗佐 1587	026-272-3767
日本郵便株式会社戸倉郵便局	千曲市大字戸倉 1907	026-275-0200
日本赤十字社長野県支部千曲市地区	千曲市杭瀬下 2-1	026-273-1111
日本放送協会长野放送局	長野市稲葉 210-2	026-291-5200
日本通運株式会社長野支店	長野市大字南長野北石堂 1374-1	026-227-4150
中部電力パワーグリッド株式会社長野支社	長野市柳町 18	026-292-0032
東日本高速道路株式会社長野管理事務所	長野市松代町東寺尾字村北 1195-2	026-278-7701

8 指定地方公共機関

機関の名称	所在地	電話番号
埴科郡土地改良区	千曲市大字屋代 1881	026-273-1237
千曲市西部土地改良区	千曲市大字八幡 3004-73	026-214-2569
千曲市漆原土地改良区	千曲市杭瀬下 2-1	026-273-1111
長野都市ガス株式会社	長野市鶴賀緑 1017	026-268-0531
しなの鉄道株式会社	上田市常田 1-3-39	0268-21-4700
信越放送株式会社	長野市吉田 1-21-24	026-259-2111
株式会社長野放送	長野市中御所岡田 131-7	026-227-3000
株式会社テレビ信州	長野市若里 1-1-1	026-227-5511
長野朝日放送株式会社	長野市栗田 989-1	026-223-1000
長野エフエム放送株式会社	長野市南千歳 1-10-6	026-224-6088

9 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	所在地	電話番号
株式会社信州ケーブルテレビジョン	千曲市杭瀬下 4-178	026-272-1660
屋代有線放送電話農業協同組合	千曲市大字屋代 1273	026-272-1740
ながの農業協同組合	千曲市大字鋳物師屋 200	026-272-2323
長野森林組合更埴支所	千曲市大字寂蒔 500-1	026-274-1004
更埴漁業協同組合	千曲市上山田温泉 2-11-3	026-275-1536
千曲商工会議所	千曲市杭瀬下 3-9	026-272-3223
戸倉上山田商工会	千曲市大字戸倉 1750	026-276-5651
千曲医師会	千曲市大字桜堂 500-2	026-272-3011
埴科歯科医師会	千曲市大字小島 3145-2 市川ビル北 1 階	026-273-2170
更級歯科医師会	長野市里島 62	026-293-0899
更埴薬剤師会		
病院等医療施設の管理者		
社会福祉施設の管理者		
金融機関		
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者		
男女共同参画推進連絡協議会		
区		
自治会		

第4節 防災面からみた千曲市の概要

【資料2】過去の災害

【地震】千曲市近辺及び長野県の主な地震の被害状況

No	発生日	マグニチュード M	県内の被害 程度	主な被害 地域	主な被害状況
1	762. 6. 9 天平宝字 6. 5. 9	7.0	被害程 度不明	美濃・飛騨 ・信濃	被害不詳。
2	1627. 10. 22 寛永4年	6.0	中被害	松代	松代家屋倒壊80戸、死者あるも不明
3	1703. 12. 31 元禄16年	7.9	中被害	伊那	元禄地震 伊那で民家倒壊被害あり。松代で家屋倒壊2戸
4	1707. 10. 28 宝永4年	8.4			宝永地震 諏訪と南北安曇郡に被害、死者2人、家屋倒壊567戸
5	1714. 4. 28 正徳4年	6.3	大被害	信濃北西部	大町で家屋全半壊300戸、死者56人、松代も震度強し。
6	1718. 8. 22 享保3年	7.0		信濃・三河	飯田領内で、死者12人、家屋倒壊350戸天竜川沿いに山崩れ多発。
7	1751. 5. 21 宝暦1年	7.4	中被害	越後・越中	松代領で死者12人、家屋倒壊44戸
8	1847. 5. 8 弘化4. 3. 24	7.4	大被害	信濃北部 及び 越後西部	善光寺地震 被害実数は文書による異同が激しいが、松代領で潰9,550戸、半潰3,193戸、大破3,918戸、死者2,695人、傷2,289人うち洪水による死22人、山崩れ41,051ヶ所。飯山領では、潰1,977戸、半潰830戸、死586人という。善光寺では地震後の火災による死者も多かった。また、山崩れによって犀川が堰止められ、後に決壊して大洪水となった。市内の被害としては、稲荷山宿の被害が最も甚大で、倒壊消失家屋220軒・死者185人と記録されているが実際はもっと多くの犠牲者が出ている。犠牲者の大半は県内外からの旅の宿泊者で、善光寺のご開帳に訪れた旅人であった。 その他地区被害状況は、八幡村倒壊家屋41戸、半壊22戸、死者17人。桑原村倒壊家屋11戸、半壊4戸、死者10人。雨宮・土口・生萱は千曲川の増水により村民多数避難している。
9	1853. 1. 26 嘉永 5. 12. 17	6.5	小被害	信濃北部	善光寺の石塔、夜灯大半倒れる。水内、更級郡での被害は民家潰23戸、半潰15戸、大損9戸、山崩れ210ヶ所等。
10	1854. 12. 23 嘉永7. 11. 4 (安政1)	8.4	小～中	東海・東山 ・南海諸道	安政東海地震 松代藩では家潰152戸、半潰・大破576戸、蔵の潰れ225棟、蔵の半潰・大破207棟、死5人、傷29人、山崩れ35ヶ所。
11	1897. 1. 17 明治30	5.2	小被害	長野県北部	松代から小布施にいたる千曲川沿いの低地で、田畑の亀裂多く、砂・泥を噴出し、家屋・土蔵の傾斜、壁の亀裂等の被害。

No	発生日	マグニチュード M	県内の 被 害 程 度	主な被害 地域	主な被害状況
12	1923. 9. 1 大正 12 年	7. 9	大被害		関東大震災 長野県内家屋全壊 45 戸
13	1941. 7. 15 昭和 16	6. 1	小～中	長野市付近	死者 5 人、傷者 18 人、住家全壊 29 戸、半壊 115 戸、非住家全壊 48 戸、半壊 122 戸の被害。千曲川沿いでは割れ目多く噴砂水がみられた。
14	1944. 12. 7 昭和 19	7. 9	小被害	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県	東南海地震 (戦時中のため詳細は明らかにされなかった) 諏訪に被害あり。
15	1964. 6. 16 昭和 39	7. 5	大被害	新潟県 粟島付近	新潟地震 更埴市千曲川沿岸地帯で軽微な被害発生。住家半壊 2 戸、一部破損 25 戸、負傷者 2 人のほか鉄道の一部に被害が発生した。
16	1965. 8. 3 ～ 昭和 40	最大 5. 4	小被害	長野市 松代町付近	松代群発地震 1965 年 8 月に始まり、地震の回数も有感地震で 6 万回以上、無感地震を加えると 73 万回を数え、1967 年 10 月までに傷者 15 人、住家全壊 10 戸、半壊 4 戸、一部破損 7,857 戸、道路損壊 29 ケ所、山（崖）崩れ 60 ケ所の被害を出した。
	1966・8・28	5. 3	小規模		松代群発地震により市内住宅に被害発生、千曲川堤防に亀裂発生、冠着山「ぼこだき岩」の一角崩れる。
17	1984. 9. 14 昭和 59	6. 8	中被害	長野県西部	長野県西部地震 御岳山頂上のやや南方に生じた山崩れが約 10 km 流下し王滝村に達した。死者 11 人、行方不明 18 人、傷者 10 人、建物全壊 13 戸、半壊 86 戸、流出 10 戸、全焼 1 戸、一部破損 473 戸、非住家被害 86 ケ所。
18	2004. 10. 23 平成 16	6. 8	大被害	新潟県中越	新潟県中越地震 長野県内の最大震度 5 弱（三水村）、千曲市震度 3 が記録された。 中越地区からの被災者を白鳥園に延 5 2 6 名迎え、市で対応にあたる。
19	2007. 3. 25 平成 19	6. 9	大被害	石川県輪島市	能登半島地震 長野県内の最大震度 4（信濃町、飯綱町、諏訪市）、千曲市震度 3 を記録した。 死者 1 名、負傷者 336 名、住宅全半壊 1643 戸
20	2007. 7. 16 平成 19	6. 8	大被害	新潟県上越市	新潟県中越沖地震 長野県内の最大震度 6 強（飯縄町）、千曲市震度 4 が記録された。 負傷者 29 名、住宅一部破損 356 戸

No	発生日	マグニチュード M	県内の 被害 程 度	主な被害 地域	主な被害状況
21	2011. 3. 11 平成 23	9. 0	軽微	東日本	東北地方太平洋沖地震 最大震度 7（宮城県栗原市）、長野県内の最大震度 5 弱（佐久市、南牧村）、千曲市震度 3 が記録された。 死者約 16, 000 名、行方不明者約 3, 000 名、負傷者約 27, 000 名、住宅全半壊約 380, 000 戸、住宅一破損約 728, 000 戸　ほとんどが津波被害による。 避難者数約 34 万 4 千名 福島第一原子力発電所放射能漏れ事故 避難者数約 11 万 1 千名（避難指示区域） 千曲市受入れ避難者 21 世帯 50 名
22	2011. 3. 12 平成 23	6. 7	大被害	長野県北部	長野県北部地震 長野県内の最大震度 6 強（栄村）、千曲市震度 3 が記録された。 死者 3 名、負傷者 67 名、住宅全半壊 397 戸
23	2014. 11. 22 平成 26	6. 7	小被害	長野県北部	長野県神城断層地震 長野県内の最大震度 6 弱（長野市・小川村・小谷村）、千曲市震度 4 が記録された。 負傷者 46 名、住宅全半壊 213 戸

出典 長野県地域防災計画 資料編・埴科郡史・更埴市史・戸倉町史・上山田町史・戸倉町の今昔・
日本被害地震総覧 599-2012・千曲坂城消防本部資料・千曲市危機管理防災課資料

【風水害】 千曲市及び千曲川の主な水害の被害状況

No	発生年月	原因	主な被害状況
1	寛保2年 (1742)8月 「戌の満水」 8月27日 ～30日	集中豪雨	千曲川で史上最大の大洪水。全滅村落数知れず、死者は約2,800人にも及んだ。 当地域では、磯部地区の堤防が決壊し戸倉から屋代にかけ泥水につかった。被害状況は上徳間で家屋58戸流失全壊、死者65人。内川で家屋45戸、死者49人。千本柳で家屋25戸、死者2名。若宮で家屋7戸、死者2人。寂蒔で65戸、死者158人。稲荷山で家屋35戸、死者2人。倉科で死者11人。土口家屋33戸、死者5人。森で家屋24戸、死者7人の大きな被害を出している。
2	弘化4年 (1847)3月	地震による 土石流で千 曲川増水	善光寺地震 による土砂崩れが犀川をせき止め、崩壊し下流に大きな被害をもたらした。当地区でも、土口・雨宮・生萱地区で千曲川の増水で高台に避難する。
3	安政6年 (1859)7月	—	下戸倉大西堤防が決壊し田畑流出する。千本柳下川原堤防が決壊し上河原・向河原・清水古屋敷は砂河原となる。
4	明治3年 (1870)	—	千曲川7回出水。4月と5月の洪水は川沿いの村落に甚大な被害を与える。
5	明治4年 (1871)8月	—	霖雨により桑原村の佐野川本・支流が氾濫して、土砂を押し出す。復旧工事のため、1308人の援助を得る。
6	明治9年 (1876)8月	—	大水により、若宮村では、峠下の湯屋7戸が流失した他、外河原が押し流された。須坂・黒彦・向八幡で土堤が流失した。
7	明治14年 (1881)9月	—	平水より7尺5寸ほどの高水となり、千本柳村で川除流出41箇所、畑流出6反4畝。小舟山村でも被害あり。桑原村で佐野川が氾濫。
8	明治15年 (1882)9・10月	—	9月には上徳間の大締切堤、若宮村の外河原堤防85間が決壊する。10月千曲川大洪水、松節堤防決壊し耕地100町歩、家屋400戸浸水する。八幡村・稲荷山町で大被害、浸水300戸。雨宮・土口地区などで氾濫あり。磯部村で堤防2箇所決壊。
9	明治18年 (1885)6月	—	稲荷山で浸水、雨宮まで一帯被害。田畑冠水で荒地となる。稲荷山200戸浸水、雨宮から東寺尾にかけて田畑60町歩浸水し、そのうち4町歩が荒地となる。堤防が決壊し、小船山が被害を受ける。須坂村で1人死亡、若宮村堤防2箇所破損、磯部村伊勢宮堤防と岩崎水門が崩れ大水害となる。
10	明治22年 (1889)7・9月	—	八幡村・稲荷山で150戸浸水。上徳間、千本柳、小舟山、中で堤防が崩れるなどの被害あり。
11	明治25年 (1892)5月	—	稲荷山で130戸浸水。
12	明治29年 (1896)7月	—	千曲川では寛保2年以来の大洪水であり、千曲川全域で、流失・浸水被害家屋は、10,000戸を超える。千曲川2丈2尺増水。
13	明治30年 (1897)9月	—	豪雨のため千曲川が1丈5尺も上昇し、更級郡で浸水家屋590戸、耕地1町2反歩が荒地となる。千曲川1丈5尺余増水。

No	発生年月	原因	主な被害状況
14	明治 31 年 (1898)9 月	—	屋代町では、栗佐堤防が約 110 間(約 200m)決壊、浸水家屋 400 戸(半数は床上浸水)、鉄道は約 1 里(約 4km)冠水。埴生村では、人家流失 2 戸、人家損壊 6 戸、浸水家屋 400 戸(半数は床上)、鉄道線路冠水し、寂蒔で道路 4 丁(約 400m)流出。杭瀬下村では人家流失 3 戸、浸水家屋 320 戸(8 割が床上浸水)、ほとんどの田畑冠水。 稲荷山小学校被災、埴生村等で大被害、松代戸倉での被害が最も大きい。埴科郡では死者 11 人、家屋の浸水 3,607 戸。更級郡では死者 6 人、3,440 戸で、両郡あわせて全県の半分の被害におよぶ。 冠着トンネル工事の土砂が流出して雄沢川を堰止め堤防を決壊し、家屋 1 戸流出、死者 1 人。千曲川増水 2 丈 5 尺、戸倉温泉等流失、堤防も洪水で破壊された。
15	明治 35 年 (1902)9 月		八幡・稲荷山に被害。
16	明治 36 年 (1903)10 月		千曲川洪水、1 町 12 村に被害。浸水家屋 77 戸、田畑流出 4 町 5 反。
17	明治 39 年 (1906)7 月		千曲川洪水、八幡・栗佐橋流失。磯部百間土堤決壊。
18	明治 40 年 (1907)8 月		千曲川の大洪水により、上山田・八幡・稲荷山・塩崎等が大被害を受け、稲荷山の荒町、中町では床上浸水 143 戸、翌日も減水せず舟で食物を供給する。耕地・農作物の流失や道路・堤防の決壊、破損等の被害が大きく、赤坂、寺尾・栗佐等の橋が流失する。千曲川大洪水、戸倉・五加村で用水の崩壊、埋没あり。
19	明治 43 年 (1910)9 月	—	千曲川をはじめ、各河川が氾濫。全壊・流失家屋が 259 戸、床上・床下浸水は 12,800 戸と甚大な被害を受ける。 埴科郡南條村(千曲市より上流)の雨池堤防約 300 間(約 550m)決壊し、戸倉村・五加村で家屋浸水が続出し、更級地域にも危険が及ぶ。杭瀬下村では千曲橋下尻堤防欠損 110 間(約 200m)、浸水家屋百十余戸におよぶ。 栗佐堤防が決壊し、濁流が屋代町から雨宮県村まで氾濫し、一大湖のようになり、雨宮県村では 500 戸中浸水しなかったのは 50 戸のみ。また、新町でも水嵩が 3 尺(約 0.9m)、荒町の下では水嵩が 6 尺(約 1.8m)に達する。 埴生村:家屋浸水 38 戸。杭瀬下村:家屋浸水 115 戸。屋代町:家屋破損壊 20 戸。家屋浸水 250 戸。雨宮県村:家屋破損壊 84 戸、家屋浸水 450 戸。 森村・倉科村では人家被害の記録はないが、他村とともに田畑の流失・浸水被害が大きかった。八幡村:人家潰損 257 戸、床上浸水 350 戸。稲荷山町:床上浸水 350 戸、床下浸水 100 戸。桑原村:8 月 15 日の豪雨で被害。五加村の被害甚大。更科村須坂では下中島の堤防が 300 間決壊し、家屋流出 3 戸、家屋の浸水 7 戸、田畑の流出 16 町歩。五加村では上徳間・千本柳・小舟山・中で堤防が 7 箇所 551 間にわたって決壊し、特に小舟山と中の被害が大きかった。床上浸水 12 戸、床下浸水 158 戸、浸水田畑 105 町歩。戸倉村では伊勢宮堤防が 70 間被害を受け、下川原で畑流失。

No	発生年月	原因	主な被害状況
20	大正 3 年 (1914)8 月	—	被害家屋数 369 戸(流出・床上浸水・床下浸水)、水害被害区域面積約 820ha(農地)にも及んだ。
21	昭和 3 年 (1928)7 月	集中豪雨	五里ヶ峯方面の集中豪雨によって、福井地区で床上浸水や土石流の流入による被害があった。
22	昭和 13 年 (1938)7 月	—	樽沢・幸神の両沢が氾濫し、1町歩の耕地に浸水した。
23	昭和 13 年 (1938)9 月	—	千曲川が増水し、畑・桑畑 18 町 7 反 5 畝が浸水する。
24	昭和 16 年 (1941)7 月	—	千曲川が増水で水門から逆流し、戸倉温泉街に床下浸水があった。
25	昭和 20 年 (1945)10 月	台風	千曲川・犀川で大水害。死者 43 人、全壊家屋個数 42 戸、床上浸水 2,204 戸、床下浸水 4,843 戸にも及んだ。志川、佐野川護岸決壊3箇所、橋流失2箇所。
26	昭和 22 年 (1947)9 月	台風	カスリン台風 千曲川増水、杭瀬下村で1丈1尺余(約 3.6m)。
27	昭和 24 年 (1949)8 月	台風	キティ台風 戸倉町磯部堤防、大西堤防決壊寸前まで至るも、消防団員懸命の水防活動で難を逃れる、八王子地区浸水する。 八幡村で床上・床下浸水 30 余戸。千曲川の堤防の一部決壊。稲荷山町蟹沢川沿いで被害大。
28	昭和 24 年 (1949)9 月	—	森村の沢山川で洪水あり。羽尾の雄沢川と湯沢川の護岸 15 箇所決壊。若宮の堤防が補修箇所の一部決壊
29	昭和 25 年 (1950)7 月	—	八幡村で大池新池決壊する。
30	昭和 25 年 (1950)8 月	熱帯低気 圧豪雨	災害救助法適用災害 千曲川増水。八幡村では小河川が氾濫し、堤防決壊する。稲荷山町では、佐野川の洪水により、里山堤防が決壊する。また、蟹沢川でも出水する。八王子地区で家屋浸水 60 戸、流失 8 戸。雄沢川で護岸決壊 45 箇所、橋梁流失 6 箇所、水田流失1町 5 反歩。湯沢川で護岸決壊 26 箇所、水田流出 1 反歩。戸倉町で床上浸水 66 戸、床下浸水 122 戸。
31	昭和 27 年 (1952)6 月	台風	ダイナ台風 千曲川洪水、八幡村では平和橋第 2 号を撤去。戸倉町若宮:床下浸水 1 戸、芝原:床下浸水 6 戸、三島:床下浸水 3 戸。
32	昭和 28 年 (1953)9 月	台風 23 号	稲荷山町では蟹沢川が溢水。
33	昭和 33 年 (1958)9 月	台風 21 号	戸倉町雄沢川堤防 48 箇所で決壊し、道路流失 2 箇所、橋梁流失 2 箇所のほか、八王子地区では家屋が浸水し、町全体の被害は、家屋の半壊 2 戸、床上浸水 22 戸、床下浸水 26 戸で 1 人の死者を出している。 上山田町では、温泉街で床上浸水 28 戸、床下浸水 96 戸、農作物被害 力石地区堤防 110m決壊。

No	発生年月	原因	主な被害状況
34	昭和 34 年 (1959)8 月	台風 7 号	被害人口 71 人(死者・行方不明者)、被害家屋数約 20,600 戸(全壊・半壊・床上浸水・床下浸水)にも及び、千曲川に戦後最大の被害をもたらした。更埴市では、床上浸水 76 戸、床下浸水 286 戸の被害が発生し、戸倉町においても、湯沢川が 16 箇所で決壊し三島地区が浸水した。上山田町の被害にあつては、床上浸水 14 戸、床下浸水 108 戸の被害を出した。また、この台風で千曲川で流木を拾っていた男性が流され行方不明になった。
35	昭和 34 年 (1959)9 月	台風 15 号	伊勢湾台風（災害救助法適用災害） 長野県下を縦断した台風は、「伊勢湾台風」と名づけられ、紀伊半島から上陸し中部・関東・東北までの広範囲に被害を及ぼした。当市の被害としては、戸倉町では、磯部と福井地区で被害が大きく、住宅全壊 25 戸、半壊 54 戸のほか、住宅の一部をいためられた家が多数生じ、戸倉小学校体育館全壊した。また、更埴市では、栗佐橋等 5 橋、道路 8 箇所、堤 9 箇所、その他水道損壊等の被害あった。
36	昭和 35 年 (1960)8 月	—	千曲川洪水。更埴市の被害:床上浸水 9 戸、床下浸水 15 戸。
37	昭和 37 年 (1962)7 月	集中豪雨	更埴市の被害:家屋流失 1 戸、床上浸水 60 戸、床下浸水 522 戸の被害が発生する。
38	昭和 39 年 (1964)7 月	梅雨前線 豪雨	連続降雨により、中沢川に被害発生する。
39	昭和 40 年 (1965)9 月	台風 24 号	更埴市の被害:床上浸水 48 戸、床下浸水 470 戸の被害が発生する。
40	昭和 43 年 (1968)8 月	台風 10 号	千曲川が増水し、栗佐橋・平和橋の橋版を撤去する。
41	昭和 45 年 (1970)6 月	梅雨前線 豪雨	栗佐橋に被害あり。
42	昭和 46 年 (1971)8 月	台風 23 号	栗佐橋・平和橋及び道路に被害発生。
43	昭和 46 年 (1971)9 月	台風 24 号	更埴市の被害:床上浸水 48 戸、床下浸水 470 戸の被害が発生する。
44	昭和 46 年 (1971)9 月	秋雨前線 豪雨	市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。
45	昭和 47 年 (1972)7 月	豪雨	更埴市で公共土木施設、林業関係に被害発生する。
46	昭和 47 年 (1972)9 月	台風 20 号	戸倉町において住宅 53 戸一部損壊の被害のほか、市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。
47	昭和 48 年 (1973)7 月	集中豪雨	更埴市で、床下浸水 2 戸被害発生する。
48	昭和 49 年 (1974)8 月	台風 16 号	更埴市・戸倉町の公共土木施設で被害発生する。栗佐橋流失する。
49	昭和 50 年 (1975)7 月	梅雨前線 豪雨	更埴市の公共土木施設で被害発生する。
50	昭和 50 年 (1975)9 月	台風 17 号	更埴市・上山田町で農地及び公共土木施設で被害発生する。
51	昭和 51 年 (1976)7 月	大雨	更埴市・戸倉町の公共土木施設で被害が発生する。

No	発生年月	原因	主な被害状況
52	昭和 56 年 (1981)7 月	集中豪雨	1 時間に 47mm の集中豪雨があり、家屋浸水は戸倉全町にわたり 93 戸となった。今井町:床上浸水 8 戸、床下浸水 22 戸、上中町:床下浸水 14 戸、中町:床下浸水 12、柏玉:床下浸水 12 戸、福井の白石団地・今井の新興住宅地では山地から土砂が流出する。
53	昭和 56 年 (1981)8 月	台風 15 号	市内全域で床上浸水 96 戸、床下浸水 480 戸のほか、農作物、林業、公共土木施設で大きな被害が発生する。雨宮地区では、33 名がゴムボートにより救出される。 こうがい橋流失。
54	昭和 57 年 (1982)8 月	台風 10 号	更埴市で床下浸水 1 戸のほか、市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。 栗佐橋・平和橋流失する。更埴市若草団地に避難命令が出される。 こうがい橋流失。
55	昭和 57 年 (1982)9 月	台風 18 号	災害救助法適用災害 市内全域で、床上浸水 235 戸、床下浸水 406 戸の大きな被害のほか、農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。千曲川沿いの水門はほとんどが閉鎖し、水位上昇により家屋に浸水被害が出る。
56	昭和 58 年 (1983)8 月	落雷	落雷により、更埴市、戸倉町で被害あり。
57	昭和 58 年 (1983)8 月	台風 5 号	更埴市・戸倉町の公共土木施設で被害発生する。
58	昭和 58 年 (1983)9 月	台風 10 号	災害救助法適用災害 市内全域で、床上浸水 370 戸、床下浸水 297 戸の被害にあわせ、負傷者 1 名を出す。そのほか市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。雨宮・土口地区では、沢山川が氾濫したため大人の胸の高さまで濁水に埋まった。いずみ野団地・妻女台団地、若草団地でゴムボートにより救出される。
59	昭和 60 年 (1985)6 月	台風 6 号	更埴市・上山田町で床上浸水 20 戸、床下浸水 71 戸の被害のほか、市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。台風 6 号と梅雨前線の影響で、千曲川が急激に増水し、水門を閉鎖したため更埴市内の河川・用水も増水する。
60	昭和 61 年 (1986)9 月	台風 15 号	更埴市で床下浸水 2 戸のほか、市内全域の公共土木施設で被害発生する。
61	昭和 63 年 (1988)6 月	集中豪雨	市内全域の公共土木施設で被害発生する。
62	昭和 63 年 (1988)8 月	集中豪雨	戸倉町の公共土木施設で被害発生する。
63	平成元年 (1989)9 月	集中豪雨	上山田町温泉地区浸水、床上浸水 15 戸、床下浸水 170 戸の被害が発生する。
64	平成 10 年 (1998)7 月	豪雨	上山田町の公共土木施設で被害発生する。
65	平成 10 年 (1998)9 月	台風 5 号	更埴市で床下浸水 6 戸のほか、市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。

No	発生年月	原因	主な被害状況
66	平成 10 年 (1998)9 月	台風 7・8 号	更埴市で住宅一部損壊 6 戸、負傷者 2 名のほか、市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。
67	平成 11 年 (1999)7 月	集中豪雨	更埴市・上山田町で、床下浸水 11 戸の被害のほか、市内全域で農地、林業、公共土木施設で被害発生する。
68	平成 11 年 (1999)8 月	熱帯低気圧	更埴市・上山田町で、床上浸水 35 戸、床下浸水 60 戸被害のほか、市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。 更級川の水門閉鎖により水位上昇家屋に浸水被害が出る。 千曲川の水位上昇で、雨宮(生萱)地区沢山川からの溢水により大きな被害が出る。
69	平成 11 年 (1999)9 月	豪雨	上山田町で家屋床下浸水 1 戸。
70	平成 12 年 (2000)8 月	集中豪雨	上山田町で床下浸水 3 戸の被害のほか、更埴市で農地、林業、公共土木施設で被害発生する。
71	平成 13 年 (2001)9 月	台風 15 号	更埴市・上山田町で農地、公共土木施設で被害発生する。
72	平成 16 年 (2004)10 月	台風 23 号	市内全域で、床上浸水 2 戸、床下浸水 55 戸の被害のほか、市内全域で農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。
73	平成 18 年 (2006)7 月	7 月豪雨	市内全域で床下浸水 18 戸のほか、農作物、林業、公共土木施設で被害発生する。
74	平成 19 年 (2007)9 月	台風 9 号	農地冠水、河川敷緑地地盤侵食、土砂堆積被害が発生する。
75	平成 21 年 (2009)8 月	集中豪雨	稲荷山・八幡地区で床下浸水 5 戸のほか、市内各所の道路及び農地法面崩落 11 件、土砂流入 1 件、土砂堆積 1 件の被害が発生する。
76	平成 22 年 (2010)7 月	集中豪雨	上山田温泉地区で床上浸水 1 戸、床下浸水 15 戸(旅館 1 軒、飲食店 9 軒、住宅 5 軒)のほか、稲荷山地区で床下浸水 1 戸の被害発生する。
77	平成 22 年 (2010)8 月	集中豪雨	上山田温泉地区で床上浸水 1 戸、床下浸水 12 戸(旅館 1 軒、飲食店 5 軒、住宅 6 軒)、戸倉地区で床下浸水 3 戸の被害発生する。
78	平成 25 年 (2013)9 月	台風 18 号	河川 24 箇所(土砂堆積・護岸浸食等)、道路 11 箇所(法面崩落)、の他、水道施設、農地、農業用施設、林道、公園で被害発生する。
79	平成 28 年 (2016)8 月	集中豪雨	戸倉地区で床下浸水 1 戸、上山田温泉地区で床上浸水 1 戸(店舗)、床下浸水 2 戸(店舗)のほか、更級地区で法面土砂流出の被害発生する。
80	平成 28 年 (2016)10 月	台風 18 号	強風による器物破損、倒木による被害発生する。
81	平成 29 年 (2017)10 月	台風 21・22 号	市内全域で公共施設破損、林道土砂崩落・路肩崩落、公園浸水、農業用施設で被害発生する。
82	令和元年 (2019)10 月	台風 19 号	令和元年東日本台風(災害救助法適用災害) 東日本と東北地方を中心に広い地域で記録的な大雨となり、北日本と東日本のアメダス地点で観測された日降水量の総和は観測史上 1 位となった。本市においても初めてとなる大雨特別警報が発表され、埴生、東部地区を中心に市内各地で大規模な浸水被害が発生し、床上浸水 427

			棟、床下浸水 1,250 棟、市内全域で 29 ヲ所の避難所を開設し、5,173 人が避難する。千曲川杭瀬下観測所では、計画高水位 5.42mを大幅に超過する 6.40mとなり、統計開始以来の最大値を記録する。
--	--	--	---

出典：千曲川一世紀の流れ（信濃毎日新聞社）・更埴市史・戸倉町史・上山田町史・長野県の災害と気象・埴科郡史・埴科水害史・更級郡誌・戸倉町の今昔・千曲坂城消防本部資料・千曲市危機管理防災課資料

【その他】 千曲市の主なその他の災害の被害状況

No	発生年月	災害種類	原因	主な被害状況
1	宝暦 10 年 (1760) 7 月	火 災	不明	下戸倉宿（中町・今井町）で火災が発生し、多くの人家が類焼した。「八五郎火事」とよばれたこの火災はで、中町では全焼 1 戸、半焼 2 戸、今井町では全焼 46 戸、半焼 5 戸、類焼をまぬがれたものは 5 戸という大災害となった。
2	大正 9 年 (1920) 4 月	火 災	不明	戸倉町内川地区で発生した火災で、8 世帯 26 棟全焼する大火発生する。
3	大正 10 年 (1921) 12 月	火 災	こたつ	上山田温泉料亭「竹屋」から出火、隣接する旅館「ひょうたんや」「柏や」「更級館」などを全焼した。戸倉上山田温泉開湯以来初めての大火となる。
4	昭和 3 年 (1928) 7 月	土石流	集中豪雨	戸倉町五里ヶ峯方面に集中豪雨発生し、福井区に土石流が押し寄せ、床上浸水等の被害が発生する。
5	昭和 15 年 (1940) 3 月	火 災	不明	上山田町漆原地区で発生した火災で、全焼 4 戸、半焼 5 戸、火の粉による被害家屋 10 戸の火災発生。
6	昭和 16 年 (1941) 3 月	火 災	炭火	更埴市森で発生した火災で、54 世帯 150 棟全焼する大火となった。
7	昭和 20 年 (1945) 11 月	地すべり	不明	芝山隧道付近で土砂崩壊 4 町歩（約 40,000 m ² ）。
8	昭和 31 年 (1956) 4 月	火 災	不明	更埴市鋳物師屋で発生した火災で、8 世帯 13 棟全焼、5 世帯半焼、死者 1 名の被害を出す大火となった。
9	昭和 35 年 (1960) 4 月	林野火災	不明	戸倉町羽尾芝平地区山林で発生した火災により、山林約 10 h a 焼失した。
10	昭和 50 年 (1975) 3 月	火 災	不明	上山田町役場全焼。
11	昭和 55 年 (1980) 5 月	山 崩	砕石採取	戸倉町小林山が崩落し、消防団員 24 時間体制で 6 日間警戒に当たる。人家被害なし。
12	昭和 56 年 (1981) 7 月	土石流	集中豪雨	戸倉町五里ヶ峯周辺の集中豪雨（1 時間 47 mm）により、今井町・福井地区に土石流発生し、住宅内流入を防ぐため消防団員徹夜の対応を実施する。この集中豪雨被害は全町にわたり、床上浸水 8 戸、床下浸水 75 戸の被害となった。
13	昭和 58 年 (1983) 9 月	地すべり	台風 10 号	台風 10 号の影響で、戸倉町羽尾地区瘡守山で地すべりが発生し、果樹園約 50 a 全滅する。
14	昭和 62 年 (1987) 4 月	林野火災	焚き火	4 月 21 日に更埴市桑原地区から発生した林野火災は、異常乾燥と折からの強風で煽られ大田原地区方面に延焼し、23 日の鎮火までの間、林野 69 ha と住宅 1 棟、物置 1 棟、作業施設 1 棟を消失した。人的被害としては、消防団員 4 名、一般市民 1 名が負傷した。自衛隊に出動要請し、ヘリコプターも含め消火活動にあたる。

No	発生年月	災害種類	原 因	主な被害状況
15	平成 6 年 (1994) 8 月	林野火災	たばこの投げ捨て	8 月 16 日に上山田町城山で発生した山林火災は、異常気象（少雨・高温）のため、城山から隣の戸倉町若宮の山林に延焼し、18 日に鎮火するまでの間、約 21ha を消失した。自衛隊に出動要請し、ヘリコプターも含め消火活動にあたる。
16	平成 8 年 (1996) 4 月	林野火災	不 明	4 月 26 日更埴市生萱地区で発生した林野火災は、異常乾燥と強風により、生萱上部林野に延焼し、28 日に鎮火するまでの間約 50ha を消失した。人的被害としては、消防団員 1 名が落石により負傷した。
17	平成 8 年 (1996) 4 月	地すべり	不 明	更埴市で地すべりにより公共土木施設に被害あり。
18	平成 8 年 (1996) 4 月	航空機事故	操縦ミス	更埴市生萱地区で発生した林野火災を取材中の報道ヘリコプター同士が接触し長野市篠ノ井河川敷に墜落し、双方の搭乗員 6 名死亡する。
19	平成 18 年 (2006) 7 月	地すべり	集中豪雨	市内佐野地区で地すべり発生。市は避難勧告を発表。「桑原転作研修センター」に自主避難（11 世帯 30 人）
20	平成 26 年 (2014) 2 月	大雪	大雪	2 月 16 日からの大雪により市内で農業施設・車庫等の倒壊・破損などの被害があり、交通にも障害を生じた。

出典：更埴市史・戸倉町史・上山田町史・戸倉町の今昔・千曲坂城消防本部資料

【資料3】長野県地震被害想定調査概要

地震による千曲市の被害想定

項 目 \ 地 震 名				長野盆地 西縁断層帯	糸魚川— 静岡構造 線断層帯 (全体)	糸魚川— 静岡構造 線断層帯 (北側)	南海トラフ 巨大地震 (陸側)
最大震度			震度	6 強	7	6 強	5 弱
建 物 被 害 (重複)	液状化	全壊	棟	30	40	20	*
		半壊	棟	220	240	140	10
	揺れ	全壊	棟	470	2, 210	30	0
		半壊	棟	2, 810	6, 290	740	0
	急傾斜地 崩落	全壊	棟	50	60	20	*
		半壊	棟	150	160	60	*
	火災焼失		棟	0	850	0	0
	合計	全壊・焼失	棟	550	3, 160	70	*
		半壊	棟	3, 170	6, 690	940	10
人的被害	死者数		人	30	140	*	*
	負傷者数		人	620	1, 650	150	30
	重傷者数		人	320	850	80	10
	避難者数	避難所	人	4, 350	8, 370	1, 590	60
		避難所外	人	4, 350	8, 370	1, 590	60
		計	人	8, 700	16, 740	3, 180	120
生活関連の 支障	水道	断水人口	人	49, 810	54, 600	38, 290	7, 100
		断水率	%	89	98	68	13
	下水道	機能支障人口	人	52, 390	59, 350	39, 540	10, 510
		機能支障率	%	84	96	64	17
	都市ガス	供給停止戸数	戸	5, 490	0	0	0
		供給停止率	%	100	0	0	0
	電気	停電軒数	軒	22, 340	25, 580	16, 930	3, 280
		停電率	%	80	91	60	12
	固定電話 (停電影響なし)	不通回線数	回線	40	350	10	*
		不通回線率	%	0	2	0	0
	固定電話 (停電影響あり)	不通回線数	回線	11, 530	13, 200	8, 740	1, 690
		不通回線率	%	80	91	60	12
	携帯電話	停波基地局率	%	44	70	18	1

*：わずか

(平成 27 年 3 月 長野県地震被害想定調査による)

注)

- ①長野盆地西縁断層帯については、長野県地震被害想定調査における想定 4 ケースの内、ケース 3 について記載
- ②南海トラフ巨大地震については、長野県地震被害想定調査における想定 3 ケースの内、「陸側」について記載

③想定条件

- ・想定条件（季節、時刻、気象条件等）により被害想定が影響を受ける場合は、被害想定の大
きい条件のものを抜粋
- ・気象条件等の影響を受ける項目については、冬 18 時強風時について抜粋
- ・避難者数は被災 2 日目
- ・水道、下水道、都市ガス、電気、固定電話は被災直後
- ・携帯電話は被災 1 日後

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

【資料4】水防警報河川

河川	区 域		対象水位観測所			対象水防 管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名称	位置	水位		
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋)	左岸 飯山市大字一山字十二平 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋)	生田	上田市 生田	水防団待機水位 0.80m 氾濫注意水位 1.90m 避難判断水位 3.10m 氾濫危険水位 4.00m 計画高水位 5.75m	上田市 千曲市 坂城町	千曲川河川事務所長
			杭瀬下	千曲市 杭瀬下	水防団待機水位 0.70m 氾濫注意水位 1.60m 避難判断水位 4.00m 氾濫危険水位 5.00m 計画高水位 5.42m	千曲市 長野市 須坂市 小布施市 中野市	
沢山川	千曲市森	千曲市土口 (千曲川合流点)	沢山川	千曲市 生萱	水防団待機水位 1.40m 氾濫注意水位 1.70m 避難判断水位 2.70m 氾濫危険水位 3.10m	千曲市	千曲建設事務所長

【資料5】洪水予報河川

河川	区 域		対象水位観測所			担当官署名
	自	至	名称	位置	水位	
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 右岸 上田市大字大屋字南遠川原（大屋橋）	左岸 飯山市大字一山字十二平 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見	生田	上田市生田下梨平 1513-2	平常水位 0.10m 水防団待機水位 0.80m 氾濫注意水位 1.90m 避難判断水位 3.10m 氾濫危険水位 4.00m 氾濫する可能性のある水位 4.95m 計画高水位 5.75m	千曲川河川事務所 長野地方気象台
			杭瀬下	千曲市杭瀬下牛追 1857-7	平常水位-0.40m 水防団待機水位 0.70m 氾濫注意水位 1.60m 避難判断水位 4.00m 氾濫危険水位 5.00m 氾濫する可能性のある水位 6.75m 計画高水位 5.42m	

【資料6】水位周知河川

河川名	区 域		対象水位観測所			関係水防管理団体	水位情報通知者
	自	至	名称	位置	水位		
沢山川	千曲市森	千曲市土口（千曲川合流点）	沢山川	千曲市生萱 120	水防団待機水位 1.40m 氾濫注意水位 1.70m 避難判断水位 2.70m 氾濫危険水位 3.10m	千曲市	千曲建設事務所長

【資料 7】重要水防区域

水防管理団体名 千曲市

河川名	河川 管理者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
千曲川	国	一級	右	B	125	土口 (土口樋門下流側)	越水・溢水	積土のう
		一級	右	B	405	土口 (土口樋門上流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	10	土口 (土口樋門上流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	122	雨宮 (雨宮緑地公園下流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	150	雨宮 (雨宮緑地公園上流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	16	雨宮 (雨宮緑地公園上流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	77	雨宮 (雨宮緑地公園上流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	334	雨宮 (エムケー精工前)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	35	雨宮 (エムケー精工前)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	342	雨宮 (篠ノ井橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	35	雨宮(篠ノ井橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	橋梁	篠ノ井橋(国土交通省)	工作物	
		一級	右	B	橋梁	新篠ノ井橋(国土交通省)	工作物	
		一級	右	B	80	篠ノ井橋	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	45	雨宮 (篠ノ井橋上流部)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	45	雨宮 (篠ノ井橋上流部)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	75	雨宮 (篠ノ井橋上流部)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	85	雨宮 (篠ノ井橋上流部)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	164	雨宮 (しなの鉄道千曲川橋梁)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	橋梁	千曲川橋梁(しなの鉄道)	工作物	
		一級	右	B	36	雨宮(しなの鉄道千曲川橋 梁上流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段

河川名	河川 管理者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
千曲川	国	一級	右	B	24	雨宮(しなの鉄道千曲川 橋梁上流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	20	雨宮(しなの鉄道千曲川 橋梁上流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	122	雨宮(しなの鉄道千曲川 橋梁上流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	115	雨宮 (新幹線第3千曲川橋梁)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	250	雨宮 (新幹線第4千曲川橋梁)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	56	雨宮(長野自動車道千曲 川橋上流)	越水・溢水 水衝洗堀	積土のう, 木流し 蛇籠
		一級	右	B	橋梁	千曲川橋(NEXCO 東日本)	工作物	
		一級	右	B	167	雨宮(長野自動車道千曲 川橋上流)	越水・溢水 水衝洗堀	積土のう, 木流し 蛇籠
		一級	右	B	178	雨宮(長野自動車道千曲 川橋上流)	越水・溢水	積土のう
		一級	右	B	450	雨宮(長野自動車道千曲 川橋上流)	越水・溢水	積土のう
		一級	右	B	20	雨宮(長野自動車道千曲 川橋上流)	越水・溢水	積土のう
		一級	右	B	433	杭瀬下 (栗佐橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	534	杭瀬下 (栗佐橋下流側)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	25	栗佐橋	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	100	杭瀬下 (栗佐橋上流)	漏水	月の輪, シート張り 釜段
		一級	右	B	415	栗佐橋上流	水衝洗堀	木流し, 蛇籠
		一級	左	B	76	稲荷山 (栗佐橋上流)	越水・溢水 漏水・水衝洗堀	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	右	B	391	杭瀬下 (尾米川排水樋管下流側)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	50	杭瀬下 (尾米川排水樋管)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	190	杭瀬下 (尾米川排水樋管)	漏水 水衝洗堀	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	左 右	B	橋梁	千曲橋(長野県)	工作物	

河川名	河川 管理者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される 危険	水防工法
千曲川	国	一級	左	B	539	稲荷山 (千曲橋)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	右	B	492	稲荷山 (千曲橋)	漏水	月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	B	145	稲荷山 (千曲橋上流)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	右	B	384	新田 (千曲市市民プール前)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	B	308	稲荷山 (千曲橋緑地公園)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	B	112	稲荷山 (千曲橋緑地公園)	越水・溢水	積土のう
		一級	左	B	0	稲荷山(佐野川合流点)	越水・溢水	積土のう
		一級	右	B	14	新田 (更埴中央公園)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	B	64	稲荷山 (稲荷山揚水樋管下流)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	A、B	60	稲荷山 (稲荷山揚水樋管)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	B	130	稲荷山 (稲荷山揚水樋管上流)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	右	B	225	新田 (霞み部下流側)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	右	A, B	1049	新田(下流側霞み堤 ゴルフ 練習場)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	右	A, B	199	新田(下流側霞み堤 ゴルフ 練習場)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	右	A, B	500	新田 (下流側霞み堤末)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	A, B	335	稲荷山(宮川樋門上流)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	右	B	82	新田(霞み部上流側)	漏水	月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	A, B	360	八幡(西沖用水機場)	越水・溢水 漏水	積土のう,月の輪 シート張り,釜段
		一級	左	A, B	135	八幡 (西沖用水機場)	越水・溢水 漏水 水衝洗掘	積土のう,月の輪 シート張り,釜段 木流し,蛇籠
		一級	左	A, B	78	八幡(西沖用水機場上流)	越水・溢水 漏水・水衝洗掘	積土のう,月の輪 シート張り,釜段 木流し,蛇籠
		一級	左	A, B	69	八幡 (平和橋下流)	越水・溢水 漏水 水衝洗掘	積土のう,月の輪 シート張り,釜段 木流し,蛇籠

河川名	河川 管理者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される 危険	水防工法
千曲川	国	一級	右	B	411	新田 (平和橋下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	A, B	175	八幡 (平和橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	275	新田 (平和橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	A, B	125	平和橋	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	60	平和橋	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	50	平和橋	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A, B	65	平和橋	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	817	平和橋(霞み部)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	A	樋管	西上川原排水樋管	工作物	
		一級	右	A	樋管	来光塚排水樋管	工作物	
		一級	左 右	B	橋梁	平和橋(長野県)	工作物	
		一級	左	B	175	八幡 (平和橋上流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	146	向川原 (平和橋上流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	75	八幡 (平和橋上流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	190	八幡(平和橋上流ソーラー施設 前)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	238	八幡(平和橋上流ソーラー施設 上流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	482	向川原 (小中島排水樋管上流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	300	向川原 (河原排水樋門上流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	346	須坂 (雄沢川下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	169	須坂(雄沢川合流点下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	10	須坂 (雄沢川合流点下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	171	向川原 (河原排水樋門下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	390	須坂 (雄沢川合流点)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段

河川名	河川 管理者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延 長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される 危険	水防工法
千曲川	国	一級	左	B	32	須坂 (雄沢川合流点)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	0	須坂 (雄沢川合流点)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	472	向川原 (河原排水樋門)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	214	須坂 (冠着橋下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	246	須坂 (冠着橋下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	A	20	冠着橋	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	A	55	須坂 (冠着橋上流側)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	437	冠着橋	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	100	千本柳 (冠着橋上流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	25	千本柳 (冠着橋上流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	539	黒彦 (水防資材庫)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	365	千本柳 (冠着橋上流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	190	千本柳 (水防資材庫下流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	左	B	250	黒彦 (県営黒彦団地前)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	140	千本柳 (水防資材庫)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	右	B	132	千本柳 (水防資材庫上流マレットゴルフ場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	65	千本柳 (水防資材庫上流マレットゴルフ場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	30	千本柳 (マレットゴルフ場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	40	千本柳 (マレットゴルフ場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	154	中徳間 (マレットゴルフ場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	42	中徳間 (マレットゴルフ場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	145	中徳間 (野球グラウンド)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段

河川名	河川 管理者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される 危険	水防工法
千曲川	国	一級	右	B	69	中徳間 (野球グラウンド)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	326	若宮 (大正橋下流)	水衝洗掘	木流し, 蛇籠
		一級	右	B	89	中徳間 (陸上、サッカー場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	150	中徳間 (陸上、サッカー場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	30	中徳間 (陸上、サッカー場)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	397	中徳間 (大西緑地公園)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	24	中徳間 (大西緑地公園)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B、 要	15	中徳間 (大西緑地公園上流側)	漏水 破堤跡	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B、 要	200	中徳間 (大正橋下流)	漏水 水衝洗掘 破堤跡	月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	右	B、 要	70	中徳間 (大正橋下流)	漏水 破堤跡	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B、 要	25	中徳間 (大正橋下流)	漏水 破堤跡	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B、 要	90	大正橋	漏水 水衝洗掘 破堤跡	月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	右	B、 要	75	新戸倉温泉 (大正橋上流)	漏水 水衝洗掘 破堤跡	月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	右	B	15	新戸倉温泉 (大正橋上流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	右	B	100	新戸倉温泉 (大正橋上流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠
		一級	左	B	334	上山田温泉 (千曲橋緑地)	越水・溢水	積土のう
		一級	右	B	371	新戸倉温泉 (万葉橋下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	15	新戸倉温泉 (万葉橋下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	14	新戸倉温泉 (万葉橋下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	200	新戸倉温泉 (万葉橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段 木流し, 蛇籠

河川名	河川 管理者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される 危険	水防工法
千曲川	国	一級	左	B	13	新戸倉温泉 (万葉橋下流)	水衝洗掘	木流し, 蛇籠
		一級	左	B	30	新戸倉温泉 (万葉橋下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	21	新戸倉温泉 (万葉橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	60	新戸倉温泉 (万葉橋下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	30	万葉橋	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	110	万葉橋	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左右	B	橋梁	万葉橋(長野県)	工作物	
		一級	左	B	207	上山田温泉 (万葉橋下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	169	新戸倉温泉 (共済保養所前)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	150	新戸倉温泉(テニスコート前)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	270	新戸倉温泉(野球場前)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	456	上山田温泉(水防資材庫下流)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	96	上山田温泉(水防資材庫)	越水・溢水 漏水	積土のう, 月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	76	上山田温泉(水防資材庫上流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	25	新戸倉温泉野球場前上流側)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	68	上山田温泉 (水防資材庫上流)	漏水 水衝洗掘	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	右	B	230	新戸倉温泉 (排水ポンプ格納庫下流)	漏水	月の輪 シート張り, 釜段
		一級	左	B	43	力石(ソーラー発電施設前)	水衝洗掘	木流し, 蛇籠
		一級	左	B	55	筭橋	水衝洗掘	木流し, 蛇籠
		一級	左	B	61	力石 (筭橋上流)	越水・溢水	積土のう
		一級	左	B	60	筭橋	水衝洗掘	木流し, 蛇籠
		一級	左	B	361	力石 (下河原用水路管)	越水・溢水	積土のう
国 計					24, 905			

河川名	河川 管理者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
沢山川	県	一級	左 右	A	2,100	土口水門～本誓寺橋	堤体からの漏水	積土のう 月の輪
更級川	県	一級	右	A	300	宮川合流点上流	堤防高不足 越水	積土のう
		一級	左 右	A	950	武水別神社～宮川樋門	堤防高不足 越水	積土のう
荒砥沢 川	県	一級	左	A	260	八王子水門より上流	護岸軟弱 決壊	木流し 積土のう
			右	A	280			
湯沢川	県	一級	左	B	200	主要地方道長野上田線より 下流	堤防高不足 越水	積土のう
			右	B	180			
		一級	左	A	170	須坂	堤防高不足 越水	積土のう
			右	A	120			
雄沢川	県	一級	左	B	1,110	羽尾(四六号橋～御麓橋)	護岸弱体 決壊・河床洗掘	木流し 積土のう
			右	B	1,080			
女沢川	県	一級	左	B	400	女涙坂橋上流～弥勒寺橋	堤防弱体 決壊	木流し
県計					7,150			

河川名	河川 管理 者名	河川 の種 別	左 右 岸 別	警 戒 の 度 合	延長 (m)	場所(目標)	区分と 予想される危険	水防工法
東林坊 川	市	準用	左 右	A	2,400	五十里川分水点下流	断面不足 越水	木流し 積土のう
日影沢	市	普通	左	A	320	上山田保育園から下流	堤防弱体 決壊	木流し
			右	A	260			
市計					2,980			
計					34,770			

〔資料8〕ため池

番号	名 称	所 在 地	管理者名称	築造年西暦		総貯水量 (千㎡)	防災重点 ため池	ハザード マップ 作成済
				改修 年度	改修内容			
1	大池上池	八幡 大池	西部土地改良区	明暦年間 1655-1657		191.00	○	○
				1984	堤体・洪水吐・取水工			
2	大池中池	八幡 大池	西部土地改良区	明暦年間 1655-1657		28.00	○	○
				1984	洪水吐・取水工			
3	大池下池	八幡 芝山	西部土地改良区	明暦年間 1655-1657		40.00	○	○
				1984	護岸・取水工			
4	八幡林	八幡 大池	西部土地改良区	文政年間 1818-1829		15.00	○	○
				—	—			
5	栃窪上池	八幡 栃久保	西部土地改良区	文久年間 1861-1863		4.80	○	○
				2006	堤体・波除護岸			
6	柳田	八幡 上柳田	柳田池水利組合	昭和 18 年 1943		3.60	○	○
				1991	全体			
7	猿飛	八幡 猿飛	西部土地改良区	天明 2 年 1782		2.70		
				2002	堤体盛土・余水吐			
8	山の神	八幡 山の神	峯山神水源利用者管理組合	文化年間 1804-1817		2.60	○	○
				—	—			
9	頭無	八幡 八幡芝山	郡・頭無水系組合	文久年間 1861-1863		1.70		
				—	—			
10	平沢	八幡 上平澤	西部土地改良区	宝暦年間 1751-1763		6.00	○	○
				—	—			
11	梨窪	八幡 大梨窪	西部土地改良区	文政元年 1818		14.00	○	○
				2004	堤体工・余水吐工・取水施設工・波除護岸工			
12	大雲寺外	八幡 前法伝	西部土地改良区	慶長 17 年 1612		6.00	○	○
				—	—			
13	大雲寺内	八幡 郡	西部土地改良区	寛永 4 年 1627		9.00	○	○
				1998	波除護岸工・取水施設・余水吐・浚渫埋立工			
14	中村	森 屋代口	岡地田屋代口耕地組合	宝暦年間 1751-1763		3.00		
				—	—			
15	なめ沢	桑原 なめ沢	大田原区	昭和 29 年 1954		11.00		
				—	—			
16	熊久保	桑原 熊久保	大田原区	文久年間 1861-1863		8.00		
				2001	堤体・波除護岸・洪水吐・取水工			
17	向山池	桑原 大門	大田原区	明治 10 年 1877		0.50		
				—	—			

番号	名 称	所 在 地	管理者名称	築造年西暦		総貯水量 (千m³)	防災重点 ため池	ハザード マップ 作成済
				改修 年度	改修内容			
18	古屋 (二の沢)	桑原 古屋	大田原区	明治時代 1867-1911		1.20		
				1989	余水吐			
19	荏沢	桑原 大門	荏沢池耕地組合	昭和 18 年 1943		10.00		
				2006	堤体・洪水吐・取水工			
20	薬師	桑原 上佐野	桑原西区	文化年間 1804-1817		1.60	○	○
				2016	堤体工（表面遮断シート）			
21	矢口	桑原 矢口	小坂区	文久年間 1861-1863		1.50		
				1997	底樋			
22	遠見塚池	桑原 小坂西	西沖共同防除	文久年間 1861-1863		1.00		
				—	—			
23	治田池上	稲荷山 元町	西部土地改良区	寛永年間 1624-1643		11.00	○	○
				1990	堤体・波除護岸・取水工・浚渫			
24	治田池下	稲荷山 元町	西部土地改良区	寛永年間 1624-1643		19.00	○	○
				1990	堤体工・法止工・波除護岸工・浚渫			
25	岡森	森 過上池	岡地田屋代口耕地組合	宝暦年間 1751-1763		3.40		
				1983	波除護岸・取水装置			
26	石杭	倉科 石杭	下久保地区耕作組合	文化年間 1804-1817		8.00		
				—	—			
27	栃窪下池	八幡 栃久保	西部土地改良区	文久年間 1861-1863		6.00	○	○
				—	—			
28	花柄	羽尾 土田	仙石区	永禄 10 年 1567		22.00	○	○
				1988	堤体・洪水吐・取水工・護岸工			
29	前山	羽尾 前山	仙石区	明和 4 年 1767		4.50		
				1996	堤体工・取水施設・余水吐工			
30	山の神 (1)	羽尾 冠着山	仙石区	大正 5 年 1916		2.00		
				2001	洪水吐工・取水工・蛇かご工			
31	山の神 (2)	羽尾 冠着山	仙石区	大正 5 年 1916		3.30		
				2001	堤体盛土工・波除護岸工・洪水吐工・取水工			
32	山の神 (3)	羽尾 冠着山	仙石区	大正 5 年 1916		5.00		
				2001	堤体工・傾斜遮水型・波除護岸工・余水吐は既存			

番号	名称	所在地	管理者名称	築造年西暦		総貯水量 (千m³)	防災重点 ため池	ハザード マップ 作成済
				改修 年度	改修内容			
33	仙ヶ原	羽尾 仙ヶ原	仙石区	安永 6 年 1777		5.00		
				1996	堤体・波除護岸工・取水工・スライドゲート斜樋 SGP・底樋・余水吐			
34	郷津	羽尾 郷津	雄沢水系水利委員会	寛政 8 年 1796		8.00	○	○
				—	—			
35	芝平	羽尾 冠着山	雄沢水系水利委員会	延宝 5 年 1677		10.00		
				1985	前刃金			
36	原新池	羽尾 冠着山	原新池水利組合	延宝 5 年 1677		12.00	○	○
				1988	ゲラウト			
37	山ノ神	羽尾 冠着山	雄沢水系水利委員会	安永 6 年 1777		7.00	○	○
				1991	堤体工・波除護岸工・取水工・余水吐			
38	向堤池	新山 堤山	漆原土地改良区	江戸時代(年代不明)		7.00		
				—	—			
39	新堤池	新山 谷穴平	漆原土地改良区	江戸時代(年代不明)		22.00	○	○
				2010	堤体・洪水・取水工			
40	大鹿池	上山田 大窪	漆原土地改良区	江戸時代(年代不明)		2.00		
				—	—			
41	弁天池	上山田 城山	城腰畑かん組合	江戸時代(年代不明)		1.50		
				1994	堤体・斜樋			

〔資料9〕土砂災害警戒区域等

急傾斜地崩壊危険箇所

種 別	箇所番号	箇所名	所 在 地		延 長 m	傾 斜 度 度	高 さ m	人 家 戸 数	公共建物の 種類及び数	急 傾 斜 地 崩 壊 危険区域の指定
			大 字	小 字						
I	21611001	土口	土口	北山	220	40	70	8		急 S56・3・30
I	21611002	妻女団地	土口	妻女台	105	30	75	13		
I	21611003	土口2号	土口	土口	140	35	70	7		
I	21611004	生萱	生萱	宮崎	600	45	30	23		急 S60・4・4
I	21611005	生萱2号	生萱	宮崎	200	30	45	13	公会堂 1	急 H1・1・23
I	21611006	竹尾2号	倉科	竹尾	235	35	150	9		
I	21611007	石杭	倉科	石杭	480	46	50	24		急 H2・4・26
I	21611008	横町	屋代	横町	240	40	45	11		
I	21611009	長福寺	小島	長福寺	270	40	40	21		急 H13・2・15
I	21611010	屋代駅裏	小島	小島東町	480	40	77	32	保育園 1	急 S56・3・30
I	21611011	小島	小島	小島上町	320	35	30	47		
I	21611012	岡地	森	岡地	200	36	20	5		
I	21611013	中之宮	森	中之宮	160	36	70	5		
I	21611014	殿入	森	殿入	160	30	80	15	公民館 1	急 S56・3・30
I	21611015	新田	森	新田	290	50	30	10	公民館 1	急 H5・6・10
I	21611016	矢崎郡山	八幡	郡	300	50	40	22		急 H7・2・16
I	21611017	桑原	桑原		278	30	124	36		
I	21611018	大田原	桑原	大田原	85	40	10	6		
I	21611019	大田原2号	桑原	大田原	90	35	20	5		
I	50111001	上山田2号	上山田	上山田	300	38	70	26	旅館 1	急 S61・4・3
I	50111002	上山田	上山田	上山田	220	42	32	25	ホテル 1	急 S54・2・13
I	50111003	水上北	上山田	水上	190	40	30	8	消防小屋 1	
I	50111004	水上	上山田	水上	100	45	20	8		
I	50111005	新山	新山	西山	400	45	15	10		
I	52211001	柏王2号	戸倉	柏王	115	40	200	6		
I	52211002	柏王	戸倉	柏王	130	50	32	10	公民館 1	急 S57・4・5
I	52211003	柏王南	戸倉	柏王	120	50	30	8		
I	52211004	今井町	戸倉	今井町	260	45	30	16		
I	52211005	今井町2号	戸倉	今井町	120	35	25	10		
I	52211006	福井	磯部	福井	400	50	30	19		
I	52211007	磯部	磯部	磯部	270	40	20	12		急 S59・12・13
I	52211008	磯部2号	磯部	磯部	80	35	45	7		
I	52211009	八王子	若宮	八王子	450	50	40	55	公民館 1 旅館 1 病院 1	急 S45・3・5
I	52211010	若宮	若宮	若宮	300	50	40	29		
I	52211011	若宮2号	若宮	若宮	105	35	95	6		
I	52211012	若宮3号	若宮	若宮	48	35	90	6		

種 別	箇所番号	箇所名	所 在 地		延 長 m	傾 斜 度 度	高 さ m	人 家 戸 数	公共建物の 種類及び数	急 傾 斜 地 崩 壊 危険区域の指定
			大 字	小 字						
I	52211013	東組	若宮	芝原	80	35	15	10		急 H2・4・26
I	21621001	横町2号	屋代	横町	130	90	18	6	旅館 1	
I	21621002	元町	稲荷山	元町	100	43	15	5		
II	21612001	妻女台	土口	妻女台	157	32	94	1		
II	21612002	土口3号	土口	土口	25	35	40	2		
II	21612003	石原	生萱	石原	100	42	30	4		
II	21612004	竹尾3	倉科	竹尾北	68	35	134	1		
II	21612005	竹尾4	倉科	竹尾南	130	33	78	4		
II	21612006	竹尾	倉科	竹尾	50	35	150	2		
II	21612007	石杭東	倉科	石杭東	185	30	60	4		
II	21612008	岡森	森	岡森	130	40	80	4		
II	21612009	清水堂	森	清水堂	200	30	15	4		
II	21612010	新田2号	森	新田	40	35	75	1		
II	21612011	桑原2	桑原		239	32	136	4		
II	21612012	小坂	桑原	小坂	100	40	120	1		
II	21612013	東区	桑原	矢崎	200	70	20	3		
II	21612014	郡2	八幡	郡	75	37	70	1		
II	21612015	郡3	八幡	郡	128	39	60	4		
II	21612016	郡	八幡	郡	105	35	70	1		
II	21612017	西区	桑原	西区	185	35	30	4		
II	21612018	佐野	桑原	佐野	120	34	20	4		
II	21612019	大田原3号	桑原	大田原	60	40	10	4		
II	21612020	大田原4号	桑原	大田原	50	35	20	3		
II	52212001	今井2	戸倉	今井	75	39	30	3		
II	52212002	今井	戸倉	今井	145	39	144	1		
II	52212003	福井2	磯部	福井	108	49	62	1		
II	52212004	福井北	磯部	福井	80	80	10	4		
II	52212005	芝原	若宮	芝原	50	35	60	1		
II	52212006	藤ノ木	羽尾	藤ノ木	70	40	30	3		
III	21613001	雨宮	雨宮	雨宮	188	43	74			
III	21613002	原	倉科	原	168	35	114			
III	21613003	石杭古屋	倉科	石杭古屋	170	34	76			
III	21613004	中之宮2	森	中之宮	210	37	100			
III	21613005	中河原	森	中河原	163	42	42			
III	21613006	大浦	森	大浦	110	34	60			
III	21613007	一重山2	森	一重山	220	32	8			
III	21613008	一重山	屋代	一重山	192	32	76			
III	21613009	清水堂2	森	清水堂	175	31	54			
III	21613010	岡森2	森	岡森	143	35	86			
III	21613011	清水堂	森	清水堂	220	35	80			

種別	箇所番号	箇所名	所在地		延長 m	傾斜 度	高さ m	人家 戸数	公共建物の 種類及び数	急傾斜地崩壊 危険区域の指定
Ⅲ	21613012	南清水堂	森	南清水堂	180	36	50			
Ⅲ	21613013	新田3	森	新田	150	34	98			
Ⅲ	21613014	新田4	森	新田	175	40	100			
Ⅲ	21613015	新田5	森	新田	175	48	148			
Ⅲ	21613016	新田6	森	新田	515	49	134			
Ⅲ	21613017	八幡	八幡		243	39	44			
Ⅲ	21613018	大池	八幡	大池	167	30	74			
Ⅲ	21613019	大田原5	桑原	大田原	200	33	74			
Ⅲ	21613020	八幡林	八幡	八幡森	185	40	44			
Ⅲ	50113001	新山2	新山		220	33	42			
Ⅲ	50113002	天坂	新山	天坂	108	35	16			
Ⅲ	52213001	中町	戸倉	中町	178	37	32			

急傾斜地崩壊危険区域

番 号	箇所名	面積 ha	法指定年月日	保全対象 (人家)
27	屋代駅裏	0.8	S45. 3. 5	25
28	八王子	4.8	S45. 3. 5	55
169	屋代駅裏2号	1.5	S48. 3.26	30
248	上山田	1.1	S54. 2.13	30
317	土 口	1.4	S56. 3.30	15
318	殿 入	1.5	S56. 3.30	12
319	屋代駅裏3号	1.5	S56. 3.30	30
348	柏 王	0.8	S57. 4. 5	10
368	上山田2号	0.6	S58. 4.18	16
398	磯 部	0.7	S59.12.13	13
418	生 萱	1.7	S60. 4. 4	23
439	上山田2号	2.5	S61. 4. 3	11
466	生 萱	0.3	S62. 3.23	2
485	石 抗	1.0	S63. 3.28	15
492	生萱2号	0.1	H 1. 1.23	5
524	石 抗	1.3	H 2. 4.26	7
525	東 組	0.5	H 2. 4.26	10
578	新 田	1.2	H 5. 6.10	10
609	郡矢崎山	2.1	H 7. 2.16	32
765	長福寺	2.35	H13. 2.15	23
21611011	小島	2.9	R 2. 9.10	30

土砂災害警戒区域（急傾）

字	区域名	自然現象 の種類	土砂 災害 特別 警戒 区域	土砂災害危険箇 所との関係		区域概要				
				土砂 災害 危険 箇所	危険箇所 番号①	土砂災 害警戒 区域内 保全人 家戸数	うち特 別警戒 区域内 保全人 家戸数	土砂災害警戒 区域面積	うち土 砂災害 特別警 戒区域 面積	急傾斜 の場 合、が け高
上山田	八王子	急傾斜	1	1	52211009	63	0	81,184	13,330	130.3
上山田	上山田温泉（1）	急傾斜	1			0	0	7,660	4,646	67.6
上山田	上山田温泉（2）	急傾斜	1			1	0	1,915	405	17.3
上山田	上山田温泉（3）	急傾斜	2	1	50111001	26	0	8,639	0	27.8
上山田	上山田温泉（4）	急傾斜	1	1	50111001	0	0	4,162	802	22.7
上山田	上山田温泉（5）	急傾斜	2	1	50111001	0	0	6,026	0	16.8
上山田	上山田温泉（6）	急傾斜	2	1	50111001	0	0	9,589	0	43.9
上山田	上山田温泉（7）	急傾斜	2	1	50111001	2	0	29,382	0	202.5
上山田	上山田（1）	急傾斜	1	1	50111002	41	7	82,066	15,066	167.4
上山田	上山田（2）	急傾斜	2			2	0	1,539	0	9.8
上山田	上山田（3）	急傾斜	1			0	0	1,752	333	16.6
上山田	上山田（4）	急傾斜	1			1	0	4,431	2,162	71.4
上山田	宿（1）	急傾斜	1			1	1	1,091	350	8.3
上山田	宿（2）	急傾斜	1			7	3	11,016	3,514	21.7
上山田	水上北（1）	急傾斜	1	1	50111003	2	0	1,766	441	7.9
上山田	水上北（2）	急傾斜	1			1	1	855	57	6.4
上山田	水上（1）	急傾斜	1	1	50111004	7	5	24,250	19,155	79.9
上山田	水上（2）	急傾斜	1	1	50111004	1	1	1,192	362	10.8
上山田	八坂	急傾斜	1			1	1	474	128	7.5
上山田	新山（1）	急傾斜	1	1	50111005	10	2	22,398	8,068	33
上山田	新山（2）	急傾斜	1	1	50113001	1	0	29,627	15,859	71.7
上山田	新山（3）	急傾斜	1			1	0	28,882	16,790	87.8
上山田	新山（4）	急傾斜	1			1	0	5,678	2,962	45.6
上山田	新山（5）	急傾斜	1			1	0	4,883	1,101	11.2
上山田	新山（6）	急傾斜	1			2	0	2,488	361	36.38
上山田	新山（7）	急傾斜	2			2	0	2,686	0	14.08
上山田	新山（8）	急傾斜	1			1	0	17,715	8,276	36.4
上山田	天坂	急傾斜	1	1	50113002	0	0	6,299	2,586	14.1
土口	土口	急傾斜	1	1	21611001	16	1	59,304	38,950	76.81
土口	妻女台	急傾斜	1	1	21612001	2	0	13,040	7,077	58.94
土口	妻女台団地	急傾斜	1	1	21611002	24	5	42,081	27,360	139.76
土口	土口3号	急傾斜	1	1	21612002	3	1	22,433	14,212	107.41
土口	土口2号	急傾斜	1	1	21611003	5	2	23,946	12,912	94
雨宮	雨宮_ア	急傾斜	1	1	21613001	4	1	27,120	16,839	98.22
雨宮	雨宮_イ	急傾斜	1	1	21613001	4	1	13,311	5,941	42
生萱	生萱_ア	急傾斜	1	1	21611004	19	2	33,615	6,697	91.15
生萱	生萱_イ	急傾斜	1	1	21611004	10	0	7,233	625	17.4

字	区域名	自然現象 の種類	土砂 災害 特別 警戒 区域	土砂災害危険箇 所との関係		区域概要				
				土砂 災害 危険 箇所	危険箇所 番号①	土砂災 害警戒 区域内 保全人 家戸数	うち特 別警戒 区域内 保全人 家戸数	土砂災害警戒 区域面積	うち土 砂災害 特別警 戒区域 面積	急傾斜 の場 合、が け高
生萱	生萱 2 号	急傾斜	1	1	21611005	6	2	11,208	4,668	39.4
生萱	生萱 2 号_イ	急傾斜	2	1	21611005	4	0	1,027	0	5.8
生萱	石原	急傾斜	1	1	21612003	14	4	62,401	38,239	96.74
倉科	石杭古屋	急傾斜	1	1	21613002	2	0	19,687	12,470	80.27
倉科	石杭_ア	急傾斜	1	1	21611007	10	2	36,208	24,772	134.86
倉科	石杭_イ	急傾斜	2	1	21611007	3	0	23,647	0	113.78
倉科	石杭_ウ	急傾斜	1	1	21611007	9	0	17,556	1,590	31.16
倉科	石杭東	急傾斜	1	1	21612007	10	2	44,929	27,619	175.27
倉科	竹尾 4	急傾斜	1	1	21612005	0	0	25,222	21,417	182
倉科	竹尾 2 号	急傾斜	1	1	21611006	8	2	37,078	29,277	168.11
倉科	竹尾 3	急傾斜	1	1	21612004	2	0	13,689	9,405	157.53
倉科	竹尾_ア	急傾斜	1	1	21612006	1	0	18,772	14,817	94.63
倉科	竹尾_イ	急傾斜	1	1	21612006	1	0	11,568	8,245	60.74
倉科	原	急傾斜	1	1	21613003	3	0	17,950	10,157	71.95
森	中之宮 2	急傾斜	1	1	21613004	5	0	54,300	34,591	99.31
森	中之宮	急傾斜	1	1	21611013	7	4	29,447	16,278	96.98
森	殿入	急傾斜	1	1	21601014	13	0	19,105	3,573	65.27
森	新田	急傾斜	1	1	21601015	9	0	47,158	11,326	86.29
森	新田 2 号	急傾斜	1	1	21612010	1	1	11,436	8,803	86.96
森	新田 5	急傾斜	1	1	31613015	0	0	6,791	5,112	55.37
森	新田 6	急傾斜	1	1	21613016	0	0	93,093	69,000	158
森	南清水堂	急傾斜	1	1	21613012	2	1	30,418	16,828	60.74
森	清水堂 3_ア	急傾斜	1	1	21613011	1	1	9,805	6,276	50.74
森	清水堂 3_イ	急傾斜	1	1	21613011	0	0	28,806	18,560	212.3
森	清水堂	急傾斜	1	1	21612009	4	3	11,884	4,966	27.64
森	清水堂 2	急傾斜	1	1	21603009	0	0	14,855	9,910	53.06
森	岡森	急傾斜	1	1	21612008	4	0	32,045	20,742	89.35
森	岡森 2	急傾斜	1	1	21613010	1	0	39,610	27,224	110.19
森	岡地	急傾斜	1	1	21611012	9	2	16,194	8,837	43.81
森	中河原	急傾斜	1	1	21613005	2	2	48,434	29,538	99.1
森	大浦	急傾斜	1	1	12163006	1	0	28,009	16,762	73.32
屋代	一重山	急傾斜	1	1	21613008	1	1	61,379	44,065	133.19
屋代	横町	急傾斜	1	1	21611008	14	0	62,691	37,982	88.03
屋代	横町 2 号	急傾斜	1	1	21621001	6	3	14,830	5,845	41.19
小島	長福寺	急傾斜	1	1	21611009	22	1	36,449	7,971	64.93
小島	屋代駅裏	急傾斜	1	1	21611010	64	2	68,410	25,318	87.61
小島	小島_ア	急傾斜	1	1	21611011	14	1	5,081	2,440	44

字	区域名	自然現象 の種類	土砂 災害 特別 警戒 区域	土砂災害危険箇 所との関係		区域概要				
				土砂 災害 危険 箇所	危険箇所 番号①	土砂災 害警戒 区域内 保全人 家戸数	うち特 別警戒 区域内 保全人 家戸数	土砂災害警戒 区域面積	うち土 砂災害 特別警 戒区域 面積	急傾斜 の場 合、が け高
小島	小島_イ	急傾斜	1	1	21611011	30	8	37,497	25,483	115.91
打沢	打沢	急傾斜	1			10	2	55,888	35,097	104.05
寂蒔	寂蒔北1	急傾斜	1			1	1	21,248	13,467	90.88
寂蒔	寂蒔北2	急傾斜	1			0	0	8,054	4,654	64.33
寂蒔	寂蒔北3	急傾斜	1			0	0	4,911	1,831	25.1
寂蒔	寂蒔南1	急傾斜	1			2	0	48,022	28,246	94.91
寂蒔	寂蒔南2	急傾斜	1			0	0	6,707	3,203	42.61
戸倉	柏王2号	急傾斜	1	1	52211001	16	3	104,731	84,389	292.39
柏王	柏王3	急傾斜	1			5	2	9,342	7,385	112.04
戸倉	柏王	急傾斜	1	1	52211002	11	0	19,691	1,601	96.96
戸倉	柏王南	急傾斜	1	1	52211003	3	0	17,275	12,996	94.81
柏王	柏王南2	急傾斜	1			3	0	43,349	34,035	198.54
戸倉	今井1～2	急傾斜	1	1	52212001	8	0	47,030	36,736	180
戸倉	今井町	急傾斜	1	1	52211004	27	6	45,915	33,941	167.43
戸倉	今井町2号	急傾斜	2	1	52211005	14	0	11,981	0	27.62
戸倉	中町	急傾斜	1	1	52213001	2	0	54,986	45,282	201.93
戸倉	福井2	急傾斜	1	1	52212003	12	5	37,895	27,877	170
戸倉	福井北_ア	急傾斜	1	1	52212004	3	1	835	211	8.59
戸倉	福井北_イ	急傾斜	1	1	52212004	21	5	27,361	13,377	68.89
戸倉	福井_ア	急傾斜	1	1	52211006	5	2	4,445	2,183	29.55
戸倉	福井_イ	急傾斜	1	1	52211006	7	1	43,580	26,702	94.81
磯部	磯部4	急傾斜	1			4	2	18,875	9,758	56.4
磯部	磯部	急傾斜	1	1	52211007	14	0	15,152	1,754	32.09
磯部	磯部3	急傾斜	1			11	10	13,708	10,619	96.76
磯部	磯部2号	急傾斜	1	1	52211008	14	3	27,056	16,395	82.44
若宮	若宮_ア	急傾斜	1	1	52211010	19	9	45,837	28,779	126.93
若宮	若宮_イ	急傾斜	1	1	52211010	3	1	2,835	882	37.16
若宮	若宮4	急傾斜	1			5	0	7,411	3,058	31.16
若宮	若宮2号	急傾斜	1	1	52211011	4	3	18,715	14,267	106.31
若宮	若宮3号	急傾斜	1	1	52211012	7	1	20,127	13,544	97.9
若宮	若宮6	急傾斜	1			3	1	4,132	1,606	19.45
若宮	若宮5	急傾斜	1			2	1	6,207	2,755	25.19
若宮	芝原	急傾斜	1	1	52212005	5	0	53,741	37,455	69.98
若宮	東組	急傾斜	1	1	52211013	9	0	27,499	9,641	52
羽尾	羽尾5	急傾斜	1			1	1	11,101	5,168	20.93
羽尾	羽尾4	急傾斜	1			1	0	12,625	5,451	31.84
羽尾	羽尾3	急傾斜	1			1	0	3,014	1,048	16.23

字	区域名	自然現象 の種類	土砂災害 特別警戒 区域	土砂災害危険箇所との関係		区域概要				
				土砂災害 危険箇所	危険箇所 番号①	土砂災害警戒 区域内 保全人家戸数	うち特別警戒 区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒 区域面積	うち土砂災害 特別警戒区域 面積	急傾斜の場 合、がけ高
羽尾	羽尾 2	急傾斜	1			2	0	8,850	4,162	40.5
羽尾	羽尾 1	急傾斜	1			8	1	24,196	10,041	25.84
羽尾	藤ノ木_ア	急傾斜	1	1	52212006	7	4	41,659	18,468	40
羽尾	藤ノ木_イ	急傾斜	1	1	52212006	9	1	32,255	16,355	49.96
八幡	郡 5	急傾斜	1			5	2	9,592	3,428	22.74
八幡	郡 4	急傾斜	1			0	0	1,949	715	16.19
八幡	郡 1～3	急傾斜	1	1	21612016	3	1	36,185	19,449	74.67
八幡	郡矢崎山	急傾斜	2	1	21611016	24	0	24,801	0	31.18
桑原	郡 6	急傾斜	1	1	21612013	7	2	17,548	6,508	31.18
八幡	郡 7	急傾斜	1	1	21613017	3	1	22,275	11,948	63.33
八幡	向山南前_ア	急傾斜	1	1	21612017	2	0	7,918	4,586	60
八幡	向山南前_イ	急傾斜	1	1	21612017	1	0	5,881	3,102	60
桑原	佐野_ア	急傾斜	1	1	21612018	5	3	8,261	4,256	46
桑原	佐野_イ	急傾斜	1	1	21612018	4	1	2,836	1,277	24.87
桑原	小坂	急傾斜	1	1	21612012	1	1	23,097	16,109	120.46
八幡	元町	急傾斜	1	1	21611017	27	11	34,389	16,337	32.56
桑原	荒町	急傾斜	1	1	21612011	28	0	26,067	14,307	66
桑原	大田原 3 号_ア	急傾斜	1	1	21612019	4	1	5,621	2,402	20.57
桑原	大田原 3 号_イ	急傾斜	1	1	21612019	4	1	4,737	1,884	16.69
桑原	大田原	急傾斜	1	1	21611018	9	3	12,798	6,460	30
桑原	大田原 4 号	急傾斜	1	1	21612020	10	5	19,180	8,056	34.16
桑原	大田原 2 号	急傾斜	1	1	21611019	4	1	6,985	2,412	21.65

土石流危険渓流

種類	渓流番号	河川名	渓流名	所在地	人口	人家戸数	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設
I	21611001	鳴海川	蟹沢	土口	23	7		
I	21611002	鳴海川	蟹沢	土口	16	5		
I	21611003	三滝川	入沢川	生萱	74	23		
I	21611004	三滝川	金山川	石原	39	12		
I	21611005	三滝川	草山川	竹尾北	58	18		
I	21611006	沢山川	三滝川	原	55	17		
I	21611007	沢山川	三滝川	原	55	17		
I	21611008	沢山川	無名	殿入	23	7		
I	21611009	沢山川	無名	殿入	58	18		
I	21611010	沢山川	無名	殿入	35	11		
I	21611011	沢山川	無名	殿入	0	0		
I	21611012	沢山川	沢山川	新田	13	4		
I	21611013	沢山川	無名	清水堂	3	1		
I	21611014	沢山川	無名	岡池	71	22		
I	21611015	五十里川	無名	小島上町	61	19		
I	21611016	五十里川	無名	打沢	112	35		
I	21611017	聖川	無名	大田原	29	9		その他 1
I	21611018	稲荷川	谷沢川	湯ノ崎	16	5		
I	21611019	稲荷川	滝沢川	小坂	67	21		
I	21611020	佐野川	蟹沢川	小坂	238	74		
I	21611021	蟹沢川	地獄沢	小坂	90	28		集会施設 1
I	21611022	佐野川	荏沢川	中区	112	35		
I	21611023	佐野川	柳沢川	中区	29	9		
I	21611024	柄木沢川	信陽沢	中区	125	39	桑原保育園 (児童福祉施設)	官公署 1, 寺 1, 指定避難場所 1
I	21611025	柄木沢川	無名	佐野	106	33		官公署 1, 集会施設 1
I	21611026	佐野川	佐野川	佐野	125	39		集会施設 1,
I	21611027	佐野川	中沢川	中原	254	79		集会施設 1, その他 1
I	21611028	更級川	宮川	郡	0	0		発電所 1
I	21611029	宮川	打越川	姨捨	16	5		
I	21611030	更級川	更科川	大池	199	62		
I	21611031	更級川	更科川	大池	125	39		
I	50111001	荒砥沢	荒砥沢	上山田温泉	118	42		宿泊施設 3, 集会施設 1
I	50111002	宮沢川	宮沢川	城腰	84	30		
I	50111003	宮沢川	宮沢川	城腰	221	79	社会福祉法人千聖会 (老人福祉施設) 養護老人ホーム普携寺香 風園(老人福祉施設) はべしなの里デイサービス センター(老人福祉施設)	集会施設 1, 寺 1, その他 1
I	50111004	宮沢川	普携寺沢	城腰	218	78	同上	集会施設 1, 寺 1, その他 1
I	50111005	宮沢川	田島沢	城腰	199	71	同上	集会施設 1, 寺 1, その他 1
I	50111006	宮沢川	無名	城腰	87	31		
I	50111007	女沢川	あけび沢	大鹿	50	18		
I	50111008	女沢川	北大沢	扇平	50	18		
I	50111009	女沢川	一ノ沢	扇平	50	18		

種類	溪流番号	河川名	溪流名	所在地	人口	人家戸数	災害時要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設
I	50111010	女沢川	南大沢	扇平	50	18		
I	50111011	日影沢	寺沢川	漆原入	59	21		官公署 1, 寺 1
I	50111012	日影沢	日影沢	漆原入	17	6		
I	50111013	無名用水	西山沢	新山	132	47		
I	50111014	無名用水	寄合沢	新山	14	5		
I	52211001	埴科用水	無名	今井町	85	29		
I	52211002	埴科用水	無名	今井町	91	31		
I	52211003	埴科用水	無名	今井町	62	21		
I	52211004	埴科用水	無名	今井町	38	13		
I	52211005	埴科用水	無名	福井	32	11		
I	52211006	埴科用水	無名	福井	32	11		
I	52211007	埴科用水	無名	福井	29	10		
I	52211008	埴科用水	無名	福井	56	19		
I	52211009	埴科用水	無名	磯部	18	6		
I	52211010	埴科用水	前沢	磯部	197	67		
I	52211011	雄沢川	雄沢川	一ツ石	115	39		集会施設 1
I	52211012	雄沢川	雄沢川	五区	244	83		集会施設 2, 寺 1
I	52211013	雄沢川	雄沢川	御麓	244	83		集会施設 2, 寺 1
I	52211014	雄沢川	雄沢川	御麓	244	83		集会施設 2, 寺 1
I	52211015	湯沢川	雄沢川	仙石	118	40		
I	52211016	無名用水	無名	仙石	535	182	更級保育所 (児童福祉施設) 老人コミュニティセンター (老人福祉施設)	官公署 2, 教育施設 1, 集会施設 5, その他 2
I	52211017	無名用水	無名	芝原	44	15		
I	52211018	無名用水	無名	芝原	94	32		その他 1
I	52211019	無名用水	無名	若宮	44	15		
I	52211020	無名用水	無名	若宮	44	15		
II	21612001	沢山川	鳴海川	土口	13	4		
II	21612002	沢山川	鳴海川	土口	13	4		
II	21612003	草山川	北ノ沢	竹尾北	10	3		
II	21612004	五十里川	無名	裏寂蒔	3	1		
II	21612005	五十里川	明神沢	寂蒔	13	4		
II	52212001	埴科用水	無名	磯部	3	1		
III	21613001	沢山川	仙石沢	新田	0	0		
III	21613002	沢山川	仙石沢	新田	0	0		
III	21613003	仙石沢	南洞沢	新田	0	0		
III	21613004	五十里川	無名	裏寂蒔	0	0		
III	21613005	五十里川	無名	寂蒔	0	0		
III	21613006	五十里川	無名	寂蒔	0	0		
III	21613007	五十里川	ガン沢	寂蒔	0	0		
III	21613008	聖川	無名	大田原	0	0		
III	21613009	聖川	無名	大田原	0	0		
III	21613010	聖川	無名	大田原	0	0		
III	21613011	中沢川	無名	中原	0	0		
III	21613012	中沢川	中村川	中原	0	0		
III	52213001	無名用水	無名	若宮	0	0		

地すべり危険箇所

番 号	箇 所 名	備 考
439	八 幡 林	県建設部所管
440	森	同 上
441	大 池	同 上
1245	姨 捨	同 上
442	御 麓	同 上
60	大 池	県農政部所管
61	芝 山	同 上
62	峯	同 上
63	山 の 神	同 上
126	新 山	同 上
136	羽 尾	同 上

地すべり防止区域

番号	箇所名	面積 ha	法指定年月日	保全対象（人家）	備 考
326	姨 捨	11.49	H7.7.24		県建設部所管
67	長 尾 根	45.4	S48.3.8	2	県農政部所管

土砂災害警戒区域（土石）

字	区域名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	土砂災害危険箇所との関係		区域概要			
				土砂災害危険箇所	危険箇所番号①	土砂災害警戒区域内 保全人家戸数	うち特別警戒区域内 保全人家戸数	土砂災害警戒区域面積	うち土砂災害特別警戒区域面積
上山田	荒砥沢	土石流	1	1	D12501001	26	0	10,639	1,452
上山田	宮沢川1	土石流	2	1	D12501002	42	0	35,810	0
上山田	宮沢川2	土石流	1	1	D12501003	104	0	244,556	2,484
上山田	普携寺沢	土石流	1	1	D12501004	100	0	191,336	1,473
上山田	田島沢1	土石流	2	1	D12501005	103	0	179,886	0
上山田	田島沢2	土石流	2	1	D12501006	109	0	165,766	0
上山田	あけび沢	土石流	1	1	D12501007	0	0	46,542	13,822
上山田	女沢川1	土石流	2	1	D12501008	0	0	14,920	0
上山田	一ノ沢	土石流	2	1	D12501009	0	0	8,574	0
上山田	南大沢	土石流	1	1	D12501010	0	0	13,835	6,139
上山田	女沢川2	土石流	1	1	D12501011	4	3	61,099	24,081
上山田	寺沢川	土石流	1	1	D12501012	197	0	725,251	511
上山田	日影沢	土石流	2	1	D12501013	35	0	82,640	0
上山田	西山沢	土石流	1	1	D12501014	119	0	237,800	315
上山田	寄合沢	土石流	1	1	D12501015	9	5	45,324	14,595
土口	土口1	土石流	1	1	21612001	7		39,527	55
土口	土口2	土石流	1	1	21611002	10		66,560	135
土口	蟹沢1	土石流	1	1	21611001	25		62,541	704
土口	蟹沢2	土石流	1	1	21612002	12		18,611	1,442
生萱	入沢川	土石流	2	1	21611003	28		58,840	0
生萱	金山川	土石流	2	1	21611004	21		59,840	0
倉科	北ノ沢	土石流	1	1	21612003	3		20,706	3,489
倉科	草山川	土石流	1	1	21611005	56		165,722	5,108
倉科	矢ノ口沢	土石流	1	1	21611006	165		389,834	1,389
倉科	三滝川	土石流	2	1	21611007	138		333,812	0
殿入	殿入東1	土石流	1	1	21611008	6		44,811	1,672
殿入	殿入東2	土石流	1	1	21611009	9		34,887	2,923
殿入	殿入東3	土石流	1	1	21611010	13		237,172	3,455
殿入	殿入東4	土石流	1	1	21611011	3		188,434	3,037
新田	沢山川	土石流	1	1	21611012	18		157,254	2,210
新田	仙石沢1	土石流	1	1	21613001	9		191,442	628
新田	仙石沢2	土石流	1	1	21613002			60,165	47
新田	南洞沢	土石流	1	1	21613003			34,089	6,588
清水堂	寺山沢	土石流	1	1	21611013	1		42,706	735
岡地	隠れ場沢	土石流	1	1	21611014	17		92,280	1,691
小島	小島団地1	土石流	1	1	21611015	31		12,503	272
小島	小島団地2	土石流	1	1	21611016	54		19,457	277
打沢	打沢1	土石流	1	1	21612004	1		9,005	40
打沢	打沢2	土石流	2	1	21613004			15,344	0
寂蒔	寂蒔東1	土石流	1	1	21613005	2		22,077	75
内川	ガン沢	土石流	1	1	21613006			8,722	311
内川	オンダシ	土石流	1	1	21613007	1		15,390	245
内川	明神沢	土石流	1	1	21612005	5		14,526	237

字	区域名	自然現象 の種類	土砂 災害 特別 警戒 区域	土砂災害危険箇所 との関係		区域概要			
				土砂 災害 危険 箇所	危険箇所番号①	土砂災 害警戒 区域内 保全人 家戸数	うち特 別警戒 区域内 保全人 家戸数	土砂災害警戒 区域面積	うち土 砂災害 特別警 戒区域 面積
大池	更級川 1	土石流	2	1	21611031	1		23, 615	0
大池	更級川 2	土石流	1	1	21611030	38		81, 937	721
八幡	打越川	土石流	1	1	21611029	4		58, 085	557
八幡	宮川	土石流	1	1	21611028			116, 394	728
八幡	中村川	土石流	1	1	21613012	2		307, 640	5, 480
八幡	洞口	土石流	1	1	21613011			95, 958	350
八幡	中沢川	土石流	2	1	21611027	81		207, 869	0
桑原	佐野川	土石流	2	1	21611026	133		278, 690	0
桑原	女宮沢	土石流	1	1	21611025	110		241, 438	103
桑原	信陽沢	土石流	2	1	21611024	61		139, 351	0
桑原	柳沢川	土石流	2	1	21611023	10		32, 313	0
桑原	荏沢川	土石流	1	1	21611022	64		187, 458	3, 267
桑原	地獄沢	土石流	1	1	21611021	1		36, 997	80
桑原	蟹沢川	土石流	2	1	21611020	77		143, 732	0
稲荷山	滝沢川	土石流	1	1	21611019			8, 864	243
稲荷山	谷沢川	土石流	1	1	21611018			14, 655	41
大田原	日向沢	土石流	2	1	21611017	9		88, 508	0
大田原	熊久保 1	土石流	1	1	21613008	1		126, 974	107
大田原	熊久保 2	土石流	1	1	21613009			32, 589	145
大田原	熊久保 3	土石流	1	1	21613010			40, 724	173
今井	北山沢	土石流	1	1	52211001	33		22, 273	658
今井	中山沢北	土石流	1	1	52211002	45		28, 292	1, 177
今井	中山沢	土石流	1	1	52211003	45		34, 281	642
今井	東山沢	土石流	1	1	52211004	10	1	30, 143	1, 591
福井	茶壳原沢	土石流	1	1	52211005	22		9, 241	349
福井	茶壳原沢南	土石流	1	1	52211006	34		19, 985	900
福井	大沢北	土石流	1	1	52211007	21		15, 208	218
福井	大沢	土石流	1	1	52211008	42		39, 508	382
福井	福井 1	土石流	1	1	52212001	8		15, 496	443
磯部	磯部 1	土石流	1	1	52211009	17		23, 668	487
磯部	前沢	土石流	2	1	52211010	73		90, 799	0
若宮	若宮 1	土石流	2	1	52213001			19, 697	0
若宮	若宮 2	土石流	1	1	52211020	16		41, 996	346
若宮	若宮 3	土石流	1	1	52211019	18		78, 882	1, 454
芝原	芝原 1	土石流	1	1	52211018	54		163, 135	1, 403
芝原	芝原 2	土石流	1	1	52211017			204, 566	1, 322
仙石	仙石 1	土石流	1	1	52211016	158		629, 102	11, 007
仙石	湯沢川	土石流	2	1	52211015	46		227, 475	0
羽尾	雄沢川 1	土石流	1	1	52211014	113		363, 816	5, 091
羽尾	雄沢川 2	土石流	1	1	52211013	113		373, 173	3, 240
羽尾	郷津川	土石流	1	1	52211012			11, 573	248
羽尾	戸屋沢川	土石流	1	1	52211011			9, 564	121

土砂災害警戒区域（地滑り）

自然現象 の種類	区域の名称	危険箇所 番 号	警戒区域			特別警戒区域			備考
			人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (㎡)	
地滑り	姨捨	J12218001A	1	6,834					
		J12218001B	3	8,952					
		J12218001C	3	8,732					
		J12218001D	1	1,796					駅 1
		J12218001E	2	6,130					駅 1
		J12218001F	1	18,158					
		J12218001G	4	8,716					
		J12218001H	18	43,376					観光施設 1
		J12218001I	8	12,812					
		J12218001J	5	8,856					
		J12218001K	3	6,063					
		J12218001L	5	40,554					
地滑り	大池 1	J12218002A	8	26,027					
		J12218002B	10	20,514					集会施設 1
		J12218002C	18	20,529					配水池 1
		J12218002D	13	16,514					
地滑り	八幡林	J12218003A	2	42,291					
地滑り	御麓	J12218004A	23	283,245					集会施設 1
地滑り	長尾根	J12218401A	2	73,596					
		J12218401B	6	75,398					事業所 1
地滑り	大池 2	J12218402A	4	57,477					
地滑り	羽尾	J12218403A	17	32,390					
		J12218403B	48	108,337					事業所 3 消防施設 1
地滑り	新山	J12218404A	13	109,133					事業所 2

P45～P55 資料編図参照

〔資料 10〕山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区

更埴地区

地区	大字	小 字	保安林	他の法令等の指定	危険地区面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
1	桑原	大田原	無	無	1	無	30	1	県道
2	桑原	佐野山	無	有	2	概成	0	0	林道
3	桑原	佐野山	無	有	1	無	0	0	林道
4	桑原	佐野山	無	有	1	無	0	0	林道
5	桑原	佐野山	無	有	1	概成	0	0	林道
6	桑原	佐野山	無	無	1	一部概成	0	0	林道
7	桑原	八幡山	有	無	1	概成	0	0	林道
8	稲荷山	篠山	無	無	1	無	50	1	県道
9	桑原	篠山	無	無	1	無	0	1	
10	桑原	小坂原	無	無	2	無	0	1	
11	桑原	治田沖	有	有	1	一部概成	0	0	県道
12	桑原	佐野	無	有	1	無	30	1	県道
13	八幡	小滝	無	無	1	無	15	0	県道
14	八幡	大池	無	無	1	無	60	1	県道
15	八幡	山の神	無	無	1	無	0	0	県道
16	八幡	梵天	無	無	2	無	0	0	市道
17	八幡	芦之越	有	無	1	無	10	0	市道
18	八幡	郡	無	無	1	無	40	1	市道
19	八幡	善後	有	無	1	概成	0	0	市道
20	土口	北山	有	有	3	一部概成	80	1	市道
21	西宮	唐崎	無	無	1	無	10	0	市道
22	生萱	北山	有	無	1	無	20	1	市道
23	土口	南	無	無	1	無	6	0	市道
24	生萱	大門	有	無	2	無	20	0	市道
25	屋代	一重山	有	無	1	無	100	0	市道
26	寂蒔	大岩	無	無	1	無	60	0	市道
27	寂蒔	板御所	有	無	1	無	35	1	
28	寂蒔	東山	有	無	1	概成	60	1	市道
29	打沢	東山日向	有	無	1	一部概成	20	0	
30	小島	東山	有	有	1	無	60	0	市道
31	屋代	一重山	無	無	4	無	0	0	県道
32	森	大穴山	無	無	2	無	15	0	県道
33	森	虚空蔵山	無	無	2	無	10	0	県道
34	土口	堂手	無	無	1	無	20	0	市道
35	土口	堂手	無	無	1	無	20	0	市道
36	倉科	北山	有	無	2	一部概成	10	1	市道
37	森	流淵	有	有	1	一部概成	30	0	市道

地区	大字	小 字	保安林	他の法令等の指定	危険地区面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
38	森	南髪櫛	無	無	1	無	10	0	市道
39	倉科	杉山	有	無	2	無	0	0	市道
40	倉科	倉科山	有	無	1	無	0	0	林道
41	倉科	倉科山	有	無	1	無	0	0	林道
42	森	鏡台山	無	無	1	無	0	0	林道
43	森	鏡台山	無	無	3	無	0	0	林道
44	森	鏡台山	無	無	1	無	0	0	林道
45	森	鏡台山	無	無	1	概成	0	0	林道
46	森	沢山	無	無	1	無	0	0	林道
47	森	鏡台山	有	無	2	概成	0	0	林道
48	倉科	北山	有	無	1	無	13	0	市道
49	倉科	石杭古屋	無	無	3	未成	28	2	県道

戸倉地区

地区	大字	小 字	保安林	他の法令等の指定	危険地区面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
1	羽尾	直路	有	無	1	無	30	0	林道
2	羽尾	山の神	有	無	1	無	0	0	林道
3	羽尾	冠着山	有	無	1	概成	0	0	林道
4	羽尾	冠着山	無	無	1	無	0	0	林道
5	羽尾	冠着山	無	無	2	無	7	0	林道
6	若宮	大日向方	有	無	3	一部概成	200	0	県道
7	柏王	古城	有	無	1	無	10	0	市道
8	戸倉	北山	有	無	1	一部概成	0	0	林道
9	戸倉	中山	無	無	1	無	25	0	市道
10	磯部	貝道	無	無	1	一部概成	10	0	市道
11	磯部	婆沢	有	無	1	一部概成	30	0	市道
12	磯部	黒岩	有	無	2	無	10	0	市道

上山田地区

地区	大字	小 字	保安林	他の法令等の指定	危険地区面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
1	上山田	城山	有	無	3	一部概成	50	0	県道
2	上山田	オオガ	無	無	2	無	57	0	市道
3	上山田	大窪	無	無	2	無	0	0	県道
4	上山田	大窪	有	無	12	未成	0	0	県道
5	上山田	城山	有	無	6	概成	0	0	県道
6	上山田	新山	有	無	3	概成	11	0	市道
7	上山田	新山	有	無	2	一部概成	60	1	市道

地すべり危険地区

更埴地区

地区	大字	小 字	保安林	地すべり 防止区域 の指定	他の法 令等の 指定	危険地 区面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
1	姨捨	姨捨	無	無	無	3	無	5	1	他
2	小島	東山	有	無	無	3	一部概成	0	1	市道

戸倉地区

地区	大字	小 字	保安林	地すべり 防止区域 の指定	他の法 令等の 指定	危険地 区面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
1	羽毛	御麓	有	無	無	3	一部概成	5	0	林道

崩壊土砂流出危険地区

更埴地区

地区	大字	小 字	保安林	地すべり 防止区域 の指定	他の法 令等の 指定	危険地 区面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
1	森	沢山	無	無	無	1.2	無	9	0	市道
2	森	白山	無	無	無	1.8	無	45	0	市道
3	倉科	三滝	無	無	無	5.4	無	45	1	市道
4	倉科	大峽	有	無	有	1.2	無	60	0	市道
5	倉科	南山	無	無	無	1.2	無	40	0	市道
6	生萱	芝山	有	無	無	3.3	一部概成	45	0	市道
7	寂蒔	東山	無	無	無	1.2	無	55	1	国道
8	森	神平	無	無	無	2.4	無	9	0	県道
9	森	鏡台山	無	無	無	4.5	一部概成	27	0	市道
10	倉科	牛活	無	無	無	1.8	無	150	0	市道
11	倉科	竹尾	無	無	無	1.5	無	160	0	市道
12	桑原	莊沢川	有	無	無	0.9	一部概成	0	0	市道
13	桑原	不動滝	無	無	有	1.8	未成	10	0	県道
14	桑原	横手山	有	無	有	1.2	一部概成	20	0	県道
15	桑原	大田原	無	無	無	0.75	無	40	0	県道
16	八幡	八幡乏山	無	無	無	0.75	一部概成	25	0	林道
17	桑原	雁塚	有	無	有	2.7	一部概成	30	0	県道
18	森	沢山	無	無	無	2.4	無	10	0	市道
19	森	仙石	無	無	無	0.75	無	30	0	市道
20	桑原	小坂東	有	無	有	0.6	無	15	0	県道
21	寂蒔	大明神	有	無	無	0.75	無	25	0	市道
22	寂蒔	添場	有	無	無	0.75	無	50	0	市道
23	清水堂	清水	有	無	無	0.6	一部概成	25	0	市道

地区	大字	小 字	保安林	地すべり 防止区域 の指定	他の法令等 の指定	危険地区面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
24	土口	堂平	無	無	無	0.6	無	30	0	市道
25	桑原	横手山	有	無	有	1.5	一部概成	20	0	県道
26	八幡	芝山	有	無	有	7.2	一部概成	0	2	県道
27	八幡	芝山	有	無	無	1.92	一部概成	0	1	林道
28	桑原	佐野山	有	無	有	2.4	未成	0	0	市道
29	桑原	篠山	有	無	有	4.68	一部概成	0	0	国道
30	生萱	入沢	有	無	無	2.4	無	28	1	市道
31	桑原	横手山	有	無	有	0.54	一部概成	0	1	林道

戸倉地区

地区	大字	小字	保安林	地すべり 防止区域 の指定	他の法令等 の指定	危険地区 面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
1	戸倉	北山	有	無	無	2.4	一部概成	35	0	市道
2	磯部	姥蛇沢	有	無	無	5.85	一部概成	40	0	市道
3	若宮	大日向方	有	無	無	0.6	一部概成	100	0	県道
4	羽尾	冠着山	有	無	無	3.6	概成	20	0	市道
5	戸倉	磯部	有	無	無	4.95	一部概成	20	0	国道
6	戸倉	福井	無	無	無	3.9	概成	45	0	国道
7	羽尾	冠着山	有	無	無	4.8	概成	20	0	市道
8	羽尾	冠着山	有	無	無	5.85	一部概成	20	0	市道
9	羽尾	戸谷峰	無	無	無	1.2	無	9	0	市道
10	羽尾	冠着山	有	無	無	3.6	一部概成	20	0	市道
11	羽尾	原	有	無	無	0.18	無	6	0	市道
12	若宮	若宮	有	無	無	0.48	一部概成	15	0	市道
13	磯部	磯部	無	無	無	6.0	無	18	0	市道

上山田地区

地区	大字	小字	保安林	地すべり 防止区域 の指定	他の法令等 の指定	危険地区 面積 ha	治山事業 進捗状況	人家	公共	道路
1	上山田	城山（宮沢）	有	無	無	0.72	無	50	0	県道
2	上山田	城山（城山）	有	無	無	1.05	一部概成	52	0	市道
3	上山田	ワコウ	無	無	無	0.24	無	51	0	市道
4	上山田	大窪（北大沢冠着山）	有	無	無	1.5	概成	53	0	市道

5	上山田	大窪 (北大沢)	有	無	有	2.04	一部概成	50	0	県道
6	上山田	大窪 (南大沢)	有	無	有	1.35	一部概成	12	0	県道
7	上山田	大窪 (大窪)	有	無	無	1.92	一部概成	13	0	県道
8	力石	大林	無	無	無	1.47	概成	50	1	県道
9	新山	西山入	有	無	無	1.05	一部概成	50	1	市道

第3節 情報の収集・連絡体制計画

【資料11】 千曲市災害屋外告知放送システム設置状況一覧

設置区名	受信機(放送設備)設置施設	デジタル化	設置年月	備 考
	千曲坂城消防本部		R 2・ 2	遠隔操作卓
	市役所		R 2・ 2	操作卓
屋代第1区	屋代南高校	○	R 2・ 2	
屋代第1区	屋代公民館	○	R 2・ 2	
屋代第2区	屋代第2区公民館	—	H17・11	
屋代第2区	屋代児童センター	○	R 2・ 2	
屋代第2区	科野の里ふれあい公園	○	R 2・ 2	
屋代第3区	粟佐公民館	—	H17・11	
屋代第4区	屋代中学校	○	R 4・ 3	
屋代第5区	屋代団地集会所	○	R 2・ 2	
屋代第5区	屋代第5区公民館	○	R 2・ 2	
屋代第5区	みすず団地	○	R 2・ 2	
屋代第6区	屋代第6区公民館	—	H16・12	
屋代第6区	高畑地区集会所	○	R 2・ 2	
屋代第6区	市道 4241 線 高速道陸橋南	○	R 2・ 2	
雨宮区	雨宮区公民館	—	S59・ 8	
雨宮区	雨宮若草団地集会場	—	S60・12	
雨宮区	雨宮排水ポンプ場	○	R 2・ 2	
雨宮区	五十里川排水機場	○	R 2・ 2	
土口区	沢山川親水公園	○	R 5・ 3	
土口区	妻女台団地集会所	○	R 2・ 2	
生萱区	生萱排水機場	○	R6. 3	
生萱区	石原集会場	—	H17・11	
森区	岡地公民館	—	H16・12	
森区	中村池公園	○	R6. 3	
森区	消防団詰所	○	R 2・ 2	
森区	あんずの里スケッチパーク	○	R 2・ 2	
倉科区	せせらぎ公園	○	R 2・ 2	
倉科区	古屋組農村生活センター	—	H16・12	
倉科区	倉科区公民館	○	R 2・ 2	
倉科区	竹尾農業改善センター	○	R 2・ 2	
寂蒔区	消防団器具置場	—	H17・11	
寂蒔区	北信技研隣消防団器具置場	—	H17・11	
寂蒔区	寂蒔公民館	○	R 2・ 2	
鋳物師屋区	鋳物師屋班器具置場	○	R 2・ 2	
打沢区	打沢区公民館	—	H17・11	
小島区	小島区公民館	—	H17・11	
桜堂区	歴史文化財センター	○	R 2・ 2	
杭瀬下区	杭瀬下自衛消防器具置場	—	H17・11	
杭瀬下区	人権ふれあいセンター	○	R 4・ 3	
新田区	新田区公民館	—	H17・11	
新田区	更埴中央公園	○	R 2・ 2	

設置区名	受信機(放送設備)設置施設	デジタル化	設置年月	備 考
中区	中区公民館	—	H17・11	
荒町区	荒町公民館	○	R 4・3	
中町区	稲荷山医療福祉センター	—	S63・7	
中町区	中町ねむのき公園	○	R 2・2	
中町区	更埴テニスコート駐車場	○	R 2・2	
治田町区	治田町区公民館	—	S62・8	
治田町区	第一学校給食センター	○	R 2・2	
元町区	元町区公民館	—	S62・8	
元町区	一里山集会所	○	R6. 3	
小坂区	小坂区公民館	○	R 2・2	
桑原東区	桑原東公民館	○	R 2・2	
桑原東区	桑原東公民館	—	H 6・8	
桑原中区	桑原中公民館	—	H 6・8	
桑原西区	桑原西公民館	○	R 2・2	
佐野区	佐野公民館	—	H 6・8	
大田原区	大田原運動広場	○	R 2・2	
大田原区	大田原区公民館	—	H14・12	
大田原区	大田原マレットゴルフ場	—	H14・12	
郡区	郡区公民館	—	H17・11	
中原区	中原区公民館	—	H 4・11	
志川区	志川区公民館	○	R6. 3	
志川区	更級排水機場	—	H17・11	
志川区	前河原団地	○	R 2・2	
北堀区	北堀区第2公民館	○	R 2・2	
森下区	森下区公民館	—	H10・3	
上町区	上町区公民館	○	R 2・2	
辻区	辻公民館	○	R 2・2	
代区	代区公民館	—	H 3・12	
代区	代団地公園	—	H31・3	
峯区	峯区公民館	—	H 8・8	
姨捨区	姨捨区公民館	—	H 5・9	
姨捨区	姨捨観光会館	○	R 2・2	
大池区	大池区公民館	—	H10・8	うち1本H19.7
新戸倉温泉区	新戸倉温泉区公民館	—	H17・11	
福井区	福井区公民館	—	H17・11	
福井区	消防団福井区詰所	○	R 2・2	
磯部区	戸倉体育館駐車場	○	R 2・2	
磯部区	消防団第八分団磯部班詰所	○	R 5・3	
柏王区	柏王公民館	○	R 5・3	
柏王区	柏王親水公園	○	R6. 3	
今井町区	消防団器具置場	—	H17・11	
今井町区	人権はつらつセンター	○	R 2・2	
上町区	上町区公民館	○	R 2・2	
上町区	戸倉東公園	○	R 4・3	
上中町区	ふれあい福祉センター	○	R 4・3	

設置区名	受信機(放送設備)設置施設	デジタル化	設置年月	備 考
芝原区	芝原区公民館	—	H17・11	
黒彦区	黒彦区公民館	○	R 2・2	
若宮区	若宮区公民館	—	H17・11	
羽尾第四区	羽尾第四区公民館	○	R6. 3	
羽尾第四区	さらしなの里歴史資料館	○	R 5・3	
羽尾第五区	羽尾第五区公民館	○	R 2・2	
羽尾第五区	原集会場	○	R 2・2	
羽尾第五区	御麓集会場	—	H17・11	
須坂区	須坂区公民館	—	H17・11	
仙石区	羽尾防災備蓄倉庫	○	R 2・2	
仙石区	仙石区公民館	—	H17・11	
上徳間区	六差路	○	R 2・2	
上徳間区	上徳間公民館	○	R 5・3	
上徳間区	上徳間鉄建公団跡	○	R 2・2	
内川区	内川区公民館	○	R 2・2	
内川区	内川公園消防団詰所	○	R 2・2	
千本柳区	千本柳区公民館	—	H17・11	
小船山区	小船山区公民館	—	H17・11	
小船山区	小船山公園	○	R 2・2	
上山田温泉自治会	千曲市ふれあい福祉センター	—	H17・11	
上山田温泉自治会	消防団詰所	○	R 2・2	
上山田温泉自治会	消防団器具置場(信州観光ホテル裏)	—	H17・11	
上山田温泉自治会	消防団器具置場	—	H22・3	
城腰自治会	城腰自治会公民館	○	R 2・2	
中央自治会	中央自治会公民館	—	H17・11	
八坂自治会	八坂林業センター	○	R 2・2	
漆原自治会	漆原集落センター	○	R 5・3	
新山自治会	新山公民館	—	H17・11	
新山自治会	上山田小学校駐車場	○	R 2・2	
新山自治会	新山ニュータウン	—	H17・11	
新山自治会	上山田農業者トレーニングセンター	○	R 2・2	
三本木自治会	三本木公園	○	R 2・2	
力石自治会	力石自治会公民館	—	H17・11	
力石自治会	上山田集会場	○	R 5・3	

第4節 活動体制計画

〔資料12〕 千曲市防災会議条例

千曲市防災会議条例

平成15年9月1日

条例第23号

改正 平成25年3月22日条例第11号

平成29年3月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、千曲市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 千曲市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 長野県水防計画に応じた千曲市水防計画の策定に関すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項に掲げる委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔資料 13〕 千曲市防災会議委員名簿

千曲市防災会議委員（兼水防協議会委員）名簿

区分	職 名	所 在 地	電話番号
会長	千曲市長	千曲市杭瀬下二丁目 1 番地	273-1111
1 号	国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所長	長野市鶴賀字峰村 74	227-7611
	長野地方気象台 台長	長野市箱清水 1 丁目 8-18	232-2738
2号	陸上自衛隊 松本駐屯地 第13普通科連隊第3中隊長	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766
3号	長野地域振興局 副局長兼総務管理課長	長野市大字南長野南県町 686-1	234-9531
	千曲建設事務所 企画幹兼整備課長	千曲市大字屋代 1881 番地	273-1720
	長野保健福祉事務所 所長	長野市大字中御所字岡田 98-1	223-2131
	長野県企業局川中島水道管理事務所 企画幹兼次長兼管理課長	長野市川中島町四ツ屋 100	284-1700
4号	長野県千曲警察署 署長	千曲市大字栗佐 1548 番地 1	272-0110
5号	千曲市副市長	千曲市杭瀬下二丁目 1 番地	273-1111
	千曲市建設部長	〃	〃
	千曲市市民環境部長	〃	〃
	千曲市健康福祉部長	〃	〃
	千曲市経済部長	〃	〃
	千曲市企画政策部 総合政策課長	〃	〃
	千曲市健康福祉部 人権・男女共同参画課長	〃	〃
6号	千曲市教育長	〃	〃
7号	千曲坂城消防本部 消防長	千曲市大字磯部 1221	276-0119
	千曲市消防団長		273-1111
8号	日本郵便株式会社 千曲郵便局長	千曲市大字栗佐 1587	273-0150
	信州大学名誉教授		
	千曲医師会 会長	千曲市大字桜堂 500-2	272-3011
	中部電力パワーグリッド株式会社 長野支社 副支社長	長野市柳町 18 番地	232-9060
	長野都市ガス株式会社 北信支店篠ノ井営業所長	長野市篠ノ井会 684-5	226-8161
	千曲市社会福祉協議会 副会長	千曲市大字戸倉 2388	276-2687
	千曲市民生児童委員協議会 副会長	千曲市杭瀬下二丁目 1 番地	273-1111
	千曲市赤十字奉仕団 委員長	千曲市杭瀬下二丁目 1 番地	273-1111
	屋代有線放送電話農業協同組合	千曲市大字屋代 1273	272-1740

	放送主任		
	株式会社信州ケーブルテレビジョン 放送課 課長	千曲市杭瀬下 4 丁目 178 番地	272-1660
	東日本電信電話株式会社長野支店 災害対策室長	長野市新田町 1137-5 NTT新田町ビル	225-4389
事務局	千曲市総務部長	千曲市杭瀬下 2-1	273-1111
	千曲市危機管理防災担当部長兼危機 管理防災課長	〃	〃

〔資料 14〕 千曲市災害対策本部条例

千曲市災害対策本部条例

平成 15 年 9 月 1 日

条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、千曲市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する

附 則 (平成 24 年 12 月 28 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

千曲市災害対策本部規程

平成15年 9 月 1 日

訓令第12号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 本部（第 2 条—第12条）
- 第 3 章 災害対策現地本部（第13条—第15条）
- 第 4 章 雑則（第16条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、千曲市災害対策本部条例（平成15年千曲市条例第24号）第 5 条の規定に基づき、千曲市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 本部

（位置）

第 2 条 本部は、千曲市役所庁舎内に置く。

（組織及び分掌事務）

第 3 条 本部に別表に掲げる室、部及び班を置く。

2 前項の室・部に統括者、室に室長、部に部長、班に班長を置く。

3 室、部及び班は、別表の事務を分掌する。

（副本部長）

第 4 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（統括者、副統括者、室長、室付、部長及び部付）

第 5 条 統括者、室長及び部長は、本部長の命を受けて室及び部の事務を掌理する。

2 室・部に副統括者、室に室付、部に部付を置くことができる。

3 副統括者、室付又は部付は、統括者、室長又は部長の命を受けて特定の事務を処理する。

（班に置かれる職員の職）

第 6 条 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

2 本部室に、災害情報連絡員及び本部連絡員を置くことができる。

3 災害情報連絡員は、本部長の命を受けて本部と災害の発生している区・自治会相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。

4 本部連絡員は、上司の命を受けて本部と部、室相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。

5 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

（職に充てられる職員）

第 7 条 前 2 条に規定する職に充てられる災害対策本部員（以下「本部員」という。）及び本部員でないその他の職員（以下「本部職員」という。）は、別表のとおりとする。ただし、班長の職に充てられた職員が災害情報連絡員の職に従事するときは、当該班員のうちあらかじめ定めた本部職員を当該班長の職に充てる。

（本部設置の通知）

第 8 条 本部長は、本部を設置したときは、その旨を次に掲げる者のうち必要があると認めるものに通知するものとする。

- (1) 県知事
- (2) 指定地方行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (3) 指定行政機関の長
- (4) 隣接市町村長

2 本部室長は、本部が設置されたときは、その旨を職員及び出先機関に通知するとともに地域住民に周知する。

(廃止の基準等)

第9条 本部長は、市内の地域において災害が拡大するおそれがなくなったと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止するものとする。

2 前条の規定は、本部を廃止した場合について準用する。

(本部会議)

第10条 本部長は、災害応急対策に関する基本的な重要事項を協議するため副本部長及び統括者並びに必要なに応じて副統括者、室長又は部長を招集し、本部会議を開催する。

(関係機関に対する要請)

第11条 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対し応急対策の処置を講ずるよう協力を要請する。

(本部室の位置)

第12条 本部室は、総務部危機管理防災課又は防災会議室とする。

2 本部室には、おおむね次により所要の設備をするものとする。

設備実施者	設置品目	設置数量	備考
総務部長	掛地図	必要数	日本図、県、市図
	防災関係図面及び図表	必要数	天気図、被災地域、交通止箇所、被害状況、雨量等を書き入れるもの
	停電用照明器具	必要数	発電機、投光器、蓄電池、乾電池、ローソク、ランタン等
	ラジオ、テレビ	各1台	停電の際にも使用可能なもの
	複写機その他事務器具	必要数	
	寝具	必要数	
	庁内電話	必要数	
	有線電話	必要数	
	無線電話	必要数	

第3章 災害対策現地本部

(設置)

第13条 本部長は、必要があると認めたときは、災害地に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(任務)

第14条 現地本部は、本部任務のうち、緊急を要する対策について本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて適切な処理を講ずるものとする。

(職員)

第15条 現地本部に現地本部長、現地本部員及び現地本部職員を置く。

2 現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。

3 現地本部員は、本部の班長のうちから、現地本部員は本部職員のうちから現地本部長が指名する。

4 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を掌理する。

5 現地本部員は、現地本部長の命を受けて特定の事務を処理する。

6 現地本部職員は、上司の命を受けて現地本部の事務に従事する。

第4章 雑則

(標識)

第16条 本部の職員は、災害応急対策活動に従事するときは、様式第1号の規格による腕章を帯用しなければならない。

2 本部の自動車で災害応急対策活動に使用するものは、様式第2号の規格による標識を付けなければならない。

3 本部及び現地本部には、様式第3号の標札を掲示しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年7月15日訓令第17号）

この規程は、平成17年7月15日から施行し、この規程による改正後の千曲市災害対策本部規程の規定は、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成18年5月30日訓令第4号）

この規程は、平成18年5月30日から施行し、この規程による改正後の千曲市災害対策本部規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月28日訓令第2号）抄

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月22日訓令第3号）

この規程は、平成20年5月22日から施行し、この規程による改正後の千曲市災害対策本部規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月26日訓令第4号）

この規程は、平成21年6月26日から施行し、この規程による改正後の千曲市災害対策本部規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月30日訓令第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日訓令第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日訓令第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日訓令第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日訓令第2号）

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日訓令第10号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日訓令第5号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第5号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

役 名	役 職 名
本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長、教育長

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員又は本部職員	班員となる本部員又は本部職員	
統括者 危機管理 防災担当 部長	本部室 危機管理防災 課長	消防班 消防係長	同左係員	1 本部の運営に関する連絡調整及び庶務並びに本部会議に関すること。
		防災班 防災係長	同左係員	2 気象予報及び警報等の伝達に関すること。 3 自衛隊の派遣要請に関すること。 4 渉外に関すること。 5 災害情報収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 6 県及び関係機関等の連絡、派遣、応援要請、陳情に関すること。 7 県への被害状況報告に関すること。 8 避難の指示等に関すること。 9 消防団等との連絡調整に関すること。 10 本部、各部の連絡調整に関すること。 11 緊急車両に関すること。 12 災害関係文書の受理配布に関すること。 13 他の部に属さないこと。
			災害情報連絡員 本部長の指名する職員	1 災害発生区等との連絡及び各種情報収集に関すること。
			本部連絡員 本部長の指名する職員	1 災害現場等と本部の連絡に関すること。
統括者 総務部長	総務部 総務課長	庶務班 庶務係長	同左係員	1 本部室の補助に関すること。 2 庁舎の整備、庁内停電時の対応に関すること。 3 自主防災組織との連絡調整に関すること。 4 災害現場等との連絡・連携に関すること。
		行政管理班 行政管理係長	同左係員	1 本部室の補助に関すること。 2 災害情報の経過・記録の整備に関すること。
		職員班 職員係長	同左係員	1 本部室の補助に関すること。 2 職員の動員、派遣及び応援に関すること。 3 時間外電話交換に関すること。
	秘書広報部 秘書広報課長	秘書班 秘書係長	同左係員	1 本部室の補助に関すること。 2 災害現場の記録（写真）に関すること。
		広報広聴班 広報広聴係長	同左係員	3 災害広報・報道に関すること。

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員 又は本部職員	班員となる 本部員又は 本部職員	
統括者 総務部長	財政部 財政課長	財政班 財政係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 災害対策の予算及び資金に関すること。 3 市有財産及び施設の被害調査に関すること。
		行政改革推進班 行政改革推進係長	同左係員	
	税務部 税務課長	市民税諸税班 市民税諸税係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 市内一般住宅等の被害調査に関すること。 3 市税の減額、免除、納期の延期及び徴収猶予に関すること。
		固定資産税班 固定資産税係長	同左係員	
	債権管理部 債権管理課長	債権管理班 債権管理係長	同左係員	
		管理収納班 管理収納係長	同左係員	
	行政マネジメント部 行政マネジメント室長	行政マネジメント班 行政マネジメント係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査事務局長	選挙・公平・監査班 選挙・公平・監査事務次長	同左係員	
	会計部 会計管理者 会計課長	会計班 会計係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 災害対策関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の保管に関すること。
		用度班 用度係長	同左係員	
統括者 企画政策部長 副統括者 公民共創推進担当部長	総合政策部 総合政策課長	政策推進班 政策推進係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 応急輸送対策に関すること。 3 人員及び物資の陸上輸送に関すること。 4 応急対策物資の調達及び配分に関すること。
		交通政策班 交通政策係長	同左係員	
	管財契約部 管財契約課長	契約班 契約係	同左係員	
		管財班 管財係	同左係員	
	情報政策部 情報政策課長	システム管理班 システム管理係長	同左係員	
		DX推進班 DX推進係長	同左係員	
	公民共創推進部 公民共創推進室長 民共創推進部	地域開発推進班 開発推進係長	同左係員	
		新戸倉体育館建設班 新戸倉体育館建設係長		

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員 又は本部職員	班員となる本部員又は本部職員	
統括者 市民環境 部長	市民部 市民課長	市民班 市民係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
		年金班 年金係長	同左係員	
		上山田戸倉出張所班 市民窓口係長	同左係員	
	市民生活部 市民生活課長	市民生活班 市民生活係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 災害発生後の防犯活動に関する事。 3 施設被害状況調査に関する事。 4 利用者の避難に関する事。 5 所有施設に係る避難所の開設及び運営に関する事。
		市民協働班 市民協働係長	同左係員	
	環境部 環境課長	環境政策班 環境政策係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 家屋の浸水状況調査に関する事。 3 死亡獣畜の処理に関する事。 4 ごみ処理に関する事。 5 し尿処理に関する事。
		リサイクル推進班 リサイクル推進係長	同左係員	
	福祉部 福祉課長	地域福祉班 地域福祉係長	同左係員	1 赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。 2 罹災者等に対する炊き出しに関する事。 3 社会福祉施設の被害調査等に関する事。 4 災害救助法に基づく救助に関する事。 5 災害要援護者の安否確認及び避難に関する事。 6 罹災世帯の調査に関する事。 7 死体の捜索及び収容処理等に関する事。
		生活支援班 生活支援係長	同左係員	
		障がい者支援班 障がい者支援係長	同左係員	
		障がい者福祉班 障がい者福祉係長	同左係員	
統括者 健康福祉 部長	高齢福祉部 高齢福祉課長	高齢者班 高齢者係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 災害要援護者の安否確認及び避難に関する事。 3 社会福祉施設収容者の応急救助避難に関する事。
		介護保険班 介護保険係長	同左係員	
		認定調査班 認定調査係長	同左係員	
		地域包括支援 センター相談支援班 相談支援係長	同左係員	
		地域包括支援 センター介護連携班 介護連携係長	同左係員	

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員 又は本部職員	班員となる本部員又は本部職員	
統括者 健康福祉 部長	健康推進部 健康推進課長	国保医療班 国保医療係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事 2 医師会との連絡調整に関する事 3 医薬品等の調達、確保に関する事 4 医療、助産の補助に関する事 5 防疫に関する事 6 衛生対策に関する事 7 飲料水に関する事 8 飲料水浄化装置の運用に関する事
		予防保健班 予防保健係長	同左係員	
		保健センター 母子保健班 母子保健係長	同左係員	
		保健センター 保健事業推進班 保健事業推進係長	同左係員	
		保健センター 健康増進班 健康増進係長	同左係員	
	人権・男女共同 参画部 人権・男女共 同参画課長	人権・男女共同参画 班 人権・男女共同 参画係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事 2 同和地区の被害調査に関する事 3 施設被害状況調査に関する事 4 利用者の避難に関する事 5 所管施設に係る避難所の開設及び運営に関する事
統括者 次世代支援 部長	こども未来部 こども未来課長	子育て支援班 子育て支援係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事 2 被災者の収容に関する事 3 所管施設に係る避難所開設及び運営に関する事 4 利用者の避難に関する事
		こども家庭相談班 こども家庭相談係長	同左係員	
		子育て支援センター班 更埴子育て 支援センター長 上山田子育て 支援センター長	同左係員	
	保育部 保育課長	保育・幼稚園班 保育・幼稚園係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事 2 被災者の収容に関する事 3 所管施設に係る避難所開設及び運営に関する事 4 利用者及び園児の避難に関する事
		保育施設班 保育施設係長	同左係員	
		屋代保育園班 屋代保育園長	同左係員	
		あんずの里保育園班 あんずの里保育園長	同左係員	
		埴生保育園班 埴生保育園長	同左係員	
		杭瀬下保育園班 杭瀬下保育園長	同左係員	

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員又は本部職員	班員となる本部員又は本部職員	
統括者 次世代支援 部長	保育部 保育課長	稲荷山保育園班 稲荷山保育園長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 被災者の収容に関すること。 3 所管施設に係る避難所開設及び運営に関すること。 4 利用者及び園児の避難に関すること。
		桑原保育園班 桑原保育園長	同左係員	
		八幡保育園班 八幡保育園長	同左係員	
		戸倉保育園班 戸倉保育園長	同左係員	
		更級保育園班 更級保育園長	同左係員	
		五加保育園班 五加保育園長	同左係員	
		上山田保育園班 上山田保育園長	同左係員	
統括者 経済部長	産業振興部 産業振興課長	商工労政班 産業振興係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 企業者に対する災害対策に関すること。 3 衣料、生活必需品等の供給に関すること。
		企業立地推進班 企業立地推進係長	同左係員	
	農林部 農林課長	農村振興班 農村振興係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 被害農家の災害融資に関すること。 3 主食等の調達配給に関すること。 4 被害農家の営農指導に関すること。 5 農作物の災害対策、被害調査に関すること。 6 家畜及び家畜施設の災害対策、被害調査に関すること。
		生産振興班 生産振興係長	同左係員	
		農村整備班 農村整備係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 農業用施設の災害対策（機場の操作を含む。）に関すること。
		森林整備班 森林整備係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 林産物の災害対策に関すること。 3 林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 土砂流出防止、山崩れ対策に関すること。 5 災害用木材の払下げに関すること。 6 木材、薪炭等の調達に関すること。
		国土調査班 国土調査係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 農業用施設の災害対策に関すること。
	農業委員会部 農業委員会事務局長	農地班 農地係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 農林部の補助に関すること。
		観光部 観光課長	観光誘客班 観光誘客係長	同左係員
				1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 観光地の災害対策に関すること。 3 観光客の避難及び対策に関すること。

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員 又は本部職員	班員となる 本部員又は 本部職員	
統括者 経済部長	ふるさと振興部 ふるさと振興課長	移住定住推進班 移住定住推進係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 観光部の補助に関すること。
		ふるさと納税推進班 ふるさと納税推進係長	同左係員	
	日本遺産推進部 日本遺産推進室長	日本遺産推進班 日本遺産推進係長	同左係員	
統括者 建設部長	道路河川部 道路河川課長	管理班 管理係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 水門・排水機場等の機能維持に関すること。
		事業推進班 事業推進係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 土木資材の確保に関すること。
		建設班 建設係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 道路及び橋梁の復旧に関すること。
		維持班 維持係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 障害物の除去及び保管に関すること。
		SIC・一重山線整備班 SIC・一重山線整備係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 土木施設の被害調査に関すること。
	建築部 建築課長	建築監理班 建築監理係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅建設に関すること。 3 空き家対策班の補助に関すること。
		空き家対策班 空き家対策係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 空き家の被害調査に関すること。 3 市営住宅の被害調査に関すること。 4 建築監理班の補助に関すること。
	都市計画部 都市計画課長	計画班 計画係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 都市計画施設の被害調査に関すること。 3 施設班の補助に関すること。
		施設班 施設係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 都市下水路及び都市計画道路の応急対策に関すること。 3 排水ポンプ場の機能維持に関すること。 4 都市公園及び緑地の災害復旧に関すること。
	上下水道部 上下水道課長	管理班 管理係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 下水道施設等の応急対策及び被害調査に関すること。
		下水道班 下水道係長	同左係員	
		上水道班 上水道係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 市営水道の応急対策に関すること。 3 飲料水の確保及び供給に関すること。

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員 又は本部職員	班員となる 本部員又は 本部職員	
統括者 教育部長 副統括者 文化創造 担当部長	教育総務部 教育総務課長	総務班 総務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 教育施設の被害状況調査に関する事。 3 応急教育に関する事。 4 学用品、教科書等の調達、配布に関する事。
		学校教育班 学校教育係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 市立学校の保全復旧措置に関する事。 3 所管施設に係る避難所の開設及び運営に関する事。
		教育施設班 教育施設係長	同左係員	
		総合教育センター 管理班 管理係長	同左係員	
	第一学校給食セ ンター部 第一学校給食 センター所長	管理班 管理係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 災害時における学校給食の確保に関する事。 3 災害時における炊き出し等の応援に関する事。
		調理班 調理係長	同左係員	
	第二学校給食セ ンター部 第二学校給食 センター所長	管理班 管理係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 災害時における学校給食の確保に関する事。 3 災害時における炊き出し等の応援に関する事。
		調理班 調理係長	同左係員	
	生涯学習部 生涯学習課長	生涯学習班 生涯学習係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 社会教育施設の被害状況調査に関する事。 3 社会教育施設の保全復旧措置に関する事。 4 社会教育団体の連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整等に関する事。 6 原体験の森利用者の避難に関する事。
		屋代公民館班 埴生公民館班 稲荷山公民館班 八幡公民館班 戸倉公民館班 上山田公民館班 戸倉創造館班 更埴図書館班 戸倉図書館班 各業務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 施設被害状況調査に関する事。 3 利用者の避難に関する事。 4 所管施設に係る避難所の開設及び運営に関する事。
	文化部 文化課長	文化振興班 文化振興係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 文化施設の被害状況調査に関する事。 3 文化施設の保全復旧措置に関する事。
		文化会館班 文化会館業務係長	同左係員	
	スポーツ振興部 スポーツ振興 課長	スポーツ振興班 スポーツ振興係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 社会体育施設の被害状況調査に関する事。 3 利用者の避難に関する事。
		施設整備班 施設整備係長	同左係員	4 所管施設に係る避難所の開設及び運営に関する事。

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員又は本部職員	班員となる本部員又は本部職員	
統括者 教育部長 副統括者 文化創造担当部長	スポーツ振興部 スポーツ振興課長	国民スポーツ大会準備班 国民スポーツ大会準備係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 社会体育施設の被害状況調査に関すること。 3 利用者の避難に関すること。 4 所管施設に係る避難所の開設及び運営に関すること。
	歴史文化財センター部 歴史文化財センター所長	文化財班 文化財係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 文化財、歴史公園施設等の被害調査、保護対策に関すること。
		埋蔵文化財班 埋蔵文化財係長	同左係員	
	議会事務局部 議会事務局次長	庶務班 庶務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 市議会の連絡調整に関すること。
統括者 議会事務局長		議事班 議事係長	同左係員	
		調査班 調査係長	同左係員	
統括者 千曲坂城消防組合消防本部消防長 副統括者 千曲坂城消防組合消防本部消防次長	総務部 総務課長	総務班 総務係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 災害情報の収集及び被害状況の収集集計の発表に関すること。 3 県及び関係機関等の連絡、要請、陳情に関すること。 4 県への被害状況報告に関すること。 5 避難の指示等に関すること。 6 危険区域の調査及び警戒区域の設定に関すること。 7 災害救助法に基づく救助に関すること。 8 防火知識の普及に関すること。 9 消防団との連携に関すること。
		管理班 管理係長	同左係員	
	警防部 警防課長	警防班 警防係長	同左係員	
		通信指令班 通信指令係長	同左係員	
		救急救助班 救急救助係長	同左係員	
	予防部 予防課長	予防班 予防係長	同左係員	
		危険物班 危険物係長	同左係員	
	更埴消防部 更埴消防署長	庶務班 庶務係長	同左係員	
		予防班 予防係長	同左係員	
		警防班 警防係長	同左係員	
		救急班 救急係長	同左係員	
	戸倉上山田消防部 戸倉上山田消防署長	庶務班 庶務係長	同左係員	
		警防班 警防係長	同左係員	

室・部		班		分 掌 事 務
統括者等となる本部員	室長・部長等となる本部員	班長となる本部員又は本部職員	班員となる本部員又は本部職員	
統括者 千曲坂城 消防組合 消防本部 消防長 副統括者 千曲坂城 消防組合 消防本部 消防次長	戸倉上山田消防部 戸倉上山田 消防署長	予防班 予防係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 災害情報の収集及び被害状況の収集集計の発表に関すること。 3 県及び関係機関等の連絡、要請、陳情に関すること。 4 県への被害状況報告に関すること。 5 避難の指示等に関すること。 6 危険区域の調査及び警戒区域の設定に関すること。 7 災害救助法に基づく救助に関すること。 8 防火知識の普及に関すること。 9 消防団との連携に関すること。
		救急班 救急係長	同左係員	

第5節 広域相互応援計画

【資料16】 災害対策関連協定一覧

災害対策関連協定一覧

(令和7年2月1日時点)

区分	協定名称（補足）	締結先	資料番号
長野県・市町村・消防 広域相互応援体制 関連	長野県消防相互応援協定 （長野県消防相互応援協定実施細則）		18-1 (18-2)
	長野県市町村災害時相互応援協定 （長野県市町村災害時相互応援協定実施細則）		18-3 (18-4)
	緊急消防援助隊の運用に関する要綱		18-5
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局	18-6
	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援 に関する協定		18-7
	一般廃棄物処理の相互協力に関する協定	長野地域ごみ処理広域化推進協議会	18-8
他市区町村との 災害時相互応援	災害時の相互応援協定	富山県射水市	18-9
	災害時の相互応援協定	千葉県横芝光町	18-19
	長野県千曲市及び岩手県山田町の災害時における相 互応援に関する協定	岩手県山田町	18-31
	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県松田町	18-71
その他の協定	災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定	千曲郵便局	18-10
	災害時の医療救護についての協定	千曲医師会	18-11
	災害時の歯科医療救護についての協定	埴科歯科医師会	18-12
	災害時の歯科医療救護についての協定	更級歯科医師会	18-13
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （内容：飲料水・食料・生活物資）	ながの農業協同組合	18-14
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （内容：飲料水・食料・生活物資）	生活協同組合コープながの	18-15
	震災時における緊急設備支援に関する協定 （内容：市立小中学校避難所開設時のテント等設置）	株式会社セレスポ	18-16
	災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協 定	株式会社 信州ケーブルテレビジョン	18-17

区分	協定名称（補足）	締結先	資料番号
その他の協定	災害時における飲料水提供に関する協定 （内容：飲料水）	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	18-18
	災害時における緊急支援に関する協定	千曲市建設業協会	18-20
	災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会更埴支部	18-21
	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	千曲市清掃組合	18-22
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （内容：飲料水・食料・生活物資・避難場所）	株式会社ベイシア	18-23
	災害時における応急対策業務に関する協定	千曲市電気工業会	18-24
	災害時の医療救護に関する協定	更埴薬剤師会	18-25
	災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社アクティオ	18-26
	災害時における応急対策業務に関する協定 （内容：応急対策における優先的燃料供給）	千曲清流会	18-27
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定 （内容：生活必需品・応急対策物資）	株式会社カインズ	18-28
	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気保安協会長野支店	18-29
	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	社団法人長野県建築士会 埴科支部	18-30
	災害時における飲料水等の提供に関する協定 （内容：飲料水・自動販売機内在庫）	サントリービバレッジサービス株式会社	18-32
	災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定	長野県タクシー協会更埴支部	18-33
	災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定	長野県タクシー協会更埴支部	18-34
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 （内容：燃料供給、帰宅困難者等への休憩所等提供）	長野県石油商業組合	18-35
	災害時における応急対策業務に関する協定	長埴建設労働組合	18-36
	災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定	長野ＬＰ協会長野支部・ 長野県ＬＰガス協会	18-37
	災害時等における妊産婦及び乳児とその母親の緊急受入れに関する協定（内容：福祉避難所提供）	株式会社信毎販売センター	18-38
	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	18-39
	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	18-40

区分	協定名称（補足）	締結先	資料番号
その他の協定	災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	18-41
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	18-42
	災害時における居宅要配慮者避難受け入れに関する協定	千曲・坂城地域自立支援協議会	18-43
	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	18-44
	千曲市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー篠ノ井営業所の災害時における相互協力に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社 長野支社	18-45
	洪水時等における避難者の受け入れに関する協定	長野電子工業株式会社	18-46
	災害時等における避難者の受け入れに関する協定	医療法人 長野寿光会	18-47
	災害等緊急時における出動協力に関する協定	千曲市水道工事業協会	18-48
	災害時の応急活動の連携に関する協定	長野県企業局	18-49
	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定	アズサイエンス株式会社	18-50
	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定	株式会社モリカワ	18-51
	覚書（災害用緊急救護物資備蓄倉庫の使用）	日本赤十字社長野県支部	18-52
	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定	医療法人財団大西会	18-53
	災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話株式会社	18-54
	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社長野工場	18-55
	災害時におけるバス利用に関する協定	共和観光バス株式会社	18-56
	電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定	長野日産自動車株式会社 日産プリンス長野販売株式会社 日産自動車株式会社	18-57
	千曲市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	千曲市社会福祉協議会	18-58
	災害時における被災者支援に関する協定	長野県行政書士会長野支部	18-59
	災害時における物資供給に関する協定	株式会社旭フーズ	18-60

区分	協定名称（補足）	締結先	資料番号
その他の協定	災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	18-61
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	長野三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社	18-62
	霞堤内（埴生地区）における浸水被害軽減のための大型土のう設置応急対策業務に関する協定	飯島建設株式会社千曲支社	18-63
	霞堤内（八幡地区）における浸水被害軽減のための大型土のう設置応急対策業務に関する協定	市川総業有限会社	18-64
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内 17 社会福祉法人	18-65
	災害時等における避難者の受け入れに関する協定	大和ハウス工業株式会社	18-66
	災害時等における避難者の受け入れに関する協定	長野広域連合・ちくま環境サービス株式会社	18-67
	災害時における相談業務に関する協定	長野県弁護士会	18-68
	災害時における避難者の受け入れに関する協定	株式会社ユニオンプレート	18-69
	災害時における避難者の受け入れに関する協定	戸倉上山田温泉旅館組合連合会	18-70
	千曲市と株式会社ジーシーシー自治体サービスとの包括連携に関する協定	株式会社ジーシーシー自治体サービス	18-72
	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	千曲資源リサイクル事業協同組合 千曲市清掃事業協同組合 株式会社平林軽金属工業所 有限会社鳥昭商店	18-73
	千曲市と株式会社富士薬品との包括連携協定	株式会社富士薬品	18-74
	災害時における避難者の受け入れに関する協定	アピックヤマダ株式会社 戸倉地区区長会	18-75
	災害時における避難者の受け入れに関する協定	株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所	18-76

〔資料 17〕 目的別災害対策関連協定一覧

目的別災害対策関連協定一覧（行政関連）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称 (補足)	締結先	資料 番号
長野県・市町村・消防 広域相互応援体制 関連	長野県消防相互応援協定 (長野県消防相互応援協定実施細則)		18-1 (18-2)
	長野県市町村災害時相互応援協定 (長野県市町村災害時相互応援協定実施細則)		18-3 (18-4)
	緊急消防援助隊の運用に関する要綱		18-5
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局	18-6
	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定		18-7
	一般廃棄物処理の相互協力に関する協定	長野地域ごみ処理広域化 推進協議会	18-8
他市区町村との 災害時相互応援	災害時の相互応援協定	富山県射水市	18-9
	災害時の相互応援協定	千葉県横芝光町	18-19
	長野県千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互 応援に関する協定	岩手県山田町	18-31
	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県松田町	18-71

目的別災害対策関連協定一覧（医療救護）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称（補足）	締結先	資料番号
医療救護関連協定	災害時の医療救護についての協定	千曲医師会	18-11
	災害時の歯科医療救護についての協定	埴科歯科医師会	18-12
	災害時の歯科医療救護についての協定	更級歯科医師会	18-13
	災害時の医療救護に関する協定	更埴薬剤師会	18-25

目的別災害対策関連協定一覧（避難場所・避難所・避難支援）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称（補足）	締結先	資料番号
避難場所・避難所・避難支援	災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定	千曲郵便局	18-10
	震災時における緊急設備支援に関する協定 （内容：市立小中学校避難所開設時のテント等設置）	株式会社セレスポ	18-16
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （内容：飲料水・食料・生活物資・避難場所）	株式会社ベシニア	18-23
	災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定	長野県タクシー協会更埴支部	18-33
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 （内容：燃料供給、帰宅困難者等への休憩所等提供）	長野県石油商業組合	18-35
	災害時等における妊産婦及び乳児とその母親の緊急受入れに関する協定（内容：福祉避難所提供）	株式会社信毎販売センター	18-38
	災害時における居宅要配慮者避難受け入れに関する協定	千曲・坂城地域自立支援協議会	18-43
	洪水時等における避難者の受け入れに関する協定	長野電子工業株式会社	18-46
	災害時等における避難者の受け入れに関する協定	医療法人 長野寿光会	18-47
	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定	アズサイエンス株式会社	18-50
	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定	株式会社モリカワ	18-51

目的別災害対策関連協定一覧（避難場所・避難所・避難支援）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称 (補足)	締結先	資料 番号
避難場所・避難所・避難支援	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定	医療法人財団大西会	18-53
	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社長野工場	18-55
	災害時におけるバス利用に関する協定	共和観光バス株式会社	18-56
	電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定	長野日産自動車株式会社・日産プリンス長野販売株式会社・日産自動車株式会社	18-57
	災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	18-61
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	長野三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社	18-62
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内 17 社会福祉法人	18-65
	災害時等における避難者の受け入れに関する協定	大和ハウス工業株式会社	18-66
	災害時等における避難者の受け入れに関する協定	長野広域連合・ちくま環境サービス株式会社	18-67
	災害時における避難者の受け入れに関する協定	株式会社ユニオンプレート	18-69
	災害時における避難者の受け入れに関する協定	戸倉上山田温泉旅館組合連合会	18-70
	災害時における避難者の受け入れに関する協定	アピックヤマダ株式会社 戸倉地区区長会	18-75
	災害時における避難者の受け入れに関する協定	株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所	18-76

目的別災害対策関連協定一覧（食料品・生活必需品調達）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称 (補足)	締結先	資料 番号
食料品・生活必需品調達	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 (内容：飲料水・食料・生活物資)	ながの農業協同組合	18-14
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 (内容：飲料水・食料・生活物資)	生活協同組合コープながの	18-15
	災害時における飲料水提供に関する協定 (内容：飲料水)	北陸コカ・コーラボトリング 株式会社	18-18
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 (内容：飲料水・食料・生活物資・避難場所)	株式会社ベイシア	18-23
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定 (内容：生活必需品・応急対策物資)	株式会社カインズ	18-28
	災害時における飲料水等の提供に関する協定 (内容：飲料水・自動販売機内在庫)	サントリービバレッジサービス 株式会社	18-32
	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人 コメリ災害対策セン ター	18-40
	災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具 供給協会	18-41
	災害時における物資供給に関する協定 (内容：飲料水・生活必需品・応急対策物資)	株式会社ナフコ	18-44
	覚書（災害用緊急救護物資備蓄倉庫の使用）	日本赤十字社長野県支部	18-52
	災害時における物資供給に関する協定	株式会社旭フーズ	18-60
	千曲市と株式会社富士薬品との包括連携協定	株式会社富士薬品	18-74

目的別災害対策関連協定一覧（応急対策）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称 (補足)	締結先	資料 番号
応急対策	災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定	千曲郵便局	18-10
	災害時における緊急支援に関する協定	千曲市建設業協会	18-20
	災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会更埴支部	18-21
	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	千曲市清掃組合	18-22

目的別災害対策関連協定一覧（応急対策）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称 (補足)	締結先	資料 番号
応 急 対 策	災害時における応急対策業務に関する協定	千曲市電気工業会	18-24
	災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社アクティオ	18-26
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定 (内容：生活必需品・応急対策物資)	株式会社カインズ	18-28
	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気保安協会長野支店	18-29
	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	社団法人長野県建築士会 埴科支部	18-30
	災害時における応急対策業務に関する協定	長埴建設労働組合	18-36
	千曲市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー篠ノ井営業所の災害時における相互協力に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社 長野支社	18-45
	災害等緊急時における出動協力に関する協定	千曲市水道工事業協会	18-48
	災害時の応急活動の連携に関する協定	長野県企業局	18-49
	災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話株式会社	18-54
	千曲市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	千曲市社会福祉協議会	18-58
	霞堤内（埴生地区）における浸水被害軽減のための大型土のう設置応急対策業務に関する協定	飯島建設株式会社千曲支社	18-63
	霞堤内（八幡地区）における浸水被害軽減のための大型土のう設置応急対策業務に関する協定	市川総業有限会社	18-64
	千曲市と株式会社ジーシーシー自治体サービスとの包括連携に関する協定	株式会社ジーシーシー自治体サービス	18-72
	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	千曲資源リサイクル事業協同組合 千曲市清掃事業協同組合 株式会社平林軽金属工業所 有限会社鳥昭商店	18-73

目的別災害対策関連協定一覧（燃料供給）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称 (補足)	締結先	資料 番号
燃料 供給	災害時における応急対策業務に関する協定 (内容：応急対策における優先的燃料供給)	千曲清流会	18-27
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (内容：燃料供給、帰宅困難者等への休憩所等提供)	長野県石油商業組合	18-35
	災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定	長野ＬＰ協会長野支部・ 長野県ＬＰガス協会	18-37

目的別災害対策関連協定一覧（情報収集・情報提供）

（令和 7 年 2 月 1 日時点）

区分	協定名称 (補足)	締結先	資料 番号
情報 収集 ・ 提供	災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定	千曲郵便局	18-10
	災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協定	株式会社 信州ケーブルテレビジョン	18-17
	災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定	長野県タクシー協会更埴支部	18-34
	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定	日本ケーブルテレビ連盟信越 支部	18-39
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	18-42
	災害時における被災者支援に関する協定	長野県行政書士会長野支部	18-59
	災害時における相談業務に関する協定	長野県弁護士会	18-68

【資料 18-1】 長野県消防相互応援協定

長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当

- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。
（長野県広域消防相互応援協定の廃止）
- 2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。
この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別表（第3条関係）

地 域 区 分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

【資料 18-2】 長野県消防相互応援協定実施細則

長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書(平成8年2月14日締結。以下「協定」という。)

第10条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細則において使用する用語は、協定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受援支援要員とは、要請側の消防本部の受援活動を支援する要員をいう。

(2) 支援隊とは、災害情報等の収集及び要請側の消防本部の指揮活動を支援するため、要請側の属するブロックの地域代表消防機関等から出動する隊をいう。

(応援隊の名称)

第3条 協定に基づき活動する応援隊の総称は、県消防相互応援隊とする。

(地域代表消防機関の任務等)

第4条 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当該ブロック内の被害情報の収集及び集約に関すること。

(2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。

(3) 代表消防機関、当該ブロック内市町村等及び関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 当該ブロック内の県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。

(5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

3 地域応援要請が複数ブロックにわたる場合は、当該地域代表消防機関の協議により、県消防相互応援隊の活動調整等を統括する地域代表消防機関を決定するものとする。

(代表消防機関の任務等)

第5条 代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県内の被害情報の収集及び集約に関すること。

(2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。

(3) 長野県、地域代表消防機関及び関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。

(5) 緊急消防援助隊要請時の関係機関との連絡調整に関すること。

(6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、地域代表消防機関がその任務を代行するものとする。

(災害等発生時の連絡等)

第6条 市町村等の消防長は、管轄区域内で大規模災害又は特殊災害(以下「大規模災害等」という。)

が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、長野県、属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに連絡するものとする。

(応援要請)

第7条 要請側の長は、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに応援要請を行うものとし、次に掲げる事項を把握した時点で、県消防相互応援隊の応援要請書(様式第1号)を送付するものとする。

(1) 災害の状況、発生場所及び被害状況

(2) 必要な県消防相互応援隊の隊数、資機材等

(3) 県消防相互応援隊の活動場所及び任務

(4) 使用無線周波数

(5) 安全管理上の注意事項

(6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(受援支援要員の派遣要請)

第8条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の受入れ体制が整わないと判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対して、速やかにその旨を報告し、受援支援要員の派遣に係る調整を求めるものとする。

(県消防相互応援隊の編成)

第9条 隣接応援要請時及び特殊応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、要請側及び応援側の消防本部の協議により決定するものとする。

2 地域応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、地域代表消防機関が行うものとする。

3 全県応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、代表消防機関が行うものとする。

4 県消防相互応援隊は、応援要請に迅速に対応するため、原則として当直隊をもって編成するものとし、市町村等の消防長は事前に計画を策定しておくものとする。

(県消防相互応援隊の派遣)

第10条 県消防相互応援隊を派遣する応援側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、要請側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(1) 派遣隊数及び隊員数

(2) 出発予定時刻及び進出拠点(進出拠点を設定しない場合は、災害現場。以下同じ。)到着予定時刻

(3) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(支援隊の先遣出動)

第11条 要請側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長は、地域応援要請又は全県応援要請が行われた場合には、支援隊を出動させるものとする。ただし、支援隊の現場到着に時間を要する場合等は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

2 支援隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 進出拠点までの道路状況等の情報の収集及び提供に関すること。

(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な応援隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。

(3) 宿営場所の確保又は確認に関すること。

(4) 要請側の消防本部の指揮活動の支援に関すること。

(5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

(県消防相互応援隊の指揮)

第12条 複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の指揮は、緊急消防援助隊長野県大隊応援等実施計画(平成29年6月12日施行)の規定を準用するものとする。

(自主応援)

第13条 市町村等の消防長は、他市町村等で発生した大規模災害等を覚知し、応援が必要と判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡し、自主応援の要否を確認するものとする。

2 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内の他市町村等で発生した大規模災害等を覚知した場合には、必要に応じて支援隊を出動させ、災害情報の収集及び被災地消防本部の指揮活動の支援を行うよう努めるものとする。

3 地域代表消防機関の消防長は、情報収集又は被災地消防本部の応援のために必要と判断した場合

には、当該ブロック内の消防本部の消防長に対して、自主応援を求めることができるものとする。

4 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内から自主応援を行う場合には、被災地消防本部の消防長、被災地消防本部の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援隊の誘導等)

第14条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の進出拠点に誘導員を派遣して応援活動上必要な情報の提供、資機材の貸与等を行うとともに、県消防相互応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援要請の解除)

第15条 要請側の長は、県消防相互応援隊の要請解除を決定した場合には、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援要請解除通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(県消防相互応援隊の引揚げ)

第16条 応援要請解除の連絡を受けた県消防相互応援隊の最上位指揮者は、被災地における活動を終了するとともに、要請側の消防本部に対して次に掲げる事項を報告し、引揚げるものとする。

(1) 県消防相互応援隊の活動概要(場所、時間、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(活動結果報告)

第17条 応援側の長は、派遣している県消防相互応援隊の帰署(所)後、県消防相互応援隊活動報告書(応援側)(様式第4号)により、要請側の長に対して速やかに活動報告を行うものとする。

2 要請側の消防長は、応援活動終了後、県消防相互応援隊活動報告書(要請側)(様式第5号)により、応援側の消防長、応援側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに災害等の概要を報告するものとする。

(応援経費等の負担)

第18条 協定第8条第2号に定める要請側の負担する経費のうち、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については、応援側の負担とする。

2 協定第8条第2号ア及びイに定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

3 協定第8条第2号に定める応援に要した費用の請求は、県消防相互応援隊の活動経費請求書(様式第6号)により行うものとする。

(連絡体制等)

第19条 県消防相互応援隊の活動等に係る連絡は、有線電話、有線FAX又は電子メール等によるものとし、有線FAX又は電子メールによる場合には、県消防相互応援に係る連絡(様式第7号)により行うものとする。

(県消防相互応援隊の登録)

第20条 県消防相互応援隊の登録隊は、緊急消防援助隊の登録をもって県消防相互応援隊に登録したものとし、ただし、災害状況、地理的条件等に応じ、緊急消防援助隊登録車両以外で出動することができるものとする。

(演習又は訓練の実施)

第21条 市町村等の消防長は、県消防相互応援隊の連携活動能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、市町村等合同の演習又は訓練を実施するよう努めるものとする。

(協議)

第22条 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。
附 則（平成18年9月1日）
この実施細則は、同意の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。
附 則（平成27年4月8日）
この実施細則は、同意の日から施行し、平成27年4月8日から適用する。
附 則（平成30年9月1日）
この実施細則は、同意の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

【資料 18-3】 長野県市町村災害時相互応援協定

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・ 北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・ 下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・ 小川村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曾
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曾
木 曾	飯 伊 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

【資料 18-4】 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
 - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (5) 応援活動に関する県との連絡調整
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村等が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。
- ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
 - (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。
所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。
 - (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

- 第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。
- 2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

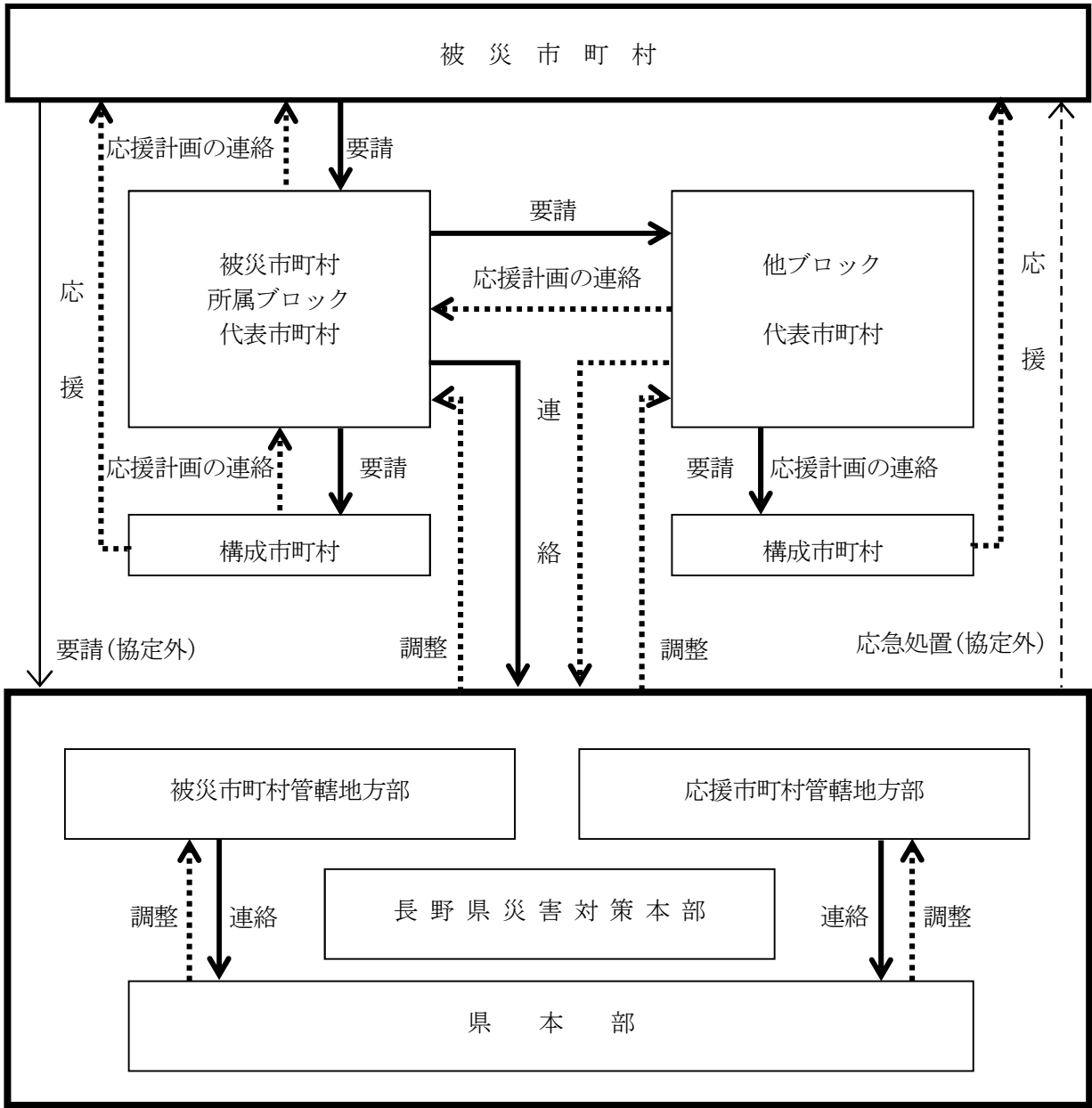
- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



凡 例	→	要請に係る系統(応援協定)
	→	応援に係る系統(応援協定)
	→	要請に係る系統(協定外)
	→	応援に係る系統(協定外)

【資料 18-5】 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号
改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号
改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号
改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号
改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号
改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号
改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号
改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号
改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号
改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号
改正 令和 4 年 6 月 24 日 消防広第 211 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
 - (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
 - (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
 - (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
 - (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
 - (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県

をいう。

- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。

- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成）

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

（NBC災害即応部隊の編成）

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「（〇〇消防本部）NBC災害即応部隊」と呼称する。

（土砂・風水害機動支援部隊の編成）

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及

び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎

分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出

動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消

防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

（指揮体制）

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。
 - (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長

(3) 第3順位 統合機動部隊長

(4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。

(3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。

(5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。

(6) 調整本部に対する報告に関すること。

(7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。

7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(3) 調整本部に対する報告に関すること。

(4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本

部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - （2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - （3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - （5）報道機関への対応に関すること。
 - （6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（都道府県大隊本部の設置）

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - （2）隊員の安全管理に関すること。
 - （3）都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - （4）被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
 - （5）被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
 - （6）指揮支援本部に対する報告に関すること。
 - （7）他の都道府県大隊等との調整に関すること。
 - （8）その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

（現地合同調整所の設置）

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

（情報共有等）

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊

本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。

- 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
- 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

（活動報告等）

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協

議し、指定波以外の統制波を指定することができる。

- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
 - 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
 - (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
 - 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の

活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 関係機関との活動調整に関すること。
 - (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
 - (5) 情報連絡体制に関すること。
 - (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
 - (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 情報連絡体制に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (主運用波の割当て)

(第32条関係)

周波数名	割当都道府県
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

【資料 18-6】 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、千曲市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、千曲市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 千曲市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 千曲市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること。
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協議に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 6 月 21 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省
関東地方整備局長

乙) 新潟県新潟市中央区美咲町 1－1－1
国土交通省
北陸地方整備局長

丙) 長野県千曲市大字杭瀬下 8 4 番地
千曲市
千 曲 市 長

【資料 18-7】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿 部 守 一

乙 住所 長野市大字長野字加茂北143-8
長野県市長会長 母 袋 創 一

丙 住所 長野市大字長野字加茂北143-8
長野県町村会長 藤 原 忠 彦

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総 則

1 目 的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害応援に関する協定書」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定書」（関東地方知事会）
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定書」（新潟県）
- (5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (2) 被災者の受入及び施設の提供
 - ① 県内医療機関での傷病者の受入
 - ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。
- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてて。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。

なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。

- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてて。
- (3) 後方支援本部の業務
 - ① 現地支援本部との連絡体制の確立
 - ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤ 費用精算業務
 - ⑥ その他支援に必要な業務
- (4) 調整会議
県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で

構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項

3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

【資料 18-8】一般廃棄物処理の相互協力に関する協定（長野地域ごみ処理広域化推進協議会）

一般廃棄物処理の相互協力に関する協定書

長野地域ごみ処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）に所属する長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町、葛尾組合及び長野広域連合（以下「市町村等」という。）は、災害等により、一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理に支障を来す事態が発生した場合において、相互協力することに関し、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等により、市町村等が一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）において処理を行うことができない場合に、他の市町村等有する処理施設において処理を行う等の相互協力について、必要な事項を定める。

（相互協力実施の条件）

第2条 本協定に基づく相互協力は、次の各号に定めるいずれかに当てはまる場合に実施できるものとする。

- (1) 市町村等有する処理施設が、災害、事故及び故障等による稼働不能に陥り、一般廃棄物の処理を行うことができなくなったとき
- (2) 市町村等が処理を委託している事業者の処理施設が、災害、事故及び故障等による稼働不能に陥り、一般廃棄物の処理を行うことができなくなったとき
- (3) 市町村等が、災害により大量に発生した災害廃棄物の処理を行う必要があるとき
- (4) その他特別な事情があると認められるとき

（相互協力事項）

第3条 市町村等が実施する相互協力事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 処理の代行
 - (2) 一時的な保管
 - (3) 排出量の抑制
 - (4) その他必要な事項
- 2 相互協力事項の実施に使用できる市町村等有する施設は、別紙1（長野地域循環型社会形成推進地域計画（第3期）に基づき整備予定の施設を含む）のとおりとし、新設、更新及び廃止等により内容に変更等が生じた場合は、必要な時期に見直しを行うものとする。

（相互協力事項の要請）

第4条 市町村等は、第2条に規定する状況が生じ、他の市町村等の協力を必要とする場合、他の市町村等に対し、次の各号に定める事項を記載の上、協力要請を行うものとする。

- (1) 要請する相互協力事項及び理由
- (2) 前号に係る一般廃棄物の種類及び量
- (3) 実施時期
- (4) その他必要な事項

2 前項の協力要請を受けた市町村等は、協力要請を行った市町村等に対し、速やかにその可否を通知するものとする。

（相互協力事項の実施）

第5条 前条において、市町村等が協力要請を受諾した場合、協力要請を行った市町村等（以下

「要請市町村等」という。)と協力要請を受諾した市町村等(以下「受諾市町村等」という。)との間で、実施にあたり必要な協議等を行い、調整を図るものとする。

2 要請市町村等及び受諾市町村等は、前項の協議等により定めた事項を、信義に従い誠実に実施する。

3 第1項の内容に変更が生じた場合、要請市町村等及び受諾市町村等は、都度協議し、定めるものとする。

(完了報告)

第6条 受諾市町村等は、相互協力事項の実施を完了したときは、要請市町村等に対し、速やかに完了報告を行うものとする。

(経費負担)

第7条 要請市町村等は、受諾市町村等が実施した相互協力事項に要した費用を負担するものとし、当事者間で協議の上、その金額及び負担方法等を決定するものとする。但し、当事者間で合意した場合、受諾市町村等が要請市町村等に対し、費用負担を求めないことも可能とする。

(損害賠償)

第8条 受諾市町村等が、実施した相互協力事項に起因して損害を受けた場合、要請市町村等はその損害を賠償しなくてはならない。なお、当事者間で協議の上、その損害額の算定及び賠償方法等を決定するものとする。

2 損害の原因が、実施した相互協力事項に起因するものか判明しない場合、当事者間で協議の上、その費用負担等を定めるものとする。

(協議会への報告)

第9条 要請市町村等は、相互協力事項の実施完了後、協議会に対し、速やかにその旨の報告を行うものとする。

(情報共有)

第10条 市町村等は、本協定の円滑な運用のため、協議会において積極的に情報共有を図るものとする。

(連絡窓口)

第11条 本協定に関する市町村等の担当窓口は、別紙2のとおりとする。

(有効期限)

第12条 本協定の有効期限は、令和11年(2029年)3月31日までとし、期間満了の3ヶ月前までに、いずれの市町村等からも解除の申し出がない場合は、7年間延長するものとし、その後も同様とする。

(本協定外の事項)

第13条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとする。

本協定の証として本書10通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年(2023年)2月10日

長野市長

須坂市長

千曲市長

坂城町長

高山村長

信濃町長

小川村長

飯綱町長

葛尾組合長

長野広域連合長

【資料 18-9】 災害時の相互応援協定（富山県射水市）

災害時の相互応援協定

千曲市長(以下「甲」という。)と射水市長(以下「乙」という。)は、災害時における相互応援協定について、次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この協定は、千曲市又は射水市において災害が発生し、被災市独自では応急措置ができない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の応援
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要求のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市(以下「要請市」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をしようとする市(以下「支援市」という。)の職員は、要請市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、支援市の負担とする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成16年4月29日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年7月26日

甲 千曲市大字杭瀬下84番地
長野県千曲市長

乙 富山県射水市戸破1511
富山県射水市長

【資料 18-10】 災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定（千曲郵便局）

災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定

千曲市(以下「甲」という。)と、千曲市内の郵便局(以下「乙」という。)は、災害時における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、千曲市内において地震、風水害その他の原因により災害が発生したとき(以下「災害時」という。)に、それぞれでは十分な応急措置ができない場合に、双方が相互に協力し、応急措置等必要な対策を円滑に遂行するために、必要な事項を定める。

(協力事項)

第2条 甲の行う協力事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が所有し、または管理する施設及び用地の提供
- (2) 甲が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 乙の行う協力事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替預金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所としての提供
- (3) 乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報提供
- (4) 千曲市地域防災計画の遂行に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(協力の実施)

第3条 災害時において甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、それぞれの行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力するよう努めなければならない。

(災害情報等連絡体制の整備)

第4条 甲及び乙は、被災者当の安否情報の連絡体制を整備するため、その方策に付いて協議する。

(千曲市災害対策本部への参加)

第5条 甲は、必要に応じ乙に対して千曲市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく相互協力が円滑に行われるよう相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては千曲市消防防災課長、乙においては千曲郵便局総務課長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年11月1日

(甲) 千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長
(乙) 千曲市大字栗佐1587番地
千曲市内の郵便局代表
千曲郵便局長

【資料 18-11】 災害時の医療救護についての協定（千曲医師会）

災害時の医療救護についての協定

千曲市(以下「甲」という。)と、社団法人千曲医師会(以下「乙」という。)は、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、千曲市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護計画)

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 甲は、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける時間のない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 負傷者の救急、応急措置
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の確認及び検案
- (6) その他医療救護活動に必要な事項

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医療薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品、医療機材、救護班の防具等は、当該医療救護班

が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。ただし、収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙の医療救護班が医療救護活動従事中に災害を受けたときは、千曲市消防団員等公務災害補償条例(平成15年千曲市条例第208号)の規定に基づき補償を行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第14条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもつて解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成15年11月1日から平成16年3月31日までとする。

- 2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年11月1日

甲 千曲市
千曲市長
乙 社団法人千曲医師会
会長

【資料 18-12】 災害時の歯科医療救護についての協定（埴科歯科医師会）

災害時の歯科医療救護についての協定

千曲市(以下「甲」という。)と埴科歯科医師会(以下「乙」という。)とは、災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、千曲市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護計画)

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮素統
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

3 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第3条 甲は、必要に応じて乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける時間のない場合には、乙は歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療救護班に対する指揮)

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護を行う。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 負傷者の応急措置
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の確認及び検案
- (6) その他歯科医療救護活動に必要な事項

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医療薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品、医療機材、救護班の防具等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。ただし、収容歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加できる。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙の歯科医療救護班が歯科医療救護活動従事中に災害を受けたときは、千曲市消防団員等公務災害補償条例(平成15年千曲市条例第208号)の規定に基づき補償を行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第13条 歯科医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第14条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもつて解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期限)

第17条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成15年11月1日から平成16年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年11月1日

甲 千曲市長
乙 埴科歯科医師会

【資料 18-13】 災害時の歯科医療救護についての協定（更級歯科医師会）

災害時の歯科医療救護についての協定

千曲市(以下「甲」という。)と更級歯科医師会(以下「乙」という。)とは、災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、千曲市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護計画)

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮素統
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

3 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第3条 甲は、必要に応じて乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける時間のない場合には、乙は歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療救護班に対する指揮)

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護を行う。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 負傷者の応急措置
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の確認及び検案
- (6) その他歯科医療救護活動に必要な事項

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医療薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品、医療機材、救護班の防具等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。ただし、収容歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加できる。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙の歯科医療救護班が歯科医療救護活動従事中に災害を受けたときは、千曲市消防団員等公務災害補償条例(平成15年千曲市条例第208号)の規定に基づき補償を行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第13条 歯科医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第14条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもつて解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期限)

第17条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成15年11月1日から平成16年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年11月1日

甲 千曲市
千曲市長
乙 更級歯科医師会
会長

【資料 18-14】 災害時における応急生活物資供給等に関する協定（ながの農業協同組合）

災害時における応急生活物資供給等に関する協定

千曲市(以下「甲」という。)と、ちくま農業協同組合(以下「乙」という。)は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、千曲市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関し、必要な事項を定める。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ原則として別表のとおりとする。

(応急生活物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第8条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲、乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、適正価格により、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における農業協同組合相互支援協定等を締結し、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(災害対策本部への参加)

第11条 甲は、必要に応じ乙に対して千曲市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

第12条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第14条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年11月1日

甲 千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長

乙 千曲市大字鋳物師屋200番地
ちくま農業協同組合
代表理事組合長

※ちくま農業協同組合は平成28年9月1日に合併し、ながの農業協同組合となる。
本協定はそのまま承継する。

(別表)

優先供給品目	★容器入り水・飲料水 ★パン(菓子パン・調理パン・食パン) ★牛乳(乳製品その他) ★果物(バナナ他) ★レトルト食品(ごはん・おかず)
状況に応じて供給する品目	・缶詰(イージーオープン) ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料水用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ・ガスボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴・下着・靴下 ・タオル ・毛布 ・蚊取り線香(夏季) ・使い捨てカイロ(冬季)

- (1) ★印「優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目として災害現場や被災者のニーズの変化等、状況に応じて調達供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲、乙協議のうえその都度指定できるものとする。

【資料 18-15】 災害時における応急生活物資供給等に関する協定（生活協同組合コープながの）

災害時における応急生活物資供給等に関する協定

千曲市(以下「甲」という。)と、生活協同組合コープながの(以下「乙」という。)は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、千曲市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し たとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を 図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関し、必要な事項を定める。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、 乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び 運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ原則として別表のとおりとする。

(応急生活物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第8条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲、乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、適正価格により、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援協定等を締結

し、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(災害対策本部への参加)

第 11 条 甲は、必要に応じ乙に対して千曲市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

第 12 条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

第 13 条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第 14 条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法(昭相 23 年法律第 200 号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 15 年 11 月 1 日

甲 千曲市大字杭瀬下 84 番地
千曲市長

乙 長野市篠ノ井御幣川 668 番地
生活協同組合コープながの
理事長

(別 表)

優先供給品目	★容器入り水・飲料水 ★パン(菓子パン・調理パン・食パン) ★牛乳(乳製品その他) ★果物(バナナ他) ★レトルト食品(ごはん・おかず)
状況に応じて供給する品目	・缶詰(イージーオープン) ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料水用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ・ガスボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴・下着・靴下 ・タオル ・毛布 ・蚊取り線香(夏季) ・使い捨てカイロ(冬季)

- (1) ★印「優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目として災害現場や被災者のニーズの変化等、状況に応じて調達供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲、乙協議のうえその都度指定できるものとする。

【資料 18-16】 震災時における緊急設備支援に関する協定（株式会社セレスポ）

震災時における緊急設備支援に関する協定

千曲市(以下「甲」という。)と株式会社セレスポ(以下「乙」という。)とは、震災時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関することについて次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、千曲市において地震による災害が発生したとき、甲の指定する避難場所等に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック 2 4」(以下「システム」という。)を提供することをもって迅速に避難所を開設し、被災者等の救援に寄与することに関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、震災時における乙のシステム稼働の必要があると認めたときは、乙にその稼働を要請するものとする。

2 要請連絡の責任者及び要請先については、別表 1 に定める。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

(システムの内容)

第4条 乙は、避難所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入、救護所等を目的としたテントキャンプ資材を要請後 2 4 時間をめどに搬入、設置するものとする。

2 搬入、設置する資材は別表 2 に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲に求めない。

(稼働範囲)

第5条 乙が甲の要請に基づき稼働する場所は別表 2 に定める市内 5 施設とする。ただし、被害状況に応じて、別表 2-1 に定める施設に変更することもできるものとする。

(システム稼動料金)

第6条 システム稼動料金は、震災発生直前における適正料金とし、乙は当該年度初頭ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第8条 この協定は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から 1 8 年 1 0 月 3 1 日までとし、協定内容を変更する場合、甲、乙協議のうえ改めて協定を締結するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下 84 番地

千曲市長

乙 東京都豊島区北大塚一丁目 2 1-5

株式会社 セレスポ

代表取締役社長

別表 1 (第 2 条関係)

(甲) 支援要請責任者

順位	役 職・氏 名	連 絡 先
1	総務部長	千曲市役所 危機管理防災課 026(273)1111
2	危機管理防災課長	
3	防災係長	

(乙) クイック 24 要請先

第一要請先	名 称	株式会社 セレスポ 群馬支店	
	所 在 地	群馬県前橋市亀里町 1073-36	
	責 任 者	支店長	
	緊 急 連 絡 先	電 話	027(265)4211
		F A X	027(265)4442
第二要請先	名 称	株式会社 セレスポ本社	
	所 在 地	東京都豊島区北大塚一丁目 21-5	
	責 任 者	クイック 24 事務局	
	緊 急 連 絡 先	電 話	03(5974)1139
		F A X	03(5394)7653

別表 2 (第 4 条、第 5 条関係)

協定避難所及び設置内容

避難所名称	住 所	設 置 内 容
屋代中学校	千曲市大字屋代 810 番地	・テントセット 6 張 ・テーブル 6 台 ・椅子 12 脚 ・情報パネル 1 式 ・仮設トイレ 1 台
埴生中学校	千曲市大字桜堂 100 番地	同 上
更埴西中学校	千曲市大字稲荷山 134 番地	同 上
戸倉上山田中学校	千曲市大字戸倉 2500 番地	同 上
上山田小学校	千曲市大字新山 695 番地	同 上

別表 2-1 (第 5 条関係)

協定避難所

避難所名称	住 所	設 置 内 容
屋代小学校	千曲市大字屋代 2111 番地	同 上
東小学校	千曲市大字森 100 番地	同 上
埴生小学校	千曲市大字鋳物師屋 72 番地	同 上
治田小学校	千曲市大字稲荷山 1360 番地	同 上
八幡小学校	千曲市大字八幡 3130 番地	同 上
戸倉小学校	千曲市大字戸倉 1756 番地	同 上
更級小学校	千曲市大字羽尾 1864 番地	同 上
五加小学校	千曲市大字千本柳 351 番地	同 上

【資料 18-17】 災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協定（株式会社信州ケーブルテレビジョン）

災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協定書

千曲市長 宮坂博敏(以下「甲」という。)と株式会社信州ケーブルテレビジョン代表取締役社長 山補修路(以下「乙」という。)とは、災害時におけるケーブルテレビ放送(以下「放送」という。)について、次のとおり協定する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定書は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第56条及び大規模地震対策措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、次の各号に掲げる災害、警戒宣言の発動、気象条件、事件、事故、火災等(以下「災害等」という。)が発生した場合、又はそのおそれのある場合に甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

- (1) 災対法第2条第1項第1号に規定する災害
- (2) 大震法第9条に規定する警戒宣言の発動
- (3) 市民生活、生産活動等に重大な影響を及ぼす、又は及ぼすおそれのある気象条件、事件、事故、火災等

(放送の要請)

第2条 甲は災対法第56条の規定(大震法第20条で準用する規定を含む。)による伝達、通知若しくは警告をするときに、又は前条第3号に規定する災害等が発生し若しくはそのおそれがあるときで、住民その他の関係のある団体等に対して、伝達、通知、又は警告するときには、乙に放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲からの要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を要請の趣旨に沿ってそのつど自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者の所属、氏名、連絡先等については相互に連絡するものとし、これに変更があったときも同様とする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会を持つものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは代理の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定の定めるもののほかに必要な事項は、甲と乙が協議をして定めるものとする。

この協定の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年9月1日

甲 千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長

乙 長野県千曲市大字杭瀬下
株式会社信州ケーブルテレビジョン
代表取締役社長

【資料 18-18】 災害時における飲料水提供に関する協定 （北陸コカ・コーラボトリング株式会社）

災害時における飲料水提供に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と、北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供について次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千曲市において地震や風水被害等による災害が発生した時、甲の要請に基づき乙が飲料の提供支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内において震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から飲料水の提供について要請があった時、乙は以下の内容について協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。
ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。

4 乙は、第1項の要請があった時は、保有飲料水の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

5 第4項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれから協定の取り消しの申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月1日

- 甲 長野県千曲市大字杭瀬下 8 4 番地
千曲市長
- 乙 富山県高岡市内島 3 5 5 0 番地
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

災 害 時 の 相 互 応 援 協 定

千曲市（以下「甲」という。）と、横芝光町長（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援協定について、次のとおり定める。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲又は乙において災害が発生し、災害市町独自では応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （2） 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5） ボランティアの斡旋
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市町（以下「要請市町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は、電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合は、必要とする物資等の品名及び数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、必要とする職員の職種及び人員
- （4） 応援場所及びその経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（緊急応援）

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする

（指揮権）

第6条 応援をしようとする市町（以下「支援市町」という。）の職員は、要請市町の市町長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、支援市町の負担とする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年11月 8日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長

乙 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地
横芝光町長

〔資料 18-20〕 災害時における緊急支援に関する協定 （千曲市建設業協会）

災害時における緊急支援に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と、千曲市建設業協会（以下「乙」という。）とは、市内に大規模な災害が発生した場合、災害現場においての応急対策を円滑に実施するために緊急支援に関することについて次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千曲市において地震や風水害等による災害が発生したとき、甲の要請に基づき乙が災害現場において応急対策緊急支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害現場での応急対策を行う必要があると認めるときは、乙に対し緊急支援を要請することができるものとする。

（緊急支援の内容）

第3条 要請する緊急支援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 市内で発生した災害現場での応急活動
- （2） 人員、資機材の提供
- （3） その他、甲が要請する事項

（要請の方法）

第4条 緊急支援の要請は、甲から乙に対し口頭で要請するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 緊急支援の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の内容を甲に連絡するものとする。

（緊急支援の費用）

第6条 緊急支援の費用は、実費弁償とし、甲乙協議して定めるものとする。

（緊急支援の報告）

第7条 乙は、緊急支援の結果を文書により甲に報告するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、平成19年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

平成19年3月27日

甲

長野県千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長

乙 千曲市大字
千曲市建設業協会
会 長

災害時における応急対策業務に関する協定

千曲市長（以下「市長」という。）と長野県建設業協会更埴支部長（以下「支部長」という。）とは、地震や風水害等による災害における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震や風水害等による災害における千曲市が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務という」）に関して、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、市長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去、または市長が災害現場での応急対策を行う必要があると認める業務等とする。

（協力要請）

第3条 市長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、市長が災害現場での応急対策を行う必要があると認めるときは、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、市長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は実費弁償とし、市長及び支部長が協議して定めるものとする。

（連絡体制）

第5条 市長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 市長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 市長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部長に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 市長は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を市長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を支部長に報告し、

支部長は各会員の報告をとりまとめて市長に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、市長が原則書面により支部長に指示し、支部長及び会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、市長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに支部長に報告し、支部長は各会員の報告をとりまとめて市長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 市長と支部長または会員は、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 支部長または会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市長と支部長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、市長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市長と支部長が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 10月 22日

千 曲 市
千 曲 市 長

一般社団法人長野県建設業協会更埴支部
支 部 長

【資料 18-22】 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定 （千曲市清掃組合）

災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と、千曲市清掃組合（以下「乙」という。）とは、災害時におけるし尿等の収集運搬について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、し尿等の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項、及び当該要請に基づき乙が実施する協力に関し必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この協力において、「し尿等」とは、地震、風水害及び緊急事態その他の災害時（以下「災害時等」という。）において処理をする必要が生じた、し尿及び浄化槽汚泥であって、その収集運搬について、甲が生活環境の保全上協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（し尿等の収集運搬の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人数、車両を調達し、要請業務に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に基づき要請業務を行うものとし、必要に応じてその内容、方法等について甲と協議するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、し尿等の収集運搬に円滑な協力を得られるように、市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

（実施報告）

第6条 乙は、要請業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）実施した業務の内容
- （2）その他必要な事項

（費用負担）

第7条 要請業務の実施に要した費用については甲が負担し、その額は災害時等の直前における通常の料金を基準にして、甲と乙で協議のうえ決定する。

（損害補償及び損害賠償）

第8条 乙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疫病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

2 乙は甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境部廃棄物対策課とし、乙においては組合事務局とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定める。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の締結期間は、平成20年9月1日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年8月29日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長

乙 千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市清掃組合
組合長

【資料 18-23】 災害時における応急生活物資供給等に関する協定 (株式会社ベイシア)

災害時における応急生活物資供給等に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と、株式会社ベイシア（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、千曲市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給、並びに店舗の駐車場等を避難場所として提供することに関し、必要な事項を定める。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が千曲市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給等の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資・避難場所が必要となるときは、甲は乙に対して保有商品の供給・駐車場等の一時的使用について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給等の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給等の要請手続）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資供給等の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第8条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲、乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費 用）

第9条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、適正価格により、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（災害対策本部への参加）

第10条 甲は、必要に応じ乙に対して千曲市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成20年8月29日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長

乙 群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社ベイシア
代表取締役社長

【資料 18-24】 災害時における応急対策業務に関する協定（千曲市電気工業会）

災害時における応急対策業務に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と、千曲市電気工事業会（以下「乙」という。）とは、市内に大規模な災害が発生した場合、災害現場においての応急対策を円滑に実施するために緊急支援に関することについて次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千曲市内において地震や風水害等による災害が発生したとき、甲の要請に基づき乙が災害現場において応急対策緊急支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害現場での応急対策を行う必要があると認めるときは、乙に対し緊急支援を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

（緊急支援の費用）

第3条 緊急支援の費用は、実費弁償とし、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、千曲市消防団員等公務災害補償条例（平成15年千曲市条例第208号）の規定に基づき補償を行うものとする。

（協議事項）

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年12月1日

甲 千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

乙 千曲市大字寂蒔1061番地3

千曲市電気工事業会

会 長

【資料 18-25】 災害時の医療救護に関する協定（更埴薬剤師会）

災害時の医療救護に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と更埴薬剤師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護等について、次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千曲市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護等を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに乙に所属する薬剤師を派遣するものとする。

3 前項の薬剤師に係る指揮及び命令については、乙の長が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の任務）

第4条 派遣された薬剤師班は、医薬品の取扱いを主とした業務を行うものとする。

2 甲が医薬品・衛生材料等の救援物資の物資輸送拠点を設置し救護所に供給することになったときは、次の業務を行うものとする。

- （1）傷病者に対する調剤
- （2）医薬品等の受入と払出し
- （3）医薬品等の仕分
- （4）不足医薬品等のリスト作成と報告
- （5）医薬品等の保管
- （6）救護所における服薬指導
- （7）その他状況に応じた措置

（医薬品費等）

第5条 救護所における医薬品費及び調剤費は無料とする。

2 収容医療機関における医療品費及び調剤費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1）薬剤師派遣に要する経費
 - （2）薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁済
- 2 前項の定めによる実費弁償による額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、医療救護等從事中に乙が災害を受けたときは、千曲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年千曲市条例第36号）の規定により補償を行うものとする。

(第三者に対する損害補償)

第8条 医療救護活動從事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争)

第9条 派遣薬剤師班が第3条に規定する業務を行うに際し、紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第10条 乙は第2条に基づいて派遣された薬剤師班が第3条の業務に従事したときは、乙の定めるところにより氏名及び人数その他業務内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第11条 乙は、第7条に規定する費用及び第8条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第12条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めた時は、その費用を速やかに乙に支払うものとする。

(実施細則)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期限は、平成23年8月26日から平成24年3月31日までとする。

但し、この協定の有効期限満了1カ月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印して、双方1通を保有するものとする。

平成23年8月26日

甲 千 曲 市 長

乙 更埴薬剤師会長

災害時の医療救護に関する実施細則

平成23年8月26日付けで、千曲市（以下「甲」という。）と更埴薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動後、「医療活動報告書」（様式1号）及び「医薬品等使用報告書」（様式2号）により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づく活動において薬剤師班員が負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第3条 協定書第6条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第4条 協定書第11条に規定する費用等の請求は、乙が各派薬剤師班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（様式4号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式5号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成23年8月26日

甲 千 曲 市 長

乙 更埴薬剤師会長

別 表

日 当	薬剤師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅 費	薬剤師	千曲市職員の旅費に関する条例（平成15年条例第46号）の例による。
時 間 外 勤 務 手 当		千曲市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年条例第42号）を準用する。 この場合において、同条例50条の勤務1時間あたりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

【資料 18-26】 災害時における応急対策業務に関する協定（株式会社アクティオ）

災害時における応急対策業務に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と、株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、市内に大規模な災害が発生した場合、災害現場においての応急対策を円滑に実施するために緊急支援に関することについて次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千曲市内において地震や風水害等による災害が発生したとき、甲の要請に基づき乙が災害現場において応急対策緊急支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害現場での応急対策を行う必要があると認めるときは、乙に対し重機、発電機、その他のレンタル機材の優先的な提供を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

（緊急支援の費用）

第3条 緊急支援の費用は、実費弁償とし、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償）

第4条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（協議事項）

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年8月26日

甲 千曲市長

乙 株式会社 アクティオ

代表取締役

【資料 18-27】 災害時における応急対策業務に関する協定（千曲清流会）

災害時における応急対策業務に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と、千曲清流会（以下「乙」という。）とは、市内に大規模な災害が発生した場合、災害現場においての応急対策を円滑に実施するために緊急支援に関することについて次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千曲市内において地震や風水害等による災害が発生したとき、甲の要請に基づき乙が災害現場において応急対策緊急支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害現場での応急対策を行う必要があると認めるときは、乙に対し優先的な燃料の提供を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

（緊急支援の費用）

第3条 緊急支援の費用は、実費弁償とし、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償）

第4条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（協議事項）

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年8月26日

甲 千曲市長

乙 千曲清流会長

【資料 18-28】 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速や

かに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 24年7月13日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

乙 群馬県高崎市高関町380番地

株式会社カインズ

代表取締役社長

災害時における電気の保安に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、市内に発生した地震、風水害その他による災害時（以下「災害」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気施設の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲との委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ同法上の法的義務を負う者から要請があった場合について可能な限り協力する。

2 乙は、避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対し必要なアドバイスを行う。

3 甲、乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する（市民）総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務内容等を文書で指定し、協力要請するものとする。

2 ただし、災害の状況が切迫し文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、甲には一切請求しない。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従事員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は、甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制連絡）

第8条 乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成24年 月 日から平成25年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定は同一条件をもって有効期間満了後、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年7月13日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

乙 長野県長野市桐原一丁目5番8号

一般財団法人 中部電気保安協会

長野支店長

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会埴科支部（以下「乙」という。）は、千曲市内において震災、風水害その他の原因による災害が発生し、または発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲の指定する避難施設に対して、乙が応急危険度判定を実施して市民のより安全を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する事由
- （2） 応急危険度判定の実施内容
- （3） その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

- 2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。
- 3 乙は、災害発生後又は甲からの協力要請後8時間以内に甲が指定した避難施設の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

（事前計画）

第4条 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難施設をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

- 2 甲は、判定する避難施設を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。
- 3 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報告するものとする。
- 4 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急危険度判定に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、速やかに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、応急危険度判定に従事する場合は、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。
 - （1） 応急危険度判定結果
 - （2） 従事した人員及び名簿
 - （3） その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙が協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定及び本協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、千曲市消防団員等公務災害補償条例(平成15年9月1日条例第208号)に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(経費等の請求)

第8条 乙は、第6条の規定する経費及び前条に規定する災害補償(以下「経費等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする、

(経費等の支払)

第9条 甲は前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適切であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成25年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月13日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

乙 長野県長野市篠ノ井御幣川306-1

社団法人 長野県建築士会

埴科支部長

長野県千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定

長野県千曲市及び岩手県山田町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）の応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）応急措置等を行なうに当たって必要となる情報の収集及び提供
- （2）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （4）被災者を一時受入れるための施設の提供
- （5）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 災害の発生により応援を要請する被災自治体は、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により援助の要請ができるものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、職員の職種、人数及び業務内容
- （4）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援活動の実施）

第3条 応援の要請を受けた協定自治体は、当該応援の要請に応じるものとする。ただし、被災自治体との連絡が取れない場合は、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災自治体が負担するものとし、これにより難しい場合は、協定自治体が協議して定めるものとする。

（連絡体制等）

第5条 第3条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行なうため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- （1）長野県千曲市総務部総務課長
- （2）岩手県山田町総務課長

（災害対策連絡会議の設置）

第6条 協定自治体は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

- 2 連絡会議は、必要に応じて開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するものとする。
- 3 協定自治体は、協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう地域防災計画その他参考となる資料を

相互に提供するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、平成25年 3月14日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年3月14日

長野県千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町長

【資料 18-32】災害時における飲料水等の提供に関する協定（サントリービバレッジサービス株式会社）

災害時における飲料水等の提供に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と、サントリービバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の提供について次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千曲市において地震や風水被害等による災害が発生した時、甲の要請に基づき乙が飲料の提供支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内において地震、風水害、その他災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から飲料水の提供について要請があった時、乙は以下の内容について協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があった時は、緊急時飲料提供型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があった時は、保有飲料水等の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。
- 5 第4項の飲料水等の引渡し場所は、甲、乙協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（連絡方法の確認）

第4条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めるものとする。また、期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれから協定の取り消しまたは変更の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

（協議事項）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年 5月28日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

乙 東京都新宿区荒木町13-4
住友不動産 四谷ビル5階

サントリービバレッジサービス株式会社

代表取締役社長

災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と長野県タクシー協会更埴支部（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の避難輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千曲市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、要援護者及び甲が指定する傷病者（以下「要援護者等」という。）を避難場所に迅速に避難させるため、輸送の協力を行うことにより、被害の軽減を図り、市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、事故等の非常の状態をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時において、要援護者等を避難場所に避難させる必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1） 乙が保有する車両による要援護者等の輸送
- （2） その他要援護者等輸送のために必要な業務

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力を努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、避難輸送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、避難輸送協力に要した経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第8条 乙は災害が終息した時点で、甲に対し請求書により経費の支払を請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 5月28日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

乙 長野県千曲市大字小島3098番地12

長野県タクシー協会

更埴支部長

【資料 18-34】 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（長野県タクシー協会更埴支部）

災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と長野県タクシー協会更埴支部（以下「乙」という。）は、災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千曲市内で災害が発生し有線通信を利用することが著しく困難となった場合（以下「災害時」という。）において、甲の情報収集体制を支援するため、乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系（タクシー無線）により非常通信等を行うことにより、被害の状況を把握し、市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、事故等の非常の状態をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時において、地域情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とする時は、乙に協力を要請することができる。乙は、前項の要請を受けた時は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で情報の収集及び伝達に関して、協力を努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の規定に基づき乙に協力の要請を行う場合の手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害情報通信を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 5月28日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下 8 4 番地

千曲市長

乙 長野県千曲市大字小島 3 0 9 8 番地 1 2

長野県タクシー協会
更埴支部長

【資料 18-35】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（長野県石油商業組合）

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合北信支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千曲市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、以って市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- （2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- （3）乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- （4）乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- （5）乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- （6）乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。
ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(市民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月 9日

甲 所在地 千曲市大字杭瀬下84番地

名 称 千曲市役所

代 表 千曲市長

乙 所在地 長野市北条町25番地1

名 称 長野県石油商業組合

代 表 理事長

丙 所在地 長野市高田655-6

名 称 長野県石油商業組合北信支部

代 表 支部長

【資料 18-36】 災害時における応急対策業務に関する協定（長埴建設労働組合）

災害時における応急対策業務に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と、長埴建設労働組合（以下「乙」という。）は、市内に大規模な災害が発生した場合、災害現場においての応急対策を円滑に実施するために緊急支援に関することについて次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千曲市内において地震や風水害等による災害が発生したとき、または発生しようとしている場合において、甲の要請に基づき乙が災害現場において応急対策緊急支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害現場での応急対策を行う必要があると認めるときは、乙に対し緊急支援を要請することができるものとする。（第1号様式）

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、組合員を甲が指定した場所に直ちに出勤させるとともに、資機材を供給するものとする。

2 甲は、出勤した組合員を指揮するものとする。

3 乙は、災害発生により緊急を要する判断したときは、前条による甲の要請を待たずに、組合員を出勤させることができる。

（活動業務）

第4条 前条の規定により出勤した組合員は、次の業務を行なう。

- （1） 倒壊した建物等からの救出救助活動。
- （2） 避難施設及びその他の市有施設の応急補修。
- （3） 倒壊建物等障害物の除去。
- （4） 応急仮設住宅の建設。
- （5） その他甲が必要と認める業務。

2 乙は第2条の規定により甲からの要請に協力する場合において、要請された場所（以下「指定場所」という。）甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示により、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは、甲の要請内容によって応急対策活動を実施するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の概要を報告するものとする。

（緊急支援の費用）

第5条 緊急支援の費用は、実費弁償とし、甲乙協議して定めるものとする。

ただし、資機材の供給に要した経費を算定する場合の資機材の価格は災害発生直前の小売価格を基準するものとする。

(報告)

第6条 乙は第4条に規定する応急対策活動が終了したときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。(第2号様式)

- (1) 応急対策活動に従事した人員、名簿及び期間
- (2) 応急対策活動に使用した機器類の種別、台数及び使用期間
- (3) 応急対策活動に供給した資機材の種別及び数量
- (4) その他必要な事項

(請求)

第7条 乙は第4条に規定する応急対策活動が終了し、前条に規定する報告書を甲に提出した後、第5条による経費を甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は乙から前条の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、その経費等を甲の支払い規定により速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、千曲市消防団員等公務災害補償条例(平成15年千曲市条例第208号)の規定に基づき補償を行うものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月11日

甲 千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長

乙 長野市篠ノ井御幣川874-1
長野県建設労連
長埴建設労働組合
組合長

【資料 18-37】 災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定
(長野ＬＰ協会長野支部・長野県ＬＰガス協会)

災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）、と長野ＬＰ協会長野支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県ＬＰガス協会（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必用とするＬＰガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条 この協定は、災害時におけるＬＰガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するＬＰガスの供給に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第２条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第３条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

２ 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部について、丙に協力を要請することができる。

３ 前各項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第３条 協力業務は次のとおりとする。

- (１) 被災地域のＬＰガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して、法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
- (２) 供給設備設置場所以外で発見されたＬＰガス容器について、容器所有者等が行うべき回収及び保管
- (３) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設にＬＰガスが供給されることとなった場合の、ＬＰガス供給設備工事及びＬＰガス供給
- (４) 販売事業者及び一般消費者等の、被害状況及び復旧状況についての調査
- (５) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びＬＰガス供給のために特に必要な業務

(費用)

第４条 第３条第３号の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したＬＰガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定する。

２ 甲は、前項に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として３０日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第5条 甲は、災害時において円滑にL Pガスが供給できるよう、あらかじめ公共施設等にL Pガス供給設備を設置又は併設し、並びに防災資材の整備を図る。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請を受けた業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理防災課、乙においては乙の事務局とし、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にL Pガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙及び丙は、この協定の運用に支障を来さないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網（別記）を作成し、これを甲及び丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業員の災害補償)

第9条 第3条の規定による協力業務において、乙または丙の会員が負傷、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市町村条例等により、甲の責任において行うものとする。

(1) 従業員の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業員が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が相互に協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙または丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月18日

甲 所在地 千曲市大字杭瀬下84番地

名 称 千曲市役所

代 表 千曲市長

乙 所在地 長野市大字南長野南県町686-1

名 称 長野LP協会長野支部

代 表 支 部 長

丙 所在地 長野市中御所1丁目16番13号

名 称 一般社団法人 長野県LPガス協会

代 表 会 長

【資料 18-38】 災害時等における妊産婦及び乳児とその母親の緊急受入れに関する協定
(株式会社信毎販売センター)

災害時等における妊産婦及び乳児とその母親の緊急受入れに関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と株式会社 信毎販売センター（以下「乙」という。）とは、千曲市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における避難が必要な妊産婦及び乳児とその母親（以下「妊産婦等」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の所有する「信毎販売センター屋代営業所」において、妊産婦等の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1) 被災した住宅等に居住する妊産婦等の緊急受入れ

(2) 千曲市が指定した避難施設等に避難した妊産婦等の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行うものとする。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、乙の業務に支障のないときはその期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が妊産婦等の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を送付するものとする。

(1) 受入れを要請する妊産婦等の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2) 受入れられた妊産婦等のかかりつけの病院等の連絡先

(3) 受入れ要請期間

(4) その他必要事項

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第6条 甲及び乙は本協定締結後、妊産婦等の受入れ可能人員、災害時等の妊産婦等の支援計画並び

に必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は妊産婦等の緊急受入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この、協定に基づく協力期間が終了した後も、同様とする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は平成26年11月11日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月30日

甲 千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

印

乙 長野市南長池138番地

株式会社 信毎販売センター

代表取締役

印

【資料 18-39】 災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定
(日本ケーブルテレビ連盟信越支部)

災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と日本ケーブルテレビ連盟信越支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等により甚大な被害が発生した場合における臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）開設運用の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、千曲市内において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、迅速に本千曲市域に密着した緊急の情報を住民に提供することにより、被害の軽減を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

(臨災局の開設)

第3条 甲は、住民に対して災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が必要であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

(運用)

- 第4条 甲の臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対してその運用を委託することができるものとし、乙はそれを受託するものとする。
- 2 乙は、災害関連情報の放送を行う場合は、甲からの要請に基づき地域に密着した災害関連情報の放送を行うものとする。
 - 3 臨災局の放送終了については、甲乙において協議の上、決定するものとする。

(費用負担等)

第5条 臨災局の運用について発生した費用は、甲が負担するものとし、乙は臨災局運用に掛かる経費の算出根拠に基づき甲と協議のうえ請求するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月間前までに甲又は乙から異議申立てのないときは、協定期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙両者が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

(甲) 千曲市

千曲市長

(乙) 日本ケーブルテレビ連盟信越支部

信越支部長

災害時における物資供給に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時又は災害の発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に甲と乙が協力して物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定める。

（協力事項の発動）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （１）別表に掲げる物資
- （２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 甲の乙に対する要請手続は、原則として別紙様式「物資供給要請書」（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（物資供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、原則としてその供給の終了後速やかに別紙「物資供給報告書」（以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第 7 条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を災害時優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 6 条の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、乙から支払い請求を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上変更することができるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第12条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保管する。

平成29年 8月 3日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO 法人 コメリ災害対策センター

理事長

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

【資料 18-41】 災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定
(一般社団法人 日本福祉用具供給協会)

災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時又は災害の発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関する事項について定める。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときは、甲は乙に対して福祉用具等物資の協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（福祉用具等物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても、可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等物資供給の要請手続）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書」（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後、要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認し引渡しを受けるものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）

第8条 福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や使用する要配慮者の状態に合わせて適合の確認をするものとする。

（福祉用具等物資の運搬）

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、乙が福祉用具等物資の運搬又は供給する際は、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。また、甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

3 甲は、乙に第3条の規定に基づく協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者や福祉用具等の設置に従事する者の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第10条 本協定に基づく協力の実施にあたり、損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第11条 第3条及び第9条の規定により乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払い請求を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払い期限については、甲乙協議の上変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第12条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月に担当者を文書等で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第13条 乙は、甲の平常時における防災活動及び防災訓練等に参加、協力するよう努めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保管する。

平成29年 8月 3日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市長

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品 特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、 体位変換機、手すり、スロープ、歩行器、 歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用具 等
------------	---

災害に係る情報発信等に関する協定

千曲市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、千曲市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、千曲市が千曲市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ千曲市の行政機能の低下を軽減させるため、千曲市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、千曲市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、千曲市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、千曲市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 千曲市が、千曲市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 千曲市が、千曲市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 千曲市が、災害発生時の千曲市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 千曲市が、千曲市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて千曲市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 千曲市が、千曲市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 千曲市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、千曲市およびヤフーは、両者

で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく千曲市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、千曲市から提供を受ける情報について、千曲市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、千曲市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、千曲市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、千曲市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2017年 11月 6日

千曲市：長野県千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

【資料 18-43】 災害時における居宅要配慮者避難受け入れに関する協定
(千曲・坂城地域自立支援協議会)

災害時における居宅要配慮者避難受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と千曲・坂城地域自立支援協議会（以下「乙」という。）は、千曲市内において震災、風水害その他による災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、避難が必要な居宅要配慮者の緊急時の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等において、避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）が発令され、居宅要配慮者が避難を余儀なくされた場合、甲が乙に対し居宅要配慮者の緊急時の支援協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「居宅要配慮者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、市が指定した指定避難所での生活が困難な者
- (2) 上記に準じる者で、何らかの支援が必要で市が指定した指定避難所での生活が困難な者

(緊急時の支援協力要請及び受諾)

第3条 甲は、災害時に、避難勧告等が発令された区域に居住する居宅要配慮者で、前条に掲げる者の緊急時の支援協力を乙に対して要請することができる。

2 乙は、甲から緊急時の支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急時の支援協力に係る業務を行うものとする。

(内容)

第4条 前条第2項の定めにより、甲が乙に要請する業務及び機関は、以下のとおりとする。

(1) 緊急時の受け入れ支援

緊急時の受け入れ実施機関（以下「実施機関」という。）は、障害者総合支援法に基づく介護給付のうち障害者入所支援、短期入所、共同生活援助等を実施している事業所等及び、児童福祉法に基づく児童入所支援等を実施している事業所等とし、居宅要配慮者の受け入れ及び、受け入れ期間中に必要なサービスを提供する。

(2) 実施機関への協力支援

実施機関への協力支援を実施する機関は、障害者総合支援法に基づく介護給付のうち居宅介護、重度訪問介護等を実施している事業所等とし、要請に応じて緊急時の受け入れ実施機関及び福祉避難所等に出向し、必要なサービスを提供する。

(3) 実施機関からの日中活動等協力支援

実施機関からの日中活動等協力支援を実施する機関は、障害者総合支援法に基づく介護給付のうち行動支援、同行援護、並びに訓練等給付等を実施している事業所等及び、児童福祉法に基づく障害児通所支援等を実施している事業所等とし、要請に応じて緊急時の受け入れ実施機関と連携を図り、必要なサービスを提供する。

(緊急時の支援協力期間)

第5条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、乙の業務に支障のないときはその期間を延長することができるものとする。

(手続き等)

第6条 甲は、第3条の規定により乙に緊急時の支援協力を要請する場合は、乙にあらかじめ支援対応ができる人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を送付するものとする。

(1) 支援協力を要請する居宅要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2) 要配慮者のかかりつけの病院等の連絡先

(3) 支援協力の要請期間

(4) その他必要事項

(居宅要配慮者の移送)

第7条 居宅要配慮者の移送は、原則として居宅要配慮者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に要請できるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が居宅要配慮者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、障害者総合支援法及び児童福祉法の基準に基づき甲乙協議の上、決定するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は居宅要配慮者の緊急受入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は平成30年9月26日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 9月26日

甲 千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市

千曲市長

印

乙 千曲市大字戸倉 2 3 8 8 番地

千曲・坂城地域自立支援協議会

会 長

印

【資料 18-44】災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）

災害時における物資供給に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）千曲市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）千曲市以外の災害の救助のため、国又は地方公共団体等から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を千曲市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては千曲市危機管理防災課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 9月26日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下84番地
千曲市
千曲市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

【資料 18-45】千曲市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー篠ノ井営業所の災害時における相互協力に関する協定（中部電力パワーグリッド株式会社長野支社）

千曲市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー
篠ノ井営業所の災害時における相互協力に関する協定書

（目的）

第1条 本協定は、千曲市（以下「甲」という。）および中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー篠ノ井営業所（以下「乙」という。）が、甲の管轄する区域（以下「千曲市区域」という。）で地震、洪水等の自然現象およびその他の理由による災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害発生時の連絡態勢の確立）

第2条 甲および乙は、千曲市区域における災害時には連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲および乙の両者間で協議の上で決定することとする。

（災害発生時の相互協力）

第3条 甲および乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次の各号に定める相互協力について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- （1）乙による甲の救援活動に必要となる活動拠点への電源供給および停電情報等の提供
- （2）甲による乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- （3）その他被災地域の復旧や救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点について、あらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、必要により意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下、「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害発生時における敷地および施設の提供）

第5条 甲は、災害時の復旧活動に必要となる物資ならびに機材類の集積所として、甲が所有・管理する施設・公園等の敷地について、乙の申し出を受けて、乙に提供するものとする。

（定期的な情報交換の実施）

第6条 甲および乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第7条 甲および乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲および乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償は次の各号による。

なお、各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上で解決にあたる。

(1) 甲が故意または過失により乙の物品を損傷した場合、甲は乙に対し損害賠償を行う。

また、乙が故意または過失により甲の物品を損傷した場合、甲に対し損害賠償を行う。

(2) 甲および乙は、第三者に故意または過失による危害、損傷等を与えた場合、甲および乙の責任において賠償を行う。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

なお、期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更または廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：総務部危機管理防災課

乙：中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
篠ノ井営業所 契約サービス課

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上で必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲および乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成30年 9月26日

甲 千曲市大字杭瀬下84番地

千曲市

千曲市長

乙 長野市篠ノ井会字鴨田211-2

中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー

篠ノ井営業所長

【資料 18-46】洪水時等における避難者の受け入れに関する協定（長野電子工業株式会社）

洪水時等における避難者の受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と長野電子工業株式会社（以下「乙」という。）とは、千曲市内に洪水が発生、または発生するおそれがある場合（以下「洪水時等」という。）、甲が指定する指定緊急避難場所として、避難者の受け入れについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理、所有する別紙記載の事業場を、災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定するにあたり、必要な事項を定める。

（避難場所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、洪水時等に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、避難者の受け入れに係る業務を行うものとする。

3 甲は、乙が避難場所の開設を受諾したときは、直ちに職員を派遣し、避難者の受け入れ及び避難場所の運営に係る業務を行うものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難者の受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から別紙で定める期間とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が避難場所の開設を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に避難場所の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人員を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

- （1）受け入れ要請人数
- （2）受け入れ要請期間
- （3）その他必要事項

（事前の協議）

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、避難場所における洪水時等の支援計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、避難者の受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、令和2年3月11日から令和3年3月10日までとする。

ただし、甲または乙から期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月11日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市

千曲市長

乙 千曲市屋代1393番地

長野電子工業株式会社

代表取締役社長

(別紙)

協定第 3 条に定める受け入れ期間及び第 5 条に定める受け入れ可能人員

指定緊急避難場所

所在 千曲市大字雨宮 3256-1	施設名 千曲工場 4 階 食堂及び休憩室	屋内外の別 屋内
面積 7 6 0 m ²	受け入れ可能人員 1 5 0 人	受け入れ期間 3 日以内

【資料 18-47】 災害時等における避難者の受け入れに関する協定（医療法人 長野寿光会）

災害時等における避難者の受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と医療法人長野寿光会（以下「乙」という。）とは、千曲市内に地震、風水害、その他災害等が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、甲が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所として、避難者の受け入れについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理、運営、所有する施設を、災害対策基本法第49条の4及び49条の7に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）に指定するにあたり、必要な事項を定める。

（避難施設等開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に避難所等が必要と判断したときは、乙に対して避難所等の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、避難者の受け入れに係る業務を行うものとする。

3 甲は、乙が避難所等の開設を受諾したときは、直ちに職員を派遣し、避難者の受け入れ及び避難所等の運営に係る業務を行うものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難所等の開設、避難者の受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から別紙で定める期間とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が避難施設等の開設を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に避難所等の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

- （1）受け入れ要請人数
- （2）受け入れ要請期間
- （3）その他必要事項

（事前の協議）

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、避難所等における災害時等の支援計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、避難者の受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も

同様とする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、令和2年3月11日から令和3年3月10日までとする。

ただし、甲または乙から期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月11日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市

千曲市長

乙 千曲市上山田温泉三丁目34-3

医療法人 長野寿光会

理事長

【資料 18-48】災害等緊急時における出動協力に関する協定（千曲市水道工事業協会）

災害等緊急時における出動協力に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と千曲市水道工事業協会（以下「乙」という。）とは、千曲市内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害が発生した場合又は緊急事態が生じた場合（以下「災害等」という。）における被害の復旧等に対して、迅速かつ円滑に対応するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合の乙の緊急出動（以下「出動」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び出動）

第2条 甲は、災害等が発生し、必要があると認めるときは、乙に対し出動を要請することができるものとし、乙は、当該要請に対し、迅速に対応するものとする。この場合において、乙は、甲の承認を得て、協会員（以下「会員」という。）に出動を依頼することができるものとする。

2 前項の要請は、災害等の発生状況により最善かつ迅速、正確な手段と判断される通知方法にて甲より乙に行うものとし、口頭による通知の場合は、甲は要請後に「災害等緊急時出動協力要請書」（第1号様式）により乙に正式に要請内容を通知するものとする。

（委託料等）

第3条 前条第1項後段の規定による会員の出動に伴う委託料及び請求等については、会員と別途契約を締結するものとする。

（有効期日）

第4条 この協定の有効期間は、平成29年5月9日から平成30年3月31日までとする。ただし甲乙双方のいずれからも本協定書を更新しない旨の申出がないときは、有効期間が満了した後においても本協定が同一条件で更新するものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は本協定に関し解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月9日

甲 千曲市長

乙 千曲市水道工事業協会
会 長

【資料 18-49】 災害時の応急活動の連携に関する協定（長野県企業局）

災害時の応急活動の連携に関する協定

千曲市（以下「市」という。）と長野県企業局（以下「県企業局」という。）は、市において地震、風水害その他の災害が発生し、水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）の応急活動の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に市及び県企業局が連携して応急活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「応急活動」とは、災害時の応急給水活動及び応急復旧活動をいう。

（情報共有）

第3条 市及び県企業局は、災害時に次の方法により情報を共有するものとする。

（1）市は、避難所の開設状況、道路の被災状況等の県企業局が応急活動を行うために必要な情報を県企業局に連絡するものとする。

（2）県企業局は、県営水道の給水区域の被災状況、断水状況、復旧見通し等の情報を市に連絡するものとする。

（応急給水活動）

第4条 県企業局は、災害時において市の応急対策方針を踏まえて、市と連携して県営水道の給水区域の応急給水活動を行うものとする。

（施設の相互利用）

第5条 市及び県企業局は、応急給水活動において水を補給する施設（配水池、予備水源、飲料水兼用耐震性貯水槽、安心の蛇口等をいう。以下「給水基地」という。）の情報を共有し、災害時に相互に利用することができる。ただし、利用にあたっては、給水基地の施設管理者の指示に従うものとする。

（広報活動）

第6条 市は、県企業局が行う県営水道の給水区域の住民への被災状況、断水状況、復旧見通し等に関する広報について、効果的な広報になるよう協力するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定による活動に要した経費については、原則として相互に負担を求めないものとする。

（その他）

第8条 この協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に定めるもののほかこの協定の実施に関し必要な事項は、市と県企業局が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、市と県企業局が両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 29 年 7 月 26 日

千 曲 市 長

長野県公営企業管理者

洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）とアズサイエンス株式会社（以下「乙」という。）とは、千曲市内に洪水又は土砂災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「洪水時等」という。）、五加保育園の緊急避難場所として、園児等の避難受け入れについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理、所有する別紙記載の事業場を、五加保育園の緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定するにあたり、必要な事項を定める。

（避難場所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、洪水時等に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、園児等の避難受け入れを行うものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から別紙で定める期間とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が避難場所の開設を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に避難場所の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人員を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

- （1）受け入れ要請人数
- （2）受け入れ要請期間
- （3）その他必要事項

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、園児等の避難受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、令和2年9月24日から令和3年3月31日までとする。
ただし、甲または乙から期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年9月24日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市

千曲市長

乙 松本市村井町西2-3-35番地

アズサイエンス株式会社

代表取締役社長

(別紙)

協定第3条に定める受け入れ期間及び第5条に定める受け入れ可能人員

緊急避難場所

所 在	施設名	受け入れ可能 人員	受け入れ可能 期間
千曲市大字内川 6 1 8 番地 3	アズサイエンス株式会社 長野営業所 2階	1 8 5 人	2 日以内

【資料 18-51】洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定（株式会社モリカワ）

洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と株式会社モリカワ（以下「乙」という。）とは、千曲市内に洪水又は土砂災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「洪水時等」という。）、埴生保育園の緊急避難場所として、園児等の避難受け入れについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理、所有する別紙記載の事業場を、埴生保育園の緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定するにあたり、必要な事項を定める。

（避難場所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、洪水時等に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、園児等の避難受け入れを行うものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から別紙で定める期間とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が避難場所の開設を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に避難場所の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人員を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を乙に提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

（1）受け入れ要請人数

（2）受け入れ要請期間

（3）その他必要事項

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、園児等の避難受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、令和2年9月24日から令和3年3月31日までとする。

ただし、甲または乙から期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(避難所等での傷病及び事故)

第8条 乙は、園児等の避難受け入れに当たり、緊急避難場所及び事業所敷地内で発生した傷病及び事故について、乙の故意又は重大な過失による場合を除き一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年9月24日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市

千曲市長

乙 千曲市大字寂蒔1048番地

株式会社モリカワ

代表取締役社長

(別紙)

協定第 3 条に定める受け入れ期間及び第 5 条に定める受け入れ可能人員

緊急避難場所

所 在	施設名	受け入れ可能 人員	受け入れ可能 期間
千曲市大字寂蒔 1 0 4 8 番地	株式会社モリカワ 2 階 食堂	9 2 人	1 日以内

【資料 18-52】覚書（災害用緊急救護物資備蓄倉庫の使用）（日本赤十字社長野県支部）

覚 書

千曲市（以下、「甲」という。）と日本赤十字社長野県支部（以下、「乙」という。）とは、甲及び乙が令和 年 月 日付で締結した不動産（建物）無償貸付契約にかかる不動産管理について、以下のとおり確認したので本覚書を締結する。

（管理の内容）

第1条 乙は、甲が乙に災害用緊急救護物資備蓄倉庫として貸し付ける本物件（以下 「倉庫」という。）内の整理整頓、清掃に努めるものとする。

2 甲及び乙は、倉庫の使用に支障がないように、倉庫の点検及び倉庫内の物資の点検を行うものとする。

3 乙は倉庫の入口に使用者名等の表示をするものとする。

4 甲は、乙が倉庫を使用する際の電気料等について負担を求めないものとする。

（鍵の開錠）

第2条 甲はあらかじめ倉庫入口の開錠番号を乙へ伝えるものとする。

2 休日・夜間に災害等が発生し、緊急に倉庫から備蓄品等を持ち出す必要が生じた場合は、乙はただちに甲へ電話等による連絡をし、建物の開錠を要請するものとする。

（備蓄品目、数量及び物資の使用又は払出し）

第3条 乙が備蓄する備蓄品については、甲にその品目、数量を報告するものとする。備蓄 品目又は数量に変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、必要に応じて倉庫内の物資を使用又は払出しすることができるものとする。

3 緊急災害が発生し、甲と乙の連絡が取れないときは、甲は乙に事後報告することにより、必要となった乙が備蓄する備蓄品を最小限度で使用するすることができる。

（連絡責任者）

第4条 甲と乙は、連絡責任者を「連絡責任者届」（別紙）により相手方に報告するものとする。なお、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項及び覚書の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

上記のとおり合意したので、本覚書を 2 通作成し、両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県千曲市大字杭瀬下2-1
千曲市
市長

乙 長野市南県町1074
日本赤十字社長野県支部
支部長

【資料 18-53】 洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定（医療法人財団大西会）

洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と医療法人財団大西会（以下「乙」という。）とは、千曲市内に洪水又は土砂災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「洪水時等」という。）、桑原保育園の緊急避難場所として、園児等の避難受け入れについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理、所有する別紙記載の事業場を、桑原保育園の緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定するにあたり、必要な事項を定める。

（避難場所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、洪水時等に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、園児等の避難受け入れを行うものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から別紙で定める期間とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が避難場所の開設を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に避難場所の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人員を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

（1）受け入れ要請人数

（2）受け入れ要請期間

（3）その他必要事項

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、園児等の避難受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。

ただし、甲または乙から期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市

千曲市長

乙 千曲市大字杭瀬下58番地

医療法人財団大西会

理事長

【資料 18-54】 災害時における相互協力に関する協定（東日本電信電話株式会社）

災害時における相互協力に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「千曲市区域」という。）で地震、洪水、雪害等の

自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場

合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、千曲市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

（1）甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供

（2）乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

（3）その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースとして、乙の申し出を受けて、乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者へ開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人へ開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないもの

とする。

- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
- (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからでも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3年 1月 21日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長

【資料 18-55】 災害時における物資の供給に関する協定（レンゴー株式会社長野工場）

災害時における物資の供給に関する協定書

千曲市（以下「甲」という）と、レンゴー株式会社長野工場（以下「乙」という）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、千曲市管轄内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため第2条に定める物資を乙が甲に対して供給するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第2条（物資の範囲）

甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は以下に定める範囲とする。

- ①段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- ②段ボール製簡易ベッド
- ③その他、乙の取り扱う商品（パーテーションなど）

第3条（協力要請及び手続）

1. 甲は、自己の防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合、又は配備態勢をとった場合において、必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。
2. 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請文書を別紙の様式第1号により作成の上、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請文書を交付するものとする。
3. 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

第4条（物資の引渡し）

1. 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。
2. 乙は、物資の運搬終了後、速やかに別紙の様式第2号により、甲にその旨を報告するものとする。

第5条（代金及び費用負担）

1. 前2条の規定により甲が乙より供給を受けた物資の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、当該物資の代金のほか、乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。
2. 甲は、乙から請求を受けたときは、物資の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、令和 年 月 日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

第7条（協議解決）

この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

第8条（担当者名簿の作成）

1. 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙1）を作成し、相互に交換するものとする。
2. 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

第9条（情報の交換）

甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和3年 2月16日

甲：長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市
千曲市長

乙：長野県長野市大字稲葉日詰沖1731番地

レンゴー株式会社 長野工場
工場長

【資料 18-56】災害時におけるバス利用に関する協定（共和観光バス株式会社）

災害時におけるバス利用に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と共和観光バス株式会社（以下「乙」という。）とは、千曲市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に乙所有のバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において多数の避難者を安全かつ迅速に避難させること又は一時的な避難所としてバスを利用すること等（以下「バス利用」という。）により、被害の軽減を図り、もって市民の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において、被災者等の緊急輸送又は一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。

2 前項の被災者等の緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- （1）被災者等（滞留者を含む）の輸送、保護活動
- （2）災害救助活動に必要な物品及び人員等の輸送活動
- （3）災害応急活動に必要な人員等の輸送活動

3 前項の協力要請は原則として要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（活動報告）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、当該要請に基づく活動を行うものとする。

2 前条の活動を完了したときは、速やかに甲へ実施報告書（様式第 2 号）（以下「報告書」という。）を提出するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

（経費負担）

第 4 条 第 2 条による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費については、乙が提出する報告書に基づき、災害時等の直前における適正な価格を、甲乙協議のうえ決定するものとする。なお、基準価格等においては貸切バスの運賃等を参考とする。

（経費の請求等）

第 5 条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとする。甲は乙から請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。

（旅客及び第三者に対する責任等）

第 6 条 乙は、要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（連絡調整）

第 7 条 甲及び乙は、バス利用の要請に際し支障を来さぬよう連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、平常時より連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

(訓練への参加)

第8条 乙は、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練に積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了の日から1年間この有効期間を更新するものとし以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 2月16日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 長野県長野市大字三才673番地1
共和観光バス株式会社
代表取締役

【資料 18-57】電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定
(長野日産自動車株式会社・日産プリンス長野販売株式会社・日産自動車株式会社)

電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定

長野市（以下「甲1」という。）、須坂市（以下「甲2」という。）、千曲市（以下「甲3」という。）、坂城町（以下「甲4」という。）、小布施町（以下「甲5」という。）、高山村（以下「甲6」という。）、信濃町（以下「甲7」という。）、小川村（以下「甲8」という。）、飯綱町（以下「甲9」といい、9市町村を総称して「甲等」という。）と長野日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）及び日産プリンス長野販売株式会社（以下「乙2」といい、乙1及び乙2を総称して「乙等」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給、脱炭素社会の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、甲等に災害対策基本法第2条第1号（昭和36年法律第223号）に規定する災害や大規模停電等が発生したとき、または発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲等が乙等及び丙の協力を得て、電力不足が想定される甲等指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）に加え、甲等が所有する電気自動車を非常用電源として活用できる体制を構築することにより、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、必要な事項を定める。
- 2 平常時においても、脱炭素社会の実現に向け、甲等、乙等及び丙が共に電気自動車の有用性を広く世間に周知するとともに、充電スタンドの整備など、電気自動車の利用環境を向上することを目的として、必要な事項を定める。

(協力要請)

- 第2条 災害時等により、甲等に避難所等が開設された場合において、甲等が電力供給のための電気自動車、外部給電に必要な機器及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）を必要とする場合は、甲等は、乙等のいずれかに対し、「協力要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、甲等から乙等に電話等により要請し、甲等は事後速やかに乙等に「協力要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

(協力)

- 第3条 乙等は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙等の所有する電気自動車及び外部給電に必要な機器を甲等に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙等から甲等に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」といい、貸与車両及び外部給電に必要な機器を併せて、以下「貸与車両等」という。
- 2 乙等は、前項に基づく貸与に併せて、乙等の指定する日時及び場所において、乙等の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。
- 3 貸与車両等の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として開始日から1週間とし、甲等が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、当事者間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

- 第4条 乙等は、原則として乙等の指定する日時及び場所で貸与車両等を甲等に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両等を甲等に使用させるものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙等は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙等が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両等に関する乙等の営業所又は保管管理場所等と甲等の避難所等との間の移動は、原則として甲等の責任において行うものとする。ただし、甲等により移動が困難な場合は、甲等と乙等が協議し、乙等が行うものとする。

(報告)

第7条 乙等は、第2条の規定による甲等からの要請に伴い、貸与車両等を甲等に引渡した場合は、甲1に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに「災害時等における貸与報告書」(様式第2号)を貸与車両等を引渡した甲等に提出するものとする。

(管理等)

第8条 甲等は、貸与車両等を原則として貸与された市町村において管理、使用するものとし、貸与期間中、善良なる管理者の注意義務をもって貸与車両等を保管・管理しなければならない。なお、管理方法その他の取り扱いは、当事者間での協議により取り決める。

2 甲等は、充電スタンドを乙等より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前2項の規定に違反し、甲等の責に帰すべき事由により、貸与車両等又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲等は乙等に対しその損害を賠償するものとする。

4 帰責事由が不明な場合には、甲等、乙等及び丙が協議の上、賠償にあたるものとする。

(補償)

第9条 貸与期間中の事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、甲等が、補償責任を負うものとする。ただし、自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第10条 乙等は、貸与車両の貸与にあたり乙等の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲等は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙等へその旨を連絡し、乙等の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙等の負担とする。ただし、甲等の故意又は過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲等の負担とする。

(返却)

第11条 甲等は、通常損耗を除いた部分について、原状に復した上で、貸与車両等を乙等に返却するものとする。

2 貸与車両等の返却時期及び場所については、甲等及び乙等が協議の上、決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第12条 甲等は、貸与車両に外部給電器を接続して使用する場合(医療機器等への使用を含む。)、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲等が損害を被った場合であっても、乙等及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙等は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、電力供給に必要な範囲において、甲等に提供するものとする。

2 丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、甲等に提供するものとする。

(自治体間の連携について)

第14条 電気自動車等を所有する甲等は、災害時等に使用可能な電気自動車等の情報を甲1に提供し、甲1は、甲等に対し、その情報を共有するものとする。

2 災害時等において、前項に規定する電気自動車等を、貸与する場合、甲等間で協議の上、実施するものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲等、乙等及び丙があらかじめ「連絡調整者名簿」(第3号様式)により指定した者が行う。なお、甲等、乙等及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第16条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲等、乙等及び丙は、年1回以上、意見交換又は協議等を行うものとする。

(広報活動)

第17条 甲等、乙等及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 乙等及び丙は、甲等が主催するイベントにおいて、電気自動車の普及を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

3 前項に規定する協力内容はイベントの都度、甲等、乙等及び丙が別途協議して定める。

4 第2項に規定するイベントへの協力に要する費用は、原則として乙等の負担とする。

5 甲等、乙等又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に甲1、乙等及び丙と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲等、乙等又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第19条 甲等、乙等及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(不可抗力免責)

第20条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 21 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲等、乙等及び丙が協議して定めるものとする。

(全 21 条)

この協定の締結を証するため、本協定書 12 通を作成し、甲等、乙等、丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 2 月 17 日

甲 1 長野県長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地
長野市
長野市長

甲 2 長野県須坂市大字須坂 1 5 2 8 番地の 1
須坂市
須坂市長

甲 3 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
千曲市
千曲市長

甲 4 長野県埴科郡坂城町大字坂城 1 0 0 5 0
坂城町
坂城町長

甲 5 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1 4 9 1 番地 2
小布施町
小布施町長

甲 6 長野県上高井郡高山村大字高井 4 9 7 2
高山村
高山村長

甲 7 長野県上水内郡信濃町大字柏原 4 2 8 番地 2
信濃町
信濃町長

甲 8 長野県上水内郡小川村大字高府 8 8 0 0 - 8
小川村
小川村長

甲 9 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2 7 9 5 - 1
飯綱町
飯綱町長

乙 1 長野県長野市川合新田 3 6 1 6 番地 1 号
長野日産自動車株式会社

代表取締役社長

乙2 長野県上田市材木町一丁目16番17号
日産プリンス長野販売株式会社
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事

千曲市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、千曲市地域防災計画に基づく『千曲市災害ボランティアセンター』（以下「センター」という。）の設置・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千曲市内で災害が発生した場合に、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、センターの設置・運営について、甲及び乙の役割分担等について定めるものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、災害ボランティア活動が被災地の早期復旧・復興において重要な役割を担うことを認識し、ボランティア活動支援を行うセンターが確実に機能するための措置を講じるとともに、千曲市地域防災計画に基づく対策を適切に実施する責務を有する。

（情報共有）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、災害ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の支援に資する情報を速やかに共有する。

（センターの設置）

第4条 乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲と協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センターの設置場所は、千曲市ふれあい福祉センター内とする。ただし、当該事務所が被災等により使用できない場合、又は災害発生状況から他所にセンターを設置する必要がある場合は、甲及び乙は協力して、それに代わる場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第6条 乙は、センターの運営に当たり、甲のほか、ボランティア活動支援団体等から必要な協力を得るものとする。

（センターの業務）

第7条 センターの業務は、次のとおりとする。

- （1）センターの設置・運営（災害ボランティア活動の調整を含む。）
- （2）災害ボランティア活動に関する情報発信
- （3）その他センターの運営上必要な業務

（甲の役割）

第8条 甲は、センターの設置・運営において、次に掲げる役割を担うものとする。

- （1）被災地ニーズや災害ボランティア活動支援の全体像の把握
- （2）災害ボランティア情報の発信
- （3）災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達の協力
- （4）複数市町村にまたがる広域的な課題の調整
- （5）センターとの連絡調整を行う体制の整備

(6) 災害情報の提供その他必要な協力

(乙の役割)

第9条 乙は、センターの設置・運営において、第4条に規定するのものの他次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 他の社会福祉協議会等から派遣される応援要員等の活動調整
- (2) 災害ボランティアの活動状況の把握
- (3) 災害ボランティア情報の発信
- (4) 災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達
- (5) 災害ボランティア支援団体等との連絡調整

(費用負担)

第10条 甲は、センターの設置・運営に要する経費のうち、災害救助法の国庫負担の対象となる費用を負担する。

2 前項以外の費用負担については、甲乙協議の上、決定する。

(資機材の確保)

第11条 乙は、平常時から災害ボランティア活動に必要な資機材の確保に努めるとともに、甲は、必要に応じて協力するものとする。

(人材育成)

第12条 乙は、平常時から甲と協力し、災害ボランティア活動が円滑に実施されることを目的とした研修会等を実施し、センターの運営支援に携わる者の育成に努めるものとする。

(体制整備)

第13条 甲及び乙は、平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、センターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月1日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番
千 曲 市 長

乙 長野県千曲市大字戸倉2388番地
千曲市社会福祉協議会会長

【資料 18-59】災害時における被災者支援に関する協定（長野県行政書士会長野支部）

災害時における被災者支援に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と 長野県行政書士会長野支部（以下「乙」という。）は、千曲市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項について定めるものとする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において、行政書士業務相談とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務に関する相談

2 相談内容は、前項の第1号から第6号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ決定するものとする。

（業務相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた千曲市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により千曲市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者及び甲又は乙が必要と認めた者

（業務相談の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ、SNS等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、長野県行政書士会とも協力して、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に第4条第1項の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び広報に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時には、実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が実施する行政書士業務相談は無料とし、甲及び第3条に掲げる相談対象者から報酬は受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(平時からの連携)

第9条 乙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発や備蓄の確保等乙の会員の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、甲乙いずれからも申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年11月18日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 長野県長野市大字南長野南県町1009番地3
長野県行政書士会 長野支部
支部長

【資料 18-60】 災害時における物資供給に関する協定（株式会社旭フーズ）

災害時における物資供給に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と 株式会社旭フーズ（以下「乙」という。）は、災害時又は災害の発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が協力して物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定める。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。

- （1）乙が調達可能な生活支援物資及び食料品。
- （2）甲の必要な物資が東京都、埼玉県にある場合の調達代行輸送。
- （3）災害時における救援物資の集積、配送等の拠点としての乙の施設の一部の提供。

（要請手続き）

第5条 甲の乙に対する要請は、書面をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資納品書」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙または乙の指定する者が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行、燃料の確保ができるように配慮するものとする。

（費用負担）

第8条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年12月1日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 埼玉県日高市大字馬引沢316番地3
株式会社旭フーズ
代表取締役社長

【資料 18-61】災害時等での施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車を利用して避難する被災者（以下「以下車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗及び駐車場（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

施設名称	株式会社 ダイナム 長野千曲店
所在地	長野県千曲市大字稲荷山字治田 1276 番地 1
構造等	木造亜鉛メッキ鋼板、葦平屋建
建築年	平成 18 年（2006 年）
一時避難場所	駐車場：別紙駐車場見取図赤枠内 4, 203. 78 m ²
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1）乙の施設の一部を、車中泊者の一時避難場所として甲に提供すること。
- （2）避難してきた車中泊者に対し、乙の施設が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等の発生時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努め

るものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対し、協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えたうえ、甲に対し車中泊者による乙の施設の使用開始時間を通知する。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 前項以外の、車中泊者による乙の施設の使用において生じた費用、損害については、甲が負担するものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は甲、乙が協議のうえ、その賠償にあたるものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）にて通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の指示により災害応急対策に従事する職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等)

第13条 本協定書による乙の協力は、第2条に定める内容に限るものとし、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他災害に対する対策などの備品等（以下併せて「備品等」という。）の提供は行わない。ただし、乙が提供可能な備品等を、乙の判断により提供することができる。

(防災訓練等への参加)

第14条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年1月19日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役

【資料 18-62】 災害時における電動車両等の支援に関する協定
(長野三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社)

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）、長野三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、千曲市内において災害対策基本法第2条第1項第1号（昭和36年法律第223号）に規定する災害や大規模停電等が発生したとき（以下「災害時等」という。）における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害時等における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障をきたさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、千曲市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生

じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 1 月 1 9 日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
千曲市
千曲市長

乙 長野県長野市大字東和田字居村南沖 8 6 5 番地
長野三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO

【資料 18-63】霞堤内（埴生地区）における浸水被害軽減のための大型土のう設置応急対策業務に関する協定（飯島建設株式会社千曲支社）

霞堤内（埴生地区）における浸水被害軽減のための
大型土のう設置応急対策業務に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と飯島建設株式会社千曲支社（以下「乙」という。）とは、霞堤（埴生地区）における大型土のう設置応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、台風等の影響により千曲川が増水し霞堤から千曲川の水が市街地へ流入することで浸水被害が発生する恐れがある場合において、甲が実施する大型土のう設置応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、これに必要な技術者及び作業員の確保、応急対策業務の要請について、その方法を定め、被害拡大防止に資することを目的とする。

（業務の要請）

第2条 甲は埴生地区の霞堤内において応急対策を行う必要があると認めるときは、乙に業務を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに実施するものとする。

（業務の内容）

第3条 応急対策業務は、埴生地区の霞堤内において、大型土のうが未設置となっている箇所へ段階的に設置を行い閉鎖することで、千曲川の水が市街地へ流入する影響を軽減させるための業務等とする。

2 甲が乙に対して実施を要請する応急対策業務の内容は、以下のとおりとする。（詳細は別途設置計画に基づき、協議により決定する。）

- （1）未設置部分への段階的な大型土のうの設置
- （2）水位低下後の上記（1）箇所の大型土のうの撤去

（費用負担）

第4条 乙が実施する応急対策業務の費用は甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（請負契約）

第5条 甲乙は、本協定に基づく応急対策業務に係る請負契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 乙は業務内容を甲と協議するものとする。また、業務内容が判断できる写真等の資料を整備しておくものとする。

3 請負契約の期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（損害補償）

第6条 前条の請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結日から甲または乙が協定の解約を申し出た日までとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千 曲 市
千 曲 市 長

乙 長野県千曲市大字新田2124番地
飯島建設株式会社 千曲支社
支 社 長

【資料 18-64】霞堤内（八幡地区）における浸水被害軽減のための大型土のう設置応急対策業務に関する協定（市川総業有限会社）

**霞堤内（八幡地区）における浸水被害軽減のための
大型土のう設置応急対策業務に関する協定**

千曲市（以下「甲」という。）と市川総業有限会社（以下「乙」という。）とは、霞堤（八幡地区）における大型土のう設置応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、台風等の影響により千曲川が増水し霞堤から千曲川の水が市街地へ流入することで浸水被害が発生する恐れがある場合において、甲が実施する大型土のう設置応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、これに必要な技術者及び作業員の確保、応急対策業務の要請について、その方法を定め、被害拡大防止に資することを目的とする。

（業務の要請）

第2条 甲は八幡地区の霞堤内において応急対策を行う必要があると認めるときは、乙に業務を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに実施するものとする。

（業務の内容）

第3条 応急対策業務は、八幡地区の霞堤内において、大型土のうが未設置となっている箇所へ段階的に設置を行い閉鎖することで、千曲川の水が市街地へ流入する影響を軽減させるための業務等とする。

2 甲が乙に対して実施を要請する応急対策業務の内容は、以下のとおりとする。（詳細は別途設置計画に基づき、協議により決定する。）

- （1）未設置部分への段階的な大型土のうの設置
- （2）水位低下後の上記（1）箇所の大型土のうの撤去

（費用負担）

第4条 乙が実施する応急対策業務の費用は甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（請負契約）

第5条 甲乙は、本協定に基づく応急対策業務に係る請負契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 乙は業務内容を甲と協議するものとする。また、業務内容が判断できる写真等の資料を整備しておくものとする。

3 請負契約の期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（損害補償）

第6条 前条の請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結日から甲または乙が協定の解約を申し出た日までとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令年 年 月 日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千 曲 市
千 曲 市 長

乙 長野県千曲市大字八幡 6692 番地 1
市川総業有限会社
代表取締役

【資料 18-65】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（市内 17 社会福祉法人）

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と社会福祉法人【市内 17 社会福祉法人】（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が病院に入院するに至らない又は、特別養護老人ホーム、老人短期入居施設、障害者施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの並びに妊産婦及び乳幼児（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための協定による福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害発生時、甲があらかじめ定めた甲所有の施設で開設する福祉避難所に不足を生じる場合や特別な事情がある場合に、乙の運営する福祉施設内に福祉避難所を設置することにより、要配慮者等がより安全な避難生活を送ることが出来るよう福祉避難所を確保運営することを目的とする。

（管理運営）

第 2 条 災害発生時甲は、要支援者の状況から必要と判断した場合に、適切な福祉避難所の開設を要請し、要請を受けた乙は、やむを得ない事情があるときを除き第 5 条第 1 項に規定する費用の内訳として、福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出の届出書（別記様式）を甲に提出するとともに福祉避難所を開設し、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 福祉避難所の管理運営並びに甲に対する実績報告及び費用の請求（第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項に掲げるものについては、領収書を添付すること。）
- (2) 保育士、介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (3) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

2 この協定により乙の開設した福祉避難所に関して、乙が解決することのできない問題が生じた場合には、乙は速やかに甲に連絡を行い、甲は乙と協力して問題解決にあたる。

（開設する福祉避難所）

第 3 条 この協定により乙の開設する福祉避難所は、次のとおりとする。

施設名	所在地	受入対象者	受入可能人数 (概数)
【乙の指定する施設】			名

（管理運営の期間）

第 4 条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害の発生から 7 日以内とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第 5 条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 保育士、介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) オムツ代等の要配慮者等に必要な消耗品で、乙が直接支払を行った物の費用
- (4) 要配慮者等の避難に係る水道光熱費（下水道使用料を含み、要配慮者等分の額が明確に区分

されない場合は、人数により案分した額とする。)

- 2 前項各号に掲げるものの他の契約、備品等の購入については、事前に甲の了承を得て行うものとする。

(協力体制等)

第6条 乙は、管理運営する福祉避難所の保育士、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（この条及び第9条において「協定締結法人」という。）に対し派遣協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は可能な限り当該協力要請に応えるものとする。

- 2 甲の運営する福祉避難所の保育士、介助員等に不足を生じ乙に対し派遣協力要請を行った場合は、乙は可能な限り当該協力要請に応えるものとする。

- 3 第1項の場合の協定締結法人及び第2項の場合の乙に対する派遣に係る人件費の支払いは前条第1号を準用する。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 乙が受け入れる要配慮者等は、甲が受け入れを要請した者とする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が要請をしていない要配慮者等の避難があった場合には、甲と協議の上適切な対応をするものとする。

(開設する福祉避難所の管理運営等に関する特記事項)

第8条 この協定に関する第2条から前条までの特記事項は、別記1のとおりとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙並びに保育士、介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、甲の承諾を得ずこの協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第11条 乙は、この協定及び管理運営に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第12条 甲及び乙は、この協定に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第13条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、契約満了の3か月前までに甲乙いずれかより異議の申し出がない場合には、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定の条文の解釈並びに定めのない事項及び履行上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月28日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 【市内17社会福祉法人】

市内17社会福祉法人

・大西福祉会 ・千寿会 ・千聖会 ・睦寿会 ・さらしなの星 ・信濃整肢療護園 ・杏の郷
・いなりやま福祉会 ・有明福祉会 ・徳応院聖舎 ・満照寺福祉会 ・八葉会 ・しあわせ
・博悠会 ・廣望会 ・大志会 ・山栄会

【資料 18-66】災害時等における避難者の受け入れに関する協定（大和ハウス工業株式会社）

災害時等における避難者の受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と大和ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）とは、千曲市内に地震、風水害、その他災害等が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、甲が指定する指定緊急避難場所として、避難者の受け入れについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理、所有する別紙記載の事業場（以下「本物件」という。）を、災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定するにあたり、必要な事項を定める。

（避難場所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して本物件のうち、別紙記載の使用範囲について、避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、受諾する場合には本物件の賃借人等に通知又は連絡をするものとする。

3 甲は、乙が避難場所の開設を受諾したときは、直ちに職員を派遣し、避難者の受け入れ及び避難場所の運営に係る業務を行うものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難者の受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から3日以内とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、合意によりその期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が避難場所を開設し使用させた場合の費用は、本協定の趣旨に鑑み、無償とし、以下の費用は乙の負担とする。

（1）水道費、電気料金、冷暖房費を含めた水道光熱費

（2）本物件の防災備蓄庫に備蓄している備品・飲食類の利用に関する費用

（3）第7条に基づく避難場所における災害時の必要物資の備蓄及び調達費用

2 前項に規定する避難場所利用に関する費用以外の負担については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（原状回復）

第5条 甲は、本物件の避難場所としての受け入れ期間が満了した場合には、必要な原状回復を行い、乙に返還するものとする。原状回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第2条の規定により乙に避難場所の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人員を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電子メールやファックス等の通信記録が残る電子媒体により要請し、後日、避難場所の開設要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（1）受け入れ要請人数

（2）受け入れ要請期間

（3）その他必要事項

（支援計画及び物資の備蓄）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、避難場所における災害時等の支援計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとし、本物件運営開始前までに決定するものとする。

2 本物件運営開始時に、乙の負担で必要物資の備蓄を備えるものとし、以後は乙が適正な管理を行うものとする。

3 支援計画及び物資の備蓄は、第1項に基づく協議において決定した内容で実施するものとする。ただし、甲又は乙は再協議の必要が生じた場合には、相手方に通知し、協議を行えるものとする。

（個人情報の保護）

第8条 甲及び乙は、避難者の受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、本協定締結日から令和6年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（連絡事項・連絡先）

第10条 乙は、次の事項に変更等が生じた場合には、速やかに甲に届け出るものとする。

（1）商号

（2）所在地

（3）連絡先

（4）本物件の所有者又は管理者に変更が生じた場合

（5）その他甲が要求する届出事項が生じた場合

2 甲および乙は、前項その他本協定に関する連絡先を定め、連絡先確認書（様式第2号）により相互に報告するものとする。当該連絡先に変更が生じた場合も同様とする。

（地位の承継）

第11条 乙は、本物件の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、本協定により負う責任及び義務を当該第三者に承継させるものとし、当該第三者は、前項に基づき、甲に対し届出を行うものとする。この場合、乙は本協定により負う責任及び義務を当然に負担しないものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 長野県長野市平林一丁目36番3
大和ハウス工業株式会社
長野支店 支店長

【資料 18-67】 災害時等における避難者の受け入れに関する協定
(長野広域連合・ちくま環境サービス株式会社)

災害時等における避難者の受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と長野広域連合（以下「乙」という。）とちくま環境サービス株式会社（以下「丙」という。）とは、千曲市内に地震、風水害、その他災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、甲が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所として、ちくま環境エネルギーセンターに避難者を受け入れすることについて次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、乙が設置し、丙が管理するちくま環境エネルギーセンターの一部を、甲が災害対策基本法第49条の4及び49条の7に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）に指定するにあたり、必要な事項を定める。

(避難所等開設の要請及び受諾)

第2条 甲は、災害時等に避難所等の開設が必要と判断したときは、丙に対して避難所等の開設を要請することができる。

2 丙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、避難者の受け入れに係る業務を行うものとする。

3 甲は、丙が避難所等の開設を受諾したときは、直ちに職員を派遣し、避難者の受け入れ及び避難所等の運営に係る業務を行うものとする。

(手続き等)

第3条 甲は、前条の規定により丙に避難所等の開設を要請する場合は、丙にあらかじめ受け入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を丙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。なお、受け入れ可能人数については、別紙の通りとする。

- (1) 受け入れ要請人数
- (2) 受け入れ要請期間
- (3) その他必要事項

(受け入れの期間)

第4条 甲が丙に避難所等の開設、避難者の受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から概ね1週間とする。ただし、丙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づき丙が避難所等の開設を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、丙協議のうえ別に定めるものとする。

(事前の協議)

第6条 甲及び丙は、避難所等における災害時等の必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲、乙、丙は、避難者の受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙から期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年6月1日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 長野市松岡二丁目42番1号
長野広域連合
広域連合長

丙 千曲市大字屋代3088番地
ちくま環境サービス株式会社
代表取締役

【資料 18-68】 災害時における相談業務に関する協定（長野県弁護士会）

災害時における相談業務に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第3条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

2 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2023年（令和5年）3月31日までとする。
ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年（令和4年）10月17日

甲 千曲市杭瀬下2丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 長野市妻科432番地
長野県弁護士会
会 長

【資料 18-69】災害時における避難者の受け入れに関する協定（株式会社ユニオンプレート）

災害時における避難者の受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と株式会社ユニオンプレート（以下「乙」という。）と五加地区区長会（以下「丙」という。）とは、千曲市内に災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が指定する指定緊急避難場所として、避難者を受け入れることについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理、所有する別紙記載の事業場を、災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定し、避難場所を開設すること及び自家用車を使用して避難する者の避難場所として駐車場を提供することに関し、必要な事項を定める。

（避難場所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、避難者の受け入れに係る業務を行うものとする。

3 甲は、乙が避難場所の開設を受諾したときは、丙に避難場所の開設を依頼する。

4 丙は、甲から避難場所の開設の依頼があったときは、直ちに担当役員を派遣し、避難者の受け入れ及び避難場所の運営に係る業務を行うものとする。

5 甲は、避難場所が開設されたときは、職員の派遣に努めるものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難者の受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から別紙で定める期間とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき丙が本協定に基づき避難場所の開設を行った場合に要する費用は、甲、乙、丙協議のうえ別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に避難場所の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人員等を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

（1）受け入れ要請人数

（2）受け入れ要請期間

（3）その他必要事項

（事前の協議）

第6条 甲、乙、丙は、本協定締結後、避難場所における災害時の支援計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲、乙、丙は、避難者の受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、甲、乙、丙いずれかから期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙署名捺印のうえ各1通を保有する。

令和5年3月29日

甲 千曲市

乙 株式会社ユニオンプレート

丙 五加地区区長会

千本柳区

上徳間区

内川区

小船山区

【資料 18-70】 災害時における避難者の受け入れに関する協定（戸倉上山田温泉旅館組合連合会）

災害時における避難者の受け入れに関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と戸倉上山田温泉旅館組合連合会（以下「乙」という。）とは、千曲市内に地震、風水害、その他災害等が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、避難者を受け入れることについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に加入している別紙1記載の旅館及びホテル（以下「会員」という。）を、災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定するにあたり、必要な事項を定める。

（避難場所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難者の受け入れを依頼できる期間は、原則として乙が要請を受諾した日から2日以内とする。ただし、乙または会員の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき会員施設に避難場所を開設した場合に要する費用は、本協定の趣旨に鑑み、無償とする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により会員施設に避難場所の開設を要請する場合は、会員にあらかじめ受け入れ可能人数等を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

- （1）受け入れ要請人数
- （2）受け入れ要請期間
- （3）その他必要事項

（事前の協議）

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、避難場所における災害時の支援計画及び必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲、乙及び会員は、避難者の受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲または乙から期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以降同様とする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和5年10月18日

甲 千曲市

乙 戸倉上山田温泉旅館組合連合会

【資料18-71】災害時における相互応援に関する協定（神奈川県松田町）

災害時における相互応援に関する協定書

長野県千曲市と神奈川県松田町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの市域または町域において、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）の要請に応じて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり定めるものとする。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な物資の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （4）ボランティアの斡旋
- （5）被災者を一時受け入れるための施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 災害の発生により応援を要請する被災自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話又は電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、資機材、物資の種類及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）活動内容並びに応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた協定自治体は、必要な応援を実施するものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- （1）千曲市危機管理防災課長
- （2）松田町安全防災担当室長

(経費の負担)

第5条 応援要請に要した経費は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、被災自治体の負担とする。

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定自治体は必要な体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 6年 7月 4日

長野県千曲市杭瀬下2丁目1番地
千曲市長

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
松田町長

【資料 18-72】 千曲市と株式会社ジーシーシー自治体サービスとの包括連携に関する協定
(株式会社 ゴーシーシー自治体サービス)

千曲市と株式会社ジーシーシー自治体サービスとの包括連携に関する協定書

千曲市（以下「甲」という。）と株式会社ジーシーシー自治体サービス（以下「乙」という。）は地域安全と住民サービス向上の取り組みを推進するにあたり、相互に連携・協力することについて、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携のもと、地域安全と住民サービス向上をはかることを目的とする。

（連携・協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- (1) 防災・災害対策に関すること
- (2) 高齢者等の見守りサービスに関すること
- (3) その他、本協定の目的達成に資すること

2 前項各号に定める事業における具体的な取組みの内容、実施時期、施行方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から次の3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、4月1日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年1月26日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 群馬県前橋市三俣町二丁目 1 1 番地 1 0
株式会社ジーシーシー自治体サービス

代表取締役

【資料 18-73】 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定

（千曲資源リサイクル事業協同組合・千曲市清掃事業協同組合・株式会社平林
軽金属工業所・有限会社鳥昭商店）

災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と千曲資源リサイクル事業協同組合、千曲市清掃事業協同組合、株式会社平林軽金属工業所、有限会社鳥昭商店（以下「乙」という。）とは、災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、「家庭系一般廃棄物」とは、地震、風水害及び緊急事態 その他の災害時（以下「災害時等」という。）において発生した、一般家庭及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、がれき及びし尿等を除くものをいい、災害により倒壊し、又は焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものであって、その収集運搬について、甲が生活環境の保全上協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（廃棄物の収集運搬の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人数、車両を調達し、要請業務に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に基づき要請業務を行うものとし、必要に応じてその内容、方法等について甲と協議するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、廃棄物の収集運搬が円滑に行えるよう、乙に市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

（実施報告）

第6条 乙は、要請業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）実施した業務の内容
- （2）その他必要な事項

（費用負担）

第7条 要請業務の実施に要した費用については甲が負担し、その額は災害時等の直前における通常の料金を基準にして、甲と乙で協議のうえ決定する。

（損害補償及び損害賠償）

第8条 乙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の

補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令による。

2 乙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（連絡窓口）

第 9 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては市民環境部環境課とし、乙においては千曲資源リサイクル事業協同組合事務局とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項、又は協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定める。

（協定の期間及び更新）

第 11 条 この協定の締結期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日から 1 か月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 5 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 25 日

甲 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
千曲市
千曲市長

乙 千曲市大字屋代 2 3 8 4 番地 1
千曲資源リサイクル事業協同組合
代表理事

千曲市大字八幡 1 5 8 0 番地 1
千曲市清掃事業協同組合
代表理事

千曲市大字寂蒔 4 6 番地 2
株式会社 平林軽金属工業所
代表取締役

千曲市大字戸倉 2 6 4 4 番地 1
有限会社 鳥昭商店
代表取締役

【資料 18-74】 千曲市と株式会社富士薬品との包括連携協定（株式会社富士薬品）

千曲市と株式会社富士薬品との包括連携協定書

千曲市（以下「甲」という。）と株式会社富士薬品（以下「乙」という。）は、千曲市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進等における連携協定について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携のもと、市民の健康づくりを推進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協定する事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業において連携・協力する。

- (1) セルフメディケーションの強化に関する事業
- (2) 健康情報の発信に関する事業
- (3) 高齢者等の見守りサービスに関する事業
- (4) 防災・災害対策に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事業

2 前項各号に定める事業における具体的な取組みの内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

3 第1項に関わらず、本協定締結の事実については相手方の書面による承諾を得ずに公開できる旨甲乙は確認した。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

- 3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目383番地
株式会社富士薬品
配置事業本部 配置営業統括部 営業部 部長

【資料 18-75】 災害時における避難者の受け入れに関する協定
(アピックヤマダ株式会社・戸倉地区区長会)

災害時における避難者の受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）とアピックヤマダ株式会社（以下「乙」という。）と戸倉地区区長会（以下「丙」という。）とは、千曲市内に災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が指定する指定緊急避難場所として、避難者を受け入れることについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の所有、管理する別紙記載の事業所を、災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定し、避難場所を開設すること及び避難者用に駐車場を提供することに関し、必要な事項を定める。

（避難場所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、避難者の受け入れに係る業務を行うものとする。

3 甲は、乙が避難場所の開設を受諾したときは、丙に避難場所の開設を依頼する。

4 丙は、甲から避難場所の開設の依頼があったときは、直ちに担当役員を派遣し、避難者の受け入れ及び避難場所の運営に係る業務を行うものとする。

5 甲は、避難場所が開設されたときは、職員の派遣に努めるものとする。

（受け入れの期間）

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難者の受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から起算して3日以内とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき避難場所の開設を行った場合に要する費用は、甲、乙、丙協議のうえ別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に避難場所の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人員等を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面（別紙様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

（1）受け入れ要請人数

（2）受け入れ要請期間

（3）その他必要事項

（事前の協議）

第6条 甲、乙、丙は、本協定締結後、避難場所における災害時の支援計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲、乙、丙は、避難者の受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、甲、乙、丙いずれかから期間満了の1か月前までに相手に対して書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名捺印のうえ各1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 千曲市大字上徳間90番地
アピックヤマダ株式会社
代表取締役社長

丙 千曲市大字磯部748番地4
戸倉地区区長会
区長会長
福井区長

千曲市大字磯部549番地
磯部区長

千曲市大字戸倉2164番地1
新戸倉温泉区長

千曲市大字磯部 8 0 5 番地 1

上町区長

千曲市大字戸倉 1 7 4 1 番地

上中町区長

千曲市大字戸倉 1 9 5 7 番地 1

中町区長

千曲市大字戸倉 2 5 3 6 番地 1

今井町区長

千曲市大字戸倉 5 4 8 番地 3

柏王区長

千曲市大字戸倉温泉 3 0 5 5 番地

戸倉温泉区長

(別紙)

- 1 協定第1条に定める事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。また、避難場所として提供する場所及び受け入れ可能人数（最大）は下表のとおりとする。

名 称 アピックヤマダ株式会社

所在地 千曲市大字上徳間90番地

提供する場所	受け入れ可能人数 (最大)
A棟4階 研修室	50名
A棟5階 食堂	100名

- 2 協定第1条に定める避難者用の駐車場は下表のとおりとする。

避難者用駐車場	使用可能スペース
来客用駐車場	10台分

様式第 1 号（第 5 条関係）

避難場所の開設要請書

災害時における避難者の受け入れに関する協定第 2 条に基づき、下記のとおり避難場所の開設を要請します。

1. 申込先（乙）	アピックヤマダ株式会社 住所 : 〒 担当部署 : 電話番号 : ファックス: 担当者 :
2. 申込者（甲）	千曲市 住所 : 〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地 担当部署 : 総務部危機管理防災課 電話番号 : 026-273-1111（内線 4161） ファックス: 026-273-1004 担当者 :
3. 受入要請人数	
4. 受入要請期間	
5. その他必要事項	
6. 備考	

【資料 18-76】 災害時における避難者の受け入れに関する協定
(株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所)

災害時における避難者の受け入れに関する協定

千曲市（以下「甲」という。）と株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所（以下「乙」という。）とは、千曲市内に自然災害が発生、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲が指定する指定緊急避難場所として、避難者を受け入れることについて次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙の所有、管理する別紙記載の事業所を、災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）に指定し、避難場所を開設すること及び避難者用に駐車場を提供することに関し、必要な事項を定める。

(避難場所開設の要請及び受諾)

第2条 甲は、災害時に避難場所が必要と判断したときは、乙に対して避難場所の開設を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、避難者の受け入れに係る業務を行うものとする。

3 甲は、乙が避難場所の開設を受諾したときは、直ちに職員を派遣し、避難者の受け入れ及び避難場所の運営に係る業務を行うものとする。

(受け入れの期間)

第3条 甲が乙に避難場所の開設、避難者の受け入れを依頼できる期間は、原則として要請した日から起算して3日以内とする。ただし、乙の業務に支障のないときは、その期間を延長することができるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請に基づき避難場所の開設を行った場合に要する費用は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に避難場所の開設を要請する場合は、乙にあらかじめ受け入れ可能人数等を確認のうえ、次に掲げる事項を記した書面（別紙様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により申請し、後日書面を提出するものとする。

- (1) 受け入れ要請人数
- (2) 受け入れ要請期間
- (3) その他必要事項

(事前の協議)

第6条 甲、乙は、本協定締結後、避難場所における災害時の支援計画並びに必要な物資の備蓄及び調達について協議を行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲、乙は、避難者の受け入れにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく協力期間が終了した後も同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙のどちらからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、署名捺印のうえ各1通を保有する。

令和6年7月29日

甲 千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市
千曲市長

乙 千曲市大字八幡1122番地19
株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所
営業所長

(別紙)

- 1 協定第1条に定める事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。また、避難場所として提供する場所及び受け入れ可能人数（最大）は下表のとおりとする。

名 称

所在地 千曲市

提供する場所	受け入れ可能人数 (最大)
2階 部品庫エレベーター前	30名

- 2 協定第1条に定める避難者用の駐車場は下表のとおりとする。

避難者用駐車場	使用可能スペース
倉庫前駐車場	30台分

様式第 1 号（第 5 条関係）

避難場所の開設要請書

災害時における避難者の受け入れに関する協定第 2 条に基づき、下記のとおり避難場所の開設を要請します。

1. 申込先（乙）	株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所 住所 : 〒387-0023 長野県千曲市大字八幡1122番地19 電話番号 : 026-214-7400 ファックス : 026-214-7402 担当者 :
2. 申込者（甲）	千曲市 住所 : 〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地 担当部署 : 総務部危機管理防災課 電話番号 : 026-273-1111（内線4161） ファックス : 026-273-1004 担当者 :
3. 受入要請人数	30名（※最大）
4. 受入要請期間	要請3日間（※最大）
5. その他必要事項	
6. 備考	

第7節 消防・水防活動計画

【資料19】 消防資機（器）材の現況

千曲坂城消防本部消防資材現況

R6. 11. 1 現在

所 属	区分 車両区	車 名	登 録 年 月	排気量 cc	車 両				ポンプ 級別	定員 名	備 考
					全長 m	全幅 m	全高 m	総重量 kg			
消 防 本 部	千曲指揮1	トヨタ	H25. 11	2,690	5.43	1.88	2.46	2,790		10	
	千曲査察1	ホンダ	R2. 10	650	3.39	1.47	1.96	1,490		4	
	千曲査察2	トヨタ	H20. 6	1,496	4.30	1.69	1.69	1,425		5	
	業 務 車 1	スズキ	R1. 11	1,990	4.69	1.69	1.87	2,220		8	
	業 務 車 2	スズキ	R2. 11	658	3.39	1.47	1.78	1,120		4	
戸 倉 上 山 田 消 防 署	戸倉指揮1	ニッサン	H15. 9	1,998	4.44	1.76	1.83	1,695		5	
	戸倉タンク1	日 野	H31. 3	5,120	7.48	2.33	3.00	10,975	A-2	5	水 1,500 リットル
	戸倉タンク2	日 野	H11. 3	7,960	6.66	2.30	2.75	8,760	A-2	6	水 1,700 リットル
	戸倉ポンプ1	三 菱	H13. 10	5,240	5.86	1.88	2.47	5,200	A-2	6	
	戸倉救助1	日 野	H27. 12	6,400	7.85	2.36	3.50	11,455		5	
	戸倉梯子1	日 野	H 9. 10	20,780	10.60	2.49	3.57	19,460		6	最大地上高 35m
	戸倉調査1	トヨタ	H18. 1	2,690	5.38	1.88	2.46	2,730		10	
	救急戸倉1	トヨタ	R3. 3	2,690	5.68	1.90	2.49	3,175		7	
	救急戸倉2	トヨタ	H23. 2	2,693	5.65	1.89	2.49	3,205		7	
	救急戸倉3	トヨタ	H19. 12	2,693	5.67	1.89	2.54	3,205		7	
	戸倉搬送1	トヨタ	H23. 10	4,000	6.06	1.88	2.95	5,355		3	
	戸倉作業1	スズキ	H25. 11	650	3.39	1.47	1.76	1,190		2	
	50cc バイク	スズキ	H16. 2	49	1.67	0.61	0.99	71		1	
	情報伝達用バイク	ヤマハ	H24. 5	249	1.98	0.80	1.15	235		2	
	情報伝達用バイク	ヤマハ	H25. 6	249	1.98	0.80	1.15	235		2	
	情報伝達用バイク	ヤマハ	H25. 6	249	2.10	0.80	1.16	240		2	
	情報伝達用バイク	ヤマハ	H25. 6	249	2.10	0.80	1.16	240		2	
更 埴 消 防 署	更埴指揮1	トヨタ	H 7. 8	2,980	4.90	1.69	2.17	2,580		10	
	更埴タンク1	日 野	H25. 3	6,400	7.33	2.33	2.90	10,870	A-2	6	水 2,000 リットル
	更埴タンク2	日 野	H 5. 3	7,410	6.69	2.20	2.84	8,730	A-2	6	水 2,000 リットル
	更埴ポンプ1	日 野	H16. 12	4,000	5.76	1.88	2.61	5,375	A-2	5	
	更埴救助1	日 野	R 4. 2	5,123	8.18	2.38	3.30	11,940		6	
	更埴査察1	ホンダ	H16. 8	650	3.39	1.47	1.97	1,460		4	
	更埴搬送1	いすゞ	H29. 8	2,990	6.27	2.04	2.56	4,985		3	
	更埴作業2	スズキ	H26. 7	650	3.39	1.47	1.76	1,190		2	
	救急更埴1	ニッサン	R 2 . 2	2,480	5.33	1.88	2.49	3,235		7	
	救急更埴2	トヨタ	H26. 11	2,690	5.67	1.89	2.49	3,105		7	
	救急更埴3	トヨタ	H18. 2	3,370	5.63	1.80	2.52	3,035		7	
	業 務 車	スズキ	H29. 5	1,990	4.69	1.69	1.87	2,220		8	
坂 城 消 防 署	坂城指揮1	ニッサン	H14. 10	1,990	4.44	1.76	1.81	1,705		5	
	坂城ポンプ1	日 野	H30. 11	4,009	5.68	1.92	3.05	6,875	A-2	5	水 600 リットル
	坂城水槽1	日 野	H30. 3	8,860	9.41	2.49	3.15	21,945	A-2	3	水 10,000 リットル
	坂城化学1	日 野	H14. 1	7,960	7.04	2.28	2.83	9,700	A-1	6	水 1,500 リットル 薬 500 リットル
	救急坂城1	トヨタ	H24. 8	2,690	5.65	1.89	2.49	3,195		7	

	業 務 車	トヨタ	H30. 10	1, 495	4. 04	1. 66	1. 90	2, 110		5	
	坂城作業 1	ダイハツ	H13. 2	650	3. 39	1. 47	1. 78	1, 230		2	

千曲市消防団現有機械一覧

R6. 12. 1 現在

No.	分団名	団員数	種別	車名	年式	購入年 月	ポンプ					地区名	旧市町名
							社名	級別	放水量	年式	購入年 月		
1	第1分団	21	積載車	トヨタ	H25	H25. 9	シバウラ	B-3	1. 42	R3	R3. 6	屋代	更埴市
2			軽積載車	スズキ	H17	H17. 9	シバウラ	B-3	1. 4	H30	H30. 9	栗佐	
3	第2分団	39	自動車ポンプ	いすゞ	R3	R3. 2	小川ポンプ	A-2	2. 5	R3	R3. 2	雨宮	
4			軽積載車	スズキ	H27	H28. 3	富士ロビン	B-3	1. 2	H18	H18. 4	土口	
5			軽積載車	スズキ	R1	R1. 9	トーハツ	B-3	1. 2	H25	H25. 5	生萱	
6	第3分団	46	自動車ポンプ	日野	H17	H17. 3	日本造機	A-2	2. 2	H17	H17. 3	森	
7			軽積載車	スズキ	R1	R1. 9	シバウラ	B-3	1. 2	H24	H24. 4	中村	
8			自動車ポンプ	日野	H12	H12. 12	日本ドライ	A-2	2. 2	H12	H12. 12	倉科	
9			軽積載車	スズキ	H28	H28. 10	トーハツ	B-3	1. 2	H21	H21. 4	竹尾	
10	第4分団	45	積載車	トヨタ	H14	H14. 12	シバウラ	B-3	1. 4	H30	H30. 9	桜堂	
11			軽積載車	スズキ	H27	H28. 3	富士ロビン	B-3	1. 2	H18	H18. 4	寂蒔	
12			軽積載車	三菱	H19	H19. 11	シバウラ	B-3	1. 4	H30	H30. 9	鋳物師屋	
13	第5分団	42	積載車	トヨタ	H14	H14. 12	シバウラ	B-3	1. 4	H30	H30. 9	杭瀬下	
14			軽積載車	三菱	H23	H23. 8	ラビット	B-3	1. 2	H23	H23. 4	新田	
15			軽積載車	ダイハツ	H18	H18. 9	トーハツ	B-3	1. 4	H29	H29. 9	中	
16	第6分団	67	自動車ポンプ	日野	H12	H12. 12	日本ドライ	A-2	2. 2	H12	H12. 12	稻荷山・野高場	
17			自動車ポンプ	日産	H16	H16. 11	G M 市原	A-2	2. 2	H16	H16. 11	桑原	
18			軽積載車	スズキ	R1	R1. 9	トーハツ	B-3	1. 2	H25	H25. 5	佐野	
19			積載車	日産	H21	H21. 12	ラビット	B-2	1. 2	H21	H21. 12	大田原	
20			軽積載車	ダイハツ	R3	R3. 5	シバウラ	B-3	1. 2	H26	H26. 5	小坂	
21	第7分団	93	軽積載車	スズキ	R4	R4. 11	ラビット	B-3	1. 44	H28	H28. 6	郡	
22			軽積載車	スズキ	H26	H26. 9	シバウラ	B-3	1. 2	R3	R3. 6	中原	
23			軽積載車	スズキ	H29	H29. 10	ラビット	B-3	1. 2	H23	H23. 4	大池	
24			軽積載車	スズキ	H17	H17. 3	シバウラ	B-3	1. 2	R3	R3. 6	姨捨	
25			軽積載車	スズキ	H26	H26. 9	シバウラ	B-3	1. 2	R3	R3. 6	峯	
26			自動車ポンプ	いすゞ	R4	R4. 2	日本ドライ	A-2	2. 46	R4	R4. 2	八幡	
27			軽積載車	スズキ	H28	H28. 10	トーハツ	B-3	1. 2	H21	H21. 4	代	
28			軽積載車	三菱	H20	H20. 9	ラビット	B-3	1. 44	H28	H28. 6	志川	

No.	分団名	団員数	種別	車名	年式	購入年 月	ポンプ					地区名	旧市町名
							社名	級別	放水量	年式	購入年 月		
29	第8分団	79	自動車ポンプ	いすゞ	R5	R5.8	長野ポンプ	A-2	2.62	R5	R5.8	戸倉地区	戸倉町
30			軽積載車	スズキ	H17	H17.9	シバウラ	B-3	1.4	H30	H30.9	磯部	
31			軽積載車	スズキ	H18	H18.9	シバウラ	B-3	1.4	R2	R2.10	福井	
32			軽積載車	ダイハツ	H24	H24.8	シバウラ	B-3	1.4	R2	R2.10	上町・上中町	
33			軽積載車	ダイハツ	H21	H21.10	シバウラ	B-3	1.4	R2	R2.10	中町・今井町	
34			軽積載車	スズキ	H17	H17.9	トーハツ	B-3	1.4	R1	R1.9	柏王	
35			積載車	トヨタ	H12	H12.12	トーハツ	B-3	1.2	H27	H28.6	戸倉温泉	
36			軽積載車	ダイハツ	H24	H24.8	ラビット	B-3	1.2	H19	H19.5	新戸倉温泉	
37	第9分団	66	自動車ポンプ	日野	H27	H28.3	長野ポンプ	A-2	2.79	H27	H28.3	更級地区	戸倉町
38			積載車	日産	H14	H14.5	シバウラ	B-3	1.2	H26	H26.5	若宮	
39			積載車	トヨタ	R6	R6.4	トーハツ	B-3	1.2	H25	H25.5	芝原	
40			積載車	トヨタ	R2	R2.3	シバウラ	B-3	1.2	H23	H23.4	仙石	
41			積載車	トヨタ	H28	H28.10	シバウラ	B-3	1.2	R6	R6.3	羽尾第四区	
42			積載車	トヨタ	H27	H27.12	富士ロビン	B-3	1.2	H18	H18.4	羽尾第五区	
43			積載車	トヨタ	R2	R2.3	トーハツ	B-3	1.2	H25	H25.5	須坂	
44			軽積載車	スズキ	H27	H26.9	シバウラ	B-3	1.2	H17	H17.5	黒彦	
45	第10分団	60	自動車ポンプ	いすゞ	H30	H30.11	小川ポンプ	A-2	2.5	H30	H30.11	五加地区	戸倉町
46			軽積載車	スズキ	H18	H18.9	シバウラ	B-3	1.4	R2	R2.10	上徳間	
47			軽積載車	三菱	H20	H20.9	シバウラ	B-3	1.4	H30	H30.9	内川	
48			軽積載車	ダイハツ	H24	H24.8	トーハツ	B-3	1.4	R1	R1.9	千本柳	
49			軽積載車	ダイハツ	H17	H17.9	シバウラ	B-3	1.4	H30	H30.9	小船山	
50	第11分団	51	自動車ポンプ	いすゞ	H26	H27.3	小池	A-2	2.75	H26	H27.3	温泉	上山田町
51			積載車	日産	H14	H14.5	ラビット	B-3	1.2	H23	H23.4	中央	
52			軽積載車	スバル	H14	H14.5	ラビット	B-3	1.44	H28	H28.6	城腰	
53	第12分団	66	自動車ポンプ	いすゞ	H25	H25.12	小池	A-2	2.66	H25	H25.12	羽場	上山田町
54			積載車	トヨタ	R5	R5.3	ラビット	B-3	1.2	H19	H19.5	八坂・協和	
55			積載車	いすゞ	H17	H17.3	シバウラ	B-3	1.2	H26	H26.5	三本木	
56			軽積載車	ダイハツ	R6	R6.3	シバウラ	B-3	1.2	H24	H24.4	漆原	
57			軽積載車	ダイハツ	R6	R6.3	シバウラ	B-3	1.2	H24	H24.4	新山	
58			自動車ポンプ	いすゞ	H28	H29.3	長野ポンプ	A-2	2.76	H6	H6.9	力石	

千曲市消防団婦人消防隊用軽可搬ポンプ（D-1 級）型番一覧

シバウラ		
形式	型番	班
TF-03	2089	磯部
TF-03	2154	須坂
TF-03	2155	新戸倉温泉
TF-05	1195	中央
TF-05	2098	八坂
TF-05	3340	三本木

トーハツ		
形式	型番	班
V-10D	1263	福井
V-10E	1157	上町・上中町
V-10D	1266	柏王
V-10D	1267	温泉
V-10D	1254	羽尾第四区
V-10D	1252	小船山
V-10D	1267	千本柳
V-10D	1843	温泉
V-10E	2090	漆原
V-10E	683	力石
V-10E	2089	新山

ラビット		
形式	型番	班
P-205B	3273	芝原
P-205B	3315	仙石
P-205	3275	羽尾第五区
P-265	(H-16) 1891	今井
P-265	(H-15) 1765	若宮
P-265	(H-15) 1767	上徳間
P-265	(H-15) 1766	内川
P-265	(H-17) 1945	黒彦
P-265	(H-17) 1943	城腰

※R 6 年度末をもって婦人消防隊は廃止予定

〔資料 20〕 消防団の現況

千曲市消防団班編成

R6. 12. 1 現在

分団名	班 名	参考分団定数	参考班定数	R6 団員数
本 部	一	4	4	4
第1分団	一	52	52	24
第2分団	雨 宮 班	42	14	34
	生 萱 班		14	
	土 口 班		14	
第3分団	森 自 動 車 班	62	36	40
	森 機 械 班		26	
	倉 科 自 動 車 班			
	倉 科 機 械 班			
第4分団	打 沢 班	49	9	41
	小 島 班		10	
	桜 堂 班		10	
	寂 蒔 班		10	
	鑄 物 師 屋 班		10	
第5分団	杭 瀬 下 班	41	14	44
	新 田 班		14	
	中 班		13	
第6分団	稲 荷 山 班	72	30	54
	桑 原 班		42	
第7分団	郡 ・ 中 原 班	87	87	74
	大 池 班			
	姨 捨 班			
	峯 班			
	上 町 班			
	辻 班			
	新 宿 班			
	代 班			
	森 下 班			
	北 堀 班			
	志 川 班			

分団名	班 名	参考分団定数	参考班定数	R6 団員数
第8分団	戸 倉 自 動 車 班	97	13	66
	磯 部 班		12	
	福 井 班		12	
	上 町・上 中 町 班		12	
	中 町・今 井 町 班		12	
	柏 王 班		12	
	新 戸 倉 温 泉 班		24	
第9分団	更 級 自 動 車 班	100	14	53
	若 宮・黒 彦 班		26	
	芝 原 班		12	
	仙 石 班		12	
	羽 尾 第 四 区 班		12	
	羽 尾 第 五 区 班		12	
	須 坂 班		12	
第10分団	五 加 自 動 車 班	64	14	48
	上 徳 間 班		14	
	内 川 班		12	
	千 本 柳 班		12	
	小 船 山 班		12	
第11分団	温 泉 自 動 車 班	53	26	37
	中 央 班		27	
第12分団	南 部 自 動 車 班	71	12	64
	新 山 班		11	
	漆 原 班		8	
	八 坂・協 和 班		8	
	三 本 木 班		9	
	力 石 自 動 車 班		23	
ラッパ分団	ー	40	40	46
計		834	834	629

千曲市消防団婦人消防隊組織編成

R6. 4. 2 現在

分団名	消防団班名	婦人消防隊名称	定員	R6 実員
第8分団	戸倉自動車班	—	600名	346名
	磯部班	磯部婦人消防隊		
	福井班	福井婦人消防隊		
	上町・上中町班	上町・上中町婦人消防隊		
	中町・今井町班	中町・今井町婦人消防隊		
	柏王班	柏王婦人消防隊		
	新戸倉温泉班	新戸倉温泉婦人消防隊		
第9分団	更級自動車班	—		
	若宮・黒彦班	若宮・黒彦婦人消防隊		
	芝原班	芝原婦人消防隊		
	仙石班	仙石婦人消防隊		
	羽尾第四区班	羽尾第四区婦人消防隊		
	羽尾第五区班	羽尾第五区婦人消防隊		
	須坂班	須坂婦人消防隊		
第10分団	五加自動車班	—		
	上徳間班	上徳間婦人消防隊		
	内川班	内川婦人消防隊		
	千本柳班	千本柳婦人消防隊		
	小船山班	小船山婦人消防隊		
第11分団	温泉自動車班	温泉地区婦人消防隊		
	中央班	中央地区婦人消防隊		
	城腰班			
第12分団	南部自動車班	南部地区婦人消防隊		
	新山班			
	漆原班			
	八坂・協和班			
	三本木班			
	力石自動車班	力石地区婦人消防隊		

第1～第7分団の地区においては、地区の自衛消防隊の組織内に婦人消防隊がある。

※R6年度末をもって婦人消防隊は廃止予定

〔資料 21〕 消防水利の現況

千曲市水利数内訳

R6. 12. 1 現在

	消火栓	防 火 水 槽						飲料水兼 用貯水槽 100t
		20t 未満	20～39t	40～59t	60～99t	100t 以 上	計	
更 埴	960	20	37	96	2	11	166	1
戸 倉	321	5	24	100	5	6	140	1
上 山 田	196	0	12	34	3	4	53	1
合 計	1,477	25	73	230	10	21	359	3

【資料 22】 水防資機材の現況

水防倉庫状況

No.	名 称	管理団体	所 在 地	竣 工 年
1	杭瀬下水防倉庫	千曲市	大字杭瀬下 1265-2	S28. 03
2	栗 佐 〃	千曲市	大字屋代 4105-19	H05. 02
3	土 口 〃	千曲市	大字土口 714	H03. 12
4	倉 科 〃	千曲市	大字倉科杏寿荘南・三滝川堤防沿い	S49. 02
5	中 〃	国土交通省	大字中千曲川堤防沿い	S55. 03
6	戸 倉 〃	千曲市	大字上徳間長野採石南	S61. 12
7	芝 原 〃	国土交通省	大字若宮冠着橋上流	S59. 03
8	上山田 〃	千曲市	大字上山田 3087	S60. 12

水防倉庫備品一覧表（市管理）

令和 6 年 4 月 1 日現在

品 名	規 格 等	杭瀬下	栗佐	土口	倉科	戸倉	上山田
土のう袋	48×62		4, 200			2, 000	500
土のう袋	1 t 型						80
麻袋		500		1, 000	700		
蛇籠						19	17
縄		11		2	8	5	22
ロープ	12mm	20m 5	10m 14	20m 5		200m 2	100m 7
ビニール紐	4mm×100m		10				
救命縄	12mm×200m						1
鉄線		10kg 1	10kg 5	10kg 1	10kg 1	10kg 4	180kg 1
むしろ							150
ブルーシート		3	5	3		15	40
木杭	2. 0m		100	50			250
	1. 5m			20			330
鉄杭			14mm×1. 2m 230	14mm×1. 2m 30		14mm×1. 2m 40	12mm×80cm 42
短管	50mm×4m		6		6	20	
	50mm×2m		6		8		
竹棒	4m		20				

品 名	規 格 等	杭瀬下	栗佐	土口	倉科	戸倉	上山田
ペンチ						8	2
鎌		3	6	4	2	15	10
かけや		2	2	1	2	6	9
のこぎり		1	1	1	2	2	8
おの		5			1	5	6
スコップ	剣型					10	8
	角型	8	30	10	8	30	10
つるはし			3			12	13
なた			1	1			4
トビ							9
ジョレン			1				
ハンマー						1	4
シノ			1	1	1	1	3
鉄線カッター			1	1			2
一輪車			1			5	3
空気入れ							1

【資料 23】 洪水、内水における浸水時・土砂災害時に避難の必要が認められる要配慮者利用施設一覧

No	名称	所在地	施設種別	洪水時 浸水想定	内水時 浸水想定	土砂災害	備考
1	あんずの里保育園	生萱 116-1	子育て支援	○	○		
2	屋代保育園	屋代 2258-1	子育て支援	○	○		
3	杭瀬下保育園	杭瀬下 3-76	子育て支援	○	○		
4	埴生保育園	寂蒔 1035	子育て支援	○			
5	稲荷山保育園	稲荷山 2131-1	子育て支援	○			
6	桑原保育園	桑原 1340-2	子育て支援			警戒	
7	五加保育園	内川 651	子育て支援	○	○		
8	戸倉保育園	戸倉 2388	子育て支援	○			
9	上山田保育園	上山田 830	子育て支援	○	○	警戒	
10	あかね北保育園	雨宮 1673-1	子育て支援	○	○		
11	あかね保育園	屋代 476	子育て支援	○			
12	満照寺保育園	小島 3064-1	子育て支援			警戒	
13	徳応院保育園	中 201-2	子育て支援	○	○		
14	稲荷山くるみこども園	稲荷山 198	子育て支援	○			
15	さゆり幼稚園	磯部 931	子育て支援	○	○		
16	ちくまの森保育園 genius	上徳間 329-1	子育て支援	○			
17	Alphabet Kids English Academy	内川 581-1	子育て支援	○	○		
18	更埴子育て支援センター	杭瀬下 3-18	子育て支援	○	○		
19	上山田子育て支援センター	上山田 825 - 2	子育て支援	○	○	警戒	
20	東部児童センター	生萱 122	子育て支援	○			社協 指定管理
21	屋代児童センター	屋代 2226-4	子育て支援	○			社協 指定管理
22	埴生児童センター	鋳物師屋 108-1	子育て支援	○			社協 指定管理
23	稲荷山児童センター	桑原 1826-1	子育て支援	○			社協 指定管理
24	五加児童館	千本柳 328	子育て支援	○			社協 指定管理
25	戸倉児童館	戸倉 1972-2	子育て支援	○			社協 指定管理

No	名称	所在地	施設種別	洪水時 浸水想定	内水時 浸水想定	土砂災害	備考
26	更級児童館	羽尾 1812	子育て支援	○			社協 指定管理
27	上山田児童館	上山田温泉 4-29-1	子育て支援	○			社協 指定管理
28	上山田児童クラブ	新山 695	子育て支援			警戒	
29	東小学校	森 100	小中学校	○			
30	屋代小学校	屋代 2111	小中学校	○			
31	埴生小学校	鋳物師屋 72	小中学校	○			
32	治田小学校	稲荷山 1360	小中学校	○			
33	五加小学校	千本柳 351	小中学校	○			
34	戸倉小学校	戸倉 1756	小中学校	○			
35	更級小学校	羽尾 1864	小中学校			警戒	
36	上山田小学校	新山 695	小中学校			警戒	
37	屋代中学校	屋代 810	小中学校	○			
38	埴生中学校	桜堂 100	小中学校	○			
39	更埴西中学校	稲荷山 134	小中学校	○			
40	戸倉上山田中学校	戸倉 2500	小中学校	○			
41	屋代高等学校附属中学校	屋代 1000	小中学校	○			
42	長野県稲荷山養護学校	野高場 1795	小中学校	○			
43	児童養護施設 恵愛	稲荷山 3842-1	児童養護施設	○			
44	顕真学院	倉科 1048-1	障がい者福祉	○		警戒	
45	蓮華寮	倉科 1053-17	障がい者福祉	○		警戒	
46	ボスケット	森 2115-1	障がい者福祉	○			
47	ひふみ千曲あわさ教室	栗佐 1295-1	障がい者福祉	○			
48	まごころ千曲	屋代 1454-3	障がい者福祉	○	○		
49	ウィルグループホーム	屋代 1511-2	障がい者福祉	○	○		
50	あとらすちくま	杭瀬下 160	障がい者福祉	○			

No	名称	所在地	施設種別	洪水時 浸水想定	内水時 浸水想定	土砂災害	備考
51	チューリップの家	杭瀬下 4-181	障がい者福祉	○	○		
52	SAKURA 長野南センター	杭瀬下 42-7	障がい者福祉	○			
53	脳を育てる運動療育センター こどもプラス千曲桜堂教室	桜堂 335-1	障がい者福祉	○			
54	グループホームりぼん	桜堂 429	障がい者福祉	○			
55	こどもサポート教室きらり 千曲校	桜堂 523-38	障がい者福祉	○	○		
56	みらいいろほーぷ	打沢 15-1	障がい者福祉	○			
57	クロスロード	寂蒔 410-1	障がい者福祉	○			
58	こんぺいとう	稲荷山 1834-7	障がい者福祉	○			
59	満天の星	稲荷山 2046-1	障がい者福祉	○			
60	地域活動支援センター いなりやま	稲荷山 2055-1	障がい者福祉	○	○		
61	はなたば	稲荷山 2055-1	障がい者福祉	○	○		
62	あすなろ園	稲荷山 2149-1	障がい者福祉	○	○		
63	まごころキャンパス	稲荷山 2149-7	障がい者福祉	○			
64	いなりやま共同作業所	稲荷山 2152-1	障がい者福祉	○	○		
65	いなほ	稲荷山 2183-1	障がい者福祉	○	○		
66	けいあいフレンズ	稲荷山 3842-1	障がい者福祉	○			
67	ふっくら	稲荷山 920-1	障がい者福祉	○			
68	たんぽぽの家	稲荷山 957	障がい者福祉	○			
69	カントリーロードとぐら	磯部 877-7	障がい者福祉	○			
70	しょう×ちくま	戸倉 1770	障がい者福祉	○			
71	きゃらめる・びいと	戸倉 2414-1	障がい者福祉	○			
72	稲荷山太陽の園	野高場 1764-9	障がい者福祉	○	○		
73	ぴっころ	野高場 1766-62	障がい者福祉	○	○		
74	稲荷山医療福祉センター	野高場 1835-9	障がい者福祉	○			
75	CoCo ホーム千曲	若宮 1305-191 県営住宅黒彦団地	障がい者福祉	○			

No	名称	所在地	施設種別	洪水時 浸水想定	内水時 浸水想定	土砂災害	備考
76	クリーニング工房 CoCo	若宮 551-1	障がい者福祉	○	○		
77	地域活動支援センター ちくま	寂蒔 410-1	障がい者福祉	○			
78	若林ホーム	上山田 3812-9	障がい者福祉	○	○		
79	CoCo ホーム三本木	上山田 3813-11	障がい者福祉	○	○		
80	スタジオ CoCo	上山田 3813-190	障がい者福祉	○	○		
81	地域活動支援センター CoCo レスト	上山田 2-13-13	障がい者福祉	○	○		
82	クロスロード上山田	上山田 457-3	障がい者福祉	○			
83	ゆめホーム	新山 1103-2	障がい者福祉			警戒	
84	大林ホーム	新山 1103-2	障がい者福祉			警戒	
85	篠ノ井橋病院	雨宮 1636	医療	○			
86	千曲中央病院	杭瀬下 58	医療・高齢者福祉	○			
87	長野寿光会上山田病院	上山田温泉 3-34-3	医療・高齢者福祉	○			
88	宅老所千曲の里	雨宮 178	高齢者福祉	○			
89	ほほえみ	雨宮 818-3	高齢者福祉	○			
90	杏寿荘	倉科 79	高齢者福祉	○			
91	森の里デイサービスセンター	森 1024-3	高齢者福祉	○			
92	森の里	森 1024-3	高齢者福祉	○			
93	フランセーズ悠 こうしよくデイサービス	栗佐 1177	高齢者福祉	○	○		
94	ハートケアあわさ	栗佐 1412	高齢者福祉	○			
95	デイサービスセンター リハビリ処屋代	屋代 1099-1	高齢者福祉	○	○		
96	りんご学園	屋代 1165	高齢者福祉	○			
97	地域密着型 特別養護老人ホーム科野の里	屋代 128-6	高齢者福祉	○			
98	屋代デイサービスセンター	屋代 133-1	高齢者福祉	○			
99	住宅型有料老人ホーム屋代宮 ホーム	屋代 1864	高齢者福祉	○			
100	高齢者住宅千曲	屋代 2923	高齢者福祉	○			

No	名称	所在地	施設種別	洪水時 浸水想定	内水時 浸水想定	土砂災害	備考
101	グループホームまゆ更科	杭瀬下 2-85	高齢者福祉	○	○		
102	ながでんハートネット千曲	杭瀬下 3-144	高齢者福祉	○			
103	ながでんハートネット千曲 かむりきの里	杭瀬下 3-144	高齢者福祉	○			
104	デイサービスココカラ	杭瀬下 5-203	高齢者福祉	○	○		
105	更埴デイサービスセンター	杭瀬下 870	高齢者福祉	○	○		
106	メディケア千曲中央	桜堂 367-3	高齢者福祉	○			
107	和らぎの家	桜堂 555-3	高齢者福祉	○			
108	第二ささえ愛	鋳物師屋 356-1	高齢者福祉	○			
109	サクラポート埴生	鋳物師屋 357	高齢者福祉	○			
110	カラダラボ千曲いもじや	鋳物師屋 384-6	高齢者福祉	○	○		
111	ツクイ千曲	鋳物師屋 518-1	高齢者福祉	○			
112	看護小規模多機能型 居宅介護施設治田の里	稲荷山 1780	高齢者福祉	○			
113	ユニット型小規模特別養護老 人ホーム治田の里	稲荷山 1788-1	高齢者福祉	○	○		
114	あつといーず更埴	稲荷山 1993-3	高齢者福祉	○	○		
115	宅老所ゆずりは	八幡 3028-1	高齢者福祉	○			
116	ニチイケアセンター聖	八幡 3538-1	高齢者福祉	○			
117	ショートステイ千曲	桑原 80	高齢者福祉			警戒	
118	千曲デイサービスセンター	桑原 80	高齢者福祉			警戒	
119	五加老人コミュニティセンター	千本柳 328	高齢者福祉	○			
120	くすのき学園	戸倉 1185-2	高齢者福祉	○			
121	サービス付き高齢者住宅安寿	戸倉 1187-1	高齢者福祉	○	○		
122	ヒルデモア信州白雲館	戸倉 1739-1	高齢者福祉	○			
123	戸倉老人コミュニティセンター	戸倉 1972-2	高齢者福祉	○			
124	デイサポートこまち千曲	戸倉 1978-1	高齢者福祉	○	○		
125	アムール戸倉	戸倉 1992-1	高齢者福祉	○			

No	名称	所在地	施設種別	洪水時 浸水想定	内水時 浸水想定	土砂災害	備考
126	戸倉デイサービスゆいっこ	戸倉 2060-1	高齢者福祉	○			
127	有料老人ホーム 寿々	戸倉 2119-3	高齢者福祉	○			
128	デイサービス心	戸倉 2119-4	高齢者福祉	○			
129	有料老人ホームくすのき	戸倉 2119-4	高齢者福祉	○			
130	ケアハウス ちくま	戸倉 2440-1	高齢者福祉	○			
131	フランセーズ悠とぐら	上徳間 337-1	高齢者福祉	○	○		
132	あさがお千曲	上徳間 606-3	高齢者福祉	○			
133	宅老所潤	上徳間 636-1	高齢者福祉	○	○		
134	あっといーずホーム	磯部 170-2	高齢者福祉	○	○		
135	コモンズハウス万葉	磯部 1047-1	高齢者福祉	○			
136	戸上デイサービスセンター	磯部 1110-1	高齢者福祉	○			
137	戸倉地域福祉センター	磯部 1110-1	高齢者福祉	○			
138	特別養護老人ホーム 吉野の里	羽尾 366-1	高齢者福祉			警戒	
139	小規模特別養護老人ホーム 湯の里ちくま	上山田温泉 1-70-8	高齢者福祉	○	○		
140	あっとほーむ戸倉上山田温泉	上山田温泉 3-34-3	高齢者福祉	○	○		
141	あっとほーむ上山田	上山田温泉 3-34-3	高齢者福祉	○	○		
142	長野寿光会 上山田病院通所リハビリ	上山田温泉 3-34-3	高齢者福祉	○	○		
143	デイサービスセンター上山田	上山田温泉 4-1-18	高齢者福祉	○			
144	特別養護老人ホーム香風園	上山田 2454	高齢者福祉			警戒	
145	養護老人ホーム香風園	上山田 2454	高齢者福祉			警戒	
146	香風園短期入所生活介護	上山田 2454	高齢者福祉			警戒	
147	グループホーム かみやまだ敬老園	上山田 2871-1	高齢者福祉	○		警戒	
148	ニチイケアセンター戸上	力石 1-1	高齢者福祉	○			
149	サクラポート力石	力石 485-4	高齢者福祉	○			

第8節 災害時における要配慮者支援計画

【資料 24】 要配慮者利用施設等

千 曲 市 福 祉 施 設 一 覧 表 （令和7年2月1日現在）

■子育て支援関係施設

◇保育所等

	区分	公 私	名 称	所在地	建設年月	定員	設置者	建物面積	敷地面積	備 考
1	保育所	公	屋代保育園	屋代 2258-1	S45・3	100	千曲市	915.5 m ²	2,840.9 m ²	
2		公	あんずの里保育園	生萱 116-1	R 3・11	95	千曲市	1,160.1 m ²	3,427.1 m ²	
3		公	埴生保育園	寂蒔 1035	S49・3	80	千曲市	710.1 m ²	3,432.1 m ²	
4		公	杭瀬下保育園	杭瀬下 3-76	S55・1	150	千曲市	1,154.2 m ²	3,660.0 m ²	
5		公	稲荷山保育園	稲荷山 2131-1	S51・2	150	千曲市	1,354.4 m ²	5,006.0 m ²	
6		公	桑原保育園	桑原 1340-2	S52・12	60	千曲市	731.8 m ²	4,379.6 m ²	
7		公	八幡保育園	八幡 3125-2	S49・12	150	千曲市	1,140.1 m ²	3,784.0 m ²	
8		公	戸倉保育園	戸倉 2388	S51・2	150	千曲市	1,260.6 m ²	5,286.2 m ²	
9		公	更級保育園	羽尾 1809	H 9・3	100	千曲市	994.4 m ²	4,194.6 m ²	
10		公	五加保育園	内川 651	H 2・3	150	千曲市	999.1 m ²	3,435.6 m ²	
11		公	上山田保育園	上山田 830	H26・9	130	千曲市	1,128.6 m ²	4,942.6 m ²	
12		私	満照寺保育園	小島 3064-1	S46・3	60	(社福)満照寺福祉会	539.8 m ²	1,146.0 m ²	
13		私	徳応院保育園	中 201-2	H15・4	70	(社福)徳応院聖舎	774.0 m ²	1,679.8 m ²	
14		私	あかね保育園	屋代 476	H27・4	100	(社福)有明福祉会	922.8 m ²	1,401.9 m ²	
15		私	あかね北保育園	雨宮 1673-1	H23・4	155	(社福)有明福祉会	1,179.1 m ²	3,251.7 m ²	
16	認定こども園	私	稲荷山くるみこども園	稲荷山 198	H13・3	60	学校法人聖十字学園	468.2 m ²	1,387.4 m ²	
17	幼稚園	私	さゆり幼稚園	磯部 931	H20・4	220	信学会	1,384 m ²	—	

◇子育て支援センター

	名 称	所在地	建設年月	定員	設置者	建物面積	敷地面積	備 考
18	更埴子育て支援センター	杭瀬下 3-18	H13・11	—	千曲市	218.61 m ²	788.9 m ²	
19	上山田子育て支援センター	上山田 825-2	H20・3	—	千曲市	236.84 m ²	1,418.6 m ²	

◇児童館(センター)・児童クラブ

	名 称	所在地	建設年月	定員	設置者	建物面積	敷地面積	備 考
20	埴生児童センター	鋳物師屋 108-1	H14・3	90	千曲市	476.8 m ²	750.7 m ²	(S49・4)
21	稲荷山児童センター	桑原 1826-1	S56・3	60	千曲市	337.9 m ²	745.0 m ²	
22	屋代児童センター	屋代 2226-4	S60・2	60	千曲市	351.8 m ²	562.0 m ²	
23	八幡児童センター	八幡 3094-5	H 6・3	60	千曲市	308.0 m ²	456.3 m ²	
24	東部児童センター	生萱 122	H 9・3	60	千曲市	357.5 m ²	694.0 m ²	
25	戸倉児童館	戸倉 1972-2	S61・2	60	千曲市	363.2 m ²	713.4 m ²	老人コミュニティー併設
26	更級児童館	羽尾 1812	H 6・3	60	千曲市	419.6 m ²	1,899.9 m ²	
27	五加児童館	千本柳 328	H 3・3	60	千曲市	397.9 m ²	1,148.1 m ²	
28	上山田児童館	上山田温泉 4-29-1	H 7・3	—	千曲市	325.4 m ²	1,344.6 m ²	
29	上山田児童クラブ	新山 695	H11・7	50	千曲市	85.0 m ²	—	上山田小学校の空き教室

◇児童養護施設

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
30	児童養護施設 恵愛	稲荷山 3842-1	S22・3	45	社会福祉法人 八葉会	026-214-1315	H29.4 稲荷山へ移転

■障がい者福祉関係施設

◇共同生活援助

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
31	蓮華寮	倉科 1053-17	H23・4	5	(福) 杏の郷	026-273-0028	
32	グループホームりぼん	桜堂 429	R 3・7	4	NP0 法人わっこ自立福祉会	026-273-2636	
33	こんぺいとう	稲荷山 1834-7	H17・4	5	(福) いなりやま福祉会	026-273-3519	

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
34	たんぽぽの家	稲荷山 957	H21・ 4	6	(福)いなりやま福祉会	026-285-9870	
35	ふっくら	稲荷山 920-1	H27・ 5	6	(福)いなりやま福祉会	026-272-0054	
36	いなほ	稲荷山 2183-1	R 4・ 1	4	(福)いなりやま福祉会	026-273-1010	
37	カントリーロードとぐら	磯部 877-7	R 3・ 3	7	(福)しあわせ	026-261-0027	
38	CoCo ホーム千曲	若宮 1305-191 県住黒彦団地	H16・ 12	10	(福)廣望会	026-214-0790	
39	CoCo ホーム三本木	上山田 3813-11	H29・ 6	8	(福)廣望会	026-214-0790	
40	大林ホーム	新山 1103-2	H15・ 12	57	NPO 法人 HSSC	026-275-6125	
41	ゆめホーム	新山 1103-2	H18・ 3	5	NPO 法人 HSSC	026-276-7061	
42	若林ホーム	上山田 3812-9	H17・ 2	4	NPO 法人 HSSC	026-275-3466	
43	ウィルグループホーム	屋代 1511-2	R 6・ 12	4	(株)ウィルグループホーム	070-3209-8021	

◇児童発達支援・放課後等デイサービス（多機能型）

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
44	けいあいフレンズ	稲荷山 3842-1	H29・ 6	20	(福)八葉会	026-214-1311	
45	脳を育てる運動療育センター こどもプラス千曲桜堂教室	桜堂 335-1	H29・ 8	10	(株)ひふみ	026-214-3880	
46	ひふみ千曲あわさ教室	栗佐 1295-1	R 3・ 3	10	(株)ひふみ	026-214-2596	
47	こどもサポート教室校「きらり」千曲校	桜堂 523-38	R 1・ 10	10	(株)クラ・ゼミ	026-214-2870	
48	みらいいろほーぶ	打沢 15-1	R 6・ 7	10	(合) LaShicu	026-214-2910	

◇医療型障がい児入所施設（療養介護含）

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
49	稲荷山医療福祉センター	野高場 1835-9	S39・ 7	70	(福)信濃整肢療護園	026-272-1435	

◇児童発達支援センター

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
50	稲荷山医療福祉センター	野高場 1835-9	S40・ 6	40	(福)信濃整肢療護園	026-272-1435	

◇施設入所支援

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
51	稲荷山太陽の園	野高場 1764-9	S 50・ 4	50	(福)大志会	026-273-0130	
52	顕真学院	倉科 1048-1	H 8・ 4	30	(福)杏の郷	026-274-0883	

◇就労移行支援

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
53	スタジオ CoCo	上山田 3813-190	H27・ 4	6	(福)廣望会	026-247-8720	
54	SAKURA 長野南センター	杭瀬下 42-7	H26・ 10	20	(株)総合キャリアトラスト	026-272-8670	
55	しょう×ちくま	戸倉 1770	H30・ 11	6	(一社)しょう	026-274-5184	

◇就労継続支援 A 型

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
56	クリーニング工房 CoCo	若宮 551-1	H10・ 8	25	(福)廣望会	026-261-5030	
57	スタジオ CoCo	上山田 3813-190	H27・ 4	12	(福)廣望会	026-247-8720	

◇就労継続支援 B 型

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
58	いなりやま共同作業所	稲荷山 2152-1	S55・ 4	20	(福)いなりやま福祉会	026-273-2825	
59	満天の星	稲荷山 2046-1	H16・ 4	20	(福)いなりやま福祉会	026-272-6645	
60	クリーニング工房 CoCo	若宮 551-1	H10・ 8	15	(福)廣望会	026-261-5030	
61	スタジオ CoCo	上山田 3813-190	H27・ 4	10	(福)廣望会	026-247-8720	
62	クロスロード	寂蒔 410-1	H18・ 4	20	(福)しあわせ	026-274-3485	
63	クロスロード上山田	上山田 457-3	H23・ 7	20	(福)しあわせ	026-261-5002	
64	チューリップの家	杭瀬下 4-181	H15・ 4	20	(福)千曲市社会福祉協議会	026-274-0853	
65	しょう×ちくま	戸倉 1770	H30・ 11	14	(一社)しょう	026-274-5184	

◇生活介護

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
66	稲荷山太陽の園	野高場 1764-9	S50・ 4	50	(福)大志会	026-273-0130	
67	顕真学院	倉科 1048-1	H 8・ 4	40	(福)杏の郷	026-274-0883	
68	稲荷山医療福祉センター	野高場 1835-9	H17・ 10	15	(福)信濃整肢療護園	026-272-1435	
69	はなたば	稲荷山 2055-1	H29・ 7	20	(福)いなりやま福祉会	026-247-8765	
70	スタジオ CoCo	上山田 3813-190	H27・ 4	6	(福)廣望会	026-247-8720	
71	まごころ千曲	屋代 1454-3	R 3・ 4	10	NPO 法人 まごころ	026-273-2181	
72	ポケット	森 2115-1	R 6・ 4	20	(福)しののい福祉会	026-214-3731	

◇短期入所

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
73	稲荷山太陽の園	野高場 1764-9	S50・ 4	2	(福)大志会	026-273-0130	
74	顕真学院	倉科 1048-1	H 8・ 4	2	(福)杏の郷	026-274-0883	
75	稲荷山医療福祉センター	野高場 1835-9	H24・ 10	空床型	(福)信濃整肢療護園	026-272-1435	
76	こんぺいとう	稲荷山 1834-7	H17・ 4	1	(福)いなりやま福祉会	026-273-3519	
77	ふっくら	稲荷山 920-1	H27・ 5	2	(福)いなりやま福祉会	026-272-0054	
78	CoCo ホーム三本木	上山田 3813-11	H29・ 6	2	(福)廣望会	026-214-0790	

◇地域活動支援センター

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
79	地域活動支援センターいなりやま	稲荷山 2055-1	H19・ 4	10	千曲市	026-247-8765	(福)いなりやま福祉会委託
80	地域活動支援センター CoCo レスト	上山田 2-13-13	R6・ 4	10	千曲市	026-214-5701	(福)廣望会
81	地域活動支援センターちくま	寂蒔 410-1	R2・ 10	10	千曲市	026-274-3485	(福)しあわせ委託

◇放課後等デイサービス

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
82	まごころ千曲	屋代 1454-3	H25・ 1	10	NPO 法人 まごころ	026-273-2181	
83	まごころキャンパス	稲荷山 2149-7	H27・ 11	10	NPO 法人 まごころ	026-214-2481	
84	あとらすちくま	杭瀬下 160	H24・ 12	10	NPO 法人 あとらす	026-285-9008	
85	ぴっころ	野高場 1766-62	H27・ 8	10	NPO 法人 あとらす	026-247-8117	
86	きゃらめる・ぴいと	戸倉 2414-1	R 4・ 6	10	(有)ケアサービス・りんどう	026-275-2824	

◇療養介護

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	電話番号	備 考
87	稲荷山医療福祉センター	野高場 1835-9	H24・ 4	45	(福)信濃整肢療護園	026-272-1435	
88	おひさま工房	桑原 108-2	H15・ 8		手をつなぐ育成会	026-272-5418	

◇心身障がい児母子通園訓練施設

	名 称	所在地	建設年月	定員	設置者	建築面積	敷地面積	備 考
89	あすなろ園	稲荷山 2149-1	S55・ 3	15	千曲市	281.56 m ²	1015.60 m ²	

■健康増進・介護予防関係施設

◇保健センター

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	建物面積	敷地面積	備 考
90	千曲市保健センター	杭瀬下 2-1	R 1. 9	—	千曲市	2,934.24 m ²	19,036.31 m ²	

◇介護予防施設

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	建物面積	敷地面積	備 考
91	人権はつらつセンター	戸倉 2639	H15・ 3	—	千曲市	224.9 m ²	344.2 m ²	

■高齢者福祉関係施設

◇老人コミュニティセンター等

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	建物面積	敷地面積	備 考
92	戸倉老人コミュニティセンター	戸倉 1972-2	S61・ 4	—	千曲市	234. 8 m ²	712. 4 m ²	児童館併設
93	更級老人コミュニティセンター	羽尾 1812	H 6・ 4	—	千曲市	264. 5 m ²	1, 899. 9 m ²	児童館併設
94	五加老人コミュニティセンター	千本柳 328	H 3・ 4	—	千曲市	256. 1 m ²	1, 148. 1 m ²	児童館併設

◇養護老人ホーム

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
95	養護老人ホーム香風園	上山田 2454	S50・ 8	50	(福)千聖会	026-276-1200	

◇特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
96	杏寿荘	倉科 79	S58・ 4	70	(福)大志会	026-273-4350	
97	特別養護老人ホーム吉野の里	羽尾 366-1	H 7・ 11	95	(福)睦寿会	026-275-6886	
98	森の里	森 1024-3	H10・ 2	68	(福)大志会	026-272-7700	
99	特別養護老人ホーム香風園	上山田 2454	H16・ 8	40	(福)千聖会	026-276-1200	
100	特別養護老人ホーム フランセーズ悠こうしょく	栗佐 1177	H24・ 7	72	(福)博悠会	026-273-6370	
101	小規模特別養護老人ホーム湯 の里ちくま	上山田温泉 1-70-8	H19・ 4	18	(福)千寿会	026-276-3451	
102	地域密着型特別養護老人ホーム 科野の里	屋代 128-6	H20・ 4	29	(福)大志会	026-273-6610	
103	ユニット型小規模特別養護老人 ホーム治田の里	稲荷山 1788-1	H25・ 4	29	(福)さらしなの里	026-214-8607	
104	メディケア千曲中央	桜堂 367-3	H29・ 4	29	(福)大西福祉会	026-274-7025	
105	アムール戸倉	戸倉 1992-1	H29・ 4	29	(福)アムール	026-214-1092	

◇介護老人保健施設

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
106	医療法人財団大西会 老人保健施設ひまわり	桑原 1670-1	H 9・ 6	100	(医)大西会	026-274-1711	
107	フランセーズ悠とぐら	上徳間 337-1	H17・ 6	80	(福)博悠会	026-261-0012	

◇デイサービスセンター

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
108	更埴デイサービスセンター	杭瀬下 870	H 4・ 3	30	千曲市	026-247-8595	さざなみ荘 (福)千曲市社会福祉協議会指定管理
109	戸上デイサービスセンター	磯部 1110-1	H 3・ 6	40	千曲市	026-275-3655	(福)千曲市社会福祉協議会指定管理
110	森の里デイサービスセンター	森 1024-3	H11・ 11	45	(福)大志会	026-272-7700	
111	ニチイケアセンター聖	八幡 3538-1	H13・ 4	40	(株)ニチイ学館	026-261-3230	
112	屋代デイサービスセンター	屋代 133-1	H18・ 4	9	千曲市	026-272-8330	(福)大志会指定管理
113	あっといーず更埴	稲荷山 1993-3	H27・ 4	10	(有)アットイーズ	026-273-9474	
114	和らぎの家	桜堂 555-3	H17・ 4	10	(株)ゼロへの道のり	026-272-8650	
115	ハートケアあわさ	栗佐 1412	H17・ 4	10	(有)ハートケア	026-272-0108	
116	あっといーずホーム	磯部 170-2	H20・ 10	3	(有)アットイーズ	026-261-4177	
117	あさがお千曲	上徳間 606-3	H23・ 11	10	(有)ウェルネスライフ	026-214-8707	
118	くすのき学園	戸倉 1185-2	H20・ 2	18	(有)くすのき学園	026-261-0518	
119	グループホームかみやまだ敬老園	上山田 2871-1	H18・ 10	3	(福)敬老園	026-275-6511	
120	宅老所潤	上徳間 636-1	H23・ 1	10	(株)ケーエムユー	026-214-7321	
121	宅老所千曲の里	雨宮 178	H19・ 1	12	(福)大志会	026-273-2515	
122	第二ささえ愛	鋳物師屋 356-1	H21・ 4	10	NPO ささえ愛	026-273-6288	

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
123	千曲デイサービスセンター	桑原 80	H23・12	25	(福)山栄会	026-274-7654	
124	戸倉デイサービスゆいっこ	戸倉 2060-1	H23・9	10	長野医療生活共同組合	026-261-5226	
125	ニチイケアセンター戸上	力石 1-1	H23・11	35	(株)ニチイ	0268-81-2033	
126	ほほえみ	雨宮 818-3	H18・10	10	(株)満喜	026-274-2305	
127	デイサービスセンターリハビリ処屋代	屋代 1099-1	H24・7	30	(株)リハビリ介護研究所	026-214-5200	
128	フランセーズ悠こうしよくデイサービスセンター	栗佐 1177	R2・9	25	(株)博悠	026-273-3076	
129	サクラポート力石	力石 485-4	H25・3	25	メディカルケア(株)	0268-82-5300	
130	デイサービスセンターながでんハートネット千曲	杭瀬下 3-144	H26・7	25	(株)ながでんウェルネス	026-214-6821	
131	ツクイ千曲	鋳物師屋 518-1	H29・5	35	(株)ツクイ	026-273-6010	
132	宅老所ゆずりは	八幡 3028-1	H28・4	11	(同)ゆずりは	026-274-5315	
133	デイサポートこまち千曲	戸倉 1978-1	H28・4	18	(株)サン・カラープロセス 介護事業	026-214-3901	
134	リハビリ特化型デイサービスカラダラボ千曲いもじや	鋳物師屋 384-6	H28・4	15	信州サンコーボレー ション(株)	026-214-5388	
135	デイサービス心	戸倉 2119-4	H28・5	18	(有)くすのき学園	026-261-0518	
136	デイサービス森と人と	八幡 985-6	H29・2	12	(同)ゆずりは	026-274-5255	
137	デイサービスココカラ	杭瀬下五丁目 203	H30・4	10	(同)リハビリデイ サービスココカラ	026-272-2560	
138	デイサービスセンター上山田	上山田温泉 4-1-18	H25・10	50	(医)長野寿光会	026-217-2023	
139	フランセーズ悠とぐらデイサービスセンター	上徳間 337-1	R2・9	25	(株)博悠	026-276-0033	

◇デイケアセンター

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
140	医療法人財団大西会 老人保健施設ひまわり	桑原 1670-1	H12・ 2	20	(医)大西会	026-274-1711	
141	千曲中央病院	杭瀬下 58	H15・ 9	15	(医)大西会	026-272-5995	
142	長野寿光会上山田病院	上山田温泉 3-34-3	H21・ 4	28	(医)長野寿光会	026-275-1581	

◇認知症高齢者グループホーム

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
143	グループホームかみやまだ敬老園	上山田 2871-1	H15・ 10	9	(福)敬老園	026-275-6511	
144	グループホームまゆ更科	杭瀬下 2-85	H16・ 6	18	(株)ライフケア	026-273-7080	
145	あつといーずホーム	磯部 170-2	H17・ 4	18	(有)アットイーズ	026-261-4177	
146	地域密着型認知症高齢者グループホーム森の里	森 3109	H28・ 4	18	(福)大志会	026-273-5755	
147	八幡グループホームみのり	八幡 2003-2	H26・ 4	18	メディカルケア(株)	026-272-5020	

◇地域福祉センター

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
148	戸倉地域福祉センター	磯部 1110-1	H 3・ 6	—	千曲市	026-275-3880	介護保険事業所・社協指定管理

◇短期入所施設

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
149	杏寿荘	倉科 79	S58・ 4	4	長野広域連合	026-273-4350	
150	特別養護老人ホーム吉野の里	羽尾 366-1	H 7・ 11	5	(福)睦寿会	026-275-6886	
151	森の里	森 1024-3	H10・ 2	3	(福)大志会	026-272-7700	

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
152	香風園短期入所生活介護	上山田 2454	H16・ 8	4	(福)千聖会	026-276-1200	
153	ショートステイ千曲	桑原 80	H23・12	32	(福)山栄会	026-214-8791	
154	医療法人財団大西会 老人保健施設ひまわり	桑原 1670-1	H12・ 2		(医)大西会	026-274-1711	
155	特別養護老人ホーム フランセーズ悠こうしょく	栗佐 1177	H14・ 6	1	(福)博悠会	026-273-6370	
156	小規模特別養護老人ホーム湯 の里ちくま	上山田温泉 1-70-8	H20・ 3	5	(福)千寿会	026-276-3451	
157	地域密着型特別養護老人ホーム 科野の里	屋代 128-6	H20・ 4	29	(福)大志会	026-273-6610	
158	ながでんハートネット千曲 かむりきの里	杭瀬下 3 丁目 144	H26・ 7	25	(株)ながでんウェル ネス	026-214-6870	
159	メディケア千曲中央	桜堂 367 番地 3	H29・ 5	7	(福)大西福祉会	026-274-7025	
160	フランセーズ悠とぐら	上徳間 337-1	H17・ 6		(福)博悠会	026-261-0012	

◇軽費老人ホーム

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
161	ケアハウス ちくま	戸倉 2440-1	H13・11	50	(福)千寿会	026-261-0600	

◇小規模多機能型居宅介護

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
162	コモンズハウス万葉	磯部 1047-1	H18・ 6	25	(株)タカノ	026-275-0073	

◇複合型サービス

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
163	看護小規模多機能型居宅介護 施設 治田の里	稲荷山 1780	H31・ 4	29	(株)治田の里	026-272-8620	

◇有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等

	名 称	所在地	開設年月	定員	設置者	TEL	備 考
164	あっとほーむ上山田	上山田温泉 3-34-3	H21・ 4	150	(医)長野寿光会	026-275-1265	
165	ヒルデモア信州白雲館	戸倉 1793-1	H16・10	39	東京海上日動ベターライフサービス(株)	026-261-5500	
166	治田の里	稲荷山 1780	H19・ 6	30	(株)治田の里	026-272-8620	
167	高齢者住宅千曲	屋代 2923	H18・ 1	13	(株)友悠ネットワーク	026-273-5990	
168	有料老人ホーム くすのき	戸倉 2119-4	H13・ 1	8	(有)くすのき学園	026-261-0518	
169	有料老人ホーム 正寿安	戸倉 1185-2	H21・ 6	9	(有)くすのき学園	026-261-0518	
170	りんご学園	屋代 1165	H21・ 6	18	アート企画 (株)	026-273-8098	
171	サクラポート埴生	鋳物師屋 357	H21・ 3	20	メディカルケア(株)	026-273-4115	
172	コモンズハウス万葉	磯部 1047-1	H16・ 4	20	(株)タカノ	026-275-0073	
173	サクラポート八幡	八幡 1975	H25・ 2	29	メディカルケア(株)	026-272-2070	
174	サービス付き高齢者住宅安寿	戸倉 1187-1	H26・ 4	10	(有)くすのき学園	026-261-0518	
175	あっとほーむ戸倉上山田温泉	上山田温泉 3-34-3	H25・10	150	(医)長野寿光会	026-214-2212	
176	有料老人ホーム 寿々	戸倉 2119-3	H27・ 3	6	(有)くすのき学園	026-261-0518	
177	サクラポート力石	力石 485-4	H24・12	30	メディカルケア(株)	026-273-4115	
178	森と人と	八幡 985-6	H28・12	15	(同)ゆずりは	026-274-5315	
179	有料老人ホーム 心寿	磯部 584-7	H30・ 9	6	(有)くすのき学園	026-261-0518	
180	住宅型有料老人ホーム屋代宮ホーム	屋代 1864	R 4・ 4	8	(株)リハビリ介護研究所	026-214-5200	

- 就労移行支援
就労を希望する 65 歳未満の障がい者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、一定期間にわたり就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を提供する施設。
- 就労継続支援 A 型・B 型
通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を提供する施設。

A 型（雇用型） 雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方が対象。
B 型（非雇用型） 就労移行事業等を利用したが雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方が対象。
- 地域活動支援センター
障がい者の方が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進などの機会を提供する施設。
- 障がい者支援施設
入所している障がい者の方に、主として夜間の生活上のサービス（介護等を含む）を行うとともに、昼間に生活介護、自立訓練、就労移行支援等を行う施設。
- 養護老人ホーム
環境上の理由や経済的理由によって在宅での生活が困難である高齢者が入所する施設
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護保険施設の一つで、常に介護を必要とする高齢者が入所する施設。入浴や排泄、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理等を行う。要介護度 1 以上の人が利用できる。
- 介護療養型医療施設
介護保険施設の一つで、介護サービスを受けられる医療機関。
- 認知症高齢者グループホーム
認知症高齢者の方が小人数で共同生活を送ることができる施設。家事などは職員や他の利用者と協力して行う。利用対象者は、要介護 1 から 5 の認定を受け、少人数で共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者。
- 介護老人保健施設
通称「老健」と呼ばれる施設で、病院と施設への中間的な施設と位置づけられている。施設内では、在宅復帰を目指した集中的なリハビリテーションを受けることができる中間的な位置づけのため、3 ヶ月ごとに在宅復帰できるかどうかの判定会が施設内で開かれる。

〔資料 25〕 医療機関

救護体制拠点施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	千曲市保健センター	杭瀬下 2-1	026-273-1111

市内の医療機関

地区	番号	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
更埴（川西）地区	1	飯島医院	内科、皮膚科	中 330	026-272-0269
	2	医療法人 あすなろ会 かつの耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科、アレルギー科	栗佐 1214-4	026-274-3387
	3	特定医療法人財団 大西会千曲中央病院	内科、呼吸器科、消化器科、 胃腸科、循環器科、外科、 リウマチ科、整形外科、 リハビリテーション科、 脳神経外科、肛門科、 放射線科、泌尿器科、 麻酔科、腎臓内科、歯科、 形成外科	杭瀬下 58	026-273-1212
	4	篠ノ井橋病院	精神科	雨宮 1636	026-272-0744
	5	島田クリニック	内科	小島 3146-1 コア・モチヅキ2 階	026-273-8788
	6	菅谷東クリニック	内科、腎臓内科、漢方内科	栗佐 1552	026-272-0493
	7	医療法人鵠沢眼科	眼科	小島 3160-1	026-272-0031
	8	鵠沢内科クリニック	内科	屋代 1041-3	026-272-3713
	9	医療法人中沢医院	内科、消化器内科、 呼吸器内科、神経内科	小島 2806-1	026-272-0131
	10	安川整形外科クリニック	整形外科、リウマチ科、 リハビリテーション科、 麻酔科	屋代 858-4	026-273-6611
	11	島谷医院	内科、胃腸内科、 消化器内科	杭瀬下 5-21-2	026-273-1201
	12	長野松代総合病院 附属ちくま診療所	内科、整形外科	森 1401-7	026-273-8511
	13	ちくまこころの クリニック	心療内科、精神科	杭瀬下 43-1	214-2114
	14	坂口整形外科	整形外科、リウマチ科、 リハビリテーション科	屋代 2114-6	026-273-8680

地区	番号	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
更埴 (川東) 地区	15	やしろあきたクリニック	内科、消化器内科、外科、 皮膚科	屋代 95-1	026-247- 8468
	16	あんずの里クリニック	内科、外科	森 2606-3	026-272- 1005
	17	もみのき内科クリニック	内科、消化器内科	寂蒔 913	026-272- 3610
更埴 (川西) 地区	18	稲荷山医療福祉センター	内科、小児科、整形外科、 リハビリテーション科	野高場 1835-9	026-272- 1435
	19	医療法人 おかだクリニック	外科、整形外科、皮膚科 内科	稲荷山 580	026-272- 2828
	20	さわらび内科クリニック	内科、小児科	稲荷山 274-1	026-272- 1013
	21	いなりやまクリニック	内科、脳神経内科	稲荷山 1266-1	026-214- 3501
戸倉 地区	22	安里医院	内科、胃腸科、外科	内川 822-2	026-275- 7800
	23	とよき内科	内科、消化器内科、 循環器内科	磯部 767-4	026-276- 0413
	24	二階堂医院	整形外科、 リハビリテーション科	磯部 1194-1	026-275- 5582
	25	とぐらクリニック	外科、内科、 脳神経外科	戸倉 1672-2	026-275- 0405
	26	とも泌尿器科クリニック	泌尿器科	磯部 852	026-261- 5815
	27	みやばやし小児科 アレルギー科	小児科、アレルギー科	上徳間 787-1	026-261- 5221
	28	森本眼科クリニック	眼科	内川 775-1	026-285- 0020
	29	医療法人やまざき医院	内科、呼吸器内科	上徳間 346	026-276- 2700
	30	かいぬま耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科、頭頸部外科	内川 611-1	026-275- 3341
	31	福嶋メンタル クリニック戸倉	心療内科、精神科	戸倉 2121-1	026-214- 8212
	32	あおぞら整形外科 クリニック	整形外科、 リハビリテーション科、 ペインクリニック科	内川 785-1	026-276- 1500
上山田 地区	33	中島産婦人科小児科	産婦人科、小児科、内科	上山田温泉 1-1-2	026-275- 0111
	34	長野寿光会上山田病院	内科、皮膚科、歯科、 整形外科、形成外科、 総合診療科、循環器内科	上山田温泉 3-34-3	026-275- 1581
	35	市川内科医院	内科、循環器内科	上山田温泉 4-11-2	026-275- 5515

市内の歯科医療機関

地区	番号	医療機関名	診療内容	所在地	電話番号
更埴 (川東) 地区	1	しおいり 歯科医院	歯科	雨宮 744-5	026-273-8080
	2	滝沢 歯科医院	歯科	栗佐 1291	026-272-1132
	3	医療法人 武井会 たけい 歯科クリニック	歯科	鋳物師屋 489-5	026-272-8000
	4	竹内 歯科医院	歯科	屋代 309-1	026-273-4500
	5	宮坂 歯科医院	歯科	小島 3150	026-272-0133
	6	宮島 歯科医院	歯科	栗佐 1588	026-273-3064
	7	若林 歯科	歯科	杭瀬下 50	026-213-7574
	8	関 歯科医院	歯科	栗佐 1130-1	026-285-0418
	9	特定医療法人財団 大西会 千曲中央病院	歯科	杭瀬下 58	026-273-2130
更埴 (川西) 地区	10	青木 歯科医院	歯科	八幡 3004-22	026-272-1335
	11	竹内 歯科医院	歯科	稲荷山 2152-5	026-274-7050
	12	柳沢 歯科医院	歯科	稲荷山 625-12	026-273-5638
	13	渡辺 歯科医院	歯科	稲荷山 1077-1	026-272-1313
戸倉 地区	14	医療法人 大村 歯科医院	歯科	戸倉 1697	026-275-0066
	15	樽沼 歯科医院	歯科	内川 804-1	026-261-5005
	16	滝沢 歯科医院	歯科	磯部 992-5	026-276-4636
	17	前山 歯科医院	歯科	上徳間 68	026-276-0282
	18	医療法人 宮本会 宮本 歯科医院	歯科	戸倉 1923-1	026-276-7030
	19	あんず 歯科クリニック	歯科	須坂 503-1	026-214-6654
上山 田地区	20	こみやま 歯科医院	歯科	力石 1312-7	0268-81-7011
	21	林 歯科医院	歯科	上山田温泉 1-34-6	026-275-1064
	22	長野寿光会 上山田病院	歯科	上山田温泉 3-34-3	026-276-0300

第9節 緊急輸送計画

〔資料26〕 緊急交通路交通規制対象予定道路等

緊急交通路交通規制対象予定道路

警察庁指定広域交通規制対象道路

路線名	区間（県内）	交通検問所	関連都県
長野自動車道	岡谷 J C ～更埴 J C	松本 I C	
上信越自動車道	佐久県境～信濃町県境	佐久 I C、長野 I C	群馬（埼玉、東京）
国道 18 号	群馬県境～新潟県境	軽井沢、野尻	新潟、群馬、埼玉

その他幹線道路

路線名	区間（県内）	関連都県
国道 403 号	安曇野市国道 19 号交点～中野市国道 292 号交点	
主要地方道長野上田線	長野市国道 117 号交点～上田市国道 18 号交点	

震災対策緊急輸送路線

震災対策緊急輸送路線（第一次）

路線番号	路線名	起 点 ～ 終 点	指定延長 (km)
—	長野自動車道	岡谷 J C T ～ 更埴 J C T	75.8
—	上信越自動車道	佐久市県境 ～ 信濃町県境	111.4
—	国道 18 号	軽井沢町県境 ～ 信濃町県境	123.5
—	国道 403 号	千曲市屋代 18 号交点 ～ 安曇野市明科 19 号交点 中野市江部 ～ 中野市 292 号交点	41.4 1.2

震災対策緊急輸送路線（第二次）

路線番号	路線名	起 点 ～ 終 点	指定延長 (km)
—	国道 403 号	中野市江部 ～ 千曲市屋代 18 号交点	38.1
55	(主)大町麻績 インター千曲線	生坂村 19 号交点 ～ 大町市 147 号交点 千曲市若宮 ～ 千曲市戸倉 18 号交点	14.0 0.9
77	(主)長野上田線	長野市 117 号交点 ～ 長野市篠ノ井 千曲市 403 号交点 ～ 上田市天神 141 号交点	6.9 21.6
498	県道聖高原千曲線	千曲市上山田県 77 号交点 ～ 千曲市磯部 18 号交点	1.3

震災対策緊急輸送路線（市指定路線）

路線名	起 点 ～ 終 点	指定延長 (km)
県道姨捨停車場線	国道 18 号交差点 ～(主)長野上田線交差点	2.4
県道白石千曲線	国道 403 号屋代交差点 ～倉科公民館前	3.7
県道森篠ノ井線	市道 4269 号線交点 ～森観光会館前交差点	3.0
市道 1-14 号・1-20 号線	内川六差路交差点 ～県道聖高原千曲線交差点	2.7
市道 2193 号線	国道 18 号交差点 ～新田伊勢社裏交差点	0.5
市道 2324・1-21 号線	県道姨捨停車場線交差点 ～内川六差路交差点	2.7
市道 3110 号線	栗佐西交差点 ～長野市境	0.7
市道 4228・4266 号線	国道 18 号交差点 ～県道姨捨停車場線交差点	2.7
市道 4269 号線	県道森篠ノ井線交点 ～国道 403 号交点	0.9
市道 A-01 号線	上山田文化会館前交差点 ～(主)長野上田線交差点	0.8

【資料 27】 災害対策用物資輸送拠点

災害対策用物資輸送拠点

1 物資輸送拠点

施 設 名	管理者	所 在 地	電話番号	備 考
更埴体育館	市 長	杭瀬下 2-1	273-0010	
戸倉体育館	市 長	大字磯部 1406-1	276-1731	
上山田農業者トレーニングセンター	市 長	大字新山 509-2	276-4257	

2 ヘリポート

(1) 拠点ヘリポート

複数の機体が同時に使用できる広さを持ち、かつ他の応急対策と競合しない施設をし、ヘリポートとして使用できる施設。

施 設 名	管理者	所 在 地	広 さ	備 考
更埴中央公園	市 長	大字新田 300	100m×100m	
大西緑地公園	市 長	大字上徳間 380	113m×580m	
萬葉の里スポーツエリア	市 長	大字上山田 3813-27 先	100m×600m	

(2) ヘリポート

避難所等応急対策活動と隣接する場所であるため状況に応じて使用する。

施 設 名	管理者	所 在 地	広 さ	備 考
東小学校	学校長	大字森 100	135m×82m	
屋代中学校	学校長	大字屋代 810	80m×104m	
埴生中学校	学校長	大字桜堂 100	116m×120m	
更埴西中学校	学校長	大字稲荷山 134	90m×100m	
千曲橋緑地	市 長	大字野高場 1850	110m×320m	
戸倉小学校	学校長	大字戸倉 1756	80m×60m	
戸倉上山田中学校	学校長	大字戸倉 2500	100m×150m	
更級小学校	学校長	大字羽尾 1864	70m×70m	
五加小学校	学校長	大字千本柳 351	100m×75m	
上山田小学校	学校長	大字新山 695	72m×100m	
戸倉野外趣味活動センター	市 長	大字磯部 1406-1	90m×90m 80m×150m	
戸倉千曲川緑地公園	市 長	大字戸倉 3055-6	75m×375m	
千本柳運動公園	市 長	大字千本柳 1417	80m×90m	
上山田文化会館第三駐車場	市 長	上山田温泉 3-43	56m×50m	

第 1 1 節 避難の受入れ活動計画

〔資料 28〕 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所（災害が発生したとき若しくは発生のおそれがあるときに、生命及び身体を守るために避難する場所）

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
1	千曲衛生センター	大字屋代 3119	○	280	100	○ 380	○ 380	×	千曲川	
2	屋代高等学校	大字屋代 1000	○	10,250	970*	○ 11,220	○ 11,220	○※ ² (970)	千曲川	※：屋内避難場所は体育館 ※2：避難中体育館浸水時は校舎2階以上
3	屋代南高等学校	大字屋代 2104	○	5,360	550*	○ 5,910	○ 5,910	○※ ² (550)	千曲川	※：屋内避難場所は体育館 ※2：避難中体育館浸水時は校舎2階以上
4	屋代中学校	大字屋代 810	○	8,980	470*	○ 9,450	○ 9,450	○※ ² (470)	千曲川	※：屋内避難場所は体育館 ※2：避難中体育館浸水時は校舎2階以上
5	屋代小学校	大字屋代 2111	○	4,680	360*	○ 5,040	○ 5,040	○※ ² (360)	千曲川	※：屋内避難場所は体育館 ※2：避難中体育館浸水時は校舎2階以上
6	屋代公民館	大字屋代 2184-3	○	620	170	○※ 620	○ 790	○※ ² 90	千曲川	※：地震時は駐車場のみ ※2：千曲川洪水時は2階以上
7	屋代公園	大字屋代 2225-3	—	630	0	○ 630	○ 630	×	千曲川	
8	科野の里ふれあい公園	大字屋代 130-1	—	4,550	0	○ 4,550	○ 4,550	×	千曲川	
9	屋代保育園	大字屋代 2258-1	○	520	270	○※ 520	○ 790	×	千曲川	※：地震時は園庭のみ
10	屋代児童センター	大字屋代 2226-4	○	110	100	○ 210	○ 210	×	千曲川	
11	市民交流センター	大字屋代 128-1	○	530	190	○ 720	○ 720	○※ 100	千曲川	※：千曲川洪水時は2階以上
12	雨宮地区転作促進研修センター	大字雨宮 2-4	○	480	90	○ 570	○ 570	×	千曲川 沢山川	
13	雨宮公園	大字雨宮 1367-1	—	1,120	0	○ 1,120	○ 1,120	×	千曲川 沢山川	
14	土口運動広場	大字土口 143	—	1,280	0	○ 1,280	×	○ 1,280		
15	沢山川親水公園	大字雨宮 4048-1	—	4,900	0	○ 4,900	○ 4,900	×	千曲川 沢山川	

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
16	あんずの里保育園	大字生萱 116-1	○	1,130	350	○ 1,480	○ 1,480	×	千曲川 沢山川	
17	生萱公園	大字生萱 335	—	970	0	○ 970	○ 970	×	千曲川 沢山川	
18	倉科運動広場	大字倉科 1043	—	1,190	0	○ 1,190	×	○ 1,190		
19	あんずの里観光会館 (森西分館)	大字森 1406-1	○	170	170	○ [※] 170	○ 340	○ ^{※2} 340	沢山川	※:地震時はロータリーのみ ※2:沢山川洪水時は2階以上
20	森運動広場	大字森 1348-1	—	1,600	0	○ 1,600	○ 1,600	○ [※] 1,600	千曲川	※:沢山川洪水時は使用不可能。
21	東部体育館	大字生萱 120	○	910	270	○ 1,180	○ 1,180	×	千曲川 沢山川	
22	東小学校	大字森 100	○	6,150	450 [※]	○ 6,600	○ 6,600	×	千曲川 沢山川	※:屋内避難場所は体育館
23	東部児童センター	大字生萱 122	○	330	100	○ 430	○ 430	×	千曲川 沢山川	
24	埴生中学校	大字桜堂 100	○	9,490	420 [※]	○ 9,910	○ 9,910	○ ^{※2} (420)	千曲川	※:屋内避難場所は体育館 ※2:避難中体育館浸水時は校舎2階以上
25	埴生公民館	大字桜堂 570	○	480	280	○ 760	○ 760	○ [※] 140		※:千曲川洪水時は2階以上
26	埴生小学校	大字鑄物師屋 72	○	4,660	360 [※]	○ 5,020	○ 5,020	○ ^{※2} (360)	千曲川	※:屋内避難場所は体育館 ※2:避難中体育館浸水時は校舎2階以上
27	埴生児童センター	大字鑄物師屋 108-1	○	0	140	○ 140	○ 140	○ [※] 70	千曲川	※:千曲川洪水時は2階以上
28	埴生保育園	大字寂蒔 1035	○	990	210	○ [※] 990	○ 1,200	×	千曲川	※:地震時は園庭のみ
29	更埴体育館 (ことぶきアリーナ千曲)	杭瀬下 2-4	○	410	959	○ [※] 410	○ 1,369	×	千曲川	※:地震時は駐車場のみ
30	更埴文化会館 (信州の幸あんずホール)	杭瀬下 1-64	○	3,860	500	○ 4,360	○ 4,360	×	千曲川	
31	千曲市人権ふれあいセンター	大字栗佐 1301	○	400	50	○ 450	○ 450	×	千曲川	
32	杭瀬下保育園	杭瀬下 3-76	○	480	330	○ [※] 560	○ 810	×	千曲川	※:地震時は園庭・遊戯室のみ

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
33	更埴子育て支援センター	杭瀬下 3-18	○	190	60	○ 250	○ 250	×	千曲川	
34	杭瀬下公園	杭瀬下 3-177	—	560	0	○ 560	○ 560	×	千曲川	
35	五十里公園	杭瀬下 6-65	—	1,240	0	○ 1,240	○ 1,240	×	千曲川	
36	更埴中央公園	大字新田 300	—	16,620	0	○ 16,620	○ 16,620	×	千曲川	
37	平和橋緑地	大字中 1000	—	7,350	0	○ 7,350	○ 7,350	×	千曲川	
38	勤労者体育センター	大字稲荷山 2086-2	○	3,140	220	○ 3,360	○ 3,360	×	千曲川	
39	更埴西中学校	大字稲荷山 134	○	7,170	373*	○ 7,543	○ 7,543	○※ ² (373)※ ³	佐野川	※：屋内避難場所は体育館 ※2：避難中体育館浸水時は校舎2階以上 ※3：千曲川洪水時には校庭含めて7,543人収容可能。
40	稲荷山公園	大字稲荷山 2323	—	7,350	0	○ 7,350	×	○ 7,350		
41	伊勢宮公園	大字稲荷山 254	—	870	0	○ 870	○ 870	×	千曲川 佐野川	
42	治田小学校	大字稲荷山 1360	○	5,850	230*	○ 6,080	○ 6,080	○※ ² (230)※ ³	佐野川	※：屋内避難場所は体育館 ※2：避難中体育館浸水時は校舎2階以上 ※3：千曲川洪水時には校庭含めて6,080人収容可能。
43	稲荷山公民館	大字稲荷山 2131-2	○	490	290	○※ 490	○ 780	○※ ² 150	千曲川 佐野川	※：地震時は駐車場のみ ※2：千曲川・佐野川の洪水時は2階以上
44	稲荷山保育園	大字稲荷山 2131-1	○	1,120	410	○※ 1,120	○ 1,530	×	千曲川 佐野川	※：地震時は園庭のみ
45	稲荷山児童センター	大字桑原 1826-1	○	140	100	○ 140	○※ 240	○※ ² 240	佐野川	※：地震時は駐車場のみ ※2：佐野川洪水時は使用不可能。
46	千曲橋緑地	大字野高場 1850	—	28,350	0	○ 28,350	○ 28,350	×	千曲川	
47	中町ねむのき公園	大字野高場 973-21	—	560	0	○ 560	○ 560	×	千曲川	
48	治田公園	大字稲荷山 1638-3	—	460	0	○ 460	×	○ 460		
49	桑原保育園	大字桑原 1340-2	○	1,430	220	○ 1,430	×	○ 1,650		

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
50	桑原地区転作促進研修センター	大字桑原 1430-2	○	210	100	○ [*] 210	○ 310	○ 310		※:地震時は駐車場のみ
51	桑原運動広場	大字桑原 16	—	2,360	0	○ 2,360	×	○ 2,360		
52	桑原体育館	大字桑原 1340	○	0	130	×	×	○ 130		
53	大田原運動広場	大字桑原 3458-1	—	1,300	0	○ 1,300	○ 1,300	○ 1,300		
54	八幡公民館	大字八幡 3311	○	910	300	○ 1,210	○ 1,210	○ [*] 1,210	千曲川	※:千曲川洪水時は2階以上
55	八幡小学校	大字八幡 3111	○	5,560	380	○ 5,940	○ 5,940	○ 5,940		
56	八幡児童センター	大字八幡 3094-5	○	50	90	○ 140	○ 140	○ 140		
57	大雲寺公園	大字八幡 1397	—	1,030	0	○ 1,030	×	○ 1,030		
58	八幡保育園	大字八幡 3125-2	○	730	340	○ [*] 730	○ 1,070	○ 1,070		※:地震時は園庭のみ
59	北堀公園	大字八幡 2147-5	—	630	0	○ 630	○ 630	×	千曲川	
60	志川公園	大字八幡 2393-1	—	700	0	○ 700	○ 700	○ [*] 700	佐野川	※:更級川洪水時は使用可能。千曲川及び佐野川洪水時は使用不可 能。
61	戸倉体育館	大字磯部 1406-1	○	8,260	580	○ [*] 8,260	○ 8,840	×	千曲川	※:地震時は駐車場のみ
62	戸倉小学校	大字戸倉 1756	○	4,520	250 [*]	○ 4,770	○ 4,770	○ [*] 2 (250)	千曲川	※:屋内避難場所は体育館 ※2:避難中体育館浸水時は校舎2階以上
63	戸倉上山田中学校	大字戸倉 2500	○	7,320	523 [*]	○ 7,843	○ 7,843	○ [*] 2 (523)	千曲川	※:屋内避難場所は体育館 ※2:避難中体育館浸水時は校舎2階以上
64	つばさ体育館 (戸倉上山田中学校併設)	大字戸倉 1948	○	0	280	○ 280	○ 280	×	千曲川	
65	千曲市ふれあい福祉センター (旧戸倉庁舎)	大字戸倉 2388	○	1,540	100	○ 1,640	○ 1,640	○ [*] 100	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
66	戸倉保育園	大字戸倉 2388	○	900	380	○ [*] 900	○ 1,280	×	千曲川	※:地震時は園庭のみ

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
67	戸倉児童館	大字戸倉 1972-2	○	200	70	○ 270	○ 270	×	千曲川	
68	戸倉創造館	大字戸倉 2305-1	○	960	330	○ 1,290	○ 1,290	○※ 330	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
69	上町ふれあい広場	大字戸倉 2081-1	—	410	0	○ 410	○ 410	×	千曲川	
70	戸倉人權はつらつセンター	大字戸倉 2639	○	30	60	○ 90	○ 90	○※ 30	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
71	大西緑地公園	大字上徳間 380 先	—	40,070	0	○ 40,070	○ 40,070	×	千曲川	
72	戸倉千曲川緑地公園	大字戸倉温泉 3055-6	—	9,740	0	○ 9,740	○ 9,740	×	千曲川	
73	柏清水公園	大字戸倉 49-1	—	280	0	○ 280	×	×	千曲川	
74	更級小学校	大字羽尾 1864	○	4,480	370	○ 4,850	×	○ 4,850		
75	更級保育園	大字羽尾 1809	○	1,140	300	○ 1,440	○ 1,440	○ 1,440		
76	更級児童館	大字羽尾 1812	○	480	80	○ 560	○ 560	○ 560		
77	さらしなの里古代体験パーク	大字羽尾 244-1	—	3,050	0	○ 3,050	○ 3,050	○ 3,050		
78	羽尾第四区広場	大字羽尾 1306	—	900	0	○ 900	×	○ 900		
79	さらしなの里展望館	大字羽尾 1165-2	○	570	70	○ 640	×	○ 640		
80	上徳間伊勢社境内	大字上徳間 2088	—	630	0	○ 630	○ 630	×	千曲川	
81	上徳間公園	大字上徳間 240-1	—	480	0	○ 480	○ 480	×	千曲川	
82	内川公園	大字内川 1256-1	—	1,080	0	○ 1,080	○ 1,080	×	千曲川	
83	五加保育園	大字内川 651	○	1,000	300	○ 1,300	○ 1,300	×	千曲川	

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
84	五加小学校	大字千本柳 351	○	6,160	300	○ 6,460	○ 6,460	○ 300	千曲川	屋内は体育館。 ※避難時体育館浸水の際は校舎2階以上へ。
85	五加児童館	大字千本柳 328	○	120	70	○ 190	○ 190	○※ 30	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
86	五加の庄花緑コミュニティ パーク	大字千本柳 308	—	1,740	0	○ 1,740	○ 1,740	×	千曲川	
87	小船山公園	大字小船山 167-1	—	1,140	0	○ 1,140	○ 1,140	×	千曲川	
88	上山田農業者トレーニング センター	大字新山 512-4	○	600	250	○ 850	○ 850	○※ 120	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
89	上山田小学校	大字新山 695	○	4,640	370※	○ 5,010	×	○※ ² (370)	千曲川	※:屋内避難場所は体育館 ※2:避難中体育館浸水時は校舎2階以上
90	上山田保育園	大字上山田 830	○	1,090	330	○ 1,420	×	×	千曲川	
91	上山田子育て支援センター	大字上山田 825-2	○	410	70	○ 480	×	×	千曲川	
92	萬葉の里スポーツエリア	大字上山田 3813-27 先	—	44,800		○ 44,800	○ 44,800	×	千曲川	
93	上山田戸倉出張所 (旧上山田庁舎)	上山田温泉 4-15-1	○	930	100	○ 1,030	○ 1,030	○※ 100	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
94	上山田児童館	上山田温泉 4-29-1	○	210	80	○ 290	○ 290	×	千曲川	
95	住吉公園	上山田温泉 4-32	—	1,750	0	○ 1,750	○ 1,750	×	千曲川	
96	千曲市総合観光会館	上山田温泉 2-12-10	○	230	440	○ 670	○ 670	×	千曲川	
97	上山田文化会館	上山田温泉 3-1-1	○	400	200	○ 600	○ 600	×	千曲川	
98	上山田文化会館第三駐車場	上山田温泉 3-43	—	860	0	○ 860	○ 860	×	千曲川	
99	上山田南部公園	上山田温泉 3-15-2	—	1,050	0	○ 1,050	×	×	千曲川	
100	上山田中央公園	上山田温泉 2-19	—	1,400	0	○ 1,400	○ 1,400	×	千曲川	

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
101	上山田西公園	上山田温泉 1-20-1	—	1,120	0	○ 1,120	×	○ 1,120		
102	上山田たじま公園	上山田温泉 3-45-1	—	350	0	○ 350	○ 350	×	千曲川	
103	三本木公園	大字上山田 583-1	—	1,240	0	○ 1,240	○ 1,240	×	千曲川	
104	屋代第1区分館	大字屋代 1964-8	○	40	40	○ 80	○ 80	×	千曲川	
105	屋代第2区分館	大字屋代 430-10	○	40	60	○ 100	○ 100	○※ 30	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
106	屋代第3区分館	大字栗佐 1588-3	○	50	40	○ 90	○ 90	×	千曲川	
107	屋代第4区分館	大字屋代 773-1	○	50	60	○ 110	○ 110	○※ 30	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
108	屋代第5区分館	大字屋代 1590-1	○	120	120	○ 240	○ 240	×	千曲川	
109	屋代第6区分館	大字屋代 3200-1	○	150	60	○ 210	○ 210	×	千曲川	
110	土口分館	大字雨宮 908-1	○	170	120	○ 290	○ 290	×	千曲川 沢山川	
111	雨宮分館	大字雨宮 97	○	170	70	○ 240	○ 240	×	千曲川	
112	森東分館	大字森 2208-3	○	20	40	×	○ 60	○ 60		
113	倉科コミュニティセンター (倉科分館)	大字倉科 1412-4	○	250	120	○ 250	×	○※ 370	三滝川	※千曲川・沢山川洪水時は使用可能。三滝川洪水時は2階以上
114	寂蒔分館	大字寂蒔 1197-2	○	90	45	○ 280	×	×	千曲川	
115	鋳物師屋分館	大字鋳物師屋 299-2	○	40	80	○ 120	○ 120	○※ 40	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
116	打沢分館	大字打沢 76-1	○	90	70	○ 160	○ 160	×	千曲川	
117	小島分館	大字小島 2833-1	○	80	50	○ 130	○ 130	○※ 20	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
118	桜堂分館	大字桜堂 408-1	○	200	50	○ 250	○ 250	×	千曲川	
119	杭瀬下分館	大字杭瀬下 430	○	250	90	○ 250	○ 340	×	千曲川	
120	新田分館	大字新田 416	○	90	80	○ 170	○ 170	×	千曲川	
121	中分館	大字中 324-4	○	160	40	○ 200	○ 200	×	千曲川	
122	荒町分館	大字稲荷山 2271-5	○	50	50	○ 100	○ 100	○※ 20	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
123	上八日町分館	大字稲荷山 1038-5	○	20	20	○ 40	○ 40	○※ 40	千曲川	※千曲川洪水時は使用可能。佐野川洪水時は使用不可能。
124	治田町分館	大字稲荷山 1007-1	○	70	100	○ 170	○ 170	×	千曲川	
125	元町分館	大字稲荷山 1711-1	○	110	40	○ 150	○ 150	○ 150		
126	小坂分館	大字桑原 2696-1	○	60	70	○ 130	×	○ 130		
127	桑原東区分館	大字桑原 2-1	○	40	50	×	×	○ 90		
128	桑原中区分館	大字桑原 1330-2	○	90	50	○ 140	○ 140	○ 140		
129	桑原西区分館	大字桑原 1472-1	○	80	50	○ 130	×	○ 130		
130	大田原分館	大字桑原 3456-1	○	110	40	×	○ 150	○ 150		
131	代分館	大字八幡 6748-1	○	220	60	○ 280	○ 280	○ 280		
132	大池分館	大字八幡 7940-1	○	150	60	○ 210	×	○ 210		
133	姨捨分館	大字八幡 4999-6	○	10	40	○ 50	○ 50	○ 50		
134	峯分館	大字八幡 4488-1	○	20	70	○ 90	○ 90	○ 90		

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
135	中原分館	大字八幡 212-3	○	40	80	○ 120	×	○ 120		
136	郡分館	大字八幡 1513-1	○	160	80	○ 240	○ 240	○ 240		
137	八幡上町分館	大字八幡 3642-1	○	170	60	○ 230	○ 230	×	更級川	
138	辻分館	大字八幡 5845-7	○	200	40	○ 240	○ 240	×	千曲川	
139	新宿分館	大字八幡 3313-4	○	230	40	×	○ 270	○※ 20	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
140	森下分館	大字八幡 3033-11	○	160	80	○ 240	○ 240	○※ 40	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
141	北堀分館	大字八幡 2054-3	○	20	40	○ 60	○ 60	○※ 20	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
142	志川分館	大字八幡 2395-1	○	350	120	○ 470	○ 470	○※ 470	佐野川	※:千曲川洪水時使用可能。佐野川洪水時は不可能。
143	磯部分館	大字磯部 1170-4	○	320	60	○ 380	○ 380	×	千曲川	
144	福井分館	大字磯部 692-5	○	230	70	○ 230	○ 300	○※ 40	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
145	新戸倉温泉分館	大字磯部 1144-2	○	70	40	×	○ 110	×	千曲川	
146	戸倉上町分館	大字戸倉 2047-1	○	130	120	○ 250	○ 250	○※ 60	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
147	上中町分館	大字戸倉 1995-8	○	10	60	×	○ 70	×	千曲川	
148	中町分館	大字戸倉 1825-6	○	40	90	○ 130	○ 130	○※ 40	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
149	今井町分館	大字戸倉 1410-1	○	200	130	○ 330	○ 330	○※ 70	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
150	柏王分館	大字戸倉 356-1	○	300	80	○ 380	○ 380	○※ 40	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
151	戸倉温泉分館	大字戸倉温泉 3055-4	○	40	50	○ 90	○ 90	×	千曲川	

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
152	若宮分館	大字若宮 395-2	○	280	110	○ 390	○ 390	○※ 60	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
153	芝原分館	大字若宮 745-1	○	100	50	○ 150	×	○ 150		
154	黒彦分館	大字若宮 1305-192	○	360	120	○ 480	○ 480	○※ 40	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
155	仙石分館	大字羽尾 1988-1	○	100	110	○ 210	×	○ 210		
156	羽尾第四区分館	大字羽尾 1417-1	○	110	90	○ 110	×	○ 200		
157	羽尾第五区分館	大字羽尾 865-3	○	50	80	×	○ 130	○ 130		
158	須坂分館	大字羽尾 1736-34	○	80	70	×	○ 150	×	千曲川	
159	上徳間分館	大字上徳間 395-2	○	90	170	○ 260	○ 260	○※ 90	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
160	内川分館	大字内川 296	○	20	90	○ 110	○ 110	○※ 50	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
161	千本柳分館	大字千本柳 639	○	60	140	○ 200	○ 200	○※ 70	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
162	小船山分館	大字小船山 247-1	○	60	90	○ 150	○ 150	○※ 50	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
163	力石支館	大字力石 697-2	○	70	50	×	○ 120	○※ 30	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
164	新山分館	大字新山 371-5	○	10	100	×	×	○ 110		
165	漆原分館	大字新山 1051-6	○	70	40	○ 110	○ 110	○ 110		
166	三本木分館	大字上山田 581-1	○	250	90	○ 340	○ 340	×	千曲川	
167	八坂分館	大字上山田 1232-4	○	20	60	○ 80	×	○ 80		
168	城腰分館	大字上山田 2435-3	○	70	90	○ 160	×	○ 160		

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
169	温泉分館	上山田温泉 1-19-2	○	320	50	○ 320	×	○※ 50	千曲川	※:千曲川の洪水時は2階以上
170	中央分館	大字上山田 2162-1	○	800	30	○ 830	×	○ 830		
171	長野電子工業株式会社 千曲工場	大字雨宮 3256-1	—	0	150	×	○	○	千曲川 沢山川	
172	長野寿光会 上山田病院	上山田温泉 3-34-3	○	0	80	○	○	○	千曲川	
173	ちくま環境エネルギーセンター	大字屋代 3088	○	1,080	100	○ 1,180	○ 1,180	×	千曲川	
174	D P L 長野千曲	大字雨宮 2857-1	—	0	48	○	○	○	千曲川 沢山川	
175	株式会社ユニオンプレート	大字内川 622 番地 1	—	0※	100	○	○	○	千曲川	※:屋外駐車場 60 台駐車可能
176	有田屋旅館	上山田温泉一丁目 69-1	—	0	15	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 0 人
177	梅むら旅館	上山田温泉二丁目 32-5	—	0	30	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 20 人
178	荻原館	上山田温泉一丁目 31-3	—	0	20	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 10 人
179	上山田ホテル	上山田温泉一丁目 69-3	—	0	30	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 30 人
180	亀清旅館	上山田温泉二丁目 15-1	—	0	20	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 0 人
181	旬樹庵 菊水	上山田温泉二丁目 24-7	—	0	30	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 20 人
182	小石の湯正明館	上山田温泉一丁目 59-1	—	0	10	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 6 人
183	山風荘	上山田温泉二丁目 30-3	—	0	20	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 10 人
184	玉の湯	上山田温泉一丁目 74-11	—	0	35	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 0 人
185	千曲館	上山田温泉一丁目 33-4	—	0	80	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 60 人

No	名称	住所	避難所 を 兼ねる	収容可能人数		指定状況 下段は想定収容人数			浸水想定河川	備考
				屋外	屋内	地震	土砂	洪水		
186	中央ホテル	上山田温泉一丁目 38-1	—	0	20	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 10 人
187	ホテル亀屋本店	上山田温泉一丁目 37-1	—	0	20	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 0 人
188	ホテル晴山	上山田温泉二丁目 29-9	—	0	10	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 10 人
189	信州の湯 清風園	上山田温泉二丁目 2-2	—	0	40	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 40 人
190	ホテル圓山荘	上山田温泉二丁目 9-6	—	0	400	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 130 人
191	湯楽 ゆうざん	上山田温泉二丁目 32-11	—	0	50	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 50 人
192	上田館	大字戸倉温泉 3055	—	0	50	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 50 人
193	国楽館戸倉ホテル	大字戸倉温泉 3055	—	0	20	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 0 人
194	笹屋ホテル	大字戸倉温泉 3055	—	0	30	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 20 人
195	しげの家	大字戸倉温泉 3055	—	0	8	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 0 人
196	湯の宿 福寿草	大字磯部 1089	—	0	40	○	○	○※	千曲川	※:2 階浸水時屋内収容可能人数 30 人
197	アピックヤマダ株式会社	大字上徳間 90 番地	—	0※	150	○	○	○	千曲川	※:屋外駐車場 10 台駐車可能
198	株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所	大字八幡 1122 番地 19	—	0※	30	○	×	○	千曲川	※:屋外駐車場 30 台駐車可能
199	屋代五区公園	大字屋代 1563-2	—	1,320	0	○	○	×	千曲川	
200	白鳥園多目的広場	大字戸倉 2254	—	4,190	0	○	○	×	千曲川	

「避難所を兼ねる」欄に○と記されている施設は、指定避難所でもある。

「収容可能人数」は施設の屋外面積及び延床面積から計算した概算値である。(一部施設は除く。)

【資料 29】 指定避難所

指定避難所（災害が発生したときに避難のため立ち退きをした者や住居等が被災し居住の場所を確保することが困難な者を必要な期間滞在させる施設）

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 （「有」の施設は安全確認後に開設）				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
1	千曲衛生センター	大字屋代 3119	○			有	千曲川	100	272-0534	
2	屋代高等学校	大字屋代 1000	○			有	千曲川	970	272-0069	避難所は体育館
3	屋代南高等学校	大字屋代 2104	○			有	千曲川	550	272-2800	避難所は体育館
4	屋代中学校	大字屋代 810	○			有	千曲川	470	272-0276	避難所は体育館
5	屋代小学校	大字屋代 2111	○			有	千曲川	360	272-0037	避難所は体育館
6	屋代公民館	大字屋代 2184-3	○	有		有※	千曲川	170	272-0234	※：千曲川洪水時でも 2 階は使用可能。収容可能人数 90 人。
7	屋代保育園	大字屋代 2258-1	○	有		有	千曲川	270	272-1726	
8	屋代児童センター	大字屋代 2226-4	○			有	千曲川	100	272-5872	
9	市民交流センター	大字屋代 128-1	○			有※	千曲川	190	273-8000	※：千曲川洪水時でも 2 階は使用可能。収容可能人数 100 人。
10	雨宮地区転作促進研修センター	大字雨宮 2-4	○			有	千曲川	90	272-3652	
11	あんずの里観光会館 （森西分館）	大字森 1406-1	○	有		有※	沢山川	170	272-0114	※：沢山川洪水時でも 2 階は使用可能。収容可能人数 70 人。
12	あんずの里保育園	大字生萱 116-1	○			有	千曲川 沢山川	350	272-1731	
13	東部体育館	大字生萱 120	○			有	千曲川 沢山川	270	272-1929	
14	東小学校	大字森 100	○			有	千曲川 沢山川	450	272-2217	避難所は体育館

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 (「有」の施設は安全確認後に開設)				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
15	東部児童センター	大字生萱 122	○			有	千曲川 沢山川	100	274-0415	
16	埴生中学校	大字桜堂 100	○			有	千曲川	420	272-0015	避難所は体育館
17	埴生公民館	大字桜堂 570	○			有※	千曲川	280	272-0055	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 140 人。
18	埴生小学校	大字鋳物師屋 72	○			有	千曲川	360	272-0158	避難所は体育館
19	埴生児童センター	大字鋳物師屋 108-1	○			有※	千曲川	140	272-0421	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 70 人。
20	埴生保育園	大字寂蒔 1035	○	有		有	千曲川	210	273-2382	
21	更埴体育館 (ことぶきアリーナ千曲)	杭瀬下 2-4	○			有	千曲川	959	273-0010	
22	更埴文化会館 (信州の幸あんずホール)	杭瀬下 1-64	○			有	千曲川	500	273-1880	
23	千曲市人権ふれあいセンター	大字粟佐 1301	○			有	千曲川	50	273-3693	
24	杭瀬下保育園	杭瀬下 3-76	○	有※		有	千曲川	330	273-2974	※:遊戯室のみ耐震性がある。
25	更埴子育て支援センター	杭瀬下 3-18	○			有	千曲川	60	273-6180	
26	勤労者体育センター	大字稲荷山 2086-2	○			有	千曲川	220	272-3577	
27	更埴西中学校	大字稲荷山 134	○			有	佐野川	373	272-1515	避難所は体育館
28	治田小学校	大字稲荷山 1360	○			有	佐野川	230	272-1054	避難所は体育館
29	稲荷山公民館	大字稲荷山 2131-2	○	有		有※	千曲川 佐野川	290	272-1009	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 150 人。
30	稲荷山保育園	大字稲荷山 2131-1	○	有		有	千曲川 佐野川	410	272-1315	

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 (「有」の施設は安全確認後に開設)				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
31	稲荷山児童センター	大字桑原 1826-1	○	有		有	佐野川	100	273-3355	
32	桑原保育園	大字桑原 1340-2	○	有	有			220	274-1107	
33	桑原地区転作促進研修センタ ー	大字桑原 1430-2	○	有				100	273-3485	
34	桑原体育館	大字桑原 1340	○	有	有			130	—	
35	八幡公民館	大字八幡 3311	○			有※		300	272-1076	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数150人。
36	八幡小学校	大字八幡 3111	○					380	272-1209	避難所は体育館
37	八幡児童センター	大字八幡 3094-5	○					90	274-3844	
38	八幡保育園	大字八幡 3125-2	○	有				340	272-1650	
39	戸倉体育館	大字磯部 1406-1	○	有		有	千曲川	580	276-1731	
40	戸倉小学校	大字戸倉 1756	○			有	千曲川	250	275-0072	避難所は体育館
41	戸倉上山田中学校	大字戸倉 2500	○			有	千曲川	523	275-0069	避難所は体育館
42	つばさ体育館	大字戸倉 1948	○			有	千曲川	280	275-0069	
43	千曲市ふれあい福祉センター (旧戸倉庁舎)	大字戸倉 2388	○			有※	千曲川	100	273-1111	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。
44	戸倉保育園	大字戸倉 2388	○	有		有	千曲川	380	276-5717	
45	戸倉児童館	大字戸倉 1972-2	○			有	千曲川	70	276-1670	
46	戸倉創造館	大字戸倉 2305-1	○			有※	千曲川	330	275-6700	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 (「有」の施設は安全確認後に開設)				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
47	戸倉人権はつらつセンター	大字戸倉 2639	○			有※	千曲川	60	275-7220	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 30 人。
48	更級小学校	大字羽尾 1864	○		有			370	275-0052	避難所は体育館
49	更級保育園	大字羽尾 1809	○					300	275-0943	
50	更級児童館	大字羽尾 1812	○					80	275-5812	
51	さらしなの里展望館	大字羽尾 1165-2	○		有			70	276-1800	
52	五加保育園	大字内川 651	○			有	千曲川	300	275-1489	
53	五加小学校	大字千本柳 351	○			有	千曲川	300	275-0643	避難所は体育館
54	五加児童館	大字千本柳 328	○			有※	千曲川	70	275-4011	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 30 人。
55	上山田農業者トレーニング センター	大字新山 512-4	○			有※	千曲川	250	276-4257	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 120 人。
56	上山田小学校	大字新山 695	○		有	有	千曲川	370	275-1100	避難所は体育館
57	上山田保育園	大字上山田 830	○		有	有	千曲川	330	275-1477	
58	上山田子育て支援センター	大字上山田 825-2	○		有	有	千曲川	70	275-6017	
59	上山田戸倉出張所 (旧上山田庁舎)	上山田温泉 4-15-1	○			有※	千曲川 女沢川	100	273-1111	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。
60	上山田児童館	上山田温泉 4-29-1	○			有	女沢川	80	275-1754	
61	千曲市総合観光会館	上山田温泉 2-12-10	○			有	千曲川	440	261-0300	
62	上山田文化会館	上山田温泉 3-1-1	○			有	千曲川	200	275-0500	

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 (「有」の施設は安全確認後に開設)				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
63	屋代第1区分館	大字屋代 1964-8	○			有	千曲川	40	屋有 2240	
64	屋代第2区分館	大字屋代 430-10	○			有※	千曲川	60	屋有 3207	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 30 人。
65	屋代第3区分館	大字粟佐 1588-3	○			有	千曲川	40	屋有 2320	
66	屋代第4区分館	大字屋代 773-1	○			有※	千曲川	60	屋有 2980	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 30 人。
67	屋代第5区分館	大字屋代 1590-1	○			有	千曲川	120	屋有 2840	
68	屋代第6区分館	大字屋代 3200-1	○			有	千曲川	60	—	
69	土口分館	大字雨宮 908-1	○			有	千曲川	120	屋有 4381	
70	雨宮分館	大字雨宮 97	○			有	千曲川	70	屋有 4736	
71	生萱分館	大字生萱 1021-2	—	有	有	有	千曲川	30	屋有 4147	
72	森東分館	大字森 2208-3	○	有				40	—	
73	倉科コミュニティセンター (倉科分館)	大字倉科 1412-4	○	有	有	有※	三滝川	120	272-0128	※:三滝川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 60 人。
74	寂蒔分館	大字寂蒔 1197-2	○		有	有	千曲川	50	埴有 2300	
75	鋳物師屋分館	大字鋳物師屋 299-2	○			有※	千曲川	80	埴有 2630	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 40 人。
76	打沢分館	大字打沢 76-1	○			有	千曲川	70	埴有 2830	
77	小島分館	大字小島 2833-1	○			有※	千曲川	50	272-7811	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 20 人。
78	桜堂分館	大字桜堂 408-1	○			有	千曲川	50	272-7909	

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 (「有」の施設は安全確認後に開設)				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
79	杭瀬下分館	大字杭瀬下 430	○	有		有	千曲川	90	274-1125	
80	新田分館	大字新田 416	○			有	千曲川	80	埴有 4280	
81	中分館	大字中 324-4	○			有	千曲川	40	埴有 3740	
82	荒町分館	大字稲荷山 2271-5	○			有※	千曲川	50	273-4593	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 20 人。
83	上八日町分館	大字稲荷山 1038-5	○			有	佐野川	20	—	
84	治田町分館	大字稲荷山 1007-1	○			有	千曲川	100	272-3620	
85	元町分館	大字稲荷山 1711-1	○					40	273-4394	
86	小坂分館	大字桑原 2696-1	○		有			70	272-4943	
87	桑原東区分館	大字桑原 2-1	○	有	有			50	—	
88	桑原中区分館	大字桑原 1330-2	○					50	—	
89	桑原西区分館	大字桑原 1472-1	○		有			50	—	
90	大田原分館	大字桑原 3456-1	○	有				40	—	
91	代分館	大字八幡 6748-1	○					60	272-3990	
92	大池分館	大字八幡 7940-1	○		有			60	—	
93	姨捨分館	大字八幡 4999-6	○					40	—	
94	峯分館	大字八幡 4488-1	○					70	—	

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 (「有」の施設は安全確認後に開設)				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
95	中原分館	大字八幡 212-3	○		有			80	—	
96	郡分館	大字八幡 1513-1	○					80	—	
97	八幡上町分館	大字八幡 3642-1	○			有	更級川	60	—	
98	辻分館	大字八幡 5845-7	○			有	千曲川	40	—	
99	新宿分館	大字八幡 3313-4	○	有		有※	千曲川	40	—	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 20 人。
100	森下分館	大字八幡 3033-11	○			有※	千曲川	80	—	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 40 人。
101	北堀分館	大字八幡 2054-3	○			有※	千曲川	40	—	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 20 人。
102	志川分館	大字八幡 2395-1	○			有	佐野川	120	274-2127	
103	磯部分館	大字磯部 1170-4	○			有	千曲川	60	276-4357	
104	福井分館	大字磯部 692-5	○	有		有※	千曲川	70	276-7667	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 40 人。
105	新戸倉温泉分館	大字磯部 1144-2	○	有		有	千曲川	40	276-4307	
106	戸倉上町分館	大字戸倉 2047-1	○			有※	千曲川	120	276-4259	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 60 人。
107	上中町分館	大字戸倉 1995-8	○	有		有	千曲川	60	275-6079	
108	中町分館	大字戸倉 1825-6	○			有※	千曲川	90	275-5599	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 40 人。
109	今井町分館	大字戸倉 1410-1	○			有※	千曲川	130	276-4329	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 70 人。
110	柏王分館	大字戸倉 356-1	○			有※	千曲川	80	276-4392	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 40 人。

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 (「有」の施設は安全確認後に開設)				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
111	戸倉温泉分館	大字戸倉温泉 3055-4	○			有※	千曲川	50	276-4548	
112	若宮分館	大字若宮 395-2	○			有※	千曲川	110	275-5038	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 60 人。
113	芝原分館	大字若宮 745-1	○		有			50	276-1930	
114	黒彦分館	大字若宮 1305-192	○			有※	千曲川	120	275-7228	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 40 人。
115	仙石分館	大字羽尾 1988-1	○		有			110	275-6141	
116	羽尾第四区分館	大字羽尾 1417-1	○	有	有			90	275-7227	
117	羽尾第五区分館	大字羽尾 865-3	○	有				80	275-7226	
118	須坂分館	大字須坂 1736-34	○	有		有	千曲川	70	275-7225	
119	上徳間分館	大字上徳間 395-2	○			有※	千曲川	170	275-7223	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 90 人。
120	内川分館	大字内川 296	○			有※	千曲川	90	275-7221	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 50 人。
121	千本柳分館	大字千本柳 639	○			有※	千曲川	140	276-4356	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 70 人。
122	小船山分館	大字小船山 247-1	○			有※	千曲川	90	275-7224	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 50 人。
123	力石支館	大字力石 697-2	○	有		有※	千曲川	50	—	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数 30 人。
124	新山分館	大字新山 371-5	○	有	有		千曲川	100	—	
125	漆原分館	大字新山 1051-6	○					40	—	
126	三本木分館	大字上山田 581-1	○			有	千曲川	90	—	

No	名称	住所	避難 場所を 兼ねる	被害想定の有無 (「有」の施設は安全確認後に開設)				収容可能 人数	電話番号	備考
				地震	土砂	洪水	浸水想定 河川			
127	八坂分館	大字上山田 1232-4	○		有			60	—	
128	城腰分館	大字上山田 2435-3	○		有			90	—	
129	温泉分館	上山田温泉 1-19-2	○	有	有	有※	千曲川	50	—	※:千曲川洪水時でも2階は使用可能。収容可能人数50人。
130	中央分館	大字上山田 2162-1	○		有			30	—	
131	長野寿光会 上山田病院	上山田温泉 3-34-3	○			有※		80	275-1581	※:千曲川洪水時でも4階は使用可能。収容可能人数80人。
132	ちくま環境エネルギーセンター	大字屋代 3088	○			有	千曲川	100	214-9017	

「避難場所を兼ねる」欄に○と記されている施設は、指定緊急避難場所でもある。

「収容可能人数」は施設の延床面積から計算した概算値である。(一部施設は除く。)

【資料 30】 指定福祉避難所

指定福祉避難所（高齢者・障がい者妊産婦などの要配慮者向け避難所）

■指定福祉避難所（一般指定避難所と併設）

その他の欄の記載

トイレ：車いす用・多目的トイレあり

空調：エアコンあり

エレベーター：エレベーターあり

	名称	住所	受入対象者	収容可能 人数	その他
1	戸倉上山田中学校	大字戸倉 2500	要配慮者とその介助者 1 名	98	指定避難所併設・トイレ・空調
2	更埴西中学校	大字稲荷山 134	要配慮者とその介助者 1 名	146	指定避難所併設・トイレ・空調
3	埴生中学校	大字桜堂 100	要配慮者とその介助者 1 名	85	指定避難所併設・トイレ・空調
4	屋代中学校	大字屋代 810	要配慮者とその介助者 1 名	150	指定避難所併設・トイレ・空調
5	五加小学校	大字千本柳 351	要配慮者とその介助者 1 名	63	指定避難所併設・トイレ・空調
6	更級小学校	大字羽尾 1864-1	要配慮者とその介助者 1 名	34	指定避難所併設・トイレ・空調
7	戸倉小学校	大字戸倉 1756	要配慮者とその介助者 1 名	66	指定避難所併設・トイレ・空調
8	上山田小学校	大字新山 695	要配慮者とその介助者 1 名	102	指定避難所併設・トイレ・空調
9	八幡小学校	大字八幡 3111	要配慮者とその介助者 1 名	62	指定避難所併設・トイレ・空調
10	治田小学校	大字稲荷山 1360	要配慮者とその介助者 1 名	53	指定避難所併設・トイレ・空調
11	埴生小学校	大字鋳物師屋 72	要配慮者とその介助者 1 名	46	指定避難所併設・トイレ・空調
12	東小学校	大字森 100	要配慮者とその介助者 1 名	39	指定避難所併設・トイレ・空調
13	屋代小学校	大字屋代 2111	要配慮者とその介助者 1 名	47	指定避難所併設・トイレ・空調
14	更埴体育館（ことぶきアリーナ千曲）	杭瀬下 2-1	要配慮者とその介助者 1 名	158	指定避難所併設・トイレ・空調・エレベーター
15	ふれあい福祉センター	大字戸倉 2388	要配慮者とその介助者 1 名	31	指定避難所併設・トイレ・空調・エレベーター

※2 階以上に他の垂直避難の部屋確保あり ※人数は、感染症流行時 4 m²/人で積算

【資料 31】 災害用マンホールトイレ

■設置施設一覧

No.	設 置 施 設	規 格	数量 (基)
1	千曲市役所／ことぶきアリーナ千曲	φ 200	5
2	屋代小学校	φ 200	5
3	埴生小学校	φ 200	5
4	治田小学校	φ 200	5
5	八幡小学校	φ 200	5
6	五加小学校	φ 200	5
7	戸倉小学校	φ 200	5
8	更級小学校	φ 200	5
9	上山田小学校	φ 200	5
10	屋代中学校	φ 200	5
11	埴生中学校	φ 200	5
12	更埴西中学校	φ 200	5
13	戸倉上山田中学校	φ 200	5

※1 基当たり 1 日 100 人程度の使用が可能

■災害用トイレ資機材（資材倉庫に格納）

設置施設：千曲市役所／ことぶきアリーナ千曲・埴生中学校・更埴西中学校

品 名	規 格 等	数 量
災害用トイレ用便座	和式	1
災害用トイレ用便座	洋式	4
災害用トイレ用テント	標準	4
災害用トイレ用テント	中型	1
鉄蓋開閉パール		1
ホース	50m	1
可搬式エンジンポンプ		1

設置施設：屋代小学校・埴生小学校・戸倉小学校・更級小学校・屋代中学校

品 名	規 格 等	数 量
災害用トイレ用便座	和式	1
災害用トイレ用便座	洋式	4
災害用トイレ用テント	標準	4
災害用トイレ用テント	中型	1
鉄蓋開閉パール		1
水中ポンプ		2
ホース	100m	1
非常用発電機		1

設置施設：治田小学校・五加小学校

品 名	規 格 等	数 量
災害用トイレ用便座	和式	1
災害用トイレ用便座	洋式	4
災害用トイレ用テント	標準	4
災害用トイレ用テント	中型	1
鉄蓋開閉バール		1
水中ポンプ		2
ホース	50m	1
非常用発電機		1

設置施設：八幡小学校

品 名	規 格 等	数 量
災害用トイレ用便座	和式	1
災害用トイレ用便座	洋式	4
災害用トイレ用テント	標準	4
災害用トイレ用テント	中型	1
鉄蓋開閉バール		1
水中ポンプ		1
ホース	200m	1
非常用発電機		1

設置施設：上山田小学校

品 名	規 格 等	数 量
災害用トイレ用便座	和式	1
災害用トイレ用便座	洋式	4
災害用トイレ用テント	標準	4
災害用トイレ用テント	中型	1
鉄蓋開閉バール		1
水中ポンプ		2
ホース	150m	1
非常用発電機		1

設置施設：戸倉上山田中学校

品 名	規 格 等	数 量
災害用トイレ用便座	和式	1
災害用トイレ用便座	洋式	4
災害用トイレ用テント	標準	4
災害用トイレ用テント	中型	1
鉄蓋開閉バール		1
ホース	200m	1
可搬式エンジンポンプ		1

第13節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画

【資料32】 備蓄倉庫・備蓄品

杭瀬下防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
給水タンク	1 5 0 0 l	4
リアカー	折畳み式	1
オイルブロッター	1 0 0 枚/箱 1 7 k g	20
ポリタンク	赤	58
NKトイレスト	5 個組立済み	12
ライト用三脚	2 個入り	9
ポリタンク	白、2 0 l	28
大型灯油ポンプ		3
バール		21
消火器		150
コードリール		14
ガソリンタンク	2 0 l	10
つるはし		5
かけや		9
誘導旗	段ボール入り	1
土のう作製器		2
折畳みのこぎり		12
GI水筒	3 0 個入り	3
水タンク	1 0 l	7
水タンク	2 0 l	3
予備フィルターセット		2
緊急ろ過装置		2
担架	折畳み式	10
担架	ストレート式	19
リアカー	通常	1
立て看板		20
畳		39
ポリタンク	白、2 0 l、蛇口付	12
ヘルメット	医療用	11
上着	医療用	7
ズボン	医療用	20
雨具	医療用	9
長靴	医療用	2
災害救助用マット	1 0 枚/箱	2
難燃性毛布	1 0 枚/箱	16
ゴム手袋	段ボール入り	1
土のう袋	2 0 0 枚/箱	3
ブルーシート	1 0 枚入り	26
耐候性大型土のう袋	5 枚入り	10
ガソリン缶		5
軽油缶		5
バレーンライト		12

品名	規格等	数量
発電機	ホンダEX22	1
簡易止水壁		60
投光器	ハタヤ PHCX-505KN スタンド付ハロゲンライト	1

雨宮防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
ワンタッチ間仕切り	自立式スチールスプリング一体四面構造 ポリエステル製	100
簡易ベッド	スチール製 折り畳み式	100
ブルーシート	10枚入り	500

生萱防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
救急医療セット		2
ソフトシーネ	大・中・小	90
平担架		10
四つ折担架		7
毛布		50
災害用備蓄毛布	真空パック	150
給水タンク	2000 リットル	1
緊急用水袋	10 リットル	180
携帯用防災タンク	7 リットル	100
ポリ容器	20 リットル	10
ガソリン携帯缶		8
コードリール		15
三脚		6
散光球投光器		10
背負噴霧器		1
チェーンソー		1
一輪車		3
ブルーシート		30
リアカー		2
かけや		15
剣型スコップ		23
角型スコップ		34
つるはし		5
トラロープ		10
バール		30
炊飯かまど		3
薪		44
給水型土のう		100
発電機	ホンダ EX22KIJNA3 キャスター付	1
投光器	ハタヤ PHCX-505KN スタンド付ハロゲンライト	1
折りたたみベッド		299

屋代中学校防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
救護畳		17
敷マット	10枚/箱	10
毛布	10枚/箱	10
移動式炊飯器	興亜物産	3
災害救護工具セット		2
メガホン		2
木箱		38
角椅子		14
資料箱		10
長机		7
かめ	大	1
かめ	小	2
練炭		17
机用椅子		2
秤		1

小島防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
簡易トイレ	(株)ニード製 ワンタッチトイレニードA型	5
トイレ用テント	ワンタッチベンリーテント	4
毛布		516
災害用備蓄毛布	真空パック	129
災害救助用マット	10 枚/箱	3
布団		28
タオルケット		3
敷き毛布		4
ベッドシート		45
ワイヤーカッター		2
ボール	600mm	3
つるはし		3
なた		3
軍手	12 組	3
踏み台	3 段	1
灯油ポリタンク	18 L	5
ガソリン携行缶	20 L	2
作業灯		2
石油ストーブ		4
2 t ジャッキ		2
大ハンマー	3.6 k g	3
のこぎり		3
剣型シャベル		20
トラロープ	50m	5
一輪車		2
カケヤ		2
水ポリタンク	20 L	5
コードリール	20m	4
LEDランタン		1
発電機	ホンダ EX22KIJNA3 キャスター付	2
段ボールベッド		20

稲荷山防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
救急医療セット		2
ソフトシーネ	大・中・小	90
平担架		9
四つ折担架		10
災害用備蓄毛布	真空パック	40
手動ポンプ		1
エンジンポンプ		1
耐震性貯水槽用蛇口		2
緊急ろ過装置		1
携帯用防災タンク	7 リットル	100
ポリ容器	20 リットル	10
ガソリン携帯缶		2
携帯用発電機		5
コードリール		15
三脚		10
散光球投光器		10
背負噴霧器		2
チェーンソー		1
一輪車		3
空気入れ		1
ブルーシート		250
リアカー		2
かけや		13
剣型スコップ		45
角型スコップ		6
つるはし		5
トラロープ		10
炊飯かまど		6
薪		50

中原防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
拡声器	スピーカータイプ300MHz（脚、防滴マイク、スタ	5
拡声器	据置タイプ800MHz（防滴マイク、アルミケース、	0
災害用簡易トイレ	ニードA型（ワンタッチ、処理袋1000回付）	18
ベンリーテント		24
シャベル		17
つるはし		12
くわ		1
かけや		7
かま（長）		2
もつぶ		2
水かき		5
鉄くい		48
かま（小）		13
のこぎり		7
トラロープ		2
なた		2
縄		10
ブルーシート		2
バー		2
鉄ハンマー		1
電気コード		3
パイロン		3
土のう		23
水のう		62
消火器		3
小型ポンプ	消防団用	2
小型ポンプ	婦人消防用	6
避難場所看板		1
シェーバー		8
消防服類		1
無気孔ゴーグル	10個入り	5
防塵マスク	20個	14
水中ライト	30個入り	2
肩掛噴霧器	共立	3
雑巾	段ボール詰	1
SARS 防護服	段ボール詰	1
霧吹き	段ボール詰	1
資料箱		44
旗用棒		4
発電機	ホンダ EX22KIJNA3 キャスター付	2
投光器	ハタヤ PHCX-505KN スタンド付ハロゲンライト	2
長机		39
畳		230

八幡防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
水ポリタンク	20 L	5
灯油ポリタンク	18 L	5
ガソリン携行缶	20 L	2
カケヤ		2
万能ナタ		3
ワイヤーカッター		2
大ハンマー	3.6 kg	3
コードリール	20m	4
油圧ジャッキ	2t	1
バール	600 mm	3
のこぎり		3
一輪車		2
空気入れ		1
トラロープ	50m	3
剣型スコップ		5
角型スコップ		9
LED ランタン		2
電池	ランタン用	2
投光器	ハタヤ PHCX-505KN スタンド付ハロゲンライト	1
プライバシールーム	ニード製	2
ファミリールーム	ニード製	9
間仕切り	2 張/箱	25
簡易トイレ	ラップボン	2
ブルーマット	ブルーマット (20m)	6
大型水囊	タイガーダム 15m	3
ワンタッチトイレ P 型		14
P 型袋セット		25
トイレ用ベンリー袋		5
トイレ用テント		15
給水袋	6 ℓ 100 袋入り	29
段ボールベッド		56
シュラフ		30
折りたたみベッド		100

羽尾防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
組立式煮炊レンジ	3-1	2
移動式ガスボイル	ハットリ	2
炊き出しステーション	イワタニ	1
剣型スコップ		23
ハンマー		7
つるはし		5
のこぎり		9
バール		8
一輪車		4
鉋		9
折りたたみベッド		127
発電機	ホンダ EX22KIJNA3 キャスター付	1
投光器	ハタヤ PHCX-505KN スタンド付ハロゲンライト	1

■備蓄食料

品 名	規 格 等	賞味期限	数 量
サバイバルフーズ	60 食入り	2033 年 06 月	21
サバイバルフーズ	60 食入り	2039 年 09 月	8
アルパインエア	60 食入り	2027 年 10 月	10
フリーズドライビスケット	96 食入り	2029 年 08 月	8
ビスコ	180 袋/箱	2027 年 06 月	15
アルファ米（わかめごはん）	炊き出しタイプ（50 食）	2024 年 07 月	10
アルファ米（わかめごはん）	炊き出しタイプ（50 食）	2027 年 10 月	9
アルファ米（五目ごはん）	炊き出しタイプ（50 食）	2025 年 04 月	20
アルファ米（五目ごはん）	炊き出しタイプ（50 食）	2026 年 07 月	4
アルファ米（五目ごはん）	炊き出しタイプ（50 食）	2027 年 10 月	9
アルファ米（きのこごはん）	炊き出しタイプ（50 食）	2024 年 05 月	9
アルファ米（きのこごはん）	炊き出しタイプ（50 食）	2025 年 04 月	9
おいしいご飯	和風鯛ご飯（25 食/箱）	2030 年 1 月	23
おいしいご飯	海鮮カレーご飯（25 食/箱）	2030 年 1 月	23
おいしいご飯	鯛だしお粥（25 食/箱）	2030 年 1 月	10
飲料水（DSW PREMIUM 12YEARS）	0.5L×24 本入り	2029 年 09 月	23
飲料水（南アルプス天然水）	0.5L×24 本入り	2024 年 12 月	92
飲料水（7 年保存水）	0.5L×24 本入り	2026 年 03 月	20
飲料水（12 年保存水）	0.5L×24 本入り	2033 年 09 月	150
飲料水（12 年保存水）	0.5L×24 本入り	2034 年 09 月	20

小船山防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
折畳みテント		5
パイロン		44
火点		5
式台		1
水槽	操法用	5
災害救助マット	10枚入り	25
災害用備蓄毛布	10枚入り	13
トラバー		25
コードリール		4
デッキブラシ		4
水かき		4
くい	鉄製、ロープ用	7
バケツ		11
エンジンポンプ		1
消防ホース		9
ブルーシート		22
カセットコンロ	イワタニカセットフー達人	15
アルミ鍋	30 c m	10
ワイヤーカッター		2
パール	600mm	2
つるはし		5
なた		3
軍手	12組	3
踏み台	3段	1
2tジャッキ		1
のこぎり		3
剣型シャベル		27
トラロープ	50m	5
一輪車		2
水ポリタンク	20L	5
発電機	ホンダ EX22KIJNA3 キャスター付	1
投光器	簡易型	200
シュラフ	10枚/箱	70
プライベートルーム	(株)ニード	32

内川防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
救助工具セット	一式・台車付き	1
バール	600mm	2
つるはし		4
踏み台	3 段	1
灯油ポリタンク	18 L	5
ガソリン携行缶	20 L	2
投光器		2
石油ストーブ		2
災害用備蓄毛布	真空パック	150
2 t ジャッキ		2
大ハンマー	3.6 k g	3
のこぎり		1
剣型スコップ		26
角型スコップ		6
トラロープ	50m	5
一輪車		2
カケヤ		5
水ポリタンク	20 L	5
コードリール	20m	3
L E D ランタン		1
簡易トイレ	ラップボン	4
避難所用ロールマット	0.9m×20m	9
リアカー	耐荷重 100 kg	3
空気入れ		1
トイレットペーパー		54
石鹸	48 個入り	4
発電機	ホンダ EX22KIJNA3	2
投光器	ハタヤ スタンド付ハロゲンライト PHCX-505KN	1
段ボールベッド		225
災害用簡易トイレ		3
トイレ用テント		3
トイレ用テント		3
カセットコンロ		13
アルミ鍋		15

戸倉防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
水ポリタンク	20 L	5
灯油ポリタンク	18 L	5
ガソリン携行缶	20 L	2
ガソリンポリタンク用		2
軍手	12 組	3
カケヤ		2
万能ナタ		1
大ハンマー	3.6 kg	3
コードリール	20m	3
油圧ジャッキ	2t	2
バール	600 mm	3
のこぎり		3
一輪車		2
空気入れ		1
トラロープ	50m	5
踏み台	3 段	1
ハンドライト	蛍光灯 要電源	2
発電機(カセットガス)	ホンダ EU9iGB (並列運転コード)	7
発電機	ホンダ EX22KIJNA3	4
発電機	ヤマハ EF900is	19
投光器	ハタヤ スタンド付ハロゲンライト PHCX-505KN	5
リアカー	耐荷重 100 kg	2
剣型スコップ		16
角型スコップ		4
エアーポット		12
間仕切り		434
衛生セット		180
石油ストーブ		7
トイレ用テント	(株)ニード	6
ワンタッチトイレ	(株)ニード	6

上山田温泉防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
発電機		1
レスキューライト		1
蛇口	4つ付	2
テント		2
なべ、バケツ		1
浄水器カートリッジ		1
三脚		3
チェーンソー	本体オレンジ色、ハスクバーナー	1
チェーンソーオイル		1
真空パックシュラフ		70
簡易トイレ	<u>NK トイレスト</u>	2
コードリール		2
ポリタンク		21
かまど		1
大鍋		1
手動ポンプ		1

上山田新山防災備蓄倉庫備蓄品

■資機材

品 名	規 格 等	数 量
小型ライト	丸型	2
小型ライト	角型	2
ガス炊飯器		1
炊飯用具	やかん、鍋、バケツ	1
発電機		2
ルミカライト		10
セーフティライト		28
発電ラジオ		1
ラジオ付き懐中電灯		1
チェーンソー	本体オレンジ色、ハスクバーナー	1
浄水器カートリッジ		48
トラロープ		1
ロープ		1
ブルーシート		10
エンジンポンプ		1
テント		8
コードリール		2
土のう袋		800
投光器	ハタヤ スタンド付ハロゲンライト	1
ポリタンク		12
ブランケット		200
簡易トイレ	NK トイレスト	3

第 1 4 節 給水計画

〔資料 33〕 給水用資機材

給水用資機材

更埴地区

品 名	規 格 等	杭瀬下	生 萱	稲荷山
給水タンク	1500 リットル	5	3	2
〃	2100 リットル	1	1	
給水装置付タンク	500 リットル	1		
緊急用給水袋	10 リットル	200	180	
非常用広口給水袋	6 リットル	700		
ホールドキャリア	10 リットル	300		
携帯用ポリ容器	20 リットル	30	10	10
携帯用防災タンク	7 リットル	200	100	100
水筒		90		
飲料水貯水槽給水ポンプ	手動式			1
〃	エンジン付			1
給水用蛇口				2

戸倉・上山田地区

品 名	規 格 等	羽 尾	上山田温泉	上山田新山
給水タンク	1500 リットル	1		
〃	300 リットル			1
飲料水角型水槽	2500 リットル		2	2
携帯用ポリ容器	20 リットル	20	12	12
緊急用給水袋	20 リットル	50	100	100
飲料水貯水槽給水ポンプ	手動式	1	1	
〃	エンジン付	1	1	
給水用蛇口		2	2	

飲料水応急給水可能配水池・貯水槽

水道管理事務所

No.	配 水 地 名	有効容量	管理事務所	備 考
1	戸倉配水池	1,340 m ³	上 田	緊急遮断弁
2	上山田配水池	1,664 m ³	上 田	緊急遮断弁
3	更埴調整池	6,000 m ³	川中島	緊急遮断弁
4	更埴第1配水池	1,600 m ³	川中島	緊急遮断弁
5	稲荷山配水池	1,742 m ³	川中島	緊急遮断弁

飲料水応急給水可能貯水槽

千曲市

No.	貯 水 槽	有効容量	設置場所	備 考
1	飲料水兼用耐震性貯水槽	100 m ³	大字千本柳	緊急遮断弁
2	飲料水兼用耐震性貯水槽	100 m ³	大字稲荷山	緊急遮断弁
3	飲料水兼用耐震性貯水槽	100 m ³	上山田温泉	緊急遮断弁

飲料水応急給水拠点「安心の蛇口」

水道管理事務所

No.	設置場所	設置者	設置年度
1	白鳥園	上田水道管理事務所	平成27年度
2	勤労者体育センター	川中島水道管理事務所	平成29年度
3	更埴体育館	川中島水道管理事務所	令和元年度
4	埴生中学校	川中島水道管理事務所	令和6年度

第 15 節 危険物施設等災害予防計画
 【資料 34】 危険物施設の現況

R6. 10. 31 現在

千曲市内危険物施設

施 設 別		設置数
貯 蔵 所	屋 内	15
	屋 外 タ ン ク	7
	屋 内 タ ン ク	3
	地 下 タ ン ク	77
	移 動 タ ン ク	29
取 扱 所	給 油	30
	一 般	40
合 計		201

数量別危険物施設状況

数量別 施設別		5 倍 以下	5 倍 越え 10 倍 以下	10 倍 越え 50 倍 以下	50 倍 越え 100 倍 以下	100 倍 越え 150 倍 以下	150 倍 越え 200 倍 以下	200 倍 越え 1000 倍 以下	1000 倍 越え 5000 倍 以下	5000 倍 越え 10000 倍 以下	合計
貯 蔵 所	屋 内	9	5							1	15
	屋外タンク	4	1	1		1					7
	屋内タンク	3									3
	地下タンク	34	21	21	1						77
取 扱 所	移動タンク	29									29
	給 油		3	5	7	1	6	8			30
	一 般	15	14	11							40
合 計		94	44	38	8	2	6	8	0	1	201

第22節 災害広報計画

【資料35】 千曲市メール配信サービス・千曲市LINE公式アカウント登録状況

千曲市メール配信サービス登録者数

(令和6年12月 1日現在)

全登録数（市からのお知らせ全登録数）		4, 384
防災・火災情報	防災・火災情報全登録数	4, 295
	全地区	3, 502
	更埴川東	2, 681
	更埴川西	2, 559
	戸倉上山田	2, 780
防犯情報（千曲警察署からのお知らせ）		3, 962

千曲市公式LINEアカウント（防災情報）登録者数

(令和6年12月 1日現在)

防災情報カテゴリ登録者数	1, 802
--------------	--------

千曲市メール配信サービス(防災・火災情報)に配信された情報は、千曲市公式LINEアカウント(防災情報カテゴリ)に自動的に配信されます。

第25節 建築物災害予防計画

【資料36】 文化財

No.	名 称	文化財の種類	指定	指定年月日	所在地	所有者
1	木造愛染明王坐像	重要文化財	国	M39. 4. 14	千曲市稲荷山	宗教法人長雲寺
2	智識寺大御堂	重要文化財(建造物)	国	M40. 8. 28	上山田	宗教法人智識寺
3	木造十一面観音立像	重要文化財	国	S12. 8. 25	上山田	宗教法人智識寺
4	水上布奈山神社本殿	重要文化財(建造物)	国	S63. 5. 11	戸倉	宗教法人水上布奈山神社
5	吉田川西遺跡土壙出土品	重要文化財	国	H2. 6. 29	長野県立歴史館	長野県
6	鳥羽院庁下文	重要文化財	国	H10. 6. 30	長野県立歴史館	長野県
7	埴科古墳群	史跡	国	H19. 2. 6		
	森將軍塚古墳				森字大穴山	千曲市
	有明山將軍塚古墳				屋代字一重山	千曲市、個人
	倉科將軍塚古墳					個人
	土口將軍塚古墳					個人
8	姨捨(田毎の月)	名勝	国	H11. 5. 10		千曲市, (宗)長楽寺, 個人
9	日本カモシカ	特別天然記念物	国	S30. 2. 15	地域を定めず	不詳
10	雨宮の神事芸能	重要無形民俗文化財	国	S56. 1. 21	雨宮	雨宮御神事踊り保存会
11	笹屋ホテル別荘	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市 上山田温泉	株式会社八光
12	坂井銘醸主屋	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市戸倉	坂井銘醸株式会社
13	坂井銘醸蔵	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市戸倉	坂井銘醸株式会社
14	坂井銘醸蔵	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市戸倉	坂井銘醸株式会社
15	坂井銘醸蔵	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市戸倉	坂井銘醸株式会社
16	坂井銘醸蔵	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市戸倉	坂井銘醸株式会社
17	坂井銘醸蔵	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市戸倉	坂井銘醸株式会社
18	坂井銘醸蔵	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市戸倉	坂井銘醸株式会社
19	坂井銘醸蔵	登録有形文化財	国	H15. 2. 26	千曲市戸倉	坂井銘醸株式会社
20	武水別神社頭人行事	選択*	国	S61. 12. 17	八幡	武水別神社 頭人行事保存会
21	龍洞院架道橋	登録有形文化財	国	H18. 10. 18	千曲市大字桑原	東日本旅客鉄道㈱
22	滝沢川橋梁	登録有形文化財	国	H18. 10. 18	千曲市大字稲荷山	東日本旅客鉄道㈱
23	荏沢川第1号石堰堤	登録有形文化財	国	H21. 1. 8	千曲市大字桑原	長野県(千曲建設事務所)
24	荏沢川第2号石堰堤	登録有形文化財	国	H21. 1. 8	千曲市大字桑原	長野県(千曲建設事務所)
25	荏沢川第3号石堰堤	登録有形文化財	国	H21. 1. 8	千曲市大字桑原	長野県(千曲建設事務所)
26	荏沢川第7号石堰堤	登録有形文化財	国	H21. 1. 8	千曲市大字桑原	長野県(千曲建設事務所)
27	姨捨の棚田	重要文化的景観	国	H22. 2. 22	千曲市大字八幡字 月見殿、日影、姪石	千曲市ほか

No.	名 称	文化財の種類	指定	指定年月日	所在地	所有者
28	日向林B遺跡出土品	重要文化財	国	H23. 6. 27	長野県立歴史館	長野県
29	千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	国	H26. 12. 10	千曲市大字稲荷山字町屋敷ほか	国・県・市・個人
30	長野銘醸事務所	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
31	長野銘醸酒蔵	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
32	長野銘醸貯蔵蔵	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
33	長野銘醸南蔵	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
34	長野銘醸米蔵	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
35	長野銘醸粕蔵	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
36	長野銘醸東納屋	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
37	長野銘醸西納屋	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
38	長野銘醸東土蔵	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
39	長野銘醸西土蔵	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
40	長野銘醸文庫蔵	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
41	長野銘醸長屋門	登録有形文化財	国	H26. 12. 19	千曲市大字八幡	(資)和田酒店(長野銘醸株)
42	寿高原食品四階倉庫	登録有形文化財	国	H29. 6. 28	千曲市大字戸倉	個人
43	瀧澤家住宅主屋	登録有形文化財	国	H29. 6. 28	千曲市大字磯部	個人
44	瀧澤家住宅土蔵	登録有形文化財	国	H29. 6. 28	千曲市大字磯部	個人
45	瀧澤家住宅長屋門	登録有形文化財	国	H29. 6. 28	千曲市大字磯部	個人
46	日本聖公会中部教区稲荷山諸聖徒教会	登録有形文化財	国	R5. 2. 27	千曲市大字稲荷山	(宗)日本聖公会中部教区
47	木造千手観音坐像	県宝(彫刻)	県	S37. 7. 12	千曲市大字森	宗教法人観龍寺
48	銅製釣燈籠	県宝(工芸品)	県	S45. 4. 13	千曲市大字八幡	宗教法人武水別神社
49	細形銅剣	県宝(考古資料)	県	S49. 11. 14	千曲市羽尾	宗教法人佐良志奈神社
50	武水別神社摂社高良社本殿	県宝(建造物)	県	S50. 7. 21	千曲市八幡	宗教法人武水別神社
51	木造聖観音坐像	県宝(彫刻)	県	S50. 7. 21	千曲市内川	宗教法人長泉寺
52	木造千手観音立像	県宝(彫刻)	県	S52. 3. 31	千曲市戸倉	個人
53	木造十一面観音菩薩立像	県宝(彫刻)	県	H5. 2. 18	千曲市大字森	宗教法人観龍寺
54	木造聖観音菩薩立像(盗難)	県宝(彫刻)	県	H5. 2. 18	千曲市大字森	宗教法人観龍寺
55	大文字の旗	県宝(歴史資料)	県	H9. 8. 14	長野県立歴史館	長野県
56	動物装飾付釣手土器	県宝(考古資料)	県	H11. 3. 18	長野県立歴史館	長野県
57	村上氏城館跡	県史跡	県	S49. 1. 17	千曲市大字磯部	個人
58	武水別神社社叢	県天然記念物	県	S40. 2. 25	千曲市大字八幡	宗教法人武水別神社
59	屋代遺跡群出土木簡	県宝(考古資料)	県	H16. 3. 29	長野県立歴史館	長野県

No.	名 称	文化財の種類	指定	指定年月日	所在地	所有者
60	武水別神社神主 松田家館跡	県史跡	県	H18. 4. 20	千曲市大字八幡	個人
61	下茂内遺跡出土品	県宝(考古資料)	県	H18. 4. 20	長野県立歴史館	長野県
62	長野県行政文書	県宝(歴史資料)	県	H20. 1. 10	長野県立歴史館	長野県
63	清水家文書	県宝(古文書)	県	H20. 4. 21	長野県立歴史館	長野県
64	社宮司遺跡出土 木造六角宝幢	県宝(考古資料)	県	H23. 3. 28	長野県立歴史館	長野県
65	大井法華堂文書	県宝(美術工芸品)	県	R6. 3. 28	長野県立歴史館	長野県
66	木造観音二十八部衆	有形文化財(彫刻)	市	S48. 3. 15	千曲市大字森	宗教法人観龍寺
67	伎楽面木造金剛力士	有形文化財(彫刻)	市	S53. 3. 24	千曲市大字八幡	宗教法人武水別神社
68	伎楽面木造獅子	有形文化財(彫刻)	市	S53. 3. 24	千曲市大字八幡	宗教法人武水別神社
69	石造子安地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	個人
70	木造地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	宗教法人智識寺
71	木造聖観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	宗教法人智識寺
72	木造金剛力士立像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	千曲市
73	木造釈迦如来坐像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	宗教法人智識寺
74	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	個人
75	木造阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
76	鉄造吉祥天立像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	宗教法人普携寺
77	木造虚空像菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	市	S62. 1. 27	千曲市大字力石	宗教法人如法寺
78	木造薬師如来坐像	有形文化財(彫刻)	市	S63. 3. 28	千曲市大字戸倉	柏王区
79	木造不動明王立像(盗難)	有形文化財(彫刻)	市	H4. 12. 24	千曲市大字森	宗教法人観龍寺
80	木造毘沙門天立像	有形文化財(彫刻)	市	H4. 12. 24	千曲市大字森	宗教法人観龍寺
81	金銅製六角釣灯籠	有形文化財(工芸品)	市	S48. 3. 15	千曲市大字八幡	宗教法人武水別神社
82	千石舟模型	有形文化財(工芸品)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	宗教法人宇留司原神社
83	庄内神社古文書	有形文化財(古文書)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	宗教法人庄内神社
84	市川家古文書	有形文化財(古文書)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
85	宮下家古文書	有形文化財(古文書)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
86	古畑家古文書	有形文化財(古文書)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
87	宮本家古文書	有形文化財(古文書)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	個人
88	滝沢家古文書	有形文化財(古文書)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
89	旧上山田町所蔵古文書	有形文化財(古文書)	市	S62. 1. 27	千曲市 歴史文化財センター	千曲市
90	旧上山田町所有古文書	有形文化財(古文書)	市	S62. 1. 27	千曲市 歴史文化財センター	千曲市
91	五輪堂遺跡第2号火葬墓出土遺物	有形文化財(考古資料)	市	S61. 1. 27	千曲市大字栗佐	千曲市教育委員会

No.	名 称	文化財の種類	指定	指定年月日	所在地	所有者
92	御屋敷土器一括	有形文化財(考古資料)	市	S62. 1. 27	さらしなの里 歴史資料館	千曲市教育委員会
93	陣鐘及び湯釜	有形文化財(考古資料)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	個人
94	禾天目茶碗	有形文化財(考古資料)	市	S62. 1. 27	千曲市上山田温泉	個人
95	古常滑大甕	有形文化財(考古資料)	市	S62. 1. 27	城山史跡公園展示室	千曲市教育委員会
96	経筒	有形文化財(考古資料)	市	S63. 3. 28	さらしなの里 歴史資料館	千曲市教育委員会
97	人面付小形深鉢土器	有形文化財(考古資料)	市	H10. 3. 26	さらしなの里 歴史資料館	千曲市教育委員会
98	佛光円明禅師袈裟及び念珠	有形文化財(歴史資料)	市	S57. 3. 10	千曲市大字森	宗教法人禅透院
99	佐久間象山墨跡及び書簡	有形文化財(歴史資料)	市	S61. 1. 27	千曲市 歴史文化財センター	千曲市
100	上山田温泉第一号湯標石	有形文化財(歴史資料)	市	S62. 1. 27	千曲市上山田温泉	上山田温泉株式会社
101	佐久間象山書五反幟	有形文化財(歴史資料)	市	S62. 1. 27	千曲市歴史文化財セ ンター(寄託)	宗教法人三本木神社
102	屋代小学校旧本館	有形文化財(建造物)	市	S48. 3. 15	千曲市大字屋代	千曲市
103	波間科神社本殿	有形文化財(建造物)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	宗教法人波間科神社
104	智識寺仁王門	有形文化財(建造物)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	千曲市
105	武水別神社神官 松田邸	有形文化財(建造物)	市	H15. 2. 28	千曲市大字八幡	個人、千曲市
106	力石さん	有形文化財(石造物)	市	S62. 1. 27	千曲市大字力石	宗教法人清水神社
107	新山宿の石神様	有形文化財(石造物)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
108	飯盛女の献燈	有形文化財(石造物)	市	S63. 3. 28	千曲市大字戸倉	宗教法人水上布奈山神社
109	宝篋印塔	有形文化財(石造物)	市	S63. 3. 28	千曲市大字若宮	宗教法人佐良志奈神社
110	上山田 大々御神楽	無形文化財	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	上山田町神楽保存会
111	水上布奈山神社の御柱祭	無形民俗文化財	市	H12. 11. 30	千曲市大字戸倉	水上布奈山神社総代会 ・氏子会
112	屋代城跡	史跡(城館跡)	市	S48. 10. 24	千曲市大字屋代	千曲市
113	荒砥城跡群	史跡(城館跡)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	千曲市
114	入山城跡	史跡(城館跡)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
115	塚穴古墳	史跡(古墳)	市	S50. 12. 20	千曲市大字稻荷山	千曲市
116	北山古墳(第1・2号墳)	史跡(古墳)	市	S50. 12. 20	千曲市大字生萱	個人
117	金比羅山古墳	史跡(古墳)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	個人
118	四ッ塚古墳群	史跡(古墳)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	個人
119	堂上古墳	史跡(古墳)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	個人
120	観音林古墳	史跡(古墳)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	個人
121	釜屋一号墳	史跡(古墳)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	宗教法人智識寺
122	中山古墳	史跡(古墳)	市	S63. 3. 28	千曲市大字戸倉	千曲市
123	白塚古墳	史跡(古墳)	市	H14. 1. 25	千曲市大字森	個人

No.	名 称	文化財の種類	指定	指定年月日	所在地	所有者
124	石組み井戸	史跡(井戸跡)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
125	四十八曲峠古道	史跡(古道)	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	千曲市
126	見性寺境内一円	名勝	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	宗教法人見性寺
127	曾根堂の不動滝一円	名勝	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	千曲市
128	樽岩	名勝	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	千曲市
129	山崎氏庭園	名勝	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
130	智識寺寺叢	天然記念物	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	宗教法人智識寺
131	三本木神社の櫓	天然記念物	市	S62. 1. 27	千曲市大字上山田	宗教法人三本木神社
132	清水の榎	天然記念物	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
133	天坂の柊	天然記念物	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
134	漆原の柏	天然記念物	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
135	漆原のくまの水木	天然記念物	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	個人
136	見性寺のタラヨウ	天然記念物	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	宗教法人見性寺
137	ハコネサンショウウオ 棲息地	天然記念物(生息地)	市	S62. 1. 27	千曲市大字新山	千曲市
138	中原のリング国光原木	天然記念物	市	H6. 3. 31	千曲市大字八幡	個人
139	姨捨長楽寺の桂ノ木	天然記念物	市	H6. 3. 31	千曲市大字八幡	宗教法人長楽寺
140	お稲荷様のケヤキ	天然記念物	市	H6. 3. 31	千曲市大字森	個人
141	柏王の大カシワ	天然記念物	市	H10. 3. 26	千曲市大字戸倉	個人
142	明徳寺の大スギ	天然記念物	市	H10. 3. 26	千曲市大字羽尾	宗教法人明徳寺
143	天狗のマツ	天然記念物	市	H10. 3. 26	千曲市大字戸倉	宗教法人水上布奈山神社
144	セツブンソウ群生地	天然記念物	市	H18. 9. 28	千曲市大字戸倉	個人
145	「屋代家文書」ほか一括	有形文化財(歴史資料)	市	H19. 3. 30	千曲市大字若宮	千曲市
146	水上布奈山神社のクスギ	天然記念物(植物)	市	H23. 4. 7	千曲市大字戸倉	宗教法人水上布奈山神社
147	天皇子神社のケヤキ	天然記念物(植物)	市	H24. 6. 6	千曲市大字寂蒔	宗教法人 天皇子神社
148	稲荷山祇園祭	無形民俗文化財	市	H24. 6. 6	千曲市稲荷山地区	治田神社神輿管理委員会
149	大池の百八灯	無形民俗文化財	市	H27. 4. 1	千曲市大池区	大池区
150	小坂城跡	史跡(城館跡)	市	H27. 4. 1	千曲市大字桑原	龍洞院
151	屋代遺跡群水田遺構出土祭 祀遺物群	有形文化財(考古資料)	市	H29. 3. 30	千曲市 歴史文化財センター	千曲市

(千曲市教育要覧)

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

【資料37】 自衛消防団・自主防災組織

自衛消防団・自主防災組織一覧表

(令和6年4月1日現在)

No.	組 織 名	団員数	婦 人 消防団	No.	組 織 名	団員数	婦 人 消防団
1	屋代第1区自衛消防団	12		23	代区自衛消防団	19	15
2	屋代第2区自衛消防団	53		24	大池区自衛消防団	26	
3	栗佐自衛消防団	7		25	姨捨自衛消防団	34	
4	屋代第4区自衛消防団	26		26	峯自衛消防団	47	
5	屋代第5区自衛消防団	19		27	中原区自衛消防団	20	0
6	屋代第6区自主防災団	38		28	郡区自衛消防団	13	
7	雨宮区自衛消防団	21		29	上町区自衛消防団	51	
8	土口自衛消防団	34		30	八幡辻区自衛消防団	7	10
9	生萱区自衛消防団	21		31	新宿区自衛消防団	32	12
10	森東区自衛消防団	24		32	森下区自衛消防団	20	
11	森西区自衛消防団	24		33	北堀区自衛消防団	33	
12	倉科区自衛消防団	59		34	志川区自主防災団	66	12
13	寂蒔自衛消防団	39		35	磯部区自主防災会	74	千曲市 消防団 婦人消 防隊組 織に編 成され ている
14	鋳物師屋区自衛消防団	18		36	福井区自衛防災団	27	
15	打沢区自衛消防団	47		37	新戸倉温泉区自衛防災隊	16	
16	小島区自衛消防団	39	10	38	上町区自主防災団	53	
17	桜堂区自衛消防団	12		39	上中町区自主防災会	70	
18	杭瀬下自衛消防団	44	17	40	中町区自主防災団	35	
19	新田区自衛消防団	27		41	今井町区自衛消防隊	12	
20	中区自衛消防団	24		42	柏王区自主防災会	25	
21	稲荷山自衛団い組 (元八日町)	31		43	戸倉温泉区自主防災会	23	
	稲荷山自衛団ろ組 (荒町、中町)	40		44	若宮区自主防災会	24	
	稲荷山自衛団は組 (上八日町、治田町)	37		45	芝原自衛消防団	12	
	稲荷山自衛団元組 (元町)	16		46	仙石区自主防災会	37	
22	桑原自衛消防団 (西区・東区・小坂区・中区・ 大田原区)	62		47	羽尾第四区自主防災会	38	
				48	羽尾第五区自主防災会	44	

No.	組 織 名	団員数	婦 人 消防団	No.	組 織 名	団員数	婦 人 消防団
49	須坂区自主防災団	12	千曲市 消防団 婦人消 防隊組 織に編 成され ている	56	新山自治会自主防災団	64	千曲市 消防団 婦人消 防隊組 織に編 成され ている
50	黒彦区自衛消防団	27		57	漆原自主防災会	35	
51	上徳間区自衛消防団	16		58	三本木自主防災会	30	
52	内川区自主防災会	23		59	八坂自主防災会	20	
53	千本柳区自主防災会	23		60	中央自衛消防団	43	
54	小船山区自主防災会	118		61	城腰地区自衛防災団	49	
55	力石自治会	43		62	温泉地区自治会連合会 自主防災団	52	

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

【資料 38】 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

特別警報

特別警報の種類	概要	発表基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。

特別警報の指標

雨を要因とする特別警報の指標	以下のア又はイのいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）又は洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で5段階のうち最大の危険度（イの場合は、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布）が出現している市町村等に大雨特別警報を発表。 ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。 イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。（ただし3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。） ウ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。 ○雨に関する50年に1度の値（千曲市地域） ・48時間降水量：206mm
----------------	---

	・ 3 時間降水量 : 9 0 mm ・ 土壌雨量指数 : 1 5 0
台風等を要因とする特別警報の指標	台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される場合。 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される場合。 ○台風等に関する指標の値 ・ 中心気圧 9 3 0 hPa 以下又は最大風速 5 0 m/s 以上
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりを持って 5 0 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する 5 0 年に一度の値（長野） ・ 積雪深 : 6 5 cm

警報・注意報発表基準一覧表

千曲市	府県予報区		長野県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		長野地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	101
	洪水	流域雨量指数基準	沢山川流域=8.3, 佐野川流域=7.6 更級川流域=5.3, 女沢川流域=5.7	
		複合基準 *1	更級川流域=(5, 4.6) 千曲川流域=(7, 40)	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田・杭瀬下]	
	暴風	平均風速	17m/ s	
	暴風雪	平均風速	17m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	沢山川流域=6.6, 佐野川流域=6 更級川流域=4.2, 女沢川流域=4.6	
		複合基準 *1	更級川流域=(5, 3.3), 千曲川流域=(5, 36)	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[杭瀬下]	
	強風	平均風速	13m/ s	
	風雪	平均風速	13m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55% *2		
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/ s 以上、または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上		
	低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温－14℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
	着雪	著しい着雪が予想される場合		
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※令和 6 年 5 月 23 日現在

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は長野地方気象台の値

【資料 39】 水防法に基づく警報・注意報等

洪水予報 (対象：千曲川)

種 類	情報名	発 表 基 準
洪 水 警 報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報 (対象：沢山川)

区 分	発 表 基 準
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。

水防警報 (対象：千曲川、沢山川)

種 類	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

氾濫水防警報の段階

第 一 段 階	準 備	水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団及び消防団の幹部の出動
第 二 段 階	出 動	水防団員及び消防団員の出動
第 三 段 階	解 除	水防活動の終了
(適 宜)	状 況	水位、雨量等水防活動に必要な状況

【資料 40】避難指示等に係る発令の判断基準

避難指示等に係る発令の判断基準

1 避難指示及び緊急安全確保

災害の発生による人的被害を最小限に制御し、その拡大を防止するため避難の必要があると市長が認めるときは、避難指示・緊急安全確保を発令する。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

避難情報等			防災気象情報
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル相当情報(例)
警戒レベル5 緊急安全確保	既に <u>災害が発生</u> している 又は <u>切迫している</u> 状況で す。 <u>命を守るための最善の行 動</u> をしましょう。	緊急安全確保 ※災害が実際に発生又は 切迫していることを把 握した場合に可能な範 囲で発令 【市町村が発令】	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等 【国土交通省、気象庁、長 野県が発表】
警戒レベル4 全員避難	<u>速やかに避難先に避難</u> し ましょう。 公的な避難場所までの移 動が危険と思われる場合 は、近くの安全な場所や、 親戚・知人宅、自宅内など のより安全な場所に避難 しましょう。	避難指示 ※地域の状況に応じて緊 急的又は重ねて避難を 促す場合等に発令 【市町村が発令】	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等 【国土交通省、気象庁、長 野県が発表】
警戒レベル3 高齢者等は避難	<u>避難に時間を要する人(ご 高齢の方、障がいのある 方、乳幼児等)とその支援 者</u> は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備 を整えましょう。	高齢者等避難 【市町村が発令】	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等 【国土交通省、気象庁、長 野県が発表】
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマッ プ等により、自らの <u>避難行 動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 【気象庁が発表】	
警戒レベル1	災害への心構えを高めま しょう。	早期注意情報 【気象庁が発表】	

2 洪水に係る避難指示等の発令基準

(1) 千曲川（洪水予報河川） 避難発令基準

水位基準地点：杭瀬下観測所

発令の区分	条 件	対象となる箇所
警戒レベル3 【高齢者等避難】 水位 4.00m	・氾濫注意水位（1.60m）を超え避難判断水位（4.00m）を超えると予想される概ね2時間前 ・洪水警報（氾濫警戒情報）が発表されたとき ・生田観測所水位の上昇が見込まれるとき	・上山田地区（漆原、八坂を除く） ・戸倉地区 ・更級地区（仙石、羽尾第四区、羽尾第五区を除く） ・五加地区 ・埴生地区 ・屋代地区（森東、森西、倉科を除く） ・八幡地区（峯、姨捨、大池、郡、中原を除く） ・稲荷山地区（元町を除く）
警戒レベル4 【避難指示】 水位 5.00m	・氾濫危険水位（5.00m）に達したとき ・洪水警報（氾濫危険情報）が発表されたとき ・生田観測所水位の上昇が見込まれるとき	
警戒レベル5 【緊急安全確保】 水位 5.42m	・計画高水位（5.42m）を超えたとき ・洪水警報（氾濫発生情報）が発表されたとき ・破堤のおそれのある漏水や亀裂の発見、内水排水機場ポンプの運転が停止された場合 ・堤防が決壊した場合	・浸水地区全域

※ 洪水予報河川

洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防法の規定に基づき洪水予報河川に指定し、気象庁が流域の降水量を予測し、河川管理者が基準とする地点の水位予測を行い、気象庁と河川管理者が共同で洪水予報として発表する。（根拠法：水防法第10条第2項、第11条第2項）

(2) 沢山川（水位周知河川） 避難発令基準

水位基準地点：沢山川観測所（生萱観測局）

発令の区分	条 件	対象となる箇所
警戒レベル3 【高齢者等避難】 水位 2.70m	・氾濫注意水位（1.70m）を超え避難判断水位（2.70m）を超えると予想される概ね2時間前 ・水防警報が発表されたとき ・沢山川観測所及び千曲川土口水門水位の上昇が見込まれるとき ・千曲市に大雨警報が発表されている場合	・雨宮地区 ・生萱地区 ・土口地区 ・倉科地区 ・森東地区 ・森西地区
警戒レベル4 【避難指示】 水位 3.10m	・氾濫危険水位（3.10m）に達したとき ・氾濫危険水位到達水位情報が発表されたとき ・沢山川観測所及び千曲川土口水門水位の上昇が見込まれるとき ・千曲市に大雨警報が発表されている場合	
警戒レベル5 【緊急安全確保】 水位 3.87m	・計画高水位（3.87m）を超えたとき ・破堤のおそれのある漏水や亀裂の発見、内水排水機場ポンプの運転が停止された場合 ・堤防が決壊した場合	・浸水地区全域

※ 水位周知河川

水位周知河川は、流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕が無い河川において、

河川の水位が避難判断水位に達したことを浸水想定区域内の住民に周知することにより洪水による被害の軽減を図る河川。(根拠法：水防法第13条)

(3) 荒砥沢川 避難発令基準

水位基準地点：八王子水門

発令の区分	条 件	対象となる箇所
警戒レベル3 【高齢者等避難】	千曲川水位が2.60m（水門閉鎖水位）になると予想される場合、または、さらに水位の上昇が予想される場合。	・若宮地区（八王子水門付近） ・戸倉温泉地区 ・上山田温泉1・2丁目
警戒レベル4 【避難指示】	今後氾濫する危険があると予想される場合	
警戒レベル5 【緊急安全確保】	氾濫が発生した場合	

(4) 更級川 避難発令基準

水位基準地点：宮川樋門

発令の区分	条 件	対象となる箇所
警戒レベル3 【高齢者等避難】	千曲川水位が2.23m（樋門閉鎖水位）になると予想される場合、または、さらに水位の上昇が予想される場合。	・志川地区 ・北堀地区 ・森下地区 ・新宿地区 ・辻地区
警戒レベル4 【避難指示】	今後氾濫する危険があると予想される場合	
警戒レベル5 【緊急安全確保】	氾濫が発生した場合	

○洪水予報の種類と水位危険度レベル

洪水予報		水位危険度レベル	
洪水警報	氾濫発生情報	レベル5	氾濫が発生
	氾濫危険情報	レベル4	氾濫危険水位超過
	氾濫警戒情報	レベル3	避難判断水位超過
洪水注意報	氾濫注意情報	レベル2	氾濫注意水位超過
		レベル1	水防団待機水位超過

土砂災害に係る避難指示等の発令基準

(1) 避難発令基準

発令の区分	条 件	対象となる箇所
警戒レベル 3 【高齢者等避難】	・大雨警報 ^{※1} が発表され、近隣でわき水や地下水が濁り始めた、量が変化した等の前兆現象が確認された場合	・人家のある土砂災害特別警戒区域箇所 土 石 流・・・ 3 溪流 急傾斜地・・・ 7 0 箇所
	・土砂災害警戒情報 ^{※2} が発表された場合	・人家のある土砂災害警戒区域及び特別警戒区域箇所 土 石 流・・・ 6 7 溪流 急傾斜地・・・ 1 1 8 箇所
警戒レベル 4 【避難指示】	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路などにクラック発生）が確認された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が予想される場合	・条件を満たした格子領域及びその周辺の土砂災害警戒区域 ・人家のある土砂災害警戒区域及び特別警戒区域箇所 土 石 流・・・ 6 7 溪流 急傾斜地・・・ 1 1 8 箇所
警戒レベル 5 【緊急安全確保】	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の前兆現象が確認された場合	

※1 大雨警報

【資料 91】 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等（資料編 P320）参照

※2 土砂災害警戒情報・・・大雨注意報、大雨警報に続いて、土砂災害の危険度が高まったときに長野県と長野地方気象台の共同により発表される。地域を概ね 1 km 四方の格子領域に区分し、降雨量と土壌雨量指数の 2 要素と土砂災害の履歴から、危険と判断される土砂災害発生危険基準線（CL：クリティカルライン）を設定し、2 時間先の予測雨量から求めた 6 0 分積算雨量と土壌雨量指数の雨量状況曲線値が、CL を超えると予測した場合に発表される。

【資料 41】 消防法に基づく通報・警報等

消防法に基づく通報・警報等

火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報であり、長野地方気象台が発表する。

種 類	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報であり、千曲市長が発表する。

種 類	発 表 基 準
火 災 警 報	火災気象通報の発表基準に準じる。

【資料 42】 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 Km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

【資料43】 被害等の認定基準

災害の被害の認定基準

被害の種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (解釈) 必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部

被害の種類	認 定 基 準
	分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家とし称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住込んで居住しているのはもちろん、一般の非住家として取り扱われている土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家とみなす。
非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 （解釈）社会通念上住家と称せられるものであっても、現実には人が居住していない場合は非住家とする。

（平成13年 6 月28日内閣府政策統括官通知）
（令和 3 年 6 月24日府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知を反映）

〔資料 44〕 直接即報基準

直接即報基準

火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防法第 267 号消防庁長官）

改正（平成 29 年 2 月 7 日消防法第 11 号消防庁長官）

火災等直接即報

次に該当する災害については、市町村は、第 1 号様式又は第 2 号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

建物火災	ホテル・病院・映画館・百貨店において発生した火災
交通機関の火災	①航空機火災 ②タンカー火災 ③社会的影響度が高い船舶火災 ③トンネル内車両火災 ④列車火災
石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	①危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	①死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が 5 名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ②放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報

次の事故等については、市町村は第3号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

救急救助事故
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックによる救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等
①武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ②武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

災害直接即報

次の災害については、市町村は、第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて、消防庁に直接報告をすること。

地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

第3節 非常参集職員の活動

【資料45】 千曲市地域監視対象雨量観測所一覧

千曲市地域監視対象雨量観測所一覧

名称	管轄	位置	一時間雨量		累加雨量
			注意値 (mm/h)	警戒値 (mm/h)	警戒値 (mm)
森	長野県	千曲市大字森2846-3	20	40	80
千曲（更埴）	長野県	千曲市大字屋代1881 （千曲建設事務所）	20	40	80
八幡	長野県	千曲市大字八幡986-2	20	40	80
聖高原	気象台	麻績村猿ヶ馬場峰山	20	40	80
漆原	長野県	千曲市大字新山1051-6	20	40	80
八王子	国交省	千曲市市大字若宮	20	40	80

長野県河川砂防情報ステーションにより雨量確認を行う。

〔資料 46〕 災害対策本部等の標識等

千曲市災害対策本部職員腕章

千曲市災害対策本部条例様式第1号（第16条関係）

The diagram illustrates the layout of disaster prevention signs for various roles in a school. The signs are arranged in two columns. The left column shows signs for the Principal (市長), Department Head (部長), and General Staff (一般職員). The right column shows signs for the Deputy Principal (副市長), Deputy Department Head (副本部長), and Class Head (係長). Each sign is a rectangle with a circle in the center containing the character '災' (disaster). The dimensions of each sign are given in centimeters (cm).

Left Column (Main Department Use):

- 市長 (Mayor):** Dimensions: 1.5 cm (top), 1.4 cm (middle), 1.4 cm (bottom). Sign text: 千 曲 市 (top), 災 (center), 本 部 長 (bottom).
- 部長 (Department Head):** Dimensions: 2.5 cm (top), 1.5 cm (middle), 2.0 cm (bottom). Sign text: 千 曲 市 (top), 災 (center), 本 部 員 (bottom).
- 一般職員 (General Staff):** Dimensions: 10.0 cm (top). Sign text: 千 曲 市 (top), 災 (center), 本 部 職 員 (bottom).

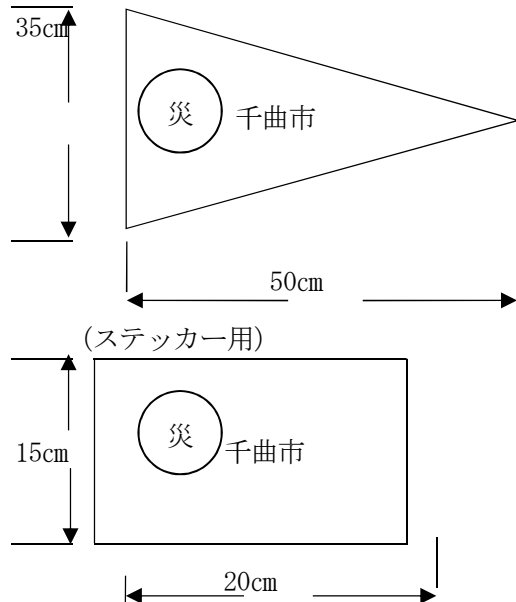
Right Column (Deputy Department Use):

- 副市長 (Deputy Mayor):** Dimensions: 1.6 cm (top), 1.4 cm (middle), 1.7 cm (bottom). Sign text: 千 曲 市 (top), 災 (center), 副 本 部 長 (bottom).
- 係長 (Class Head):** Dimensions: 4.0 cm (top), 2.0 cm (middle), 4.0 cm (bottom). Sign text: 千 曲 市 (top), 災 (center), 本 部 班 長 (bottom).

- 備考 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
2 文字及び円の記号の色彩は、黒（班員用のみ（災は、赤とする。）
横線の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。

千曲市災害対策本部災害応急活動に使用する自動車標識

千曲市災害対策本部条例様式第2号（第16条関係）

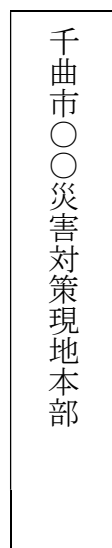
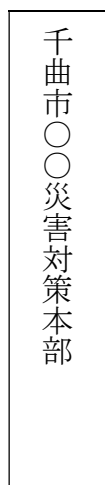


(注) ① 災の色彩は赤色、その他の文字の色彩は黒色、地の色彩は黄色（ステッカー用は白色）とする。

千曲市災害対策本部標識及び現地本部標識

千曲市災害対策本部条例様式第3号（第16条関係）

- (1) 本部 (2) 現地本部



(注)

- 1 標札の大きさは、適宜とする。
- 2 「〇〇」欄は、異常象名又は災害名とする。

第 16 節 保健衛生、感染症予防活動
 【資料 47】 防疫資機材

防疫資機材一覧

区 分	資 機 材 名	数 量	場 所
共 通	背負い式消毒器	2 台	市役所付属棟 2
	噴霧器	6 台	市役所付属棟 2
	防護服（バリアコート）	200 着	保健センター
	マスク	20,000 枚	保健センター
	感染防止手袋（ディスポグロブ）	10 箱	保健センター
	消毒用エタノール	10 本	保健センター
	手指消毒薬容器	20 本	保健センター
	手指消毒薬（充填用ヒビスコール液）	60 本	保健センター
	ごみ袋一式（袋、ガムテープ）	50 枚	保健センター

第 18 節 廃棄物の処理活動

【資料 48】 廃棄物処理施設（令和 6 年 12 月現在）

焼却処理施設

名 称	ちくま環境エネルギーセンター
所 在 地	千曲市大字屋代 3088 番地
運 営	長野広域連合
建設年度	令和 4 年 6 月稼働
機 種	クボタ環境サービス EK-34 型 全連続燃焼式
能 力	ストーカ式焼却 100 t / 日 (50 t / 日 × 2 炉) 灰溶融炉 10 t / 日 (1 炉)

不燃ごみ及び資源ごみ処理施設

名 称	葛尾組合不燃ごみ及び資源ごみ処理施設
所 在 地	千曲市大字上山田 3813 番地 100
運 営	葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
建設年度	昭和 46 年度建設（昭和 45 年度～46 年度）
能 力	15t / 日
処理方法	缶類は磁選機で分別しアルミ缶、スチール缶に分別し、それぞれ資源化する。 不燃ごみは選別して金属類は資源化、可燃物は焼却、残渣は埋立処分をする。

プラスチック等ストックヤード

名 称	葛尾組合資源ごみ処理施設
所 在 地	坂城町大字中之条 1850 番地
運 営	葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
建設年度	平成 14 年度建設
能 力	プラスチック製容器包装 8t / 日 ペットボトル 0.8t / 日
処理方法	減容器で圧縮・梱包し資源化する。

最終処分場（ごみ）

種 類	焼却灰	不燃残渣	廃乾電池	蛍光管残渣
処 分 場 名	長野広域連合 一般廃棄物最終 処分場	ハサマ処分場	J F E 条鋼(株) 西日本工場 水島製造所	(株)南都興産最終 処分場
所在地	須坂市大字亀倉 字北ノ山 850 番	中野市豊津 5015	倉敷市水島川崎 通一丁目	奈良県御所市大 字重阪 329 番地 他 12 筆
所有者	長野広域連合	飯山陸送(株)	J F E 条鋼(株)	(株)南都興産

【資料 49】 廃棄物処理業許可業者

廃棄物処理業許可業者

業者名	所 在 地	電 話	種 類
(株)平林軽金属工業所	千曲市大字寂蒔 46 番地 2	272-0477	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(有)関根商店	上田市住吉 316 番地 2	0268-24-2292	事業系一般廃棄物
(有)鳥昭商店	千曲市大字戸倉 2644 番地 1	276-5682	事業系一般廃棄物・一時多量ごみ
(有)三協金属	長野市若穂保科 2143 番地	282-5356	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(有)カナザワ	千曲市大字栗佐 1565 番地 1	272-1196	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(株)タケモト	須坂市大字小河原 971 番地の 4	248-8112	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物
(有)宮川商店	千曲市大字八幡 2464 番地	272-1032	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(株)西野興産	長野市三輪七丁目 8 番 17 号	232-2453	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(有)金島産業	長野市稲里町中氷鉋 929 番地 1	284-2717	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(株)ブライト	長野市川中島町御厨 169 番地 1	292-9138	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
小松産業(株)	長野市大字高田 1464 番地 3	243-0180	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(有)べちやる隊	千曲市大字栗佐 969 番地 1	214-8762	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
直富商事(株)	長野市大字大豆島 3397 番地 6	222-1880	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
宝資源開発(株)	長野市青木島町青木島乙 661 番地	284-6673	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
千曲資源リサイクル事業協同組合	千曲市大字屋代 2384 番地 1	273-8813	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
深沢産業(株)	長野市篠ノ井塩崎 5280 番地	272-2727	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(公社)更埴地域シルバー人材センター	千曲市大字杭瀬下 820 番地 3	272-5630	事業系一般廃棄物(草木に限る)
(有)神津建築	千曲市大字栗佐 1441 番地	272-0578	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(有)田中商店	千曲市大字磯部 1113 番地 7	275-3815	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(株)アトムス	坂城町大字中之条 1397 番地 1	090-9666-3150	事業系一般廃棄物
(有)品川商会	千曲市大字上山田 518 番地 2	276-2580	事業系一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物・一時多量ごみ
(有)千曲商行	上田市天神三丁目 2038-25	0268-27-2791	事業系一般廃棄物・一時多量ごみ

業者名	所 在 地	電話	種 類
(有)小宮山自動車	坂城町大字坂城 4525 番地	0268-82-2542	事業系一般廃棄物・一時多量 ごみ
(同)平林解体	千曲市大字須坂 479 番地 1	276-3441	事業系一般廃棄物・一時多量 ごみ
米山建材(株)	長野市篠ノ井岡田 607 番地 5	292-0431	特定家庭用機器廃棄物・一時 多量ごみ
千曲市清掃事業協同組合	千曲市大字八幡 1580 番地 1	261-3777	事業系一般廃棄物・一時多量 ごみ
千曲資源リサイクル事 業協同組合	千曲市大字屋代 2384 番地 1	273-8813	紙 圧縮梱包施設
深沢産業(株)	長野市篠ノ井塩崎 5280 番地	272-2727	粗大ごみ破砕処理施設
(株)アスター	千曲市大字八幡 1580 番地 1	273-2610	し尿・浄化槽汚泥・家庭雑排 水汚泥
(有)瀬下衛生社	千曲市大字屋代 769 番地	272-2612	し尿・浄化槽汚泥
(株)サンテック	千曲市上山田温泉三丁目 43 番地 8	276-0211	浄化槽汚泥
(株)篠ノ井環境サービス	長野市川中島町上氷鉋 1146 番地 1	254-6690	浄化槽汚泥
コマキ工業(株)	長野市松代町西条 4065 番地 3	278-7822	浄化槽汚泥・家庭雑排水汚泥
(株)アスター	千曲市大字八幡 1580 番地 1	273-2610	浄化槽清掃業
(有)瀬下衛生社	千曲市大字屋代 769 番地	272-2612	浄化槽清掃業
(株)サンテック	千曲市上山田温泉三丁目 43 番地 8	276-0211	浄化槽清掃業
(株)篠ノ井環境サービス	長野市川中島町上氷鉋 1146 番地 1	254-6690	浄化槽清掃業
コマキ工業(株)	長野市松代町西条 4065 番地 3	278-7822	浄化槽清掃業
(株)田中光男商会	長野市篠ノ井布施高田 364 番地 3	292-0510	特定家庭用機器廃棄物
(有)柴田商店	長野市差出南一丁目 1 番 3 号	226-2510	特定家庭用機器廃棄物
松山建設(株)	長野市安茂里小市一丁目 2 番 7 号	228-1464	特定家庭用機器廃棄物
(株)美整社	長野市中御所三丁目 9 番 14 号	224-0144	特定家庭用機器廃棄物
(株)永井本店	中野市大字安源寺 577 番 2	0269-22-3168	特定家庭用機器廃棄物
(株)サイトー	東御市新張 2087 番地	0268-63-6701	特定家庭用機器廃棄物
(株)井上産業	長野市大字大豆島 5307 番地 2	214-3830	特定家庭用機器廃棄物
アイビックス(有)	長野市大字北尾張部 770 番地 1 赤 沼第 3 ビル	244-2033	特定家庭用機器廃棄物
(株)アップル運輸	上田市芳田 439 番地 1	0268-22-0600	特定家庭用機器廃棄物
信和工業(株)	長野市川中島町四ツ屋 1193 番地 22	285-7894	特定家庭用機器廃棄物
(株)アスター	千曲市大字八幡 1580 番地 1	273-2610	特定家庭用機器廃棄物
白鳥 明生 (リサイクルふるさと)	長野市篠ノ井御幣川 1161 番地 2	299-6409 090-4462-9472	特定家庭用機器廃棄物
(有)エポック	千曲市大字栗佐 797 番地 1	273-0215	特定家庭用機器廃棄物

【資料 50】 し尿処理施設

最終処分場（し尿・浄化槽汚泥・雑排水汚泥）

区 分	し尿・浄化槽汚泥	雑排水汚泥	
処 分 場 名	千曲衛生センター	信濃理化学工業㈱	クリーンユーキ㈱佐久工場
所 在 地	千曲市大字屋代 3119	長野市松代町大室 1279-1	佐久市大字志賀 989
運 営	千曲衛生施設組合	信濃理化学工業㈱	クリーンユーキ㈱
建 設 年 度	第 1 期工事：昭和 36～37 年度 第 2 期工事：昭和 40～41 年度 第 3 期工事：昭和 50～53 年度 第 4 期工事：平成 2～5 年度	平成 10 年 4 月竣工	平成 6 年 10 月竣工
処 理 能 力	310 キロリットル／日 し 尿 270 キロリットル 浄化槽汚泥 40 キロリットル	130t／日	45 t／日

【資料 51】 し尿収集運搬業者・浄化槽汚泥収集運搬許可業者

し尿収集運搬業者

業者名	住所	電話	許可台数	担当地区	形態
(有)瀬下衛生社	千曲市大字屋代 769 番地	(026) 272-2612	3 台 全車両浄化槽兼用	屋代地区 雨宮地区 倉科区 森地区 埴生地区(寂蒔区・小島 区・鋳物師屋区・杭瀬下 区) 戸倉地区(今井町区・柏 王区・戸倉温泉区を除 く) 上山田地区(力石・新山・ 漆原を除く)	許可
(株)アスター	千曲市大字八幡 1580 番地 1	(026) 273-2610	3 台 全車両浄化槽兼用	稲荷山地区 埴生地区(打沢区・桜堂 区・新田区・中区) 戸倉地区(今井町区・柏 王区・戸倉温泉区) 五加地区 更級地区 上山田地区(力石・新山・ 漆原)	許可

浄化槽汚泥収集運搬許可業者

業者名	住所	電話	許可台数	担当地区	形態
(有)瀬下衛生社	千曲市大字屋代 769 番地	(026) 272-2612	3 台	市内全域	許可
(株)アスター	千曲市大字八幡 1580 番地 1	(026) 273-2610	3 台	市内全域	許可
コマキ工業(株)	長野市松代町西条 4065 番地 3	(026) 278-7822	1 台 浄化槽専用	上山田地区	許可
(株)サンテック	千曲市上山田温泉 三丁目 43 番 8	(026) 276-0211	2 台 浄化槽専用	市内全域	許可
(株)篠ノ井環境 サービス	長野市川中島町上 氷鉋 1146 番地 1	(026) 254-6690	3 台 浄化槽専用	市内全域	許可

第37節 災害救助法の適用

【資料52】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

長野県災害救助法施行細則（令和3年7月12日規則第93号）

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
避難所設置	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者	避難所の設置・維持・管理運営経費（賃金、消耗器材費、建物の使用謝金・購入費、燃料費）	【基本額】 1人1日当たり 330円以内 【加算額】 ○冬季(10月～3月)加算 ○高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む 2 輸送費は別途計上 3 避難所生活が長期にわたる場合等は、避難者の健康を配慮して、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊（焼）、流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者	整地費、建築経費（建築費・付帯工事費・老人居宅介護事業所等を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費・賃金・輸送費・事務費）、リース料、集会所建築費	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工→供与期間は工事完了日から2年以内	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
			○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	○避難所に収容された者 ○全半壊（焼）・流失・床上浸水で炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑費（器機使用謝金または借上料、消耗品等購入費）	1 人 1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	1 被災者支給分のみが対象 2 輸送費、賃金は別途計上
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	ろ水器等他給水に必要な機械器具の借上、修繕・燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、賃金は別途計上。
被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与	全半壊（焼）、流失床上浸水、船舶の遭難等により被服生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服・寝具、身の回り品、炊事用具、日用品、光熱材料	別表の範囲内 災害発生日により限度額を区分 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は当該地域の時価による 2 現物給付に限る
医 療	応急的に医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者	診察、薬剤または治療材料、処置・手術その他の治療・施術、病院または診療所への収容、看護	1 救護班 使用した薬剤治療材料・医療器具修繕費等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	1 原則、救護班が現地により処置 2 救護班では治療困難な重症患者等がある場合または救護班の到着を待つことができない急迫している場合は医療機関で処置 3 患者等の移送費は、別途計上。
助 産	災害発生の日以前または以後 7 日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）	分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料	1 救護班 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分娩した日から 7 日以内	1 救護班のほか助産婦・産院・一般医療機関による実施も可 2 妊婦等の移送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった者の救出	○現に生命、身体が危険な状態にある者 ○生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 明らかに生存している者を除き、原則4日以降は死体の捜索として取り扱う 2 輸送費、賃金は別途計上。
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、若しくは半焼若しくは半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	居室・炊事場・便所等日常生活に不可欠な部分の最小限度の修理費（原材料費・労務費・材料輸送費・工事事務費）	（ア）（イ）に掲げる世帯以外の世帯 595,000 円以内 （イ）半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同報第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水により学用品を喪失・毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、（盲・ろう・養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）	教科書（検定済のもの）、教材（教育委員会承認のもの）	実費	災害発生の日から1ヵ月以内	1 入進学時の場合は個々の実情に応じ給与 2 備蓄物資は評価額
		文房具、通学用品（運動靴・カバン・体育着等）	小学生1人当たり 4,500 円 中学生1人当たり 4,800 円 高校生1人当たり 5,200 円	災害発生の日から15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者の埋葬を実施する者に支給	棺（付属品を含む） 埋葬（火葬）料、骨壺、骨箱	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	風習・宗教等に配慮する
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上。

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	洗淨、縫合、消毒等 一時保存 検案	1体当たり 3,500円以内 ○既存建物借上 通常の実費 ○野外仮設 1体当たり 5,400円以内 ○ドライアイス等購入費を要する場合は当該地域の通常実費を加算 当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 原則、検案は救護班による。 2 輸送費・賃金は、別途計上。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたため生活に支障があり、自らの資力により応急処理をすることができない者	除去に必要な機械器具等の借上賃輸送費及び賃金	1世帯当たりの平均137,900円以内	災害発生の日から10日以内	限度額は市町村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
輸送費 賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理、配分	輸送または賃金	当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実施が認められる期間以内	
実費弁償	施行令第10条第1号から4号までに規定する者	(ア) 被災者の避難 (イ) 医療及び助産における移送 (ウ) 被災者の救出 (エ) 飲料水の供給 (オ) 死体の搜索 (カ) 死体の処理 (キ) 救済用物資の整理、配分及び輸送	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額。

別表 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与のために支出できる費用

1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
季別	夏（4～9月）	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬（10～3月）	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

2 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
季別	夏（4～9月）	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬（10～3月）	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

第3章 災害復旧計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【資料 53】 千曲市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象（火災及び落雷を除く。）によって生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 証明書の交付の対象となるものは、罹災した不動産、動産その他これらに類するものとする。

(証明の区分)

第3条 証明書は「罹災証明書」及び「罹災届出証明書」とし、次に掲げるものとする。

(1) 罹災証明書 罹災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は職員により現場を調査し、確認がなされている場合に行うもの

(2) 罹災届出証明書 罹災物件が確実な証拠によって個々に立証できない場合で、罹災の届け出があった時に行うもの

(証明書の交付申請)

第4条 証明書の交付申請は、罹災証明書にあっては罹災証明申請書（様式第1号）により、罹災届出証明書にあっては罹災届出書兼罹災届出証明申請書（様式第2号）によるものとし、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、罹災証明申請書にあっては、職員による現場調査及び確認が行われているとき又は市長が認めたときは、添付書類を省略することができる。

(1) 位置図

(2) 罹災状況が確認できる写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認めるもの

2 証明書の交付申請は、罹災後60日以内に提出しなければならない。ただし、当該期限を経過したことにつき理由書の提出があり、かつ、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を確認し、第3条各号に掲げる区分に応じて罹災証明書（様式第3号）又は罹災届出証明書（様式第4号）を交付するものとする。ただし、大規模災害等により特別な事情があるときは、様式第3号及び様式第4号のほかに、市長が別に定めることができる。

(証明事項)

第6条 証明書による証明事項は、交付申請書に基づく罹災状況であり、損害額を証明するものではない。

(手数料)

第7条 証明書交付に伴う手数料については、徴収しない。

(事務の所管)

第8条 証明書交付の事務は、罹災証明書は総務部税務課、罹災届出証明書は総務部危機管理防災課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月21日告示第49号)

この告示は、令和元年10月21日から施行する。

附 則(令和2年8月26日告示第49号)

この告示は、令和2年8月26日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

罹災証明申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先
世帯主との続柄（ ）

下記のとおり、罹災証明書の交付を申請します。

世帯に関する事項			
世 帯 主 住 所			
世 帯 主 氏 名			
世 帯 構 成	氏 名	続柄	備考
		世帯主	
罹災内容に関する事項			
被 災 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分		
被 災 住 家 所 在 地	千曲市		
被 災 住 家 所 有 者	世帯主 ・ その他		
被 災 原 因			
被 災 内 容			
証 明 書 提 出 先			
証 明 書 必 要 部 数			
住 家 以 外 の 被 害			
添 付 書 類	写真、位置図		

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理の対象となる住家）

罹災届出書兼罹災届出証明申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先
世帯主との続柄（ ）

下記のとおり罹災したことを届出します。また罹災届出証明書の交付を申請します。

被災者の世帯に関する事項			
被災者住所			
被災者氏名			
被災者の世帯構成	氏 名	続柄	備考
		世帯主	
罹災届出内容に関する事項			
被災年月日	年 月 日 午前・午後 時 分		
被災場所	千曲市		
被災原因			
被災物件・内容			
証明書提出先			
証明書必要部数	部		
住家被害の有無	千曲市		
添付書類	写真		

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	備考
		世帯主	

罹災原因	年 月 日 の による
------	-------------

被災住家の所在地	千曲市
住家の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

千曲市長

罹災届出証明書

被災者住所			
被災者氏名			
被災者の世帯構成	氏名	続柄	備考
		世帯主	

被災原因	年 月 日 の による
------	-------------

被災場所	千曲市
被災物件・内容	

住家被害の有無	有 千曲市 無
---------	------------

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

千曲市長

気 象 庁 震 度 階 級 関 連 解 説 表

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。

しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層 ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の 天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある